

参 考 資 料

(平成24年度)

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所

目 次

1	第三期中期目標、計画、23年度24年度計画対照表……	1
2	外部評価（研究活動）結果報告書……………	2 1
3	中期特定研究の中間評価結果……………	5 5
4	平成24年度研修計画一覧……………	6 9
5	平成24年度特別支援教育専門研修プログラム……………	7 3
6	平成24年度研究成果発表一覧……………	1 5 1
7	平成24年度講師派遣実績……………	1 7 1
8	平成24年度科学研究費による研究の実施状況……………	1 7 7
9	組織規則・会計規程・会計細則……………	2 0 5

1 第3期中期目標・中期計画及び
平成23年度24年度計画対照表

第Ⅲ期中期目標・中期計画、平成２３年度計画・平成２４年度計画対照表

(独) 国立特別支援教育総合研究所

中期目標	中期計画	平成２３年度計画	平成２４年度計画
文部科学大臣指示 平成２３年３月１日 (序 文) 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十九条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。 (前 文) 我が国が目指すべき社会は、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会である。その実現のため、政府全体として、障害者基本法や発達障害者支援法等に基づき、ノーマライゼーションの理念に基づく障害者の社会への参加・参画に向けた総合的な施策が推進されているとともに、障害者の権利に関する条約に規定されている障害者を包容する教育制度の構築に向けた検討が行われている。その中で、学校教育は、障害者の自立と社会参加を見通した取組を含め、重要な役割を果たすことが求められている。 このため、研究所は、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、国や地方公共団体等と連携・協力しつつ、国の政策課題や教育現場の課題に柔軟かつ迅速に対応する業務運営を行い、もって障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献することをミッション（使命）とする。 このミッションを達成するためのビジョン（方向性）として、研究所は、①国の特別支援教育政策立案及び施策の推進に寄与する研究や、教育現場の喫緊の課題に対応した実証的な研究を行い、研究成果を教育現場等に還元すること、②都道府県等において特別支援教育の指導的な役割を果たす教職員を対象に、体系的・専門的な研修事業を実施し、各都道府県等における教職員の専門性・指導力を高める活動を支援すること、③都道府県等の教育相談機能を高めるための支援を行うこと、④特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、情報提供	文部科学大臣認可 平成２３年３月３１日 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）が中期目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成２３年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。	独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期計画に基づき、平成２４年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

するとともに理解啓発活動を行うこと等により特別支援教育の振興に寄与するものとする。

中期目標期間においては、研究所のミッションとビジョンに基づき、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に寄与するため、地方公共団体や大学等との役割分担を踏まえ、国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題等に対応した研究活動を核として、研修事業、教育相談活動、情報普及活動等を一体的に実施し、特別支援教育に係る我が国唯一のナショナルセンターとしての機能のより一層の充実を図る必要がある。

このような役割を果たすため、研究所の中期目標は、以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成23年4月1日の日から平成28年3月31日までの5年間とする。

II 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化等を踏まえつつ、特別支援教育のナショナルセンターとして研究を戦略的かつ組織的に実施し、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等に貢献するため、①国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に関する研究、②教育現場等で求められる喫緊の課題に対応した実際的な研究に一層精選・重点化して実施すること。

これらの研究については、各都道府県等に対する研究ニーズ調査の結果を参考に中期目標期間を見通して計画的に進めること。また、必要な研究体制の整備を図ること。さらに研究成果を教育現場に迅速に還元するため全ての研究課題に年限を設けること。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。

ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究

障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究を実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。

ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究

障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究を実施する。

ハ 研究の実施に当たっては、研究の性質による次の区分を設けて実施する。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 特別支援教育に係る実際の・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(1) 国の政策課題及び教育現場のニーズ等に対応した研究の推進

① 特別支援教育のナショナルセンターとしての役割を踏まえた、国の政策的課題や教育現場の課題に対応した研究に一層精選、重点化して実施し、障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献する。

イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

教育制度・システムに関する調査・研究、先導的な指導方法の開発に係る研究など、国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究を実施する。

ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究

障害のある子どもの教育内容・方法等に関する調査・開発研究など、教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的な研究を実施する。

ハ 研究の実施に当たっては、研究の性質による次の区分を設けて実施する。

i) 基幹研究

- 重点推進研究：専門研究の内、重要性及び緊急性という観点から重点的に推進する研究
- 専門研究A：障害種別によらない研究で、特別支援教育推進のための総合的研究、障害種別の共通テーマの研究
- 専門研究B：障害種別等に対応した専門的研究
- 専門研究C：業務上必要な研究で、かつ全所的に取り組むことが求められる研究
- 専門研究D：上に該当しない先端的、試験的、萌芽的研究

- ii) 外部資金研究：科学研究費等の外部資金を獲得して行う研究
- iii) 受託研究：外部から委託を受けて行う研究
- iv) 共同研究：本研究所において実施されている実際の・総合的研究と大学や大学共同利用機関、医療・福祉機関等において実施されている基礎的・理論的な研究を融合する研究
- v) 調査研究：研究所の業務部門において、その業務を遂行する上で必要な調査及び研究

ニ 平成23年度に基幹研究を次のとおり実施する。

i) 平成22年度からの継続研究

(重点推進研究)

- ・特別支援学校における新学習指導要領に基づいた教育課程編成の在り方に関する実際研究（平成22年度～平成23年度）
- ・特別支援学校(知的障害)高等部における軽度知的障害のある生徒に対する教育課程に関する研究（平成22年度～平成23年度）
- ・特別支援学級における自閉症のある児童生徒の「カリキュラムアセスメント」

i) 基幹研究 研究所が主体となって実施する研究で、運営費交付金を主たる財源とするもの
その内容により、以下の通り区分する。

- 専門研究A：特定の障害種別によらない総合的課題、障害種別共通の課題に対応した研究
- 専門研究B：障害種別専門分野の課題に対応した研究
- 専門研究D：専門研究A、専門研究Bにつなげることを目指して実施する予備的、準備的研究等

専門研究A、専門研究Bのうち、特に重要度の高い研究を「重点推進研究」として取り組む。

また、①インクルーシブ教育システムに関する研究、②特別支援教育におけるICTの活用に関する研究、に係る研究課題については、中期特定研究課題制度（1（1）②ニ参照）の枠組の下で研究に取り組む。

- ii) 外部資金研究：科学研究費等の外部資金を獲得して行う研究
- iii) 受託研究：外部から委託を受けて行う研究
- iv) 共同研究：本研究所と大学や民間などの研究機関等と共同で行う研究

ニ 平成24年度に基幹研究を次のとおり実施する。

i) 平成23年度からの継続研究

(専門研究A)

- ・インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究（平成23年度～平成24年度）（中期特定研究）（重点推進研究）
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究（平成23年度～平成24年度）（中期特定研究）（重点推進研究）

(仮称)に基づいた教育課程編成に関する実証的研究（平成２２年度～平成２３年度）

- ・発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究－幼児教育から後期中等教育への支援の連続性－（平成２２年度～平成２３年度）

(専門研究A)

- ・特別支援教育におけるＩＣＦ－ＣＹの活用に関する研究－活用のための方法試案の実証と普及を中心に－（平成２２年度～平成２３年度）
- ・特別支援学校高等部（専攻科）における進路指導・職業教育支援プログラムの開発（平成２２年度～平成２３年度）

(専門研究B)

- ・軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の在り方に関する研究（平成２２年度～平成２３年度）
- ・言語障害のある子どもの通常の学級における障害特性に応じた指導・支援の内容・方法の開発に関する研究－通常の学級と通級指導教室の連携を通して－（平成２２年度～平成２３年度）
- ・肢体不自由のある児童生徒の障害特性に配慮した教科指導に関する研究－表現する力の育成をめざして－（平成２２年度～平成２３年度）
- ・特別支援学校(病弱)のセンター的機能を活用した病気の子ども支援ネットワークの形成と情報の共有化に関する研究（平成２２年度～平成２３年度）
- ・発達障害と情緒障害の関連と教育的支援に関する研究－二次障害の予防的対応を中心に－（平成２２年度～平成２３年度）

ii) 平成２３年度からの新規研究

(専門研究A)

- ・インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究
- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究
- ・特別支援教育を推進する学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究
- ・デジタル教科書・教材及びＩＣＴの活用に関する基礎調査・研究

(専門研究B)

- ・特別支援教育を推進する学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究（平成２３年度～平成２４年度）

(共同研究)

- ・墨字と併記可能な点字・触図作製技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作製（平成２３年度～平成２４年度）
- ・弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究（平成２３年度～平成２４年度）

ii) 平成２４年度からの新規研究

(専門研究A)

- ・特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（重点推進研究）
- ・デジタル教科書・教材の試作とガイドラインの検証－アクセシブルなデジタル教科書の作成を目指して－（中期特定研究）

(専門研究B)

- ・特別支援学校（視覚障害）における教材・教具の活用及び情報の共有化に関する研究－ＩＣＴの役割を重視しながら－（中期特定研究）

		・小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する実際研究	・ことばの遅れを主訴とする子どもに対する早期からの指導の充実に関する研究－子どもの実態の整理と指導法の効果の検討－ ・特別支援学校(肢体不自由)のセンタ－的機能を活かしたA T活用の促進に関する研究－I C Tの役割を重視しながら－(中期特定研究) ・自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究 (重点推進研究) ・高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心として指導・支援の在り方－(重点推進研究)
② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。	イ 中長期を展望し平成20年8月に策定した研究基本計画について、国の障害者制度改革の方向性など、国の政策の動向等を踏まえ改訂する。 ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。 ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について毎年度見直しを行いつつ、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。 ニ 特別支援教育全体に関わる重点的な課題を総合的に解決するため、中期目標期間を見通して特定の包括的研究テーマ(領域)を設定し、複数の研究課題から構成された研究を進める中期特定研究制度を創設する。	② 研究計画を策定し研究体制の整備を進める。	イ 平成24年2月に改訂した研究基本計画に基づいて、様々な研究ニーズを見極めつつ、研究活動を展開する。 ロ 研究を戦略的かつ体系的に実施するための研究班を整備する。 ハ 研究成果を教育現場等に迅速に還元するため、研究課題については、その必要性、研究内容等について見直しを行う。また、原則として、2年を年限として研究成果をまとめる。 ニ 平成23年度に創設した中期特定研究制度に基づき、特別支援教育全体に関わる重点的な課題である次の研究テーマを総合的に解決するための研究を実施する。 [研究テーマ1] インクルーシブ教育システムに関する研究(平成23年度～27年度) [研究テーマ2] 特別支援教育におけるI C Tの活用に関する研究(平成23年度～27年度)
③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。	③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。	③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。	③ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施する。また、研究計画を立案する段階において研究成果の現場への効果的普及の方策について特に留意する。

(2) 評価システムの充実による研究の質の向上

研究の実施に当たっては、内部及び外部評価システムを不断に見直すことにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。

なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについても検証すること。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実質的で総合的な研究の推進

学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。

また、大学や民間などの研究機関との共同研究も積極的に推進し、基礎的研究との有機的な連携を図ることにより、研究所の実際研究の質的向上を図ること。

さらに海外の研究機関との研究交流を必要に応じて行うこと。

(2) 評価システムの充実による研究の質の向上

- ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。
- ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。
- ③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。
- ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実質的で総合的な研究の推進

- ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実質的、効率的かつ効果的に研究を実施する。
 - イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みを中期目標期間中に導入する。
 - ロ 学校長会等教育関係団体と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施することなどにより、連携関係を一層強化する。
 - ハ 保護者団体等と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。
- ニ 福祉・医療・労働関係機関・団体との連携を一層推進する。
- ② 大学などの基礎的研究と研究所の実際研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。
 - イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。
 - ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。

(2) 評価システムの充実による研究の質の向上

- ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。
- ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。
- ③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。
- ④ 中期特定研究制度については、全体研究計画の事前、中間、終了時評価（事後評価）を実施するシステムを構築する。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実質的で総合的な研究の推進

- ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実質的、効率的かつ効果的に研究を実施する。
 - イ 研究協力者、研究協力機関及び研究パートナー制度を統合し、より広く研究協力を求める仕組みについて、平成24年度からの実施に向けた検討を進める。
 - ロ 全国特別支援学校長及び全国特別支援学級設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。
 - ハ 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。
- ニ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。
- ② 大学などの基礎的研究と研究所の実際研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。
 - イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。
 - ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。

(2) 評価システムの充実による研究の質の向上

- ① 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、研究の事前評価として、毎年度、都道府県教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対しての研究ニーズ調査をする。
- ② 各研究課題について、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部評価を実施する。また、評価システムについては不断の見直しを行う。
- ③ ウェブサイトを活用し研究計画の事前・中間・事後において、教育現場をはじめ広く国民からタイムリーな意見や情報の収集を実施する評価システムを運用する。
- ④ 中期特定研究制度について、平成23年度に構築した評価システムに基づき、中間評価を進める。

(3) 学校長会、保護者団体、大学等の関係機関等との連携・協力体制の強化による実質的で総合的な研究の推進

- ① 相互の課題認識・研究方法・研究資源などを学校長会、保護者等の関係機関等と共有することにより、実質的、効率的かつ効果的に研究を実施する。
 - イ 平成23年度に統合した新たな研究協力者及び研究協力機関制度を実施する。
 - ロ 全国特別支援学校長会及び全国特別支援学級設置学校長協会と連携し、学校現場の実態等を適切に把握するための共同調査を実施する。
 - ハ 全国特別支援教育推進連盟及びその加盟団体と連携を図り、教育課題等を把握し研究の進展を図る。
- ニ 国立障害者リハビリテーションセンターとの連携を一層推進する。
- ② 大学などの基礎的研究と研究所の実際研究との有機的な連携や筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図ることにより、研究の質的向上を図る。
 - イ 大学や民間などの研究機関等との「共同研究」を毎年度実施する。
 - ロ 自閉症教育に係る研究について、筑波大学附属久里浜特別支援学校と相互連携協力を行う。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

第2期中期目標期間中において、1年の研修期間で行われている特別支援教育研究研修員制度については、研修成果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直すものとする。

③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うため、海外の研究機関等とのシンポジウムを適宜開催するなど、海外との研究交流を推進する。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度(1年の研修期間)を実施する。

なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め見直す。また、見直しを実施する際には経費の縮減に努める。

イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。

ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平

③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流についての検討を行う。

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(1) 都道府県等の特別支援教育政策等の推進に寄与する専門性の向上

① 各都道府県等における政策課題の実現の中核となる指導主事や教職員を対象に、各都道府県等の教育政策や教育研究の推進に寄与するための専門性の向上を図ることを目的とする特別支援教育研究研修員制度(1年の研修期間)を次のとおり実施する。

実施期間：平成23年4月18日～

平成24年3月16日

募集人員：10名

② 研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 研究所の「重点推進研究」や「専門研究」に直接参画する。

ロ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)

平成23年度受講者については、25年1～2月

ハ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上から研修を効果的に活用できている等のプラス評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)

平成23年度受講者については、25年1～2月

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85

③ 特別支援教育に関する協議及び情報交換等を行うために、海外の研究機関等との研究交流について次の交流を行う。

・第12回日韓セミナー

開催時期：未定

2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の推進に寄与する指導者の養成

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等における障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見を踏まえ、各障害の特性等に応じた専門的かつ技術的な研修を行うことにより、各都道府県等における各障害領域の教育実践の充実に寄与するための専門性の向上を図ること。

なお、カリキュラムの一部を構成している基礎的な科目については、インターネットを通じた講義配信を活用する方法により、受講者が事前に履修できるよう措置すること。

また、研修プログラムについては、受講者が実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう、研究協議等の演習形式を多く取り入れるなど、受講者等の意見等を踏まえつつ、逐次カリキュラム等の見直しを進めること。

均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実に図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を実施する。

イ 研修開始に当たっての共通理解の促進を図るため、受講者の事前学習として、研究所ウェブサイトからインターネットを通じ、基礎的な内容について受講者が事前に履修できるよう措置する。

ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。

ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求める

%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

③ なお、この研究研修員制度については、研修効果を全国に還元する観点から、その在り方を含め平成23年の夏頃までに見直すものとする。また、その際には経費の縮減に努める。

(2) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

① 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実に図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を次の通り実施する。

(第一期) 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース

募集人員：80名

実施期間：平成23年5月9日～

平成23年7月8日

(第二期) 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース

募集人員：80名

実施期間：平成23年9月6日～

平成23年11月11日

(第三期) 視覚障害・聴覚障害教育コース

募集人員：40名

実施期間：平成24年1月11日～

平成24年3月14日

募集人員計：200名

② 研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 事前学習用コンテンツを開発し、研究所ウェブサイトからインターネットを通じた視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。

ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。

ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとと

(1) 各障害種別に対応する指導者の専門性の向上

① 各都道府県等の障害種別毎の教育の中核となる教職員を対象に、障害種別毎にコースを設け、研究成果等の普及等を目的とした専門的かつ技術的な講義・演習・研究協議等を通して、その専門性と指導力の向上を図り、各都道府県等の教育実践の充実に図るための「特別支援教育専門研修」(約2か月の研修期間)を次の通り実施する。

(第一期) 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース

募集人員：80名

実施期間：平成24年5月7日～

平成24年7月6日

(第二期) 視覚障害・聴覚障害教育コース

募集人員：40名

実施期間：平成24年9月5日～

平成24年11月8日

(第三期) 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース

募集人員：80名

実施期間：平成25年1月9日～

平成25年3月15日

募集人員計：200名

② 研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 事前学習用コンテンツを使用し、研究所ウェブサイトからインターネットを通じた視聴を指示し、研修開始に当たっての共通理解の促進を図る。

ロ 研究協議等の演習形式を多く取り入れたプログラムを実施するとともに、受講者が受講した内容を実際の業務や活動の中でいかせるものとなるよう逐次カリキュラム等の見直しを行う。

ハ 受講者に対して、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとと

とともに、修了直後又は修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(３) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

各都道府県等において特別支援教育に関する指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修を重点化して実施すること。

なお、これらの研修については、受講者等の意見を踏まえつつ、その必要性やカリキュラム・研修内容等について逐次見直しを行い、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討すること。

(３) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各２～３日程度の研修期間）を重点化して実施する。

なお、中期目標期間の開始時には、次の研修を実施する。

- ・交流及び共同学習推進指導者研究協議会
- ・特別支援教育コーディネーター指導

もに、修了直後又は修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後１年後のアンケート調査の実施予定)
平成２３年度受講者については、２５年１～２月

ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後１年後のアンケート調査の実施予定)
平成２３年度受講者については、２５年１～２月

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

(３) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各２～３日程度の研修期間）を次のとおり重点化して実施する。

イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

実施期間：平成２３年７月２５日～
平成２３年７月２６日

もに、修了直後及び修了後１年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均８５％以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、８５％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後１年後のアンケート調査の実施予定)
平成２４年度受講者については、２６年１～２月

ニ 受講者の任命権者である教育委員会等に対し、研修成果の還元に関する事前計画書等の作成・提出を求めるとともに、修了後１年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、８０％以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、８０％を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後１年後のアンケート調査の実施予定)
平成２４年度受講者については、２６年１～２月

ホ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％以上となるようにする。年間の研修計画立案に際し、各都道府県教育委員会等に対してニーズ調査を行い募集人員決定の参考とする。受講者の参加率が、毎事業年度平均で８５％を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ヘ 研修の各期の修了者に対して、インターネットを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を試行する。

(２) 国の重要な特別支援教育政策や教育現場の喫緊の課題等に対応する指導者の養成

① 上記以外に実施している各種の研究協議会については、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員を対象として、特別支援教育に係る研究成果等の普及を目的とした特別支援教育のナショナルセンターにふさわしい特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した専門的かつ技術的な研修（各２～３日程度の研修期間）を次のとおり重点化して実施する。

イ 特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

実施期間：平成２４年７月２５日～
平成２４年７月２６日

者研究協議会
・発達障害教育指導者研究協議会
・特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 研修の修了者に対して、インターネッ

募集人員：70名
ロ 発達障害教育指導者研究協議会
実施期間：平成23年8月4日～平成23年8月5日

募集人員：100名
ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
実施期間：平成23年11月21日～平成23年11月22日

募集人員：70名
ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会

実施期間：平成23年11月28日～平成23年11月30日

募集人員：70名

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施するとともに、各都道府県等において定着し、研究所において実施する必要性が低下した研修については廃止を含め検討する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後又は修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成23年度受講者については、25年1～2月

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成23年度受講者については、25年1～2月

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 各研修の修了者に対して、インターネッ

募集人員：70名
ロ 発達障害教育指導者研究協議会
実施期間：平成24年8月2日～平成24年8月3日

募集人員：100名
ハ 交流及び共同学習推進指導者研究協議会
実施期間：平成24年11月15日～平成24年11月16日

募集人員：70名
ニ 特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会

実施期間：平成24年11月28日～平成24年11月30日

募集人員：70名

② これらの研修の実施については、次の事項に留意する。

イ 地方公共団体における同種の研修の実施実態を把握し、研修の必要性、研修内容等について逐次見直しを実施する。

ロ 研修毎に、受講者に対して、修了直後及び修了後1年後を目途として、研修の内容・方法等についてアンケート調査を実施し、平均85%以上の有意義であったとのプラス評価を確保する。仮に、85%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成24年度受講者については、26年1～2月

ハ 研修毎に、受講者の任命権者である教育委員会等に対し、修了後1年後を目途として、研修内容・方法等の充実を図るためのアンケート調査を実施し、80%以上の受講者が、各地域で行う研修、研究会等の企画・立案及び研修の講師として指導的な役割を担っているという結果などプラスの評価を確保する。仮に、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善する。

(修了後1年後のアンケート調査の実施予定)
平成24年度受講者については、26年1～2月

ニ 研究所が設定する受講者数に対する実際の受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%以上となるようにする。仮に、受講者の参加率が、毎事業年度平均で85%を下回った場合には、受講者数の見直し等、必要な措置を講じる。

ホ 各研修の修了者に対して、インターネッ

トを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う。

(4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

各都道府県等で実施されている障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図るため、インターネットを通じて教員、教育関係者等が利便かつ円滑に活用できる基礎的な内容及び専門的な内容の研修講義などの研修コンテンツの提供を行い、各都道府県等の取組を積極的に支援すること。

(4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

- ① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。
イ 配信する研修コンテンツについて体系的・計画的な整備・充実を図る。なお、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。
ロ 講義配信登録機関数を、中期目標期間終了までに800機関以上確保する。
- ② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

各都道府県の特別支援教育センター等、障害のある児童・生徒等に係る教育相談実施機関に対し、教育相談に関するコンサルテーションを実施するとともに、教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進めること。

なお、教育相談情報提供システムについては、その利活用状況を毎年度評価し、必要な見直しを行うこと。

整備に当たっては、研究所が行う教育相談事例のほか、全国の教育センター、特別支援教育センター等との連携を推進し、教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集すること。

トを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を行う仕組みを検討する。

(4) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

- ① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。
また、配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。
- ② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、適切な範囲で講師を派遣するため、講師派遣基準を策定し、運用する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進
障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。
- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質的向上に資する情報提供の充実
イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。

また、教育相談情報提供システムの利活用状況の評価を行い、必要に応じて運用を見直す。

特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する

トを活用し、最新の特別支援教育情報などの提供を試行する。

(3) 各都道府県等が実施する研修に対する支援

- ① 各都道府県等において、障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、基礎的な内容及び専門的な内容に係る講義を収録し、インターネットにより学校教育関係機関等へ配信する。
また、配信する研修コンテンツについては、体系的・計画的な整備・充実を図るとともに、利用者のアンケート調査等をもとに、内容及び運用の改善を図る。
- ② 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等へ、実施機関からの要請に応じ、講師派遣基準に基づき適切な範囲で講師を派遣し、各都道府県等を支援する。

3 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援と教育相談活動の実施

(1) 各都道府県等における特別支援教育推進のための教育相談機能の質的向上に対する支援

- ① 教育相談実施機関の自己解決力の向上を推進
障害のある子どもの教育に関するコンサルテーションを実施する。実施に当たっては、教育相談実施機関に対して有用度アンケートを実施し、80%以上から有用であるという結果などプラスの評価を得る。
- ② 各都道府県等における教育相談機能等の質的向上に資する情報提供の充実
イ 各地方自治体が行う教育相談の円滑な遂行に資するため、教育委員会、教育センター、特別支援教育センター及びセンター的機能を担う特別支援学校の利用に供するための、教育相談情報提供システム（教育相談に関する基本情報ガイド及び事例データベース）の整備を進める。

また、教育相談情報提供システムの利活用状況の評価を行い、必要に応じて運用を見直す。

特に教育相談情報提供システムの整備に当たっては、研究所が行う(2)①の教育相談事例及びこれ以外に研究所が収集する

	集する事例のほか、全国的教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 教育相談年報については、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。 ハ 日本人学校等への支援を充実する。	事例のほか、全国的教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 教育相談年報については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。 ハ 日本人学校等への支援を充実する。	事例のほか、全国的教育センター、特別支援教育センター等との連携により教育相談に関する事例情報やニーズ等を収集する。 ロ 日本人学校等への支援を充実する。
(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 研究所で行う教育相談については、発生頻度の低い障害等に関する教育相談及び国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談など、各都道府県では対応が困難な教育相談等を実施すること。	(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。	(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。	(2) 各都道府県等では対応が困難な教育相談等の実施 ① 研究所においては、次の教育相談を実施する。 イ 発生頻度の低い障害等の各都道府県等では対応が困難な事例に関する教育相談 ロ 国外に在住する日本人学校等の保護者等からの教育相談 ハ 上記①イ～ロの教育相談については、満足度アンケートを実施し、８０％以上の満足度を確保する。 ② 教育相談事例の研究 研究所で行う教育相談、コンサルテーションの内、特別支援教育の研究の進展を図るために必要と判断するものを教育相談事例として研究を進める。
4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 (1) 研究成果の普及促進等 研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供するとともに、教育関係者はもとより広く一般にも公開し、研究成果等の普及を図ること。その際、研究所セミナーの開催や報告書の刊行、学会発表、インターネット等による研究成果の普及に努めること。 また、都道府県教育委員会・特別支援教育センター等への研究成果の普及を積極的に行うこと。	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 (1) 研究成果の普及促進等 ① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。 イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを毎年度開催する。 ただし、従来年２回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。 また、参加者定員の９０％以上の充足率を確保するとともに、参加者８５％以上の満足度を確保する。 ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において中期目標期間中５００件以上発表する。 ③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。 イ 査読付研究紀要を年１回刊行する。	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 (1) 研究成果の普及促進等 ① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。 イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。 ただし、従来年２回開催していた研究所セミナーを統合し、経費を縮減する。 また、参加者定員の９０％以上の充足率を確保するとともに、参加者８５％以上の満足度を確保する。 ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において１００件以上発表する。 ③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。 イ 研究紀要第３９巻を刊行する。	4 特別支援教育に関する総合的な情報提供体制を充実し、研究者・教職員等の研究や専門性、指導力の向上及び保護者等に必要な知識等を提供 (1) 研究成果の普及促進等 ① 研究成果については、国の行政施策の企画立案・実施に寄与するよう国へ提供する。 ② 研究活動等の成果の普及や質の向上、教育現場等関係機関との情報の共有を図るため、研究所セミナーを開催するとともに、学会発表等により成果の普及を図る。 イ 研究成果の普及を図るため、研究協議等参加型の方法を中心としたプログラムによる研究所セミナーを開催する。 また、参加者定員の９０％以上の充足率を確保するとともに、参加者８５％以上の満足度を確保する。 ロ 研究成果を学会等における口頭又は誌上において１００件以上発表する。 ③ 研究成果である報告書等を刊行し、ウェブサイトへ掲載する。 イ 研究紀要第４０巻を刊行する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

ナショナルセンターとして特別支援教育に関する国内外の情報を収集し、特別支援教育に関する総合的な情報をインターネットを活用し国内外に提供すること。特に発達障害教育については、教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用した情報提供を行うとともに、発達障害についての理解啓発活動を行うこと。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

- ① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。
 - イ インターネットを活用し、ウェブサイトから特別支援教育に関する情報を提供する。
 - ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。

ハ メールマガジンを配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。

- ② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。
 - イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。
 - ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。
 - ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
また、データベースアクセス件数を年間500,000件確保する。

- ロ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。
- ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。
- ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。
- ④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

- ① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。
 - イ 研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮して再構築し、特別支援教育に関する情報を提供する。
 - ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。

ハ メールマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。

- ② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。
 - イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。
 - ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。
 - ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
また、データベースアクセス件数を年間500,000件以上確保する。

- ロ 終了する研究課題については研究成果報告書を刊行するとともに、必要に応じて、研究中間報告書を刊行する。
- ハ 重要な研究成果については、教育現場で活用しやすいようにガイドブックやマニュアル等としてまとめ、提供する。
- ニ 教材・教具を試作した場合は、これを公開する。
- ④ 都道府県教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会等への講師の派遣及び大学教育への参画を通して研究成果を普及する。

(2) 特別支援教育に関する情報の収集・蓄積・提供や理解啓発活動

- ① インターネットを活用し、ナショナルセンターとして特別支援教育に関する情報提供、理解啓発活動を行う。
 - イ 研究所のウェブサイトをユーザビリティ及びアクセシビリティに配慮し、特別支援教育に関する情報を提供する。
 - ロ 発達障害教育にかかわる教員及び保護者をはじめとする関係者を支援するためインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。また、発達障害についての理解啓発活動を行う。
 - ハ 国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。
 - ニ メールマガジンを月1回の割合で配信し、特別支援教育に関する情報を提供する。

- ② 特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育に係る研究資料、図書等を収集・蓄積する。またニーズに対応した情報提供を行う。
 - イ 大学における研究成果も含めた特別支援教育に関する国内外の図書・資料等（とりわけ実践研究の論文・資料）を収集・蓄積する。
 - ロ 利用者のニーズに対応した情報提供を行う。来所する利用者に対して、特別支援教育に係る情報を入手できたかどうかアンケート調査を行い、85%以上の満足度を確保する。
 - ハ 研究所の所有する特別支援教育関係文献目録、特別支援教育実践研究課題、所蔵雑誌・資料等、所蔵図書目録に関する情報のデータベースを運用する。
また、データベースアクセス件数を年間500,000件以上確保する。

- | | | |
|--|---|--|
| <p>③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムなど、特別支援教育関係機関、保護者団体等と連携した事業を実施する。</p> <p>ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築など、同学校長会との連携を踏まえた情報普及策について検討する。</p> <p>ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築を関係団体と協議する。</p> <p>④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供
イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。</p> <p>ロ 国際交流に関する刊行物を見直し、他の刊行物と統合するとともにインターネットを活用した提供を行う。</p> | <p>③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2011in横須賀」を開催する。
主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校
共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA</p> <p>ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及策について検討する。</p> <p>ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。</p> <p>④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供
イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。</p> <p>ロ 国際交流に関する刊行物については、他の刊行物と統合し、インターネットを活用した提供を行う。</p> | <p>③ 関係団体と連携し特別支援教育関係情報の普及を図る。
イ 世界自閉症啓発デーに対応したシンポジウムとして、以下のとおり「世界自閉症啓発デー2012in横須賀」を開催する。
主催：独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、筑波大学附属久里浜特別支援学校
共催：横須賀地区自閉症児・者親の会「たんぼぼの会」、筑波大学附属久里浜特別支援学校PTA</p> <p>ロ 特別支援学校長等を対象としたネットワーク構築について、全国特別支援学校長会との情報普及を行う。</p> <p>ハ 小学校・中学校等の教員等を対象とした情報提供システムの構築に向けて関係団体と協議する。</p> <p>④ 海外の特別支援教育に関する情報の収集・提供
イ 特別支援教育に関する諸外国の情報を計画的・組織的に収集するとともに国内の情報や諸外国の情報を国内外に提供する。</p> <p>ロ 国際交流に関する刊行物の内容を含む国立特別支援教育総合研究所ジャーナル及びNISE Bulletinをインターネットを活用しウェブサイトから情報提供を行う。</p> |
|--|---|--|

Ⅲ 業務運営の効率化に関する事項

(1) 運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、契約の点検・見直し等により業務運営コストを削減すること。

中期目標の期間中、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること。ただし、退職手当、特殊要因経費はその対象としない。

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き毎事業年度において、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

なお、複数の事業から選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会などの評価により事業の重点化及び透明性の確保に努める。さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。

(2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づく取組を着

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。

(2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び

Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを削減することとし、一般管理費については、経費削減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切に見直しを行う。

退職手当及び特殊要因経費を除き、対前年度比一般管理費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

さらに業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進のため官民競争入札等の導入を検討する。

(2) 契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び

	実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。	外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。 (点検・見直しを行う観点) ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。 ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。 ・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか。	外部有識者によって構成する契約監視委員会により、次の観点から、点検・見直しを行い、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。また、締結された契約についての改善状況をフォローアップし、公表する。 (点検・見直しを行う観点) ・競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由が妥当であるか、契約価格が他の取引実例等に照らして妥当となっているか。 ・競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しが検討できないか。 ・契約が一般競争入札等による場合であっても、真に競争性が確保されているといえるか。
(2) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直すこと。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施するとともに、平成24年度以降は「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成22年11月1日閣議決定)に基づき、政府における総人件費削減の取組及び今後進められる独立行政法人制度の抜本的な見直しを踏まえ、厳しく見直す。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、総人件費についても、平成23年度はこれまでの人件費改革の取組を引き続き実施し、1%以上の削減を図る。なお、人件費の範囲は国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。	(3) 給与水準については、国家公務員の給与水準を十分配慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、業務の特殊性を踏まえた適正な目標水準・目標期限を設定し、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表する。また、「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)」の施行を踏まえ、国家公務員と同等の給与見直しを行う。
(3) 内部統制及び情報セキュリティについては、適切に行うとともに、充実・強化を図ること。	(4) 内部統制については、理事長のリーダーシップの下、職員へのミッション・ビジョンの周知徹底、コンプライアンス機能及び監事監査機能のさらなる充実・強化を図る。	(4) 内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。	(4) 内部統制態勢及び監事監査態勢の現状評価を行い、その評価結果を踏まえ内部統制態勢及び監事監査態勢の向上を図ることにより、不祥事などの不確実性の低減化、契約の監視の厳正化及び業務の効率化の確実な達成を図る。
(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。	(5) 「第2次情報セキュリティ基本計画」(平成21年2月3日内閣官房の情報セキュリティ政策会議策定)等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。
Ⅳ 財務内容の改善に関する事項 (1) 自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適切な財務内容の実現を図る	Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画 (1) 中期計画予算 別紙のとおり	Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画 (1) 平成23年度予算 収入 1,113,582千円	Ⅲ 予算、収支計画及び資金計画 (1) 平成24年度予算 収入 1,016,354千円

- こと。
- ① 自己収入の確保
積極的に競争的資金等の外部資金導入を図るとともに、受益者負担の適正化による自己収入の確保に努めること。
- ② 固定的経費の節減
管理業務の節減を行うとともに、効率的な施設運営を行うこと等により、固定的経費の節減を図ること。
- (2) 財務内容の管理・運営の適正化を図ること。

(2) 平成23年度～27年度収支計画別紙のとおり

(3) 平成23年度～27年度資金計画別紙のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

限度額3億円
短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する事項

財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する事項

- (1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
- (2) 職員研修館を保有する必要性について検討し、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分について検討を進める。

Ⅵ 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。

Ⅶ 剰余金の使途

研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。

運営費交付金	1,081,622千円
施設整備費補助金	28,440千円
自己収入	3,520千円
支出	1,113,582千円
運営費事業	1,085,142千円
人件費	803,350千円
業務経費	281,792千円
施設整備費補助金事業	28,440千円

(2) 平成23年度収支計画	
費用の部	1,085,142千円
収益の部	1,085,142千円

(3) 平成23年度資金計画	
資金支出	1,113,582千円
業務活動による支出	1,085,142千円
投資活動による支出	28,440千円
資金収入	1,113,582千円
業務活動による収入	1,085,142千円
投資活動による収入	28,440千円

Ⅳ 短期借入金の限度額

限度額3億円
短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する事項

- (1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
- (2) 職員研修館を保有する必要性について検討を行い結論を得る。また、不要と判断される場合には、用途廃止を含め、その処分方法について検討する。

Ⅵ 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。

自己収入の目標額：12,700千円

Ⅶ 剰余金の使途

平成23年度は該当しない。

運営費交付金	988,509千円
施設整備費補助金	23,345千円
自己収入	4,500千円
支出	1,016,354千円
運営費事業	993,009千円
人件費	739,396千円
業務経費	253,613千円
施設整備費補助金事業	23,345千円

(2) 平成24年度収支計画	
費用の部	993,009千円
収益の部	993,009千円

(3) 平成24年度資金計画	
資金支出	1,016,354千円
業務活動による支出	993,009千円
投資活動による支出	23,345千円
資金収入	1,016,354千円
業務活動による収入	993,009千円
投資活動による収入	23,345千円

Ⅳ 短期借入金の限度額

限度額3億円
短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

Ⅴ 重要な財産の処分等に関する事項

- (1) 財産については、その保有の必要性について不断の見直しを行う。
- (2) 職員研修館については、職員研修館としての用途は廃止し、防災用品備蓄倉庫として有効利用を図る。なお、当該施設は東日本大震災の避難施設として登録されていることから、防災用品備蓄倉庫としての利用開始時期については別途状況を見ながら判断する。

Ⅵ 外部資金導入の推進

関係機関、民間企業等から広報面、資金面で可能な限り協力が得られるよう積極的に働きかけるとともに、研究のより一層の充実のため、競争的資金の獲得に努める。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努める。

自己収入の目標額：12,700千円

Ⅶ 剰余金の使途

研究の高度化・高品質化のための経費に充当する。

Ⅵ その他業務運営に関する重要事項

(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力

筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携・協力の下に、自閉症児の教育に関する指導内容・方法等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行うこと。

(2) 施設・整備に関する計画

業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めることとし、特に、障害者や高齢者が活用しやすい施設とすること。

(3) 人事に関する計画

① 質の高い研究を推進するため、研究職員の幅広い人材の確保と資質の向上を図ること。

② 事務職員についても人事交流や研修により人材の確保に努めること。

Ⅶ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携

筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。

(2) 施設・設備に関する計画

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々から来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙のとおり。

(3) 人事に関する計画

① 方針

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。

② 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図る。

(参考) 中期目標期間中の人件費総額

中期目標期間中の人件費総額見込み
3, 1 0 2 百万円

但し、上記の額は、国家公務員という職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当を含み、退職手当及び福利厚生費を含まない。

③ その他

- ・客員研究員等の活用による研究活動の活性化
- ・人事交流の促進

(4) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画

電子計算機の賃貸借期間平成24年12月から28年11月までの4年間

Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携

筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。

(2) 施設・設備に関する計画

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々から来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。

(平成23年度の施設整備予定)

東・西研修員宿泊棟居室環境等改善工事

(平成23年度研究所公開)

平成23年11月5日

(3) 人事に関する計画

① 方針

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。

② 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図り、適切な数となるよう努める。

③ その他

- ・客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。
- ・教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に務める。

(4) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画

平成23年度は該当しない。

Ⅷ その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携

筑波大学附属久里浜特別支援学校と自閉症児の教育に関する指導方法・内容等についての実際的な研究や共同事業などを相互の連携・協力により行う。

(2) 施設・設備に関する計画

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を安全、かつ、円滑で効率的に実施できるような環境を確保するとともに、障害者や高齢者をはじめ、広く一般の方々から来所しやすい施設・設備の整備を図る。また、生涯学習の観点から施設の一般公開を更に推進する。

(平成24年度の施設整備予定)

消防用設備更新工事

(平成24年度研究所公開)

平成24年11月10日

(3) 人事に関する計画

① 方針

研究活動、研修事業、教育相談活動及び情報普及活動を効率的に行うため、適正に人員を配置する。

② 人員に係る指標

常勤職員については、その職員数の抑制を図り、適切な数となるよう努める。

③ その他

- ・客員研究員等を任命し、研究活動の活性化を図る。
- ・教育委員会、大学等との人事交流により、必要な人員の確保に務める。

(4) 中期目標期間を越える債務負担に関する計画

電子計算機システムについて、平成24年12月から4年間の賃貸借契約を締結する。

2 外部評価（研究活動）結果報告書

目 次

○外部評価（研究活動）結果の概要について	2 4
1. 評価体制について	
2. 評価の対象について	
3. 評価方法について	
4. 評価結果について	
○平成 2 4 年度外部評価対象研究課題一覧	2 6
○総合評価結果	2 7
○外部評価結果個表	2 9
終了課題	2 9
初年度評価対象課題	3 5
○参考資料	3 9
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所	
外部評価（研究活動）に関する要項	4 1
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の	
外部評価（研究活動）における評価項目等について	4 3
外部評価部会委員名簿	5 3

外部評価（研究活動）結果の概要について

平成25年6月

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

運営委員会外部評価部会長

松 為 信 雄

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営委員会外部評価部会では、研究所の研究活動の改善向上に資するため、平成24年度の研究活動の成果等に関する評価を行った。

評価に当たっては、運営委員会で決定した「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について」に基づき、評価の観点や評価方法を明確にした上で、委員による研究成果報告書等の書面審査及び部会による検討を行い、最終的な評価結果を得るに至った。

以下にその概要を報告する。

1. 評価体制について

外部評価部会の委員は、大学の研究者、学校関係者、特別支援教育センター関係者及び医療福祉関係者等によって構成される。その選定は、次の手続きにより、専門分野（感覚障害、発達障害等）のバランス等にも考慮して行われた。

- (1) 運営委員のうちから運営委員会会長が指名する者
- (2) 運営委員以外の外部有識者のうちから理事長が委嘱する者

2. 評価の対象について

評価対象は、平成24年度に終了した研究等5課題、及び平成24年度から25年度の2か年計画で実施する専門研究3課題（重点推進研究としたもの）とした。

3. 評価方法について

評価は、各研究課題について、研究実施計画書、関連資料及び研究成果報告書又はこれに代わるもの（刊行物については、当該刊行物）を資料とし、研究課題の特性、障害種・教育の場を考慮し評価者を選定し分担する形をとった。

(1) 観点ごとの評価

評価に当たっては、「独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）における評価項目等について」に基づき、「(1)研究課題設定の意義」、「(2)研究計画の遂行状況」、「(3)研究の成果」、「(4)研究成果の公表」の4項目について、5段階で評価した。また、これらのうち「(1)研究課題設定の意義」と「(3)研究の成果」については、それぞれ2つの評価の観点に分けて5段階で評価し、それらの結果を総合することとした。

(2) 総合評価

前記の観点ごとの評価を踏まえ、総合的な評価（総合評価）を5段階で行うこととした。

4. 評価結果について

今回評価した8課題の総合評価は、5段階評価において、A+評価（非常に優れている）とされた課題は2課題、A評価（優れている）とされた課題は6課題という結果であった。

（研究課題の内訳）

①終了課題	5課題・・・A+；2課題、A；3課題
②初年度評価対象課題	3課題・・・A；3課題
※5段階の評点	A+（5点）：非常に優れている
	A（4点）：優れている
	B（3点）：普通である
	C（2点）：劣っている※
	C-（1点）：極めて劣っている※
※初年度評価については、C（2点）：努力を要するレベルである。	
C-（1点）：実施方法の改善が必要である。	

今回の総合評価の結果は、A+評価は2課題、A評価は6課題と、総じて良い評価結果であり、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「特総研」という。）において、国の政策や教育現場の喫緊の課題に対応した研究活動が的確に進められていることが窺えた。

例えば、総合評価がA+評価となった「インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究」は、インクルーシブ教育が全国的に試行錯誤の段階にある現状に対して、教員その他の学校関係者に求められる専門性を明らかにし、それを担保するための研修の在り方を示すものであり、国の施策推進に直結する成果であると同時に、具体的なカリキュラムの提案もなされており、地方自治体での研修等への活用も期待できる研究である。また、同じく総合評価がA+評価となった「墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成」は、新しい技術を教育分野で有効に生かし、必要とされている質の高い教材をより簡便に提供する方法を開発・検討する研究であり、視覚障害児・者と指導者の双方にとって、とても有効な学習教材を作成している。今後は教育の場での積極的な活用により、視覚障害教育の専門性の更なる向上と発展が期待できる貴重な研究である。

初年度評価を実施した専門研究A（重点推進研究）1課題、専門研究B（重点推進研究）2課題についてはいずれも総合評価はA評価となった。これらの研究では、特別支援学校及び特別支援学級における教育課程編成とその実施に関する研究や自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究等、今まさに、教育現場の喫緊の課題となっているものを取りあげており、評価においては、研究成果への期待の高さが窺える結果となった。

以上、いくつかの例を示し述べたように、特総研の研究においては、特別支援教育推進のための横断的な研究や各障害種の特性を踏まえた専門的な研究が高いレベルで行われていることが窺えるが、各研究課題の評価に当たっては、各委員それぞれの立場から有用な意見をいただいている。特総研においては、こうした指摘を今後の研究活動推進の参考にしていただきたい。

特総研は、平成23年度から第3期中期目標・中期計画期間に入ったが、障害者の権利に関する条約の批准を視野に入れたインクルーシブ教育システムへの対応など、特総研に寄せられる期待はますます大きくなっている。第3期から導入した新たな研究の枠組みである中期特定研究制度等も生かしつつ、特総研が我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の充実に大きく寄与されることを期待したい。

平成24年度外部評価対象研究課題一覧

	研究種別	研究課題名(研究の類型)	研究代表者	研究期間
○終了課題				
1	専門研究A (重点推進)※	インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究(イ)	澤田 真弓	平成23年度～ 平成24年度
2	専門研究A (重点推進)※	インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究－具体的な配慮と運用に関する参考事例－(イ)	藤本 裕人	平成23年度～ 平成24年度
3	専門研究A	特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究(ロ)	大内 進	平成23年度～ 平成24年度
4	共同研究	墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成(ロ)	土井 幸輝	平成23年度～ 平成24年度
5	共同研究	弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究(ロ)	大内 進	平成23年度～ 平成24年度
○初年度評価対象課題				
6	専門研究A (重点推進)	特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究(ロ)	滝川 国芳	平成24年度～ 平成25年度
7	専門研究B (重点推進)	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究(ロ)	岡本 邦広	平成24年度～ 平成25年度
8	専門研究B (重点推進)	高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－(ロ)	笹森 洋樹	平成24年度～ 平成25年度

※中期特定研究

- (研究の類型)
- イ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究
 - ロ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

総合評価結果

○最終評価

専門研究 A

研究課題（研究の類型）	総合評価	評価結果のポイント
インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究（イ） （平成23年度～平成24年度）	A+	インクルーシブ教育システムの構築と推進に向けた大変意義のある研究であり、学校関係者に求められる専門性の内容や具体的な研修カリキュラム等が提案されているので、インクルーシブ教育推進に関わる関係諸機関にとって非常に参考となる情報を提供している。 また、その具体的な内容からも地方自治体等での活用も期待できる。
インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究（イ） （平成23年度～平成24年度）	A	インクルーシブ教育を推進する上で、「合理的配慮」と「基礎的環境整備」という基本的な概念を実際に学校教育の中で活用可能な観点として提案している本研究は、非常に重要な研究課題である。 また、障害種別毎の実践事例は施策上だけでなく、教育現場にも活用できる内容となっている。
特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究（ロ） （平成23年度～平成24年度）	A	特別支援学校の学校マネジメントについて、校長のリーダーシップに視点をおきつつ基礎的な情報を整理した意義は大きい。特別支援教育の推進について、施策を計画・実施する教育委員会や、センター的機能を発揮する特別支援学校の管理職にとって、大変参考になる研究である。

共同研究

研究課題（研究の類型）	総合評価	評価結果のポイント
墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成（ロ） （平成23年度～平成24年度）	A+	視覚障害児・者と指導者の双方にとって、とても有効な学習教材を作成している。研究のアイデア、進行状況、成果ともに優れていて、今後は教育の場での積極的な活用により、視覚障害教育の専門性の更なる向上と発展が期待できる貴重な研究である。
弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究（ロ） （平成23年度～平成24年度）	A	弱視児の書字の評価は、個別指導の計画におけるPDCAサイクルを確実に機能させていく上で、次の指導の重点に結びつける大切なポイントであり、そこに着目した優れた研究である。 また、弱視児童生徒の書字指導に関わる多くの教員にとって有益な指導に関わる情報と有効な評価プログラムの提供という十分な成果をあげられたものと考ええる。

○初年度評価対象課題

専門研究 A

研究課題（研究の種類）	総合評価	評価結果のポイント
特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成と実施に関する研究（ロ） （平成24年度～平成25年度）	A	特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成という重要な課題に取り組み、妥当な研究計画に基づいて成果をあげている。次年度において、現行の学習指導要領に基づく教育課程の編成と実施の状況を明らかにして、次期学習指導要領改訂への基礎資料としてまとめていくという研究課題の達成が大いに期待できる。 また、教育課程の編成権を有する校長の「教育課程観」、「特別の教育課程観」に関する意識改革に示唆を与える研究になることを願う。

専門研究 B

研究課題（研究の種類）	総合評価	評価結果のポイント
自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究（ロ） （平成24年度～平成25年度）	A	先行研究のレビュー及び研究機関での情報収集や自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症の児童生徒の算数科・数学科の学習に対する調査により、学習上の特徴を明らかにし、指導の充実につなげていこうとする本研究の意義は大きい。本研究は、教育現場が必要としているのみならず、学習指導要領の改訂という観点からも重要である。今後は、現場の学校教育にとってより具体的な指導方法の事例を提案してくれることを期待する。
高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究－授業を中心とした指導・支援の在り方－（ロ） （平成24年度～平成25年度）	A	高等学校における発達障害等の生徒に対する指導・支援の在り方について、授業を中心的な視点においた本研究は、授業の在り方を考える上で多くの高等学校に貴重な情報をもたらすものと思われる。本研究は今まさに学校現場で求められている内容であり、その研究成果が全国の高等学校から多いに期待されるであろうと考える。また、本研究の成果ができるだけ多くの教育現場で活用されるように成果の公表や情報提供の方法等の工夫も期待される。

インクルーシブ教育システムにおける教育の専門性と研修カリキュラムの開発に関する研究(イ)(平成23～24年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A+	○インクルーシブ教育が全国的に試行錯誤の段階にある現状に対して、教員その他の学校関係者に求められる専門性を明らかにし、それを担保するための研修の在り方を示すことは極めて時宜に合った課題設定であり、我が国の特別支援教育を推進する立場にある国立特別支援教育総合研究所ならではの研究であると評価できる。 ○地域の教育行政担当者は、全体的に、特別支援教育＝障害児教育の枠組みから抜け切れていない。インクルーシブ教育はすべての教員が担当することであるということが、このカリキュラムを示すことで理解しやすい。すべての教員に必要とされる専門性の一覧を示しつつ、初任者研修から管理職も含めたすべての教員対象の階層的な研修に計画的に取り組みやすくなることにより、全国的なインクルーシブ教育システムの推進が期待できる。 ○国の進めるインクルーシブ教育において、現実的な課題である教育関係者の専門性に関わるカリキュラムの提案を含んでおり、非常に高い意義を有する研究課題であると評価できる。
	(2) 遂行状況 研究計画	A	○2年間の研究計画に従って研究活動が実施されている。本研究の目的はインクルーシブ教育システムの構築と推進に向け、学校関係者に有用な情報を提供するとなっており、計画通りに十分にその目的を果たす成果が得られたと評価できる。また、研究計画そのものも優れていると評価できる。 ○計画通りに遂行できている ○限られた研究期間の中で効果的に進められており、具体的な成果をあげながら着実に遂行されている。
	(3) 研究の成果	A+	○資料の詳細な分析と考察をもとに、インクルーシブ教育に関係する人々のそれぞれの職種や役割に応じた専門性を明らかにしており、教育委員会のみならず教育現場に対しても拠り所となり得る指針を提示している。さらに報告書には大項目ごとに参考となる文献等も提示しており、関係者にとって有用な情報を提供している。 研修カリキュラム開発については、全国で展開されている実践等をもとに「研修ガイド」として提案されており、研修を行う機関のみならず、現場教員にとっても非常に参考となる情報を提供している。 ○カリキュラム試案の根拠となる事項が、整理し記述されているので、インクルーシブ教育システムの現状における全体像が把握しやすい。また、特に、図1、図2により、インクルーシブ教育システムにつながる研修の内容と実施方法が明確に整理されており、教育センター等の研修企画担当者が、インクルーシブ教育システム全体像や研修の目的を理解した上で、研修を企画・運営しやすくなっている。大変参考になる研究であると思われる。 ○国の施策推進に直結する成果であると同時に、具体的なカリキュラムの提案もなされており、地方自治体での研修等への活用も期待できる成果を含んでいる。
	(4) 研究成果の公表	A	○研究の成果は研究成果報告書及び研究成果報告書サマリーとして刊行され、研究所のWebサイトでも公開されている。しかし、研究によって得られた成果をより確実に活用してもらうためには、教育委員会のみならず特別支援教育に関係する教員研修を行っているセンターや大学等へのさらなる広報活動を実施する必要があるのではないかとと思われる。 ○通読することにより、インクルーシブ教育の理念と取組の方向性が明確になり、自校の経営上のヒントが多く得られた。学校の管理職にも、直接届けられると更に嬉しい。 ○巻末の試案等の成果は、その内容から考えて各都道府県教育委員会、センター等への公表と活用の呼びかけを積極的に行うことが望まれる。
2 総合評価	A+		○インクルーシブ教育システムの構築と推進に向けた大変意義のある研究であり、学校関係者に求められる専門性の内容や具体的な研修カリキュラム等が提案されているので、インクルーシブ教育推進に関わる関係諸機関にとって非常に参考となる情報を提供している。研究11名による研究であるが、研究テーマにそって設けられた研究計画に従って研究が実施されており、報告書も全体として一貫した流れとまとまりのあるものが作成されてある。 以上のことから、本研究は非常に優れた研究であると評価できる。 ○さまざまなレベルでインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が容易になる。例として、 ・行政レベルから各校まで、インクルーシブ教育の推進に関して、現在実施している研修等を評価する基準となる。 ・試案の研修の各観点ごとに、実際の研修の実践を収集し、研修カリキュラム集などを作成し共有することができる。 ・特別支援教育コーディネーター等による学校コンサルティングの基準として参考になる。 ・学校管理職が自校の経営を評価し、企画する際に役立つ。 ○インクルーシブ教育の推進に寄与する研究であると同時に、教育関係者の専門性向上のためのカリキュラムの提案がなされており、その具体的な内容からも地方自治体等での活用も期待できる内容である。研究成果も丁寧によくまとめられており、わかりやすい報告となっている。敢えて要望を言うならば、専門性の考え方の整理において、専門性の具体的な内容が過去の知見や諸外国での取組から提案されているが、加えてこれらの内容が児童生徒のニーズに対応する専門性という点で議論を行い提案されれば、さらに説得力のある研究になるように思われる。
備考			

専門研究A(重点推進研究)

(外部評価:コメント記述)

インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別な支援を必要とする児童生徒への配慮や特別な指導に関する研究－(イ)(平成23～24年度)

		評 価	コ メ ン ト
1	評価項目ごとの評価		
	(1) 研究課題設定の意義	A+	○インクルーシブ教育を推進する上で、教育活動における具体的な観点を提示する本研究の意義は高く、施策推進だけでなく学校教育における教育対応の在り方においても価値ある研究課題である。 ○中央教育審議会初等中等教育分科会（以下中教審）特別支援教育の在り方に関する特別委員会で示された新しい概念である「合理的配慮」と「基礎的環境整備」の観点に沿ってその知見を整理するとともに、研究の経過で得られた情報を資料として中教審・委員会に提供することは、国の政策立案や施策推進等大変意義のあることである。 ○「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、課題等について中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会で、約2年間論議を重ねた。その委員会の中でインクルーシブ教育システム構築のための今後の特別支援教育の在り方について、共生社会の形成者の素地をすべての子どもたちに培っていくためには、一人一人の子どもたちのニーズに合わせた多様な学びの場を整備・確保していくことはもちろんのこと、障害のある子と障害のない子とが同じ教育環境の場で学ぶことの重要性を確認した。意図的・計画的・継続的な交流及び交流学习を充実させていくためには、「障害者の権利に関する条約」が言う「合理的配慮」及びそれを支える「基礎的環境整備」について理解し実施していかなければならない。この「合理的配慮」「基礎的環境整備」とも学校現場においては、新たな概念の文言であり、保護者（障害がある児童生徒本人）・行政・学校が共通認識のもと合意形成を図っていく必要がある。 文部科学省の平成25年度予算概算要求時点では、「インクルーシブ教育システム構築事業」費として約10億円を要求していたが、結果的には13億円という異例とも言える大幅な増額で確定したと聞く。本研究は、そのような視点で見たとき、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築の重要性とそれに伴う今後の特別支援教育在り方を示す意味での意義は極めて大きいと判断した。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○小・中学校に在籍する各障害のある児童生徒を対象にした調査が進められ、これらの結果が参考事例として報告書に効果的にまとめられていることから、適切な遂行状況にあると思われる。 ○研究計画にしたがって、文部科学省特別支援教育課と連携し、実地調査を実施し、12の事例を挙げ、特別な指導に関する事例を収集・整理し、参考事例としてまとめている。また、研究の成果及び課題の整理が各障害種別の事例を通して示されており、研究は予定通り遂行されている。 ○本研究の目的である現在の学校教育の状況を踏まえたこれからのインクルーシブ教育システム構築に必要な配慮や指導法の在り方に関する研究を実地調査をもとに展開し、文部科学省の施策立案等に資する情報として提供を行うと同時に、全国の小・中学校の優良事例を報告書としてまとめている。
	(3) 研究の成果	A	○「合理的配慮」と「基礎的環境整備」というインクルーシブ教育において重要な観点を、学校教育の中での教育対応に適用する上での具体的な提案を成果として示している。 ○小・中学校において障害のある子どもの教育実践から中教審報告にある「合理的配慮」又その基盤となる「基礎的環境整備」の観点に沿って事例を障害種別毎に取り上げ、総合的な考察したことは、その成果が今後国の政策の実施に資するものとして大変意義深い。 ○文部科学省が今年度から行う予定でいるインクルーシブ教育システム構築のための事業のモデル地域・モデル校の研究調査の一つである「交流及び共同学習」に関して、その意義・目的に即した交流及び共同学習の実現のための「合理的配慮」と「基礎的環境整備」について実地調査を行ったことは、今後の交流及び共同学習が形骸化していくことへの不安を払拭する指針になると評価する。
	(4) 研究成果の公表	A	○発達障害をはじめ特別な教育ニーズを持つ多くの児童生徒が通常の学校に在籍している現状から、可能な限り早急に、各学校に対して本研究で提案している観点を伝達できるよう積極的な公表を進めていただきたい。 ○研究成果は、研究計画にしたがってまとめられている。特に、「合理的配慮」「基礎的環境整備」の在り方を検討する参考事例の資料として、適切に成果報告書にまとめられている。これは、今後の国の政策の実施に資する資料として大いに活用できると考える。 ○「合理的配慮」とそれを支える「基礎的環境整備」に対する各障害種別ごとの事例が今後のインクルーシブ教育システム構築のための良き参考例になり得ると判断する。研究成果のWeb上での公開は、研究成果書はもちろんであるが、サマリーの公開もぜひお願いしたい。

2 総合評価	A	○インクルーシブ教育を推進する上で、「合理的配慮」と「基礎的環境整備」という基本的な概念を実際に学校教育の中で活用可能な観点として提案している本研究は、非常に重要な研究課題である。 実際の事例を通して具体的な提案を探求する本研究での取組は高く評価できるものである。一方で、紹介されている事例分析だけで新たな観点を提案するにはやや不十分さが感じられ、事例のさらなる蓄積が必要であるとも言える。 ○小・中学校において障害のある子どもの教育実践から事例を取り上げ、中教審報告にある「合理的配慮」又その基盤となる「基礎的環境整備」の観点に沿って整理したことは、その成果が今後国の政策の実施に資するものとして大変意義深い。また、障害種別毎の実践事例は施策上だけでなく、教育現場にも活用できる内容となっている。 ○文部科学省が昨年の2月に調査し、12月にその結果を公表した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の結果にある6.5パーセントは、ある一面での数値と捉えたい。発達障害を含め、障害の程度はグラデーションの状況にあるので、この6.5パーセントの範囲に隣接する位置にいる児童生徒に関してもその状況による合理的配慮は当然必要になってくる。また、現在特別支援学級に籍を置いている児童生徒の将来的な自立と社会参加を視野に入れた「可能な限り、同じ環境の場で教育を受ける」ことの実現のためにも交流及び共同学習の充実は喫緊の課題であると捉えている。そのためにも、各学校・各家庭に「合理的配慮」「基礎的環境整備」という新たな概念の定着を願うものである。 本研究の成果が各学校現場に浸透し、一人一人のニーズに合わせた支援が、特別な教育的支援ではなく、当たり前の支援となることを期待する。
備考		

専門研究A

(外部評価:コメント記述)

特別支援学校における学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究(口)(平成23～24年度)

		評 価	コ メ ン ト
1	(1) 研究課題設定の意義	A+	○特別支援教育を推進するためには、校長のマネジメント能力が特に重要であることから、意義のある研究である。 ○「教員の専門性向上」「センター機能の充実」「特別支援教育の更なる推進」について、PDCAサイクルにより具体的な評価を行い、成果を教員が実感できる事により更なる活性化が推進できる。そのためにも校長のリーダーシップの下にマネジメントシステムの積極的な活用に向けての意義深い研究である。 ○今後のインクルーシブ教育システムにおいて、特別支援学校が地域で果たす役割は大きく学校の資源を有効に活用する学校マネジメントは極めて重要である。本研究は、特別支援教育分野における数少ない本格的研究であり、その意義は大きい。
	状(2) 研究計画の遂行	A	○調査に基づいて知見を整理し、報告書を学校マネジメントの情報源とした計画の遂行状況は優れたものである。 ○特別支援学校長への学校マネジメント取組の実態調査や教育委員会への学校マネジメント対応の調査をまとめ整理して、学校マネジメントに資する情報源としたことやWebサイト提供は優れていると評価できる。 ○先行研究、実態調査、実態調査を踏まえた聞き取り調査等おおむね予定通り実施されており評価できる。
	(3) 研究の成果	A	○特別支援学校の聞き取り調査や英国の事例もあり、活用の可能性が高いものである。 ○全国特別支援学校長向けにWebサイトで情報提供の立ち上げ、教育委員会への調査により学校マネジメントの実態と課題、展望を整理し、英国の学校マネジメント日本のシステムに活用できるようまとめる等、重要な情報をより多の関係機関へ情報提供を可能にする等、高く評価できる。 ○実態調査に基づいて事例を抽出し、先進的な取組について聞き取りをして学校現場で活用しやすいようにまとめられている。事例校について学校評価の情報などと付き合わせた分析が行われれば説得力が増すと思われる。
	(4) 研究成果の公表	A	○公表の方向性はよいが、さらに各都道府県及び市区町村学校教育委員会並びに学校に対して積極的にアピールする方策があるとよい。 ○特別支援学校長や教育委員会等に十分に周知されている。 ○報告書によるまとめのほか、研究で得た情報や成果をWebサイトで提供することが計画されており効果が期待できる。
2	総合評価	A	○特別支援教育の推進について施策を計画・実施する教育委員会や、センター的機能を発揮する特別支援学校の管理職にとって、大変参考になる研究である ○特別支援学校の専門性の向上は常に進めていくことが重要であり、校長のリーダーシップの下に行われるPDCAシステムによる学校評価が重要である。各学校で学校経営の推進を図るためにも非常に研究である。 ○特別支援学校の学校マネジメントについて、校長のリーダーシップに視点をおきつつ基礎的な情報を整理した意義は大きい。校長に対する聞き取り調査の分析が中心であるが、学校の自己評価や関係者評価と付き合わせた分析が行い、多面的かつ説得力のある知見の提供を期待する。
備考			

共同研究

(外部評価:コメント記述)

墨字と併記可能な点字・触図作成技術を用いた視覚障害児・者用アクセシブルデザイン教材の作成ー(口)(平成23～24年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	義（１） 研究課題設定の意	A	○新しい技術を教育分野で有効に生かし、必要とされている質の高い教材をより簡便に提供する方法を開発・検討する本研究は意義が高いと評価する。 ○点字修得には時間がかかり、実際の学校現場においては点字指導が大きな課題となっている。学習する視覚障害児・者だけではなく、指導する側にとっても有効な教材となり極めて有効な研究である。 ○視覚障害者・児にとって、より使いやすい点字作成システムと、学習システムが新たに作成されており、視覚障害者・児にとって福音となるだけではなく、これまでの、12.7%という低い点字触読率の向上にも寄与するものと思われ、高い研究意義があると考えられる。
	状（２） 研究計画の遂行	A	○研究目的の達成のために設定された研究方法を適切に用いて、滞ることなく研究計画を進めている。なお、作成した教材の評価について、結果の客観性を高める工夫の余地があり、今後の発展研究を期待したい。 ○点字指導者や点字学習者の要望を聞きそれに基づいた点字学習教材の改善に努めより良い教材作成に取り組んでいるのは大いに評価できる。 ○おおむね問題はなく、研究計画に従って遂行されている。既存の点字との比較が主観的に記述されていたが、物理的／客観的指標があるとなお良いと思われる。
	（３） 研究の成果	A＋	○具体的に新しい教材が提案され、ユーザーによる評価も極めて高い結果を得ており、今後学校教育等での活用が期待できる教材を視覚障害教育分野にもたらした本研究の成果は極めて高く評価できる。加えて、特に音声教材にかかわる成果は、視覚障害教育にとどまらず、広く活用の可能性があると評価する。 ○点字学習教材はより良い教材にするために、指先の感触から点字触読性の配慮に努めるとともに、より学習効率的の向上を考えて音声による点字パターン学習を取り入れるなど、極めて高い成果である。 ○より理解しやすい点字の作成システムと、音声を併用した学習システムは、視覚障害者・児の学習にとって大きな意味を持つと思われる。せっかくのシステムであるため、全国への普及が期待されるが、今後の新しく作成したシステムの普及計画や汎用性についての記述が不足していた。また、新しい技術であるため、特許について記載もあればよかった。
	（４） 研究成果の公表	A	○研究所Webページへの掲載と研究所における研修での紹介のほか、各種学会での発表など、精力的に成果の公表に努めている。新しい教材であることを考慮して、いくつかの教育現場等と連携した実践研究を遂行した上でその成果を公表する等、活用方法を具体的に示す公表方法の工夫が今後期待される。 ○各種学会での発表や研究所Webページの公表では全国レベルでの公表となり、より広い範囲への周知が図られる。また、研究所の専門研修の教材として活用する事で研修員の意識向上になり全国へ具体的な活用方法の周知に繋がる。より多くの関係者に広がる事で更なる改良が期待できる。 ○研究所からの情報公開だけでなく、各種学会での成果発表が予定されている。実用化の目途が立った場合は、マスコミ等への公表も検討してよいのではないかと。
2 総合評価	A＋		○点字学習には想像以上の時間を必要とする。点字学習者にとって学習しやすい教材すなわち、手軽で、読み取り易く、わかり易い教材は以前から強い要望があったが、旧来からの点字用紙を主体とした教材を超えるものはなかなか提供できない状態が続いていた。新しい技術を有効に生かし、必要とされている質の高い教材をより簡便に提供する方法を確立した本研究は高い意義を持つと評価する。本教材は指導者にとっても高い利用価値が予想でき、また、視覚障害教育以外での活用も想定できることから、今後の更なる研究発展を期待する。 ○視覚障害児・者や指導者の双方にとって、とても有効な学習教材である。今後は教育の場での積極的な活用により、視覚障害教育の専門性の更なる向上と発展が期待できる貴重な研究である。 ○研究のアイデア、進行状況、成果ともに優れている。実用化に向けてのさらなるプロセスが期待される。
備考			

弱視児童生徒の特性を踏まえた書字評価システムの開発的研究－(口)(平成23～24年度)

		評 価	コ メ ン ト
1	評価項目ごとの評価	義（1） 研究課題設定の意 A	○弱視児の書字の力を高めていくには、一人一人の児童生徒の書字の状態を適切に児童生徒にフィードバックしていくことが求められる。また、弱視児童生徒の文字情報へのアクセスの改善という点で拡大教科書の普及とも深く関連しており、施策推進の点からも、課題に直結した研究であり高い意義がある。
			○弱視児童生徒の書字の結果を定量的に評価するシステムの開発は、教員の主観的な判断に頼らず、改善が望まれるポイントを明確に示すことができるなど、弱視児童生徒の書字指導の改善を図る上で大きな意義をもつ。
			○弱視児童生徒の文字情報へのアクセスの改善を目指した研究は、文部科学省が推進する拡大教科書の普及とその教育的活用の成果を最大限に引き出す上で、密接に関係する。その意味で、学校教育現場のニーズに応える研究である。
	状況（2） の 遂 行 研 究	A	○過去2年間の共同研究のもとに、推進されている。
○おおむね当初の計画通りに研究が進んだものと思われる。			
○平成23～24年度に計画された内容は、ほぼ完了したと見なされる			
	（3） 研究の成果	A	○現在、多くの弱視児は弱視特別支援学級や通級による指導を受けている。こうした学級担任・担当教諭の専門性はなかなか期待されたレベルに達していないと言われており、こうした実情を踏まえると、現場での活用の可能性については、今後この評価法を十分に浸透・定着させていくための取組が必要であると考え。
			○弱視児童生徒の書字評価の実態調査の結果は、そうした児童生徒の書字指導をする際の有効な資料となり得る。また書字評価プログラムは書字指導の場面での活用が期待でき、本研究の成果はいずれも学校での指導に大いに寄与するものと思われる。
			○・漢字書字の指導において、漢字の基本的パターンの習得に焦点を当ててその学習システムを開発している。視児童の書字学習に活用できるとみなされる。 ・第2章の調査結果は、実際の書字指導においての参考資料となりえる。そのためには、節・項の校正に際して、更なる整理が必要である。 ・第3章の書字評価システムは、定量的な評価法を採用した意義と同時に、生徒自身の動機付けの向上も期待される。そのためには、機器活用による臨床研究の継続と、教育活用の仕方についても言及したマニュアルの作成を目指すことが望ましい。
	（4） 研究成果の公表	A	○分かりやすい。
○書字評価システムのプログラムは「視覚障害教育情報ネットワーク」で要望があった場合に提供されることになっているが、できるだけ多くの関係者に周知してもらい、利用者が手軽に活用できるような提供方法を期待する。			
○・研究報告書の刊行、Webサイトの作成と公表、教育情報ネットワークによる公開、学会発表など、研究成果を多面的に公表している。 ・他方で、基幹となる研究報告書の体裁・構成に不適切な部分が多く、以下の大幅な修正が必要である ー目次を節・項の水単まで記述して、報告書の全体構造を理解させ易くすること ー本文中の章・節・項の記述を簡潔にするとともに、記号および番号に整合性をもたせて、論理的な理解の流れ容易にすること ー第2章「調査票」と第3章「マニュアル」は、巻末に付帯資料としてまとめること			
2	総合評価	A	○弱視児の書字の評価は、個別指導計画におけるPDCAサイクルを確実に機能させていく上で、次の指導の重点に結びける大切なポイントであり、そこに着目した優れた研究である。
			○予算上の制約がある中で、おおむね当初の計画に沿って、研究目的を達成したことを評価したい。本研究は、弱視児童生徒の書字指導に関わる多くの教員にとって有益な指導に関わる情報と有効な評価プログラムの提供という十分な成果をあげられたものと考え。
			○研究課題の設定、研究計画の遂行、研究の成果等については、おおむね適切と見なされる。だが、研究成果の基幹となる研究報告書は、読者に論理的な導きを提供するには、不適切かつ不十分な仕上りである。
備考			

特別支援学校及び特別支援学級における教育課程編成とその実施に関する研究(口)(平成24～25年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○全国的に特別支援学校では、障害の軽い生徒の増加に加え複数の障害のある児童生徒も増えている。地域によっては、複数の障害種を併置する特別支援学校の建設も進んでいる。多様化する特別支援学校の役割に焦点をあてて各学校の取組を分析し整理することは、今後の特別支援教育にとっても必要なことである。また、インクルーシブ教育システムが推進されるなかで、特別支援学級の役割も大きくなっている。次回の学習指導要領改訂にむけてインクルーシブ教育システム構築の方向性からどのような改訂作業に進むかの参考となるような研究となるように期待する。 ○インクルーシブ教育システムの構築にあたって、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導及び通常の学級という連続性のある多様な学びの場の整備が重要である。特別支援学校は長年にわたって蓄積してきたノウハウを生かして、特別支援学級、通級による指導及び通常の学級の教育を支援する重要な役割がある。特に、教育課程の編成に関するノウハウは多様な学びの場における教育活動の中核として非常に重要なものである。 本研究は複数障害種に対応する特別支援学校の教育課程編成、教育課程の類型やコース制、高等部における職業教育、交流及び共同学習、自立活動と他の領域・教科との関連性など、現在の特別支援学校において一層の工夫と向上が求められている課題に取り組むものであり、学校現場の切実なニーズに答えるという意義がある。さらに、特別支援学校の学習指導要領を参考にして編成できる特別支援学級における教育課程の編成について明らかにしていくことによって、通常の学校における特別支援教育の質の一層の向上に寄与することができるという高い意義がある。 ○障害者の権利に関する条約(仮訳)に記されている「障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的の能力をその可能な最大限度まで発達させること」の実現のためには、今後学校教育で行う特別支援教育を如何に充実させていくにかかっていると考える。そのための必須条件である教師の専門性の担保については、国や都道府県、各地方自治体が組織的・計画的に研修会等を実施してきているところであるが、それ以前の課題として最も重要なことは、各学校(各校長)が編成する教育課程にある。特別支援学校はもとより、特に特別支援学級における教育の充実に向けて、本研究の今後の成果に大いに期待するものである。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○研究協力校への実地調査と特別支援学級の教育課程に関する調査を都道府県教育委員会を通じて行っており、研究計画に沿った研究が進んでいると考えられる。教育課程上の課題に関する分析は、1年目において大まかな方向性が示されているので、より掘り下げた分析を基にした研究成果が期待される。 ○平成22～23年度の専門研究の成果に基づいて選定した特別支援学校10校に実地調査を行って、教育課程編成に関する現状と課題を明らかにしている。また、特別支援学級の教育課程の編成に関しては、全国の都道府県教育委員会・政令指定都市教育委員会のに質問紙調査を行い、100%というきわめて満足できる回収率を示して、現状と課題を明らかにしている。次年度における成果が大いに期待できる。 ○特別支援学校への実地調査や全国47都道府県教育委員会及び全国20政令指定都市教育委員会への特別支援学級の教育課程編成の調査に関しては、中間報告としてまとめられ、大変見応えがある。中でも、各自治体への特別支援学級に対する現状と課題に関する質問紙形式の調査の結果を前提として、更にその内のいくつかの学校への今年度の訪問調査と段階をおっての調査研究に期待している。
2 総合評価		A	○特別支援教育に関わる教職員にとっても関心の高い課題を取り上げた研究と思われる。2)でまとめられた課題を基に再度研究協力校と連携した分析を行うとより質の高い分析結果が出ると思われる。また、教育課程の課題として知的障害の教科指導の内容をさらに深めて欲しい。インクルーシブ教育システムの構築に向けて知的障害特別支援学校の学習指導要領の教科の部分が改訂に向けてどのように議論が進むのか各特別支援学校では関心が高いからである。全体的に関心の高い研究内容であり、よりよい結果を期待している。 ○特別支援学校及び特別支援学級における教育課程の編成という重要な課題に取り組み、妥当な研究計画に基づいて成果をあげている。次年度において、現行の学習指導要領に基づく教育課程の編成と実施の状況を明らかにして、次期学習指導要領改訂への基礎資料としてまとめていくという研究課題の達成が大いに期待できる。 ○中間報告の中では、時に特別支援学級の「特別的教育課程」に踏み込んで研究をまとめられていることを評価したい。 教育課程の編成権を有する校長の「教育課程観」、「特別的教育課程観」に関する意識改革に示唆を与える研究になることを願う。
備考			

自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の算数科・数学科における学習上の特徴の把握と指導に関する研究(口)(平成24～25年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○この種の調査研究は僅少と考えるので意義は高い。ただ、全結果を同質の1群とみなすことができ、その結果、群として共通した傾向が出るかは予測しにくい感もある。特徴パターンの異なる下位群があるか検出・確認できるとよいのではないか。学年間の傾向にも期待したい。現況把握と分析が今回の目的のように思われるが、学習上の特徴が明らかになったら、できれば指導計画作成上の配慮にいたるまで示唆される報告内容にも期待したい。 ○自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある子どもの算数科・数学科における学習指導は、個々の児童・生徒の実態に応じた指導が求められている。その上に立って、学習上の特徴の把握と指導について検討することは、学校教育のニーズに応じた高い意義のあるものであり、全国の特別支援学級にかかる指導の一層の充実に貢献できるものと期待できる。 ○障害のある子どもの学習特性に応じた指導法の開発は、インクルーシブ教育システムの展開を図る上で避けて通れない課題である。特に、各教科における指導については、学習指導要領の改訂に向け、この時期に取り組むことが重要である。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○順調な進展であると思える。質問紙調査と協力機関での事例研究が骨子のようなのであるが、調査結果を第1回の研究協議会でぜひ協議対象にさせていただき、分析・考察の厚みをもたせていただくとよいのではないか。協力機関の対象児童生徒については、質問紙調査結果と併せた形で、吟味いただき、相互の分析を行う上で役立てていただくとよいのではないか。 ○研究協力機関への訪問及び情報交換会での情報収集、先行研究レビューに基づいて調査研究することで、自閉症のある子どもの算数科・数学科における学習上の特徴が示されている。今後はさらに研究協力校等との連携を深め、ポイントをしっかりとまとめ、研究が進むことを期待する。 ○先行研究レビューや研究協力機関からの情報収集に基づきアンケートの作成まで進んだ点は評価できる。
2 総合評価	A		○順調に所期の目的を遂げるべく進められている。自閉症のある児童生徒は目的で述べるように増加中であるため、教育現場での成果への期待は高い。ただ、学年相応で学習できる自閉症児に調査対象を限っているため、知的障害を多少とも有する児童生徒が相応に在籍すると思える現場のニーズをそのまま汲む成果となるかは留保すべきかもしれない。 有効回答数が小学校284学級と文中にあり、表ではN=284と人数のようであり、どちらなのか。今回の調査対象の学年相応の学習をする児童生徒以外の、学級にいる子どもたちの実態についても、学習に遅れがあるのかどうかなど確かめられればよかったのではないか。対象児童生徒には、他に顕著な学習上の特徴があるか、自立活動上の課題はどのようなのかについても、欲を言えば知りたいと思えた。 ○先行研究のレビュー及び研究機関での情報収集や自閉症・情緒障害学級に在籍する自閉症の児童生徒の算数科・数学科の学習に対する調査により、学習上の特徴を明らかにし、指導の充実につなげていこうとする本研究の意義は大きい。今後は、現場の学校教育にとってより具体的な指導方法の事例を提案してくれることを期待する。 ○本研究は、教育現場が必要としているのみならず、学習指導要領の改訂という観点からも重要である。
備考			

高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒への指導・支援に関する研究～授業を中心とした指導・支援の在り方～(口)(平成24～25年度)

		評 価	コ メ ン ト
1 評価項目ごとの評価	(1) 研究課題設定の意義	A	○多くの高等学校では発達障害等の特別な支援を必要とする生徒が在籍しているが、その指導や支援の方法については各校とも手探りの状態である。本研究は、そのような高等学校の現場において必要とされる、高い意義を有する研究課題であると考ええる。 ○進学率が98%を超えている現状のなかで、高等学校における発達障害等の生徒に対する指導・支援の在り方、特に授業を中心的な視点においた本研究はまさに今日的な意義をもつ。加えて、学力に課題のある生徒を抱える多くの高等学校においても、授業の在り方を考える上で有益な資料を提供できるものと思われる。 ○高等学校における発達障害等の特別な支援を要する生徒への支援は、どの学校においても大きな課題となっている。通常学級のみ的高校であるがゆえに尚更である。学校の困り感に寄り添って、主に授業を中心とした指導・支援の在り方について、実践に基づいた報告がなされる事に意義がある。また、ガイドブックが作成される事についても期待している。
	(2) 研究計画の遂行状況	A	○第1年次は高等学校における発達障害等の特別な支援を必要とする生徒の支援に関する現状と課題を整理するために、全国のエデュケーション委員会や高等学校の実態調査が行なわれており、計画どおりに遂行されていると考える。 ○研究計画通りに遂行されていると判断される。 ○研究計画にしたがって、それぞれの調査、情報収集、研究が着実に実施されている。特に「高等学校における特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の実際」と「研究協力校における取組の現状」が興味深い。2年次の調査研究において、そのまとめを学校のニーズに合った成果として、いかに有用なものを提供できるかが課題でもあり期待が大きいところである。
2 総合評価	A		○高等学校にとっては、特別支援教育総合研究所の研究は少し縁遠いものというイメージがあるように思う。その点で、本研究は今まさに学校現場で求められている内容であり、その研究成果が全国の高等学校から多いに期待されるであろうと考える。 ○高等学校における発達障害等の生徒に対する指導・支援の在り方について、授業を中心的な視点においた本研究は、授業の在り方を考える上で多くの高等学校に貴重な情報をもたらすものと思われる。平成25年度は、各研究協力校の取組を適切に分析・整理し、読み手にわかりやすいまとめとなることを望む。また、本研究の成果ができるだけ多くの教育現場で活用されるように成果の公表や情報提供の方法等の工夫も期待される。 ○研究の意義は大きい。授業を中心とした指導・支援の在り方について、種々の視点からの具体的な提案がなされることの有用性は高い。 研究計画にしたがって、着実に調査研究が遂行されている。 2年次において、学校のニーズに寄り添った提案性・有用性のある研究成果として報告されることを期待する。
備考			

参考資料

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外部評価 (研究活動) に関する要項

平成15年4月1日
制 定

平成19年3月30日改正

平成20年4月 1日改正

(目的)

第1条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）における研究活動の成果等について、利用者のニーズに応える研究を推進する観点に立って外部有識者による評価を行い、もって研究活動の改善向上に資することを目的とする。

(評価対象)

第2条 評価対象は、本研究所で実施される基幹研究等の研究活動とする。

(実施時期)

第3条 外部評価の実施時期については、別に定めるものとする。

(評価方法)

第4条 外部評価の評価方法については、次に定める方法とする。

- 1 評価項目毎に、段階別評価を実施する。
- 2 評価項目、段階別評価の方法については、別に定める。

(評価組織)

第5条 外部評価を実施する評価組織については、次に定める組織とする。

- 1 運営委員会に外部評価部会を置く。
- 2 外部評価部会は、次の者で組織する。
 - 一 運営委員のうちから運営委員会会長が指名する者 数名
 - 二 運営委員以外の外部有識者のうちから理事長が委嘱する者 数名
 - 三 構成員は、障害種（感覚障害、発達障害等）のバランスを考慮するとともに、大学の研究者、学校関係者、特別支援教育センター関係者及び福祉関係者等とする。

附 則

この要項は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要項は，平成１９年４月１日から実施する。

附 則

この要項は，平成２０年４月１日から実施する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の外部評価（研究活動）
における評価項目等について

〔平成22年5月28日〕
運 営 委 員 会 裁 定
平成23年3月28日改正
平成24年3月29日改正

（目的）

第1条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所外部評価（研究活動）に関する要項（平成15年4月1日制定）第3条及び第4条に規定する実施時期、評価観点及び段階別評価の方法について定める。

（実施時期）

第2条 実施時期については下記の通りとする。

- 一 重点推進研究については、研究継続年度並びに研究終了年の5月～6月の2ヶ月間、その他の研究課題については、研究終了年の5月～6月の2ヶ月間

（評価方法）

第3条 評価方法については、次に定める方法とする。

- 一 各研究課題については、研究実施計画書、関連資料及び研究成果報告書又はこれに代わるもの（刊行物については、当該刊行物）を基に書面審査によるものとし、必要に応じてヒアリングを行う。

（評価の観点及び段階別評価の方法）

第4条 評価の観点及び段階別評価の方法は、次に定めるものとする。

- 一 各研究課題に対する評価の観点は、終了課題については（1）研究課題設定の意義、（2）研究計画の遂行状況、（3）研究の成果、（4）研究成果の公表の4つとする。なお、重点推進研究初年度課題においては（1）研究課題設定の意義、（2）研究計画の遂行状況の2つとする。
- 二 段階別評価の方法は、それぞれの評価観点ごとに段階別評価（評価観点ごとの評価）を行う。また、これらの評価結果を踏まえて、総合的な段階別評価（総合評価）を行う。
- 三 評点の際「観点の評価を平均的に判断するばかりでなく、場合によっては優れている点を積極的に取り上げる（文部科学省における研究及び開発に関する評価指針）」ことに留意する。また、評価項目の中で当該研究の評価に該当しないと判断した場合には評点を付けないことができる。
- 四 段階別評価の方法は次のとおりとする。

1 観点ごとの評価

（1）研究課題設定の意義（研究分類によりあらかじめ選択）

- ア 国の政策立案や施策推進の観点から
- イ 地方自治体や学校教育等のニーズ観点から

・評価時点にあつて、

A⁺（5点）：極めて高い意義がある。

A（4点）：高い意義がある。

B（3点）：意義がある。

C（2点）：ほとんど意義がない。

C⁻（1点）：意義がない。

（２）研究計画の遂行状況

研究計画に対する遂行状況はどうか。

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：妥当である。

C（2点）：ほとんど遂行されていない。

C⁻（1点）：遂行されていない。

（３）研究の成果（研究分類によりあらかじめ選択）

ア 国の政策立案や施策推進等への寄与の可能性

イ 地方自治体や学校教育等での活用の可能性

A⁺（5点）：極めて高い。

A（4点）：高い。

B（3点）：認められる。

C（2点）：ほとんど認められない。

C⁻（1点）：認められない。

（４）研究成果の公表

研究成果の公表方法はどうか。

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：妥当である。

C（2点）：大幅な改善を要する。

C⁻（1点）：妥当ではない。

2 総合評価

1 の評価観点ごとの評価を踏まえ、研究課題における研究活動について総合的に勘案し、以下の5段階で評価する。

終了課題について

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：普通である。

C（2点）：劣っている。

C⁻（1点）：極めて劣っている。

重点推進研究初年度課題について

A⁺（5点）：非常に優れている。

A（4点）：優れている。

B（3点）：普通である。

C（2点）：努力を要するレベルにある。

C⁻（1点）：実施方法の改善が必要である。

五 様式等は別紙のとおり

附 則

この内容は、平成22年5月28日から実施する。

附 則

この内容は、平成23年3月28日から実施する。

附 則

この内容は、平成24年3月29日から実施する。なお、平成22年度開始の研究課題については従前の例による。

(別紙)

(終了課題評価シート：外部評価・内部評価共通)

終 了 課 題 評 価 シ ー ト

年 月 日

評価委員（氏名）

研究課題名：

研究期間： 年度～ 年度

研究代表者：

（所属・職）

（氏 名）

研究目標	

研究所中期計画における本研究の主たる類型：

☐ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

☐ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

1 観点ごとの評価

(1) 研究課題設定の意義（該当する項目のみを評価する。）

研究課題設定の意義（該当）も実効性（該当）と評価する。		該 当	項目ごとの 評価	全体の 評価
評 価 項 目				
ア 国の政策立案や施策推進等の観点から				
イ 地方自治体や学校教育等のニーズの観点から				
コ メ ン ト				

- ・評価時点にあつて、
- A⁺（5点）：極めて高い意義がある。
- A（4点）：高い意義がある。
- B（3点）：意義がある。
- C（2点）：ほとんど意義がない。
- C⁻（1点）：意義がない。

(2) 研究計画の遂行状況

評価項目	評価
研究計画に対する遂行状況はどうか。	
コメント	

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：ほとんど遂行されていない。
- C⁻（1点）：遂行されていない。

(3) 研究の成果（該当する項目のみを評価する。）

研究の成果（該当）も実用性（該当）を評価する。		該 当	項目ごとの 評価	全体の 評価
評 価 項 目				
ア 国の政策立案や施策推進等への寄与の可能性。				
イ 地方自治体や学校教育等での活用の可能性。				
コ メ ン ト				

- A⁺（5点）：極めて高い。
- A（4点）：高い。
- B（3点）：認められる。
- C（2点）：ほとんど認められない。
- C⁻（1点）：認められない。

(4) 研究成果の公表

評価項目	評価
研究成果の公表方法はどうか。	
コメント	

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：大幅な改善を要する。
- C⁻（1点）：妥当ではない。

2 総合評価

評 価	コ メ ン ト

A⁺ (5点) : 非常に優れている。
A (4点) : 優れている。
B (3点) : 普通である。
C (2点) : 劣っている。
C⁻ (1点) : 極めて劣っている。

(別紙)

(重点推進研究初年度課題評価シート：外部評価・内部評価共通)

重 点 推 進 研 究 初 年 度 課 題 評 価 シ ー ト

年 月 日

評価委員（氏名）

研究課題名：

研究期間： 年度～ 年度

研究代表者：

(所属・職)

(氏 名)

研究目標	

研究所中期計画における本研究の主たる類型：

☐ 国として特別支援教育政策上重要性の高い課題に対する研究

☐ 教育現場等で求められている喫緊の課題に対応した実際的研究

1 観点ごとの評価

(1) 研究課題設定の意義（該当する項目のみを評価する。）

評価項目	該当	項目ごとの評価	全体の評価
ア 国の政策立案や施策推進等の観点から			
イ 地方自治体や学校教育等のニーズの観点から			
コメント			

- ・評価時点にあつて、
- A⁺（5点）：極めて高い意義がある。
- A（4点）：高い意義がある。
- B（3点）：意義がある。
- C（2点）：ほとんど意義がない。
- C⁻（1点）：意義がない。

(2) 研究計画の遂行状況

評価項目	評価
研究計画に対する遂行状況はどうか。	
コメント	

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：妥当である。
- C（2点）：ほとんど遂行されていない。
- C⁻（1点）：遂行されていない。

2 総合評価

評価	コメント

- A⁺（5点）：非常に優れている。
- A（4点）：優れている。
- B（3点）：普通である。
- C（2点）：劣っている。
- C⁻（1点）：極めて劣っている。

平成25年度外部評価部会委名簿

氏 名	役 職	備考
我妻 敏博	上越教育大学教授	
太田 俊己	植草学園大学教授	
太田 裕子	全国連合小学校長会特別支援教育委員会委員長(品川区立延山第二小学校長)	
大塚 玲	静岡大学教授	
尾崎 文雄	兵庫県立阪神昆陽高等学校長・同特別支援学校長	
柿澤 敏文	筑波大学教授	
河本 眞一	全国特別支援学級設置学校長協会会長(中野区上高田小学校)	
木船 憲幸	大谷大学教授	
下山 直人	筑波大学附属久里浜特別支援学校長(筑波大学教授)	
瀬戸 ひとみ	全国特別支援学校病弱教育校長会会長(神奈川県立横浜南養護学校長)	
永松 裕希	信州大学教授	
信方 壽幸	全国聾学校長会会長(東京都立立川ろう学校長)	
広瀬 宏之	横須賀市療育相談センター所長	
松為 信雄	文京学院大学教授	
三谷 照勝	全国盲学校長会会長(東京都立文京盲学校長)	
明官 茂	全国特別支援学校知的障害教育校長会会長(東京都立町田の丘学園校長)	
山浦 勝雄	全日本中学校長会生徒指導部長(江戸川区立葛西第三中学校長)	
吉田 敏明	山形県教育センター所長	
運営委員会会長		
三浦 和	全国特別支援教育推進連盟参与	

3 中期特定研究の中間評価結果

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期特定研究の評価 に関する要項

〔 平成 2 4 年 3 月 2 9 日
制 定 〕

（目的）

第 1 条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「本研究所」という。）における中期特定研究における成果等について評価を行い、もって中期特定研究の改善向上に資することを目的とする。

（評価対象）

第 2 条 評価対象は、本研究所で実施する中期特定研究とする。

（実施時期）

第 3 条 評価は、研究開始前における事前評価、期間中における中間評価及び研究終了時における最終評価を実施することとし、それぞれの評価で、内部評価と外部評価を実施することとする。

2 前項の実施時期については、別に定めるものとする。

（評価方法・評価の観点）

第 4 条 評価方法については、評価項目毎に記述形式での評価（以下「記述評価」という。）を実施する。

2 前項の評価項目、記述評価の方法及び評価の観点については別に定める。

（評価実施者）

第 5 条 それぞれの評価は、内部評価については企画部長が、外部評価については運営委員会において行う。

（評価結果の取扱い）

第 6 条 内部評価の評価結果は、企画部長が評価委員会に報告し、評価委員会においてその内容を審議しこれを決定する。

2 外部評価の評価結果は、運営委員会においてこれを決定する。

3 それぞれの評価結果は、研究総括責任者に伝達する。

附 則

この要項は、平成 2 4 年 3 月 2 9 日から実施する。

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期特定研究の評価 に関する評価の観点等

平成 2 4 年 3 月 2 9 日
制 定

（目的）

第 1 条 この要項は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所中期特定研究の評価に関する要項（平成 2 4 年 3 月 2 9 日制定）第 3 条及び第 4 条に規定する実施時期、評価方法及び評価の観点について定める。

（実施時期）

第 2 条 実施時期については、下記の通りとする。

- 一 事前評価の内部評価及び外部評価については、中期特定研究の開始年度の前年度の 3 月に実施する。
- 二 中間評価の内部評価については、中期特定研究の 2 年次終了時及び 4 年次終了時の 3 月に実施する。外部評価については、中期特定研究の 2 年次終了時及び 4 年次終了時の翌年度の 6 月に実施する。
- 三 最終評価の内部評価については、中期特定研究の終了年度の 3 月に実施する。外部評価については、中期特定研究の終了年度の翌年度の 6 月に実施する。

（評価方法）

第 3 条 内部評価は、企画部長が書面審査及び必要に応じて研究総括責任者に対してヒアリングを行い、それに基づき評価し、評価委員会に報告する。外部評価は運営委員会にて書面審査及び必要に応じて企画部長に対してヒアリングを行い、それに基づき評価する。

2 研究総括責任者は、評価を受けるにあたって、必要な資料等を準備するものとする。

（評価の観点）

第 4 条 評価の観点については、次に定めるものとする。

- 一 事前評価 テーマ設定及び実施計画の妥当性について。
 - 二 中間評価 実施計画の進捗状況及び中期特定研究としての成果について。
 - 三 最終評価 実施計画の遂行状況及び中期特定研究としての成果について。
- 2 様式 別紙 1～3 による。

（運営委員会への評価結果の提出）

第 5 条 内部評価の結果については、運営委員会へ提出する。

附 則

この内容は、平成 2 4 年 3 月 2 9 日から実施する。

(別紙 1)

平成 年 月 日

事前評価書

研究テーマ	
研究班・班長名	
1. テーマ設定の妥当性について	
2. 実施計画の妥当性について	
総合評価	

(別紙2)

平成 年 月 日

中間評価書
(○年次終了時)

研究テーマ	
研究班・班長名	
1. 実施計画の進捗状況について	
2. 中期特定研究としての成果について	
総合評価	

(別紙 3)

平成 年 月 日

最終評価書

研究テーマ	
研究班・班長名	
1. 実施計画の遂行状況について	
2. 中期特定研究としての成果について	
総合評価	

4 平成24年度研修計画一覧

平成24年度 国立特別支援教育総合研究所研修計画一覧

23, 11

名 称		期 間	募集人員		目 的 及 び 受 講 対 象
特別支援教育専門研修	第一期 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース 知的障害教育専修プログラム 肢体不自由教育専修プログラム 病弱教育専修プログラム	平成24年5月7日(月) ～ 平成24年7月6日(金)	80名	200名	<目的> 障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員に対し、専門的知識及び技術を深めさせるなど必要な研修を行い、その指導力の一層の向上を図り、今後の各都道府県等における指導者としての資質を高める。 (参考)各コース及び専修プログラムの研修内容 視覚障害・聴覚障害教育コース:主に特別支援学校の教育 知的障害・肢体不自由・病弱教育コース:主に特別支援学校の教育 ※重点選択プログラムとして、①知的障害を伴う自閉症、②重度・重複障害、③支援機器・教材等活用をそれぞれ扱う 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース:小中学校等の教育 自閉症・情緒障害教育専修プログラム:自閉症・情緒障害特別支援学級における教育 言語障害教育専修プログラム:言語障害特別支援学級及び通級による指導 発達障害教育専修プログラム:通級による指導及び通常の学級における教育
	第二期 視覚障害・聴覚障害教育コース 視覚障害教育専修プログラム 聴覚障害教育専修プログラム	平成24年9月5日(水) ～ 平成24年11月8日(木)	40名		
	第三期 情緒障害・言語障害・発達障害教育コース 自閉症・情緒障害教育専修プログラム 言語障害教育専修プログラム 発達障害教育専修プログラム	平成25年1月9日(水) ～ 平成25年3月15日(金)	80名		<受講対象> 特別支援学校及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校並びに教育委員会、特別支援教育センター等において当該障害のある幼児児童生徒の教育を担当する教職員で、当該障害のある幼児児童生徒の教育に関し指導的立場に立つ者又は今後指導的立場に立つことが期待される者であること。
特別支援学校寄宿舎指導実践指導者研究協議会		平成24年7月25日(水) ～ 平成24年7月26日(木)	70名		<目的> 各都道府県において、特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場にある寄宿舎指導員等による研究協議等を通じ、寄宿舎指導員等の専門性の向上並びに寄宿舎における指導等の充実を図る。 <受講対象> 特別支援学校寄宿舎における幼児児童生徒の生活指導等に関して指導的立場に立つ寄宿舎指導員、教員並びに指導主事等とする。
発達障害教育指導者研究協議会		平成24年8月2日(木) ～ 平成24年8月3日(金)	100名		<目的> 各都道府県等において、発達障害のある子どもに対する支援・指導に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、専門的知識並びに技能を高め、各地方公共団体の支援・指導の充実に資する。 <受講対象> 教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事又は指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の特別支援教育コーディネーター担当教員とする。
交流及び共同学習推進指導者研究協議会		平成24年11月15日(木) ～ 平成24年11月16日(金)	70名		<目的> 各都道府県等において、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習を推進する立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における交流及び共同学習と障害の理解推進に資する。 <受講対象> 交流及び共同学習を推進する立場にある教育委員会及び特別支援教育センター等の指導主事及び幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校、特別支援学校の教員とする。
特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会		平成24年11月28日(水) ～ 平成24年11月30日(金)	70名		<目的> 各都道府県等において、特別支援教育コーディネーターの研修・活動等に関して指導的立場にある教職員による研究協議等を通じ、各地域における特別支援教育コーディネーターの研修や活動の充実に資する。 <受講対象> 教育委員会、特別支援教育センター等の指導主事及び特別支援教育コーディネーターの活動について、各地域の指導的立場に立つ幼稚園・小学校・中学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校の教員とする。

注1:各研修の募集人員は、各都道府県等教育委員会へのニーズ調査(H23.9)の結果を踏まえ、決定している。

注2:実施に当たっては、諸事情により、日程や内容を一部変更することがある。

5 平成24年度特別支援教育 専門研修プログラム

Ⅳ 平成24年度 第一期特別支援教育専門研修 講義等内容

1. 共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タイトル	講師等（所属・職名）
1. 研究所にようこそ！－研究所の概要－	研究所スタッフ
2. 特別支援教育の基本的な考え方	柘植 雅義 （教育情報部長）
3. 特別支援学校の教育	西牧 謙吾 （企画部・上席総括研究員）
4. 小・中学校等における特別支援教育	松村 勘由 （教育研修・事業部長）
5. 事前オリエンテーション1（特別支援教育専門研修の概要）	研究所スタッフ
6. 事前オリエンテーション2（研修中の生活）	研究所スタッフ

＊都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師（所属・職名）	講義等内容
【見学】5／8（火）AM 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と、所要説明を行う。
図書室利用案内	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内しつつ、説明を行う。
【実習】 コンピュータ端末の利用実習	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の利用について説明を行い、実際に操作し、スムーズな端末利用を行えるよう実習する。
知的障害教育論 5／8（火）PM	工藤 傑史 （教育研修・事業部・ 総括研究員）	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。
肢体不自由教育論 5／9（水）AM	長沼 俊夫 （企画部・ 総括研究員）	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。 本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
理事長講話 5／9(水)PM①	小田 豊 (国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長)	障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育や支援を行う特別支援教育の理念は、教育の原点である。特別支援教育の推進と充実に向けて教育の原点を担う特別支援教育に携わる教員に求められる資質とは何か、また、特別なニーズのある子ども達にとって良質な教育とは何かについて改めて問い直す。
特別支援教育行政の現状と課題 5／9(水)PM②	千原 由幸 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 課長)	障害のある子どもの教育の質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。
【講義・演習】 学校における組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるテクニック 5／10(木)AM	長尾 彰 (している(株)・ 組織開発ファシリテーター) 研究所関係スタッフ	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場に関わる教員が学校経営に参画し、学校の組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるマネジメント力、企画力、ファシリテーション力等の必要なテクニックを学ぶ。
重複障害教育論 5／11(金)PM	大崎 博史 (教育研修・事業部 ・主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・ 主任研究員)	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育(盲ろう教育を含む)である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
病弱教育論 5／14(月)AM	滝川 国芳 (教育支援部・ 総括研究員)	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促したりすることにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
特別な教育的ニーズと情報機器の活用 5／15(火)AM	金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・ 研究員)	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー(支援技術)を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
特別支援教育におけるICF活用 5 / 1 6 (水)AM	徳永亜希雄 （教育支援部・主任研究員）	ICF（国際生活機能分類）は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）でも「障害のとらえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO（世界保健機関）の障害観の変遷やICF及びその児童版であるICF-CYについて、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法を論述する。
個別の教育支援計画の作成と活用 5 / 1 6 (水)PM ①	工藤 傑史 （教育研修・事業部・総括研究員）	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。
【見学】 所内見学② 5 / 1 6 (水)PM ②	教育情報部 教育支援部 重複班	以下の研究所の施設等を見学する。 ①発達障害教育情報センター「教材教具展示室」 ②教育支援機器等展示室「iライブラリー」 ③教育支援部「スヌーズレン」 ④重複班「生活支援研究棟」
聴覚障害教育論 5 / 1 8 (金)AM ①	藤本 裕人 （教育支援部・総括研究員）	聴覚障害教育は、言語（日本語）の獲得を目的として言語指導法を追求してきた歴史がある。特別支援教育体制にあって、聴覚障害児は様々な場において適切な教育的支援が求められる。このため発達段階に応じたコミュニケーション手段の選択、早期教育・高等教育の充実、科学技術の進歩に伴う補聴システムの整備等、多くの課題がある。これらを概観し、課題解決のための方途について言及する。
言語障害教育論 5 / 1 8 (金)AM ②	小林 倫代 （教育支援部・上席総括研究員）	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、通級による指導（言語障害）、特別支援学級（言語障害）が対象としている子どもへの教育を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制度や教育課程等について概説する。
教育と福祉・医療・労働との連携 5 / 1 8 (金)PM	西牧 謙吾 （企画部・上席総括研究員）	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
自閉症・情緒障害教育論 5 / 2 1 (月)AM ①	小澤 至賢 （教育支援部・主任研究員）	平成 21 年に文部科学省から出された通知文において従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、合わせて教育課程の編成等についても述べていく。
視覚障害教育論 5 / 2 1 (月)AM ②	田中 良広 （教育支援部・総括研究員）	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
発達障害教育論 5 / 2 3 (水)AM	笹森 洋樹 （企画部・総括研究員）	小・中学校の通常の学級では約 6 % の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
医学的理解 －行動障害・てんかん－ 5 / 2 3 (水)PM	長尾 秀夫 （愛媛大学・教授）	てんかんは小児期に多い脳の慢性疾患である。まず、てんかんに関する理解を深めることを目指す。そして、てんかんに合併しやすい行動障害等の異存障害という視点から医学的に解説を行い、支援方法の具体例を述べる。
交流及び共同学習の意義と課題 5 / 3 1 (木)AM	藤本 裕人 （教育支援部・総括研究員）	障害者基本法第 14 条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。
障害のある子どもの保護者支援の在り方 6 / 1 4 (木)AM	小林 倫代 （教育支援部・上席総括研究員）	子どもの障害をいつ、誰が、どこで、どのように伝えていくのかという課題と、子どもの障害を聞いた保護者の心情を理解し支えつつ、子どもの教育についてどのように携えていくことができるのかという課題について考える。

講 義 等 題 目	講師（所属・職名）	講 義 等 内 容
諸外国における障害のある 子どもの教育 6 / 1 9 (火)AM	棟方 哲弥 （企画部・ 総括研究員） 大内 進 （教育支援部・ 部長） 滝川 国芳 （教育支援部・ 総括研究員） 横尾 俊 （教育支援部・ 主任研究員） 齊藤由美子 （企画部・ 主任研究員）	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機をむかえている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 5 / 1 1 (金)AM	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている同校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。 学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒 239-0841 神奈川県横須賀市野比 5 - 1 - 2

○研究協議

題 目 等	内 容 等
研 究 協 議	研修員がテーマを設定し、そのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を 1 0 コマ設定している。 ①最初に研究協議に関連する講義として 「学校における組織の力を効率的に引き出すためのリーダーに求められるテクニック」講師：長尾 彰 氏（している(株)・組織開発ファシリテーター）を受講する。 ②コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1 コマ） ③事前レポートに基づいた問題意識の協議と整理、テーマ設定（計 2 コマ程度） ④決定したテーマに基づく班内での協議（計 5 コマ程度） ⑤協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。 （準備 1 コマ、発表 1 コマ） 研修員個々の課題等に基づき班編成を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議が割り振られたコマ時間（1 0 コマ）の範囲で計画的に実施できるように留意すること。

○課題研究

講 義 題 目 等	内 容 等
課 題 研 究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で 8 コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

2. 合同講義

①知的障害・肢体不自由・病弱教育専修プログラム合同

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
学習のつまずきの実態把握とその指導 5 / 28 (月)AM	海津亜希子 (教育支援部・主任研究員)	効果的な指導を実現するためには、子どもに対する多角的な実態把握が必要不可欠である。本講義では、実態把握の際の視点および、これらをいかに個別の配慮計画の作成につなげ、子どもに還元していくかについて、演習を交えながら概説する。
障害者をめぐる社会保障制度 ー特別支援教育の視点からー 6 / 15 (金)AM	中島 隆信 (慶應義塾大学・教授)	特別支援教育を語る上で、今まで避けてきた課題が経済学の視点である。障害児の自立には、消費者の視点が不可欠であること、日本の障害者に対する社会保障制度に欠けていることを中心に特別支援教育の視点から論述する。そして、明日の特別支援教育を考える新しい視点を提供する一助としたい。(講師は「障害者の経済学」(東洋経済新報社)の著者でもある。)

②知的障害・肢体不自由教育専修プログラム合同

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
特別支援教育における キャリア教育 5 / 22 (火)PM	菊地 一文 (教育情報部・主任研究員)	「キャリア」、「キャリア教育」の定義及びキャリア教育推進の背景、特別支援教育におけるキャリア教育の意義について論述するとともに、特別支援学校及び特別支援学級における実践事例について解説する。
授業研究の理論 5 / 28 (月)PM	太田 正己 (千葉大学・教授)	知的障害児教育における授業研究の歴史と方法論について概観し、組織的・効果的な授業研究の進め方や授業づくりの在り方について論述する。
認知、コミュニケーションの発達と障害 6 / 18 (月)AM	池畑美恵子 (淑徳大学・助教)	知的障害のある子どもへの認知発達臨床アプローチの意義とその果たす役割について概観し、その認知発達過程と認知発達に応じて必要とされる臨床アプローチについて論述する。
視知覚・認知の評価と その指導 6 / 26 (火)PM	佐島 毅 (筑波大学・准教授)	肢体不自由や知的障害のある子どもの中には、視覚に何らかの障害や課題のある子どもが少なくない。しかし、私たちは、見えにくいために分からなかったり不安であったりする子どものことを見過ごしではないだろうか。ここでは、様々な視覚の問題と、見えにくさのある子どもの認知状態への理解について概説する。また「視る」という視点から、子どもの実態を正しく評価・把握し、アプローチする方法について具体的に論述する。

3. 各障害教育専修プログラム講義

①知的障害教育専修プログラム

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
発達障害の診断と療育 5 / 1 4 (月)PM	渥美 義賢 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	「発達障害とは何か。」について、その概念を解説するとともに、発達障害と考えられる障害の診断について述べる。また、発達障害のある子どもの療育をどのように理解し、どのように支援することが望ましいかについても論述する。
知的障害教育における教育課程 5 / 1 7 (木)PM	石塚 謙二 (文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	知的障害教育に関する学習指導要領における規定やその解釈、並びに知的障害特別支援学校及び知的障害特別支援学級における教育課程の編成・実施・評価の基本的な考え方について解説する。
【講義・協議・演習】 知的障害教育における自立活動の理論と指導の実際 5 / 2 2 (火)AM	大崎 博史 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	学習指導要領における自立活動について詳しく解説するとともに、実際に特別支援学校(知的障害)で行われている自立活動の指導の実際について論述する。特に、時間における自立活動の指導、各教科等を合わせた指導の中で行う自立活動についての事例を紹介する。また、受講者からの事前レポートを基に、知的障害教育における自立活動の実際について協議するとともに、自立活動における個別の指導計画の立案、実施、評価についての演習を行う。
【講義・演習】 応用行動分析学(ABA)の基礎 ー子どもの行動の理解の仕方ー 5 / 2 4 (木)AM	三田地真実 (星槎大学・教授)	午前・午後の講義を通して、応用行動分析学(ABA)の基礎となる「強化の原理」の考え方をもとに①子どもの行動の理解の仕方、②気になる行動の理解と対処の方法について、演習を交えながら解説する。
気になる行動の理解の仕方 ー行動の機能からのみなおしー 5 / 2 4 (木)PM		
【講義・演習】 社会性の発達と障害 5 / 2 5 (金)AM	涌井 恵 (教育情報部・主任研究員)	社会性の発達を概観するとともに、知的障害や自閉症のある子どもの社会性の発達の支援を進めるために必要となる、社会的スキルの評価、具体的指導・支援方法などについて論述する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
自閉症の病理 5 / 2 5 (金)PM	中根 晃 (東京都精神医学総合研究所・客員研究員)	自閉症では 3 歳児の脳に特徴的所見があり、病的所見が強い小児自閉では強力な療育指導が必要である。所見が軽いアスペルガー症候群では学年レベルでの学校教育が大切である。さらに思春期以降では自己意識の発達に沿って教育(療育)が必要となるなど、ライフサイクルを念頭に置いた教育的指導を継続することが望ましい。ここでは、自閉症の病理についてライフサイクルとの関連性を踏まえて論述する。
発達障害の理解と基本的対応 5 / 2 9 (火)AM	平岩 幹男 (Rabbit Developmental Research ・代表)	発達障害者に対する様々な治療プログラムについて概説するとともに、本人主体の支援に視点を当てた具体的な実践例を紹介し、本人主体の支援の在り方について論述する。
【講義・演習】 キャリア教育の視点に基づく授業及び教育課程改善 5 / 3 0 (水)PM	菊地 一文 (教育情報部・主任研究員)	キャリア教育の意義の一つである教育課程の改善を視野に入れ、特総研のキャリア教育研究において提案した「授業」「教育課程」の改善や「個別的教育支援計画」の充実のためのツール及び活用方策について概説するとともに、その一部について演習を行う。
【演習】 心理アセスメントの理論と実際①② ① 5 / 3 1 (木)PM ② 6 / 1 (金)AM	神山 努 (企画部・研究員) 伊藤 由美 (教育研修・事業部・研究員) 涌井 恵②のみ (教育情報部・主任研究員)	発達障害のある児童生徒に対するアセスメントについて概説するとともに、少人数のグループ毎に実習を行い、その結果の解釈や支援の在り方について演習を行う。
自閉症教育におけるTEACCHの理論と実際 6 / 1 (金)PM	安倍 陽子 (横浜市東部地域療育センター・臨床心理士)	自閉症児への総合的な支援の在り方について、TEACCHの理論とともに実践例も併せて論述する。
特別支援学級(知的障害)における授業と学級づくり 6 / 1 1 (月)PM	荒川 正敏 (横須賀市立船越小学校・総括教諭)	個別の指導計画の作成及び評価の流れや交流及び共同学習の進め方、さらに国語科(評価と指導経過)、自立活動と道徳の授業実践の紹介等を通して、特別支援学級(知的障害)における授業と学級づくりについて論述する。
知的障害教育における領域・教科を合わせた指導の理論 6 / 1 2 (火)AM	工藤 傑史 (教育研修・事業部・総括研究員)	知的障害教育における教育課程編成において、特に領域・教科を合わせた指導の考え方について概説するとともに、子ども主体の学習活動の展開の在り方について論述する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【講義・演習】 領域・教科を合わせた指導の実際① 6 / 1 2 (火)PM	國井 光男 （千葉県総合教育センター・ 主席研究指導主事）	知的障害特別支援学校における実践事例の紹介を通して、領域・教科を合わせた指導の展開や授業改善の視点について論述する。また、グループ別の協議を通して各学校における課題の整理を行い、指導計画の改善を図るための演習を行う。
【協議】 領域・教科を合わせた指導の実際② 6 / 1 3 (水)AM	知的障害教育 専修プログラム運営スタッフ	
複数の障害種に対応する教育課程の在り方 6 / 1 5 (金)PM	水内 秀雄 （長野県北信教育事務所・ 特別支援教育推進員）	障害種別からではなく、一人一人の教育的ニーズから支援を行う長野県稲荷山養護学校の「授業改善を基にした」実践を紹介し、複数障害種に対応する特別支援学校における教育課程編成の在り方について論述する。
特別支援学校経営の現状と課題 6 / 1 8 (月)PM	明官 茂 （東京都立町田の丘学園・ 校長）	特別支援学校における学校経営の基本的な考え方について述べるとともに、学校経営の現状と課題およびその対応策について知的障害教育との関連性を踏まえて論述する。
自閉症の特性と対応 6 / 2 0 (水)AM	渡部 匡隆 （横浜国立大学・教授）	自閉症の障害特性と学習特性を概観し、コミュニケーション行動の形成、生活スキルの形成、自己管理行動の形成、不適応行動の改善等について高機能の児童生徒を含め、行動論的立場から援助方法を論述する。
知的障害児・者の地域支援 ー本人、保護者の立場からー 6 / 2 0 (水)PM	野沢 和弘 （毎日新聞・論説委員）	知的障害のある本人やその保護者が地域で生活する中で抱える様々の困難について具体的な事例を通して紹介するとともに、暮らしやすい社会の在り方や、それを実現するための特別支援学校の役割等について論述する。
主体的な授業参加を促す支援ツールとその活用 6 / 2 5 (月)AM	村中 智彦 （上越教育大学・講師）	支援ツールのねらい、考え方、働き等について解説するとともに、自閉症児がわかって自ら動ける授業づくりや支援ツールの活用の在り方について、授業の成果を家庭や地域に生かしていく視点も踏まえて論述する。
【講義・演習】 知的障害教育における体育の指導の実際 6 / 2 5 (月)PM	神谷 真吾 （愛知県立豊田高等養護学校・ 部主事）	知的障害教育における体育科の指導の基本的な考え方、児童生徒の体力特性のとらえ方、体育指導の実際、生涯にわたるスポーツライフにつながる指導の在り方について論述する。また、いくつかの運動やゲームなどの演習を行う。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
ダウン症の特性と対応 6 / 2 6 (火)AM	玉井 邦夫 (大正大学・教授)	ダウン症の原因や諸特徴、合併症等に代表される医学的特性とコミュニケーションや問題となる行動等の心理的特性への対応方法について、思春期・成人期に生じる問題を取り上げながら論述する。
【演習】 特別支援学校における 個別の教育支援計画・ 個別の指導計画の作成 と活用の実例 6 / 2 7 (水)AM	大崎 博史 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	特別支援学校における個別の指導計画と個別の教育支援計画の作成と活用の在り方を論述するとともに、指導目標や手立ての立案に関する演習を行う。
特別支援学校の地域における センター的機能と特別支援教育 コーディネーターの役割 6 / 2 8 (木)AM	小澤 至賢 (教育支援部・主任研究員)	特別支援学校の地域におけるセンター的機能の在り方と特別支援教育コーディネーターの役割について、具体的な実践例を交えて論述する。
就労をめぐる現状と課題 6 / 2 8 (木)PM	原 智彦 (東京都立青峰学園・ 主幹教諭)	知的障害のある人の社会参加の実態を「働くこと」に焦点を当てて概観し、就労を支える関係機関のネットワークと学校教育の役割を論じ、知的障害教育における当面の課題とその対応策について、実践例をまじえて論述する。
【演習】 ノンバーバル・コミュニケーション 6 / 2 9 (金)AM	緒方登士雄 (東洋大学・教授)	ノンバーバル・コミュニケーションに焦点をあて、研修員相互によるレッスン・プログラムを通して自らの行動を振り返り、子どもたちとのコミュニケーションを深めるためのかかわりについて体験的に学ぶ。
知的障害教育における 国語の指導の実例 6 / 2 9 (金)PM	平野あけみ (茨城県立つくば養護学校・ 教頭)	知的障害教育における国語科の指導内容のとりえ方や指導の基本的な考え方について、生活の中で生きる力となるための国語の指導の実践例を交えながら論述する。
【講義・演習】 知的障害教育における 音楽の指導の実例 7 / 2 (月)AM	工藤 傑史 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	知的障害教育における音楽科の指導内容のとりえ方や指導の基本的な考え方について、余暇支援の視点も交えながら論述する。歌唱や器楽について演習も行う。
知的障害教育における 算数・数学の指導の実例 7 / 2 (月)PM	高橋 玲 (群馬県教育委員会事務局特 別支援教育室・指導主事)	知的障害教育における算数・数学科の指導内容のとりえ方や指導の基本的な考え方について、生活の中で生きる力となるための算数・数学の指導の実践例を交えながら論述する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
障害のある児童生徒の の性教育 7 / 4 (水)PM	國分 聡子 (静岡大学教育学部附属特別 支援学校・教諭)	性教育に関する内外の動向を踏まえ、学校教育のなかで性教育を進めていく上での諸課題や指導法、評価の在り方、性教育のプログラムについて論述する。

○実地研修

（希望により、1箇所を選択。希望数によっては調整する場合がある。）

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
①卒業後の就労・生活 支援の実際 6 / 2 2 (金)終日	就労コース (株)富士電機フロンティア 日本理化学工業(株)	(株)富士電機フロンティアは、富士電機(株)の特例子会社として設立され、富士電機グループにおける、清掃や製本・印刷、社内メール、部品加工などの幅広い業務を行っている。社員の中にはフォークリフトの資格試験にチャレンジし、免許を取得している者もいる。 日本理化学工業(株)は、昭和 35 年より重度障がい者の雇用にチャレンジし、昭和 50 年、国の心身障害者多数雇用モデル工場 1 号を川崎に設置したのを機に「障がい者と社会をジョイントする」を経営方針として、障がい者を多数雇用しながら品質・生産性・管理面で高い水準を維持している。 これらの取組の実際を実地に研修し、卒業後の就労支援、生活支援の在り方について考える機会とする。 (株)富士電機フロンティア 〒 210-9530 神奈川県川崎市川崎区田辺新町 1-1 日本理化学工業(株) 〒 213-0032 神奈川県川崎市高津区久地 2-15-10
②知的障害特別支援学校における授業の実際	授業コース (千葉大学教育学部附属 特別支援学校)	千葉大学教育学部附属特別支援学校は、昭和 40 年に創立された。「子どものための、子どもによる、子どもの学校生活」をめざし、小学部では生活単元学習と日常生活の指導を、中学部では生活単元学習と作業学習を、高等部では作業学習をそれぞれ教育課程の中心にすえて学校生活を整え、児童生徒の充実した学校生活の実現に努めている。 領域・教科を合わせた指導を中心とした授業観察を通して、知的障害の授業のあり方について考える機会とする。 千葉大学教育学部附属特別支援学校 〒 263-0001 千葉市稲毛区長沼原町 312

②肢体不自由教育専修プログラム

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
肢体不自由教育の現状と課題 5 / 17 (木)PM	下山 直人 (文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	肢体不自由教育の現状を考察するとともに、特別支援学校(肢体不自由)の特色ある教育活動を紹介しながら、特別支援教育における肢体不自由教育の在り方や課題について言及する。
自立活動の指導 ー指導計画作成から授業展開へー 5 / 24 (木)AM	長沼 俊夫 (企画部・総括研究員)	肢体不自由のある子どもの指導について、自立活動の指導計画の作成について手続きを確認し、続いて、特に障害の重い児童生徒における自立活動の指導を生かした授業づくりについての課題を整理し、具体的な工夫について論述する。
重度・重複障害のある子どもの身体運動の捉え方 5 / 24 (木)PM	笹本 健 (国立特別支援教育総合研究所・客員研究員)	重度・重複障害がある子どもに対し、彼らの「身体運動・身体の動き」を教育的な課題とする時、どのようにそれらを捉えたらよいのか、どのように実践の展開を行ったらよいのかについて論述するとともに、実践事例を紹介する。
肢体不自由児の障害特性を踏まえた教科指導 5 / 30 (水)PM	一木 薫 (福岡教育大学・講師)	肢体不自由児の教科指導において教員が理解しておく必要のある「障害特性と教科指導」「脳性まひ児の認知面の困難」「個人差の大きい集団の指導」について、事例をまじえながら概説する。
【実習】 重度・重複障害のある子どもへのAAC活用 ー実習編ー 6 / 1 (金)PM	金森 克浩 (教育情報部・総括研究員) 禿 嘉人 (東京都立光明特別支援学校・ 主任教諭)	重度・重複障害のある子どもへの指導におけるコミュニケーション支援に関わる支援機器やスイッチトイを製作する。また、その普及方策について検討を行う。
【講義・実習】 肢体不自由のある児童生徒の教科指導への入門期の指導 6 / 11 (月)PM	川間 弘子 (特定非営利活動法人山口発達臨床支援センター・ 理事長)	教科への入門期の指導（文字の読み書きや計算につながる指導）における肢体不自由児の実態把握と教科指導へのつながりを見据えた目標設定及び指導の実際について、概説する。講義に併せて実習を行い、体験をとおして理解の深化を図る。
【講義・演習】 肢体不自由のある子どもの感覚運動指導の実際 6 / 12 (火)AM	當島 茂登 (鎌倉女子大学・教授)	特別支援学校（肢体不自由）には重度の知的障害を伴う子どもが多く在籍している。このような子ども達に対する指導の一つとして感覚運動指導がある。本講義の前半は、発達の初期段階における感覚運動指導の重要性について述べる。特に、指導内容・方法を検討する手がかりになる学習の系列、アセスメント法などについても言及する。講義の後半は実技をとおして考える。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
発達を促す教材教具の活用 6 / 1 2 (火)PM	立松 英子 (東京福祉大学・教授)	障害の重い子どもを指導する際には、言葉でものを考える前の思考として、触ったり、見たり、聞いたりしてわかっていく子どもの世界を理解することが必要である。そうした子どもの認知発達を捉えるために大切な視点や具体的な方法について概説する。その上で、発達を促す教材教具の活用について、理論に基づいた実践を紹介し、具体的な指導の工夫について論述する。
【講義・演習】 特別支援学校経営の現状と課題 6 / 1 3 (水)PM	田村康二朗 (東京都立江戸川地区特別支援学校 (仮称)・開設準備担当校長)	特別支援学校における学校経営の基本的な考え方について述べ、学校経営にかかる現状と課題およびその対応策について、肢体不自由教育との関連性を踏まえて論述する。その際に、受講者が主体的に学校運営に参画することへの意識を明確にするために、実践事例の紹介や演習等を取り入れる。
肢体不自由教育の歴史 6 / 2 0 (水)AM	徳永亜希雄 (教育支援部・主任研究員)	我が国の肢体不自由教育の変遷について社会的背景と合わせて概観し、特別支援教育における今後の肢体不自由のある子どもの教育の在り方について論述する。 【学校要覧等、各校、各地域等の歴史が分かる資料を持参】
【演習】 障害の理解 ー動きを通して考えるー 6 / 2 0 (水)PM	林 菊盛 (千葉県立我孫子特別支援学校・校長) 長沼 俊夫 (企画部・総括研究員) 徳永亜希雄 (教育支援部・主任研究員)	「ボッチャー」「車いすサッカー」「運動障害の疑似体験」の実践をとおして、障害のある子どもの視点から、適切な指導や必要な支援の方法について検討を行う。
【講義・協議】 小中学校における肢体不自由教育 ー特別支援学級の実践を中心にー 6 / 2 1 (木)AM	長沼 俊夫 (企画部・総括研究員)	インクルーシブ教育システムの構築が検討されていることを背景に、小中学校における肢体不自由教育について、特別支援学級の指導に注目して論じる。特別支援学級（肢体不自由）の全国的な現状を調査研究の結果から概説し、教育課程編成や指導の実際について言及する。また、受講者が所属する特別支援学校の所在する地域の特別支援学級（肢体不自由）についての情報交換を行い、特別支援学級（肢体不自由）の有する課題について協議する。
【講義・演習】 聴知覚・認知の評価とその指導 6 / 2 6 (火)AM	藤本 裕人 (教育支援部・総括研究員)	聴知覚の基本的な発達過程をふまえ、聴覚と音声言語の関係、重複障害児の聴力検査の実際について概説し、演習を行う。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
摂食困難への対応 6 / 27 (水)AM	向井 美恵 (昭和大学・教授)	肢体不自由のある児童生徒の中には、食物摂取機能に障害がある場合も多い。生活の基本である「食べる」ことにかかわる、摂食・嚥下機能の発達過程、機能不全の内容を概説し、教育の場で実践できる知識について論述する。
自立活動の指導 ー身体の動きの評価と指導の実際ー 6 / 29 (金)AM	古川 章子 (北海道拓北養護学校・ 教諭)	特別支援学校（肢体不自由）における自立活動の指導の実際や課題への理解を深めるために、以下の観点で考える。①身体の動きについての評価(大切な視点、具体的な方法)、②評価に基づいた指導(時間における指導、他の教科等における指導)、③教員同士の協働及び外部の専門家との連携について、実践事例を通して論述する。
肢体不自由のある子どもの思春期の課題と性教育 6 / 29 (金)PM	田村 和宏 (びわこ学園障害者支援センター・所長)	肢体不自由も含めて、障がいのある子どもたちは、思春期に入ると身体だけではなく心の世界も大きく変化する。その大きな変化は、障がい特性によって子どもたちの内面で均衡がとれず、大きな葛藤やそれが不安となってさまざまな姿となって現れてくる。本講義では、性に関する事柄を紹介しながら、思春期における子どもたちの葛藤や自己変革の願いに対してどう向き合い、子どもたちをおとなの世界に導くのかについて、事例を通して学びあいたい。
言語発達の評価と指導の実際 7 / 2 (月)AM	吉川 知夫 (東洋大学・非常勤講師)	ことばの発達やその障害について概説しつつ、ことばに障害のある子どもへのアセスメント法について講義する。また、指導の実際を紹介しながら 肢体不自由のある子どものコミュニケーションに関する支援のあり方について論述する。
肢体不自由のある子どもの上肢機能の理解と指導 7 / 2 (月)PM	関内美奈子 (新宿区立新宿養護学校・ 作業療法士)	日常生活動作、学習能力などの発達を促す視点で、上肢(肩・肘・手)機能の発達について解説し、事例の紹介を通して実態の把握や指導のポイントを概説する。
【講義・実習】 肢体不自由のある子どもの姿勢・運動とポジショニング 7 / 3 (火)AM	花井 丈夫 (横浜療育医療センターリハビリテーション課・ 担当部長)	理学療法士の立場から、肢体不自由のある子どもたちへのかかわり方について、ポジショニングを中心に論述する。学校や家庭等での生活をできるだけ快適に過ごし、ひいては機能向上にもつながるような子どもたちへの介助の仕方について、介助する側の姿勢や身体の使い方等に重点を置きながら、実技を交えて概説する。

○実地研修

（希望により、1箇所を選択。希望数によっては調整する場合がある。）

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
療育施設の実地研修 6 / 28 (木) 終日	①横浜市南部地域療育センター ②横浜市東部地域療育センター ③横浜市中部地域療育センター ④横須賀市はぐくみかん	特別支援教育では、子どものニーズを適切に捉え、保護者を含めた関係機関・関係者が密接に連携し、一貫した支援と指導が求められる。見学を通して就学前の支援の実地を理解し、学校教育の課題について多角的な視点で学ぶ。また、学校と療育機関、教員と他職種との連携について考える。 横浜市南部地域療育センター 〒 235-0033 神奈川県横浜市磯子区杉田 5 - 32 - 20 横浜市東部地域療育センター 〒 221-0044 神奈川県横浜市神奈川区東神奈川 1 - 29 横浜市中部地域療育センター 〒 232-0007 横浜市南区清水ヶ丘 49 横須賀市はぐくみかん 〒 238-0004 横須賀市小川町 16

③病弱教育専修プログラム

*都合により一部変更する場合がある。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
難病の子どもと福祉 5 / 1 7 (木)PM	福島 慎吾 (難病の子ども支援全国ネットワーク・理事)	難病や慢性疾患のある子どもとその家族を支えるためには、必要な社会資源を必要なタイミングで利用することが大切である。難病や慢性疾患のある子どもが利用可能な社会保障・福祉制度などの社会資源を概観し、難病児の一例を通して保護者の立場から専門職に対して望むことにも言及する。
特別支援学校経営の現状と課題 5 / 2 4 (木)AM	山田 洋子 (東京都立久留米特別支援学校・校長)	学校経営は、学校教育法等に基づき運営されるものであるが、学校経営者の見識が重要である。校長のリーダーシップが議論される所以である。この講義では、全国の特別支援学校の現状と課題、病弱特別支援学校の現状と課題をのべ、私見であるが、①学校を経営するとは、②子どもを育てる、教員を育てる、学校を育てる、③何に向かって（目指す学校像）、④何を使って（ヒト、モノ、カネの総合的な計画）、⑤誰とともに（地域との連携、大学や研究機関との連携、保護者との連携）に言及する。最後に、教育は社会を支える大事業である、受講者は、以上のような気概を持って研修をしていただきたい。
病弱教育の現状と課題 5 / 2 4 (木)PM	丹羽 登 (文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	我が国の病弱教育の現状について、① 20 世紀の病弱教育、②病気の種類の変遷、③病弱教育の意義、④これからの病弱教育について分析し、21 世紀の病弱教育の在り方について論述する。また、新学習指導要領をふまえて、病弱教育の充実のための課題と具体的展開の方策について論述する。
病気のある子どもへの自己管理支援 5 / 2 8 (月)PM	武田 鉄郎 (和歌山大学大学院・教授)	病弱のある子どもの自己管理を支援していくために、健康の概念、セルフケアについての概念を明確にし、自己管理能力を高めるための支援の仕方を概説する。 その中で、ストレス対処過程でのソーシャルサポートや対処行動、又は自己効力感の効用について言及する。
【講義・実習】 病弱教育における授業実践のための質的研究法 5 / 3 0 (水)PM	谷口 明子 (山梨大学大学院・教授)	病弱教育担当教師の専門性向上が叫ばれる現在、個々の教師たちが培ってきた経験知・実践知を伝達することが喫緊の課題であり、現場レベルの実践研究蓄積へのニーズが高まっている。本講義では、日常的な実践の記録を実践研究へとまとめるひとつの手法として、質的研究法の基礎について、校内研究の実例を示しながら学習する。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【講義・協議】 病気のある子どもの復学支援 5／31(木)PM	平賀健太郎 （大阪教育大学・准教授）	入院治療を終えた後、前籍校に復学可能な慢性疾患患児が増加し、特別支援教育において、通常の学級に在籍する病気のある子どもたちへの長期的な支援が求められている。現在の復学支援の実践例や課題を説明しながら、関係者間の連携の重要性について講義し、今後の円滑な復学支援の在り方について討議を行う。
医学の進歩と遺伝病 6／13(水)PM	大橋 博文 （埼玉県立小児医療センター・遺伝科部長）	医学の分野としてますます重要性が注目されている臨床遺伝学の基礎を概説する。先天異常と遺伝病、遺伝病の分類と概説、主な染色体異常症、遺伝相談と出生前診断などに関連して医療倫理についても言及する。
児童虐待 6／18(月)PM	岡本 正子 （大阪教育大学・教授）	全国の児童養護施設では、約3万人の子どもたちが虐待を理由に入所し、近隣の小中高等学校に通学している。虐待は、学校現場で発見される場合もあり、教員といえども、基礎的な知識が必要である。この講義では、日本における児童虐待の現状と教員としての対応の仕方を中心に論述する。
【講義・演習】 病弱教育における授業論 6／20(水)終日	西牧 謙吾 （企画部・上席総括研究員） 滝川 国芳 （教育支援部・総括研究員） 植木田 潤 （教育支援部・研究員）	病弱教育の授業に求められる視点を明らかにすることを目的として、受講者各自の日頃の授業実践を持ち寄り、討議および演習を行う。
【講義・演習】 病気のある子どもの見方 6／21(木)AM	村上 由則 （宮城教育大学教職大学院・教授）	慢性疾患は障害としての性格をもち、病弱児には特別な援助が必要である。教育は、病状変動の認知、変動の原因の認識、生活水準での対処、そしてそれらを支える受容にとって、重要な役割を担う。ここでは、子どもの行動と援助に関して具体例をあげて概説する。
【講義・協議】 ICTを活用した特別支援学校(病弱)の活性化 6／22(金)AM	滝川 国芳 （教育支援部・総括研究員）	特別支援学校(病弱)は、本校のほかに分校や分教室が設置されていることが多い。そのため各校が広域にわたり点在しており、学校として一体化した教育活動を進めていく上で、さまざまな制約を受けることになる。全国の病弱教育におけるICTを活用した教育の試みについて紹介し、特別支援学校(病弱)さらには病弱教育全体の活性化について、協議を行う。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【講義・協議】 病気のある子どもへの 地域サポート 6 / 2 5 (月)AM	西牧 謙吾 （企画部・上席総括研究員） 松浦 俊弥 （千葉県立富里特別支援学 校・教諭）	特別支援教育時代を迎えて、特別支援学校や特別支 援学級は、障害種別を問わず地域との緊密な関係が重 要になってきているが、病弱教育の分野では、従来か ら元籍校の近隣地域のみならず全国規模の「地域」と の連携が必要であると言われてきた。教育対象の多様 化に加えて、医療の高度化や専門化を踏まえた、病気 のある子どもの地域サポートについて、受講者とともに 実例を交えながら考えてみたい。
病弱教育における小中 学校支援の実際 6 / 2 5 (月)PM	副島 賢和 （東京都品川区立清水台小学 校・主任教諭）	病院の中にある小中学校の病弱・身体虚弱特別支援 学級における教育について理解を深める。そして、医 療と教育との連携に関する事例を紹介し、病気の児童 生徒を中心とした教育支援の在り方について考える。 また、慢性疾患のある児童生徒の多くは、通院しな がら小中学校で学んでいる。そこで、通常の学級に在 籍する病気の児童生徒への支援についても論ずる。
発達障害のある子ども の理解と支援 6 / 2 6 (火)PM	梅田 真理 （教育情報部・総括研究員）	LD・ADHD・高機能自閉症は障害として気づかれにく いところがあり、従って適切な対応も遅れがちになる。 また、これらの子どもは周囲の人や環境との適応過 程にストレスを受け易く、心理面、身体面、行動面の 症状・問題を呈することも少なくない。発達障害の特 徴と起きやすい二次障害について説明し、基本的な対 応について論述する。
関係性の障害とその対応 6 / 2 7 (水)AM	植木田 潤 （教育支援部・研究員）	乳児は授乳を通じて母親から身体の栄養を取り入れ るのと同時に、肌の温もりや柔らかさから安心感や安 全感という心の栄養を取り入れている。この心理的な 授乳に示唆される「成長に必要な何かを取り入れるこ と」こそ、何かについて「学ぶこと」の原点になって いる。この学ぶことを巡って生ずる、成長に不可欠な 関係性とはどのようなものか考えてみたい。
【講義・協議】 入院している子どもの 教育支援のための教育 と医療との連携ー小児 看護の立場からー 6 / 2 9 (金)AM	濱中 喜代 （東京慈恵会医科大学・ 教授）	特別支援教育を病院で入院しながら受ける子どもと 家族への支援について、教育と医療との連携のあり方 も含めて、小児看護の立場から概説する。また 2010 年 に小児病棟の師長・主任に行った教育支援に関する調 査結果についても解説し、教育支援の現状や今後の課 題についても論述し、さらに今後のあり方についても 議論を深めたい。

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
【講義・協議】 病院にある学校の教育 の実際 6 / 29 (金)PM	赫多久美子 （帝京平成大学・講師）	病院内という制限された環境における授業の工夫、 病院スタッフとの連携の図り方を中心に論ずる。また、 様々な病状にある子どもとその家族への教育支援につ いて協議を行う。更に、病院にある学校として、教師 自身を支えるための教師集団の在り方、組織力等につ いてともに考える。
教育課程の在り方と実際 7 / 2 (月)AM	幸島 淳 （前大阪府立羽曳野支援学校・ 校長）	特別支援学校(病弱)では、心身症、慢性疾患、悪性 新生物疾患、筋ジストロフィーなどの神経系疾患など の多様な病気の児童生徒が在籍している。これらの児 童生徒の教育的ニーズに合わせた教育課程編成や指導 法の工夫等について論じる。
【講義・協議】 病気のある子どもの自 立活動の実際 7 / 2 (月)PM	滝川 国芳 （教育支援部・総括研究員）	特別支援教育を行う際には、自立活動の視点が極め て重要となる。そこで病気のある子どもの自立活動に 関して課題整理・解決方法を提案する。指導の実際と して、慢性疾患の自立活動の実際、心身症等の自立活 動の実際について講義および協議を行う。
病弱教育の歴史 7 / 4 (水)PM	桐山 直人 （神奈川県立保土ヶ谷養護学 校・教頭）	我国の病弱教育対象児童生徒の病気の種類の変遷に ついて社会的背景及び学校衛生と併せて概説し、特別 支援教育における病弱の子どもへの教育の在り方を考 える基盤を培う。 ①日本病弱教育史の時代区分 ②虚弱児の出現(1897 年学生生徒児童身体検査規程) ③虚弱児の対応 ④虚弱児教育の制度化 ⑤戦後病気療養児の教育の始まり ⑥養護学校義務化 (1979 年) ⑦病気療養児の教育の改善・充実 (1994 年病気療養児の教育について)

○所外研修

講義等題目	講師氏名（所属・職名）	講 義 等 内 容
小児期における精神疾患の医療と学校保健 6 / 1 2 (火)PM	新井 卓 (神奈川県立こども医療センター児童思春期精神科・部長)	近年、特別支援学校（病弱）には、発達障害の2次障害を含む精神疾患の診断名をもつ児童生徒が増加傾向にある。また、児童精神科外来には、不登校をともなう精神疾患のある児童生徒が多く来院し、教育との連携が不可欠となっている。そこで、児童精神科外来や入院治療を受けている子どもの現状を医療の立場から述べ、教育との連携を考えることとする。 講義会場：神奈川県立こども医療センター
小児がんにおけるトータルケアの在り方 6 / 2 8 (木)PM ①	細谷 亮太 (聖路加国際病院・副院長)	小児がんの中で、もっとも高頻度に発生する白血病の子どもたちのトータルケアとはなにか、を概説する。 続いて、病気の説明の仕方（病名告知）、子どもたちのQOL、ターミナルケア、そして亡くなった子どもの家族へのケアなどについて言及する。 講義会場：聖路加国際病院
小児がんの子どもと家族のケアにおける多職種の果たす役割 6 / 2 8 (木)PM ②	西田知佳子 (聖路加国際病院・コ・メディカル部長)	小児がんの子どもを囲むチーム医療の中で、子どもと家族の気持ちを中心としつつ、各種の専門職をつないでいるソーシャルワーカーの果たす役割とその意義について、事例を通じて考える。 講義会場：聖路加国際病院

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
医療施設での取組の実 際① 6 / 1 2 (火)AM	神奈川県立横浜南養護学校 (神奈川県立こども医療センター内) 神奈川県立こども医療センター	精神疾患・慢性疾患・悪性新生物・重度重複障害の 子どもたちの医学、看護、心理、教育等からのトータ ルケアの実践を研修し、その実態を把握する。またそ れらの子どもへのトータルケアの在り方について考え る機会とする。 〒 232-0066 神奈川県横浜市南区六ッ川 2-138-4
医療施設での取組の実 際② 6 / 2 8 (木)AM	聖路加国際病院 東京都立墨東特別支援学校 つばさ訪問学級 (聖路加国際病院内)	白血病の子どもたちの医学、看護、心理、教育等か らのトータルケアの実践を研修し、その実態を把握す ると共に、白血病、腫瘍などの小児がん罹患した子 どものターミナルケア、トータルケアの在り方につい て考える機会とする。 〒 104-8560 東京都中央区明石町 9-1

Ⅳ 講義等内容

1. 共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ イ ト ル	講 師
1. 研究所によろこそ！－研究所の概要－	研究所スタッフ
2. 特別支援教育の基本的な考え方	柘植 雅義 (教育情報部長)
3. 特別支援学校の教育	西牧 謙吾 (企画部・上席総括研究員)
4. 小・中学校等における特別支援教育	松村 勘由 (教育研修・事業部長)
5. 事前オリエンテーション1 (特別支援教育専門研修の概要)	研究所スタッフ
6. 事前オリエンテーション2 (研修中の生活)	研究所スタッフ

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【見学】 9 / 6 (木) AM 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と、所用説明を行う。
図書室利用案内	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内しつつ、説明を行う。
【実習】 コンピュータ端末の利用 実習	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の利用について説明を行い、実際に操作し、スムーズな端末利用を行えるよう実習する。
理事長講話 9 / 6 (木) PM ①	小田 豊 (国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長)	障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育や支援を行う特別支援教育の理念は、教育の原点である。特別支援教育の推進と充実に向けて教育の原点を担う特別支援教育に携わる教員に求められる資質とは何か、また、特別なニーズのある子ども達にとって良質な教育とは何かについて改めて問い直す。
特別支援教育行政の現状 と課題 9 / 6 (木) PM ②	大山 真未 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・課長)	障害のある子どもの教育を質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 題 目
視覚障害教育論 9 / 7 (金) AM	田中 良広 (教育支援部・ 総括研究員)	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
聴覚障害教育論 9 / 10 (月) AM	原田 公人 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	聴覚障害教育は、言語(日本語)の獲得を目的として言語指導法を追求してきた歴史がある。特別支援教育体制にあって、聴覚障害児は様々な場において適切な教育的支援が求められる。このため発達段階に応じたコミュニケーション手段の選択、早期教育・高等教育の充実、科学技術の進歩に伴う補聴システムの整備等、多くの課題がある。これらを概観し、課題解決のための方途について言及する。
重複障害教育論 9 / 10 (月) PM	熊田 華恵 (教育研修・事業部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員)	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育(盲ろう教育を含む)である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
特別な教育的ニーズと情報機器の活用 9 / 12 (水) PM	金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・研究員)	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー(支援技術)を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。
特別支援教育におけるICF活用 9 / 13 (木) PM	徳永亜希雄 (教育支援部・ 主任研究員)	ICF(国際生活機能分類)は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編(幼稚部・小学部・中学部・高等部)でも「障害のとりえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO(世界保健機関)の障害観の変遷やICF及びその児童版であるICF-CYについて、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法を論述する。

講義等題目	講 師	講 義 等 題 目
個別の教育支援計画の作成と活用 9 / 1 3 (木) PM ①	工藤 傑史 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人に沿った支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。
【見学】 所内見学② 9 / 1 3 (木) PM ②	教育情報部 重複班	以下の研究所の施設等を見学する。 1. 発達障害教育情報センター 「支援機器・教材教具展示室」 梅田 真理(教育情報部総括研究員) 2. 教育情報部 「i ライブラリー」 金森 克浩(教育情報部総括研究員) 3. 重複班「スノーブレン」 大崎 博史(教育研修・事業部主任研究員) 4. 重複班「生活支援研究棟」 齊藤由美子(企画部主任研究員)
【講義・演習】 学校における組織の活性化と指導的教員の役割 9 / 1 4 (金) PM	佐々木亮子 (有限会社アールズセミナー・ 代表取締役)	各都道府県の特別支援教育に指導的な立場で携わる教員が学校経営に参画し、地域や他機関との様々な連携を進める際に必要なリーダーシップについて講義する。また、学校経営に必要なマネジメントや職員研修のあり方についても触れる。講義には演習形式が含まれる。
発達障害教育論 9 / 1 8 (火) AM	笹森 洋樹 (企画部・総括研究員)	小・中学校の通常の学級では約6%の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
肢体不自由教育論 9 / 1 8 (火) PM ①	長沼 俊夫 (企画部・総括研究員)	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、肢体不自由教育の歴史や授業実践に触れながら、教員の専門性について考える。

講義等題目	講 師	講 義 等 題 目
病弱教育論 9 / 1 8 (火) PM ②	滝川 国芳 (教育支援部・ 総括研究員)	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に 応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを 補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安 定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響 を与え、健康状態の回復・改善等を促したりするこ とにも有効に働くと考えられている。本講義では、 病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史 と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱 教育の現状と課題、今後の在り方について考える。
自閉症・情緒障害教育論 9 / 1 9 (水) AM ①	小澤 至賢 (教育支援部・ 主任研究員)	平成21年に文部科学省から出された通知文にお いて従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情 緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講 義においては小・中学校の自閉症・情緒障害特別支 援学級の対象規定となる発達障害である自閉症や、 選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その 障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概 説するとともに、合わせて教育課程の編成等につい ても述べていく。
言語障害教育論 9 / 1 9 (水) AM ②	牧野 泰美 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等の ことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニ ケーションの問題であること等の特徴がある。本講 義では、通級による指導(言語障害)、特別支援学 級(言語障害)が対象としている子どもへの教育を 中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制 度や教育課程等について概説する。
コミュニケーション理論 9 / 2 6 (水) PM	牧野 泰美 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	人は言語をいかに獲得し、いかに利用するのか。 コミュニケーションはいかに成立し、その障害はい かに生じるのか。本講義では「言語」「言語獲得」 に関する基礎的知見、及びコミュニケーションの本 質について概説するとともに、言語獲得及びコミュ ニケーションの成立や深まりを支える関わりのあり ようについて考える。
交流及び共同学習の意義 と課題 1 0 / 2 (火) AM	藤本 裕人 (教育支援部・ 総括研究員)	障害者基本法第14条や小・中学校等の学習指導要 領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童 及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めるこ とが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各 学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上 の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課 題等について概説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 題 目
教育と福祉・医療・労働との連携 10/5(金) AM	西牧 謙吾 (企画部・上席総括研究員)	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える特別支援教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であるといわれている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
知的障害教育論 10/5(金) PM	尾崎 祐三 (教育支援部・ 上席総括研究員)	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴い、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。
脳のはたらきとその障害 10/15(月) PM	渥美 義賢 (国立特別支援 教育総合研究所・ 客員研究員)	近年、脳科学が著しい発展を遂げている中で、脳のはたらきやその発達、脳機能障害について少しずつ解明されてきている。本講義では、脳のはたらきや発達、その障害について基礎的なことから、分子生物学や脳機能画像等の最新の知見を含めながら論述する。
諸外国における障害のある子どもの教育 10/31(水) AM	大内 進 (教育支援部・部長) 棟方 哲弥 (企画部・総括研究員) 滝川 国芳 (教育支援部・ 総括研究員) 横尾 俊 (教育支援部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員)	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を迎えている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

○実地研修

講義等題目	研 修 先	研 修 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 9 / 11 (火) AM	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている当校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒239-0841 神奈川県横須賀市野比5-1-2

○研究協議

講義等題目	内 容 等
研 究 協 議	テーマを設定し、研修員がそのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を10コマ設定している。 ①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1コマ） ②事前レポートに基づいた問題意識の協議と整理、テーマ設定（計2コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計5コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、協議する。 （準備1コマ、発表1コマ） 研修員個々の課題等に基づき班編成を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（10コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。

○課題研究

講義等題目	内 容 等
課 題 研 究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で8コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

2. 合同講義

視覚障害・聴覚障害教育専修プログラム合同

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
盲ろうの理解と教育 9／24(月) 終日	菅井 裕行 (宮城教育大学・教授)	盲ろうに関しての、視覚障害および聴覚障害の状態、視覚障害と聴覚障害を併せ持つことによる特有の状況、コミュニケーション手段、支援方法、教材等基本的事項について述べたうえで、視覚障害特別支援学校や聴覚障害特別支援学校での盲ろうの事例についても取り上げ、講義する。

3. 各障害教育専修プログラム講義

①視覚障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
自立活動の理念と展開 9 / 1 1 (火) PM	香川 邦生 (前健康科学大学・教授)	1. 自立活動領域の基本的な捉え方 2. 教科と自立活動との関連 3. 個別の指導計画の作成と評価 4. 視覚障害領域における幾つかの中心的指導内容とその展開 ①手による探索操作活動と空間のイメージ作り ②歩行地図の基礎指導 ③視覚認知の基礎指導
乳幼児期の触覚の活用 9 / 2 0 (木) AM	金子 健 (企画部・主任研究員)	視覚障害児の乳幼児期における触覚の活用について、まず、触覚の特性について他の感覚との比較を交えて論ずる。その上で、環境の把握、物の操作、絵・図形・文字（点字）情報の入手などのそれぞれにおける触覚の活用についての考え方と具体的対処方法について述べる。
視覚障害児教育論① ー乳幼児期の発達と指導ー 9 / 2 0 (木) PM	猪平 眞理 (宮城教育大学・教授)	視覚障害のある乳幼児の発達支援は、親を励まし育児力を高める援助を基本とし、子どもが視覚情報の不足を他の感覚で補いながら環境とかかわる方法を学ばせて育つ力を養うことである。その具体的な方法を講述する。
視覚障害教育の今日的課題と教育課程 9 / 2 1 (金) PM	吉田 道広 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	最近の教育改革の動向、視覚障害教育の現状と課題、特別支援教育における教育課程の編成、新しい学習指導要領や学力についての基本的な考え方、評価の在り方などについて説明するとともに、特別支援教育と今後の視覚障害教育の在り方について考える。
弱視児の視知覚 9 / 2 5 (火) PM	小林 秀之 (筑波大学大学院・准教授)	弱視児の視知覚および視覚的認知について、弱視児の行動、学習との関連や指導上の配慮事項との関連等も含めて講義する。
教科指導法① ー点字・国語教育を中心にー 9 / 2 6 (水) AM	澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	学習指導要領の国語科におけるポイントについて概説し、その後、視覚障害教育における国語指導について、特にコミュニケーション力の育成のための具体的な指導法について、発達段階を踏まえながら講義を進める。
視機能評価法 9 / 2 7 (木) AM	齋藤奈緒子 (神奈川県リハビリテーション病院・ 視能訓練士)	視機能評価の目的、方法及びその実際について講義する。特に、教育における視機能評価の意義、留意点等についても講義する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【演習】 点字の表記・指導① ー導入期の指導ー 9 / 27 (金) PM	大内 進 (教育支援部・部長)	点字以前の文字・ブライユ点字・日本点字の翻案など盲人の文字の歴史について概観した上で、「点字の表記」入門編として日本点字の基本的かなづかい、数学やアルファベットを用いた語の書き表し方などについて実習を通して解説する。点字の初期指導法や点字触読の研究成果についても紹介する。
視覚生理学概論 10 / 1 (月) AM	柿澤 敏文 (筑波大学大学院・教授)	眼の構造と生理機能の基礎について、視覚障害の原因となる主な眼疾患と関連付けながら学習する。加えて、視機能の基礎をロービジョンの視知覚・認知とその支援方法と関連付けて講義する。
視覚障害児教育論② ー視覚障害児の認知と指導ー 10 / 1 (月) PM	大内 進 (教育支援部・部長)	視覚障害教育の基本として、視覚及び視覚以外の感覚情報の特性に応じた活用及び空間概念の形成と活用等について講義する。 1. 感覚情報の特性 2. 視覚情報の特性と活用 3. 聴覚情報の特性と活用 4. 触覚情報の特性と活用 5. 筋感覚による運動のコントロール 6. 嗅覚・味覚の活用 7. 空間概念の形成と活用 8. 観察のストラテジー 9. モデルによる図形・立体概念の形成 10. 具体物の観察と地理的空間概念の形成
【演習】 点字の表記・指導② ー学校教育における指導ー 10 / 2 (火) PM	澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	「点字の表記・指導①」を受け、「日本点字表記法2001年度版」をもとに、「点字の分かち書き」「書き方の形式」「点字の読み書きの指導」について実習を交えながら話を進めていく。
【演習】 点字学習とコンピュータ ①② ① 10 / 3 (水) AM ② 10 / 4 (木) AM	大内 進 (教育支援部・部長) 田中 良広 (教育支援部・総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 総括研究員) 金子 健 (企画部・主任研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・研究員)	コンピュータ上で点字を扱うために機器類としては点字プリンタ、ピンディスプレイ、点字電子手帳など、ソフトとしては点字エディタ、自動点訳ソフト、点字OCR など様々なものがある。ここでは、これらの活用法をデモンストレーション及び実習を交えて解説する。視覚障害教育情報ネットワークについても紹介する。 【パソコン持参が望ましい】

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
視覚の病理 10/4(木) PM	仲泊 聡 (国立障害者リハビリテーションセンター病院・ 第二診療部長)	視覚の基礎的理解として、①目の構造と機能について、②視覚障害をきたす代表的な眼疾患、③眼疾患に伴う視覚障害の特徴などについて、病理及び医療的リハビリテーションの面から解説する。
【演習】 視覚障害関連教材の作成と活用①②③ ①10/9(火) AM ②10/10(水) AM ③10/15(月) AM	大内 進 (教育支援部・部長) 田中 良広 (教育支援部・総括研究員) 澤田 真弓 (教育研修・事業部・ 総括研究員) 金子 健 (企画部・主任研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・研究員)	視覚障害教育における、点字教材や触図教材などの盲児用教材、拡大教材などの弱視児用教材について、各種の作成方法、作成用の機器、作成上の留意点、活用方法などについて講義する。講義は、これらの教材を実際に作成する実習を含む。 【パソコン持参が望ましい】
乳幼児期のロービジョンケア 10/9(火) PM	川瀬 芳克 (愛知淑徳大学・教授)	乳幼児期は視覚発達大切な時期であり、疾病の管理とともに、適切な屈折矯正やまぶしさの軽減が必要である。講義ではロービジョン児の長期経過を示し視覚管理の効果を掲示するとともに、屈折異常の体験的解説や遮光眼鏡の機能の視覚的掲示を行う。
拡大教科書の作成とその活用 ー拡大教科書作成 マニュアルを中心にー 10/10(水) PM	遠藤 赫子 (神奈川県視覚障害援助赤十字奉仕団・ 視覚障害援助指導講師) 金子 健 (企画部・主任研究員)	「拡大教科書」について、拡大写本ボランティアによる作成の実際や、当研究所によるDTPを用いたカラー版の作成などに関して、その作成方針及び活用方法も含めて、デモンストレーションを交えて講義する。
【演習】 視覚障害教育に関わる 検査法①② ①10/11(木) AM ②10/24(水) AM	大内 進 (教育支援部・部長) 田中 良広 (教育支援部・総括研究員) 金子 健 (企画部・主任研究員) 横尾 俊 (教育支援部・主任研究員)	視覚障害児の実態把握のために用いることができる検査について、心理検査、聴覚検査など、現在、利用可能なものを中心に概説する。これらの検査のうちの幾つかについては、実習を行いながらそれらの検査の実施方法、評価方法、利用上の留意点などについて具体的に考察する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
歩行指導の理論①～③ ① 10 / 16 (火) AM ② 10 / 17 (水) AM ③ 10 / 18 (木) AM 【演習】 歩行指導演習①～④ ① 10 / 16 (火) PM ② 10 / 17 (水) PM ③ 10 / 18 (木) PM ④ 10 / 19 (金) AM	山口 崇 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭) 氣仙有実子 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭) 明比庄一郎 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭) 左振 恵子 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭) 所内関係研究職員	視覚障害児(者)の歩行のメカニズムや歩行指導の内容等について、次のような講義と演習を行う。 ①では、歩行に必要な基礎的能力と、視覚障害児の歩行指導の方法について ②では、歩行指導における白杖の基本的な使用法に関する講義と白杖歩行の演習 ③及び演習④では、歩行指導における指導計画作成と、それによる歩行指導について
【講義・演習】 教科指導法② ー体育・レクリエーションの指導ー 10 / 22 (月) AM	原田 清生 (筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭)	視覚障害特別支援学校における体育の現状・課題等について概説し、視覚障害児の体育指導に関する指導のポイント・指導上の留意点・配慮事項や工夫の観点等について実践的に解説し、実技講習を通して理解を深める。
【講義・実習】 教科指導法③ ー観察と実験の指導ー 10 / 22 (月) PM	鳥山 由子 (前筑波大学・教授)	観察と実験の意義と、基礎的な内容の指導法について、講義と実習を行う。特に、感覚の活用、観察内容の言語化、見通しを持って主体的に学習するための全体像の把握の重要性、時間配分、安全対策などについて、具体的な理解を図る。
弱視学級における指導と学習支援 10 / 23 (火) AM	田中 良広 (教育支援部・総括研究員)	実態調査の結果をもとに、弱視学級及び通級指導教室の現状と課題について概観するとともに、弱視学級等における教育課程、指導内容・方法、施設・設備、教材・教具等について講述する。また、特別支援教育への転換に伴う弱視学級等が担うべき役割について受講者との協議をとおして考えていきたい。
重複障害児の指導① ー視覚障害特別支援学校における重複障害児の指導ー 10 / 23 (火) PM	古田 伸哉 (横浜訓盲学院・教諭) 石田 早苗 (横浜訓盲学院・教諭)	視覚障害を伴う重複障害児の指導について、視覚障害特別支援学校での実践例を踏まえて、そこでの指導の基本的な考え方、具体的な指導方法等に関して、講義する。
弱視用補助具概論 10 / 25 (木) AM	田中 良広 (教育支援部・総括研究員)	弱視の児童生徒のための拡大システムについて、それぞれの長所・短所を整理した後、それらの中で最も手軽で活用範囲の広い弱視レンズについて、種類と特徴、選定の手順と方法、指導のプロセスについて理解を深める。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援学校（視覚障害）経営上の諸課題 10／25（木）PM	澤田 晋 （筑波大学附属視覚特別支援学校・校長）	特別支援学校（視覚障害）における学校経営・運営上の諸課題について、特に指導的立場での対応に関して講義する。
教科指導法④ －社会科の指導を中心に－ 10／26（金）PM	青松 利明 （筑波大学附属視覚特別支援学校・教諭）	視覚障害教育における社会科での指導について、特に社会科特有の指導内容、指導方法、教材の作成と活用等について講義する。
【講義・実習】 教科指導法⑤ －算数・数学科を中心に－ 10／29（月）AM	大内 進 （教育支援部・部長）	視覚障害教育における算数・数学科の内容の取扱いと留意点について全体的に整理した上で、基本的な留意事項、教材・教具とその活用法、自作教材作成上の配慮点などについて各領域毎に概説する。また、計算や図形などの重要な教具についての実習を行うとともに、新教科書の編集方針についても解説する。
点字の表記・指導③ －専門点字入門－ 10／29（月）PM	加藤 俊和 （元社会福祉法人京都ライトハウス情報ステーション・所長）	1. 点配列と点字配列の科学性 2. 自動点訳の限界と変換率向上の方法 3. 数学・理科の2次元的拡がりの点字表現 4. 世界共通の点字楽譜と変換ソフトウェア 5. 触図は1文字の電光掲示板
【講義・協議】 視覚障害児教育論③ －進路と職業教育－ 10／30（火）AM	大内 進 （教育支援部・部長）	視覚障害児の進路と職業教育について、全国の視覚障害特別支援学校の現状と今後の方向性、保護者のニーズ等に基づき講義するとともに、進路指導及び職業教育に関わる課題について協議を行う。 【事前レポート提出】
教科指導法⑥ －図工・美術科の指導－ 10／30（火）PM	山本 識 （東京都立文京盲学校・主任教諭）	視覚障害教育における図工・美術教育の概要ならびに指導の実際について解説する。保有する感覚にもとづく指導のあり方、指導上の配慮点、教材・教具の工夫等について講義を行う。
視覚障害教育における個別の教育支援計画 11／1（木）AM	大内 進 （教育支援部・部長）	視覚障害教育の現状や課題を踏まえて、視覚に障害がある児童生徒のための個別の教育支援計画作成の基本的な考え方、発達の各段階で想定される支援と地域の関係機関との連携の観点などについて、実践例等を紹介しながら概説する。
重複障害児の指導② －係わり合いの基礎－ 11／1（木）PM	佐島 毅 （筑波大学大学院・准教授）	視覚障害を伴う重複障害児の指導における基礎的な事項として、視機能評価の方法、視覚活用、教材活用等について講義する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【講義・演習】 視覚障害教育における 情報処理とアクセシビ リティ 11／2(金) AM	渡辺 哲也 (新潟大学・准教授)	現代では視覚障害児にとってパソコンの活用能力は 不可欠であり、これを習得することで、情報取得と発 信を通じた社会参加が可能になる。視覚障害児のパソ コン利用のためには、弱視児は画面拡大ソフトを、盲 児は画面音声化ソフトを用いる。これらの利用法につ いて実習を交えて説明する。
視覚障害と就労 11／2(金) PM	北林 裕 (日本盲人職能開発センター・ 職能開発部長)	視覚障害者の就労に関する状況について、その職種、 訓練、サポート体制等に関して述べ、視覚障害者の就 労における課題点や就労のための条件等についても講 義する。
【講義・演習】 視覚障害と支援機器 11／6(火) PM	土井 幸輝 (教育情報部・研究員)	視覚障害や触覚に関する知識とそれに対応した様々 な支援技術について、講義及び実習を交えて紹介する。
【講義・協議】 バリアフリー時代の モノ・サービス・生活 環境そして遊び —視覚障害を中心に— 11／7(水) PM	星川 安之 (公益財団法人共用品推進機構・ 専務理事) 森川 美和 (公益財団法人共用品推進機構・ 総務課長)	1981年の国際障害者年のテーマ「完全参加と平 等」以来、国内外、公的・民間機関を問わず「障害の 有無に係わらず共に使いやすい製品・サービス・生活 環境」に関しての普及が進んできている。今回は、視 覚障害を軸に「共用品・UD・アクセシブルデザイン」 を紹介する。 また、1990年から日本玩具協会を中心に行われ ている「共遊玩具」に関しても、その始まりからの経 過について紹介する。

○実地研修

講義等題目	研 修 先	研 修 内 容
視覚障害特別支援学校 における指導の実際 10／12(金) AM	横浜市立盲特別支援学校	横浜市立盲特別支援学校は、早期教育相談から幼稚園・小学部・中学部・高等部普通科・専攻科理療科・専攻科保健理療科の各課程を設置している。施設設備も充実しており、情報教育や図書室の運営等においても特徴のある実践を行っている。授業場面を実際に見学し、視覚障害特別支援学校における指導の実際について研修を深めていく。 横浜市立盲特別支援学校 〒221-0005 神奈川県横浜市神奈川区松見町1-26
視覚障害情報提供施設 における活動の実際 10／12(金) PM	神奈川県ライトセンター	神奈川県ライトセンターでは、点字・録音図書などの情報提供や各種の相談・指導、またボランティアの育成等も行っている。実際にそれらの活動と施設設備を見学しながら研修を深めていく。 神奈川県ライトセンター 〒241-8585 神奈川県横浜市旭区二俣川1-80-2

②聴覚障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
聴覚障害特別支援学校・特別支援学級等の教育課程 9 / 1 1 (火) PM	大西 孝志 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 特別支援教育調査官)	学習指導要領に基づいた聴覚障害特別支援学校の教育課程編成及び難聴・言語障害特別支援学級や通級による指導の教育課程編成について説明する。
特別支援学校（聴覚障害）経営の現状と課題 9 / 1 4 (金) AM	原田 公人 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	特別支援学校（聴覚障害）における学部経営、授業実践、校内連携の現状について説明し、特別支援学校のリーダーに求められる資質について言及する。
聴覚障害教育授業論 9 / 2 0 (木) AM	穴戸 和成 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・ 校長)	聴覚障害児に対する授業の考え方、授業の進め方、授業評価について概説する。また、聴覚障害児に対する配慮事項について説明する。
聴覚障害の生理・病理 ー人工内耳の動向ー 9 / 2 0 (木) PM	石戸谷淳一 (横浜市立大学附属市民総合医療センター 耳鼻咽喉科・教授)	耳は、空気振動を神経の電氣的信号に変換するとても巧妙で微細な器官であり、発声もまた巧妙なシステムである。“聞く”、“話す”といった日常的生命現象の解剖・生理・病理を概説する。また、人工内耳医療についても言及する。
難聴特別支援学級及び通級による指導の実際 9 / 2 1 (金) AM	松本 裕子 (つくば市立竹園東小学校・ 教諭)	1. 難聴特別支援学級における指導の実際 2. 支援のための授業の取り組み（直接・間接の支援） 3. 情報保障（ノートテーク・字幕・手話） 4. 本人たちの声と、今後の方向性等について解説する。
聴覚の活用とコミュニケーション 9 / 2 1 (金) PM	廣田 栄子 (筑波大学大学院・教授)	聴覚障害児への指導を行う際に留意したい事項を聴覚的支援や情報補償、心理的な側面から解説する。
ろう者の文化と教育 9 / 2 5 (火) PM	大杉 豊 (筑波技術大学障害者 高等教育研究支援センター・ 准教授)	聴覚障害児・者の教育に携わる教育者が理解しておかなければならない「ろう者の生活文化」「身振り言語」について説明を行う。そして「ろう者コミュニティ」の視点から、目指すべき聴覚障害教育の方向性について解説する。
耳科学的疾病と教育 9 / 2 6 (水) AM	寺崎 雅子 (小田原市立病院・副院長)	耳鼻咽喉科疾患は解剖学的に他科との境界が多いため、患者の訴えが耳鼻咽喉科領域にとどまらないことがある。生理学的にも成長期の子どもと大人とで、対応が大きく異なることもある。しばしば遭遇する疾患について解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【演習】 聴覚障害児の聴力評価 9 / 27 (木) 終日	横尾 俊 (教育支援部・主任研究員) 藤本 裕人 (教育支援部・総括研究員) 庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員) 熊田 華恵 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	聴力検査の基本的な実施方法の演習を行い、様々な聴力の評価法とその活用について解説する。
【講義・演習】 補聴器のフィッティングの 理論と実際 10 / 1 (月) 終日	中川 辰雄 (横浜国立大学・教授) 原田 公人 (教育研修・事業部・ 総括研究員) 横尾 俊 (教育支援部・主任研究員)	最近、子どもたちもデジタル補聴器を使用することが多くなってきた。そこで、この講義では午前中を中心に、デジタルやアナログ補聴器について説明し、午後からは、補聴器の調整の仕方や考え方について演習を通して学ぶ。
聴覚障害児の言語力評価 10 / 2 (火) PM	我妻 敏博 (上越教育大学大学院・教授)	聴覚障害児の言語指導と言語評価、標準化されたテスト、言語力評価の観点と方法について解説する。
聴覚リハビリテーション 10 / 3 (水) AM	原田 公人 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	聴覚障害児(者)の聴覚リハビリテーションについて。補聴器から人工内耳をあげ解説する。特に、聴覚障害児(者)の聴覚認知と聴覚活用及び教育に焦点を当て解説する。
言語指導法①② ① 10 / 9 (火) AM ② 10 / 10 (水) AM	藤本 裕人 (教育支援部・総括研究員)	聴覚障害特別支援学校における言語指導について、言語指導法の歴史的推移・幼児児童生徒の発達段階やコミュニケーション手段の特性等を踏まえ、学校教育活動の中でどのようにして言語概念を形成するか、現在の指導法を検討するとともに、教科指導への発展などについて解説し、今後の在り方を展望する。
成人聴覚障害者の心理と社会参加 10 / 9 (火) PM	田門 浩 (都民総合法律事務所・ 弁護士)	成人聴覚障害者が日々の生活の中で感じている事柄や、直面する諸課題等について実態を解説し、併せてよりよい解決の方策や、充実した社会生活のあり方などについて述べる。
寄宿舎活動と援助 10 / 10 (水) PM	木村美津子 (筑波大学附属聴覚特別支援学校・ 寄宿舎指導員)	1. 寄宿舎活動の歴史的変遷 2. 寄宿舎活動と舎生への指導・援助 3. 寄宿舎活動の意義と課題 等について解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【講義・演習】 手話の活用① ―授業における手話活用1― 10/12(金) 終日	庄司美千代 (教育研修・事業部・主任研究員) 齋藤 順子 (山形県立山形聾学校・教諭)	手話コミュニケーションの力と結びつけながら、日本語の指導をどのように進めるのか、幼稚園や小学部の取組について具体的に紹介する。また、特別支援学校(聴覚障害)における手話活用の現状と課題について解説し、指導の在り方や指導法について研究協議を行う。
【講義・演習】 手話の活用② ―授業における手話活用2― 10/15(月) AM	広中 嘉隆 (奈良県立ろう学校・教諭)	手話コミュニケーションの力と結びつけながら、日本語の指導をどのように進めるのか、幼稚園や小学部の取組について具体的に紹介する。また研究協議の時間を設け、指導法や教材等について協議を行う。
【講義・演習】 手話の活用③ ―言語的特性と教育の理論― 10/16(火) AM	小田 侯朗 (愛知教育大学・教授)	聴覚障害児教育の場で用いられる手話の言語特性と手話を活用した教育の理論について解説する。また教育における手話の位置付けに関する歴史的変遷についても解説する。一部演習も含む。
【講義・演習】 手話の活用④ ―手話の技能― 10/16(火) PM	石原 茂樹 (社会福祉法人聴力障害者情報文化センター)	手話を習得するための基本的な理論を解説するとともに、演習を通して手話の学習のプロセスを理解する。
重度・重複障害児の指導の実際 10/17(水) AM	熊田 華恵 (教育研修・事業部・主任研究員)	聴覚障害を伴う重度・重複障害のある児童・生徒も、聾学校だけではなく特別支援学校等にも在籍し、その教育的ニーズに応えることが課題となっている。本講義では、重度・重複障害児教育の歴史や定義等について概説するとともに、聴覚障害のある重度・重複障害児の指導における工夫や配慮について、実践事例を通して解説する。
【実習】 聴覚障害児(者)にかかわる情報保障 10/17(水) PM	森本 行雄 (社会福祉法人東京愛育苑金町学園・児童指導員)	聴覚障害者にとって、社会生活を送る上での情報保障は必要欠くべからざるものである。国連の「障害者の権利に関する条約」では、表現及び意見の自由についての権利行使の確保のための措置として、「障害者に対し、様々な種類の障害に相応した利用可能な様式及び技術により、適時に、かつ、追加の費用を伴わず、一般公衆向けの情報を提供すること。」と情報保障について記している。(日本政府仮訳文 第21条)この講義では、次の内容で教育関係職員が必要とする知識と実技について学ぶ。 1. 情報保障の手段とその歴史 2. 情報保障のあり方 3. 情報保障実習(ロールプレイ)等

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育① 10/19(金) AM	藤岡 久美 (兵庫県立こばと聴覚特別支援学校・主幹教諭)	乳幼児教育相談における相談支援の概要とコミュニケーション手段のひとつとして手話を導入した幼稚園の現状と課題について解説する。
手話の言語発達と評価 10/22(月) AM	武居 渡 (金沢大学・准教授)	手話の言語的な特性、及び聴覚障害児の成長に伴う手話の言語的な発達とコミュニケーションの様相について解説する。
聴覚障害児の言語発達 10/22(月) PM	齋藤 佐和 (目白大学・教授)	聴覚障害児の言語発達について、その歴史的な位置づけや考え方を概説するとともに「学習言語」「生活言語」等のトピックスについて実践と研究の面から言及する。
軽度・中等度難聴児への教育的対応 10/23(火) AM	原田 公人 (教育研修・事業部・総括研究員)	軽度・中等度難聴児に対しては高度難聴児とは異なった教育課題があり、これらの課題解決の方途について解説する。
聴覚障害特別支援学校における乳幼児教育② 10/23(火) PM	佐藤 幸子 (筑波大学附属聴覚特別支援学校・教諭)	聴覚特別支援学校の乳幼児相談・指導について、目的・内容・スタッフ・両親援助・手話や人工内耳等、ビデオや母親の記録をもとに解説する。
聴覚障害児教育における国語の基礎 ー小学部から高等部に向けた国語教育ー 10/24(水) AM	宋戸 和成 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・校長)	聴覚障害児の教科教育、特に国語教育に当たり基礎とすべき点を解説する。
聴覚障害乳幼児の心理と両親援助 10/25(木) AM	庄司美千代 (教育研修・事業部・主任研究員)	新生児聴覚スクリーニング検査の実施等、早期発見後の乳幼児期の子どもと保護者に対する援助について、教育実践例に基づき解説する。
教科指導法(国語) 10/25(木) PM	江代 充 (筑波大学附属聴覚特別支援学校・教諭)	1. 教科学習に必要なことばの力を育てる 2. 国語科の読解指導を行う際の配慮等について解説する。
聴覚学習 10/26(金) AM	原田 公人 (教育研修・事業部・総括研究員)	聴覚を活用した学習理論及び、指導・支援の方法について解説する。
聴覚障害児(者)の障害認識と教育 10/26(金) PM	前田 浩 (大阪市立聴覚特別支援学校・教諭)	1. 聴覚障害児(者)の言語環境 2. 聴覚障害児(者)の障害認識 3. 人的環境とコミュニケーション 4. 自立活動における言語教育等について解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
聴覚障害児の心理とコミュニケーション 10/29(月) AM	横尾 俊 (教育支援部・主任研究員) 藤本 裕人 (教育支援部・総括研究員)	聴覚障害児の心理発達やコミュニケーションと自己概念の関連等について解説する。
教科指導法(英語) 10/29(月) PM	松藤みどり (筑波技術大学・教授)	聾学校の英語教育が小学部から高等教育(筑波技術大学)まで広がった枠組みの変化に触れ、それぞれの段階における教育法について講義をする。外国語教育に手話を取り入れることについても諸外国の例を紹介し、注意点を概説する。
【講義・演習】 発音指導法 10/30(火) 終日	板橋 安人 (筑波大学附属 聴覚特別支援学校・主任教諭)	聴覚障害特別支援学校に在学する聴覚障害児の「発音・発語」学習の基本的な考え方と指導技術を実践的な観点で講ずる。 1. 「発音・発語」学習の意義 2. 日本語音声の検討 3. 聴覚障害児の発音の特徴 4. 「発音・発語」学習の実際 5. 指導のための発音技法の評価法 6. 発話の明瞭性と、それに影響を及ぼす要因
【演習】 聴覚障害教育における 情報機器の利用と実際 11/1(木) AM	横尾 俊 (教育支援部・主任研究員)	聴覚障害者用日常生活支援機器、機器を使ったサービス、教育現場での利用の現状について紹介と、パソコン要約筆記や映像への字幕挿入などの演習を行う。
聴覚障害者の就労の実際と支援のあり方 11/1(木) PM	原田 公人 (教育研修・事業部・ 総括研究員) 會田 孝行 (国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局・ 生活支援専門職)	聴覚障害者の卒業後支援の現状や就労の実態について解説するとともに、就労に伴う課題とその解決や支援の方法について述べる。
進路指導・職業教育 11/2(金) AM	井上 通子 (大阪府立だいせん聴覚高等支援学校・ 教諭)	聴覚特別支援学校における進路指導と職業教育の実際や課題について説明する。
世界の聴覚障害教育 11/2(金) PM	原田 公人 (教育研修・事業部・ 総括研究員) 藤本 裕人 (教育支援部・総括研究員)	国内外の聴覚障害教育の歴史的経過及び動向を概説し、今後のわが国の聴覚障害教育の方向について展望する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
聴覚障害特別支援学校のセンター的機能と地域支援 11／5(月) AM	田原 佳子 (千葉県立千葉聾学校・教諭)	特別支援教育の中で、どのようにして聴覚障害教育の専門性を維持し、地域のセンター機能を果たしているのか、校内外の支援体制の取組を紹介し、聾学校の果たすべき役割について考える。 1. 校内支援体制の確立 2. 地域の聴覚障害教育のセンターとしての役割 3. 関係諸機関との連携
教科指導法(数学) 11／5(月) PM	最首 一郎 (筑波大学附属聴覚特別支援学校・教諭)	1. 高等部における数学の指導 2. 数学が不得手な生徒の指導 3. 生徒はどういうところでよく誤るか 4. 数学を通して何を伝えるか 5. 数学の学習意欲を高めるための工夫等について解説する。

○実地研修

講義等題目	研 修 先	研 修 内 容
聴覚障害特別支援学校における指導法 10／4(木) 終日	神奈川県立平塚ろう学校	聴覚障害特別支援学校における教育実践の見学と施設見学を行う。 神奈川県立平塚ろう学校 〒254-0074 神奈川県平塚市大原2-1 TEL 0463-32-0129(代表) FAX 0463-32-1646

Ⅳ 平成24年度 第三期特別支援教育専門研修 講義等内容

1. 共通講義

事前学習コンテンツ視聴

タ イ ト ル	講 師
1. 研究所によこそ！－研究所の概要－	研究所スタッフ
2. 特別支援教育の基本的な考え方	柘植 雅義 (教育情報部長)
3. 特別支援学校の教育	西牧 謙吾 (企画部・上席総括研究員)
4. 小・中学校等における特別支援教育	松村 勘由 (教育研修・事業部長)
5. 事前オリエンテーション1 (特別支援教育専門研修の概要)	研究所スタッフ
6. 事前オリエンテーション2 (研修中の生活)	研究所スタッフ

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【見学】1 / 10 (木)AM 所内見学①	総務部研修情報課 研修係	研修生活に関係する場所の確認と、所要説明を行う。
図書室利用説明	総務部研修情報課 情報サービス係	図書室の利用方法について、閲覧室、書庫を案内し、説明を行う。
コンピュータ端末利用説明	総務部研修情報課 情報管理係	コンピュータ端末の操作方法について実際の画面を見ながら説明を行う。
理事長講話 1 / 10 (木)PM ①	小田 豊 (国立特別支援 教育総合研究所・ 理事長)	障害のある幼児児童生徒一人一人のニーズに応じた教育や支援を行う特別支援教育の理念は、教育の原点である。特別支援教育の推進と充実に向けて教育の原点を担う特別支援教育に携わる教員に求められる資質とは何か、また、特別なニーズのある子ども達にとって良質な教育とは何かについて改めて問い直す。
特別支援教育行政の現状と 課題 1 / 10 (木)PM ②	大山 真未 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課・ 課長)	障害のある子どもの教育の質を高めながら進めていくためには、その教育を支える高邁な理念と実行可能な計画が必要である。本講義では、現在の特別支援教育の理念の成り立ちと、その理念を実現するために行われている施策についての最新の動向と今後の展望について言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
発達障害教育論 1 / 1 1 (金)AM	笹森 洋樹 (企画部・ 総括研究員)	小・中学校の通常の学級では約6%の割合で特別な支援を必要とする児童生徒が在籍しており、具体的な指導法、指導体制等を充実させることは教育現場における喫緊の課題となっている。本講義では、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害について、定義と診断基準、障害特性、指導・支援の在り方、教育制度等について概説する。
個別の教育支援計画の作成と活用 1 / 1 5 (火)PM ①	工藤 傑史 (教育研修・事業部・ 総括研究員)	障害のある子どもの教育や生活の質を豊かに保つ上では、様々な連携と子ども一人一人にそった支援のあり方が重要になる。本講義では他機関との連携も含めて、障害のある子どもの個別の教育支援計画を作成する上で配慮すべき事柄やその教育的な意義について解説する。
【見学】 所内見学② 1 / 1 5 (火)PM ②	教育情報部 重複班	以下の研究所の施設等を見学する。 1. 発達障害教育情報センター 「支援機器・教材教具展示室」 梅田 真理 (教育情報部総括研究員) 2. 教育情報部 「iライブラリー」 金森 克浩 (教育情報部総括研究員) 3. 重複班「スノーブレン」 大崎 博史 (教育研修・事業部主任研究員) 4. 重複班「生活支援研究棟」 齊藤由美子 (企画部主任研究員)
自閉症・情緒障害教育論 1 / 1 6 (水)AM	小澤 至賢 (教育支援部・ 主任研究員) 植木田 潤 (教育支援部・ 研究員)	平成21年に文部科学省から出された通知文において、従前の情緒障害特別支援学級は、「自閉症・情緒障害特別支援学級」と名称が変更している。本講義においては、小・中学校の自閉症・情緒障害特別支援学級の対象となる発達障害である自閉症や、選択性かん黙等の心因性の情緒障害において、その障害特性や状態像、指導内容、指導方法について概説するとともに、合わせて教育課程の編成等についても述べていく。
言語障害教育論 1 / 1 6 (水)PM	小林 倫代 (教育支援部・ 上席総括研究員)	言語障害は、発音、話のリズム、言語の発達等のことばの能力だけでなく周囲の人たちとのコミュニケーションの問題であること等の特徴がある。本講義では、通級による指導(言語障害)、特別支援学級(言語障害)が対象としている子どもへの教育を中心に、障害特性、指導方法及び指導内容、教育制度や教育課程等について概説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
特別支援教育における ICF 活用 1 / 1 7 (木)AM	徳永亜希雄 (教育支援部・主任研究員)	ICF（国際生活機能分類）は、日本の障害者施策の基盤である障害者基本計画で「障害の理解や適切な施策推進の観点からその活用方策を検討する」とされ、特別支援教育を含めた様々な分野で活用されている。また、特別支援学校学習指導要領解説自立活動編（幼稚部・小学部・中学部・高等部）でも「障害のとりえと自立活動」で言及されている。本講義では、WHO（世界保健機関）の障害観の変遷や ICF 及びその児童版である ICF-CY について、これまでの本研究所での研究成果を踏まえ、特別支援教育における具体的な活用方法を論述する。
発達論 1 / 1 8 (金)終日	鯨岡 峻 (中京大学・教授)	人は、他者との相互的な関わりの中で「育てられる」と同時に関わり手である他者も「育てて」いる。教育の場においても子どもは教員や仲間との関わりから自らの発達を遂げ、ともに成長し合っている。この複雑な現象を理解するためには事実だけを積み上げるのではなく、その意味を掘り起こすことが重要である。本講義では、複雑な子どもの発達の意味を掘り下げていくために必要な知見を関係発達の観点から論じる。
【講義・演習】 心理検査の活用 (WISC-IVを中心に) 1 / 2 1 (月)終日	上野 一彦 (東京学芸大学・名誉教授)	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの発達の状態や認知特性を評価するためには、WISC-IVのような標準化された知能検査を用いて専門的なアセスメントを行うことが重要である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の子どものアセスメントによく使われる発達検査である WISC-IVの検査内容、検査方法、結果の解釈そして活用の仕方について解説する。
聴覚障害教育論 1 / 2 2 (火)AM ①	藤本 裕人 (教育支援部・総括研究員)	聴覚障害教育は、言語（日本語）の獲得を目的として言語指導法を追求してきた歴史がある。特別支援教育体制にあって、聴覚障害児には様々な場において適切な教育的支援が求められる。このため、発達段階に応じたコミュニケーション手段の選択、早期教育・高等教育の充実、科学技術の進歩に伴う補聴システムの整備等、多くの課題がある。これらを概観し、課題解決のための方途について言及する。
病弱教育論 1 / 2 2 (火)AM ②	滝川 国芳 (教育支援部・総括研究員)	病弱・身体虚弱の児童生徒の状態や生活環境等に応じた適切な教育を行うことは学習の空白や遅れを補完するだけでなく、生活を充実させ、心理的な安定を促すとともに心身の成長・発達に好ましい影響を与え、健康状態の回復・改善等を促したりすることにも有効に働くと考えられている。本講義では、病弱教育の対象となる疾患の概要、病弱教育の歴史と制度、意義、教育課程等を概説するとともに病弱教育の現状と課題、今後の在り方について考える。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
知的障害教育論 1 / 2 2 (火)PM	菊地 一文 (教育情報部・主任研究員)	知的障害教育においては、特別支援学校（知的障害）の児童生徒の障害の多様化に伴ない、個々の障害の状態や学習上の特性等を考慮した教育課程の編成及び指導の充実が重要な課題となっている。本講義では、知的障害教育における教育的対応の基本及び教育課程の編成、各教科等の指導の工夫等について概説し、職業教育や進路指導、知的障害を伴う自閉症のある児童生徒の指導の在り方等について言及する。
視覚障害教育論 1 / 2 3 (水)AM ①	田中 良広 (教育支援部・総括研究員)	視覚障害のある児童生徒の教育において、心理学、生理学及び病理学に関する知見は必要不可欠である。本講義では、まず、それらの観点から視覚障害の基礎事項について概説する。また、盲教育及び弱視教育それぞれにおける教科教育における配慮事項や適切な教材作成、点字、歩行、弱視レンズの活用等といった自立活動における指導等の観点から視覚障害のある児童生徒への教育的対応について論じる。
肢体不自由教育論 1 / 2 3 (水)AM ②	長沼 俊夫 (企画部・総括研究員)	肢体不自由のある児童生徒は、身体の動きだけでなく認知やコミュニケーション、健康面等に課題があることが多く日常生活における多様な困難さが見受けられる。本講義では、それらの課題や心理、生理、病理の特性等について教育的な文脈で整理し、教育課程や指導内容及び方法について概説する。また、教員の専門性について考える。
重複障害教育論 1 / 2 3 (水)PM	大崎 博史 (教育研修・事業部・主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・主任研究員)	重複障害教育は、複数の種類の障害を併せ有する児童生徒を対象とする教育（盲ろう教育を含む）である。本講義では、幼児児童生徒の障害の重度・重複化、多様化に対応した適切な教育を推進するための基礎事項について概説し、教育課程の編成と個別の指導計画、実態把握と指導方法等の観点から重複障害教育の現状と課題について言及する。
脳の生理と病理 1 / 2 4 (木)AM	西牧 謙吾 (企画部・上席総括研究員)	障害の原因には、中枢神経系の障害等の関与が指摘されている。本講義では、発生から分娩までの生理、また、脳・神経系の構造と機能、それらによって発現する脳機能の障害や疾患についての基本的な知識について解説する。
【講義・演習】 学校における組織の活性化 と指導的教員の役割 1 / 2 5 (金)PM	佐々木亮子 (有限会社アールズセミナー・代表取締役)	各都道府県の特設支援教育に指導的な立場で携わる教員が学校経営に参画し、地域や他機関との様々な連携を進める際に必要なリーダーシップについて講義する。また、学校経営に必要なマネジメントや職員研修のあり方についても触れる。講義には演習形式が含まれる。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
脳機能と発達障害 1 / 3 1 (木)AM	渥美 義賢 (国立特別支援 教育総合研究所・ 客員研究員)	発達障害のある子どもの指導・支援にあたり、脳科学の応用が重視されてきている。本講義では、学習、知覚、認知、コミュニケーション能力等の脳機能に関する最新の知見を紹介する。また、脳科学の視点から、発達障害のある子どもの特性や状態像の捉え方について概説する。
行動と学習の見方 2 / 1 (金)終日	渡部 匡隆 (横浜国立大学・ 教授)	子どもの行動や学習は、彼らを取り巻く環境に多く影響を受ける。特に一見すると問題と見なされる行動については、そこに関与している人的・物理的要因を明らかにしたうえで具体的かつ効果的な手だてを検討し、生活及び学習環境を整えることが重要である。本講義では、子どもの行動と学習の見方について応用行動分析的な視点から論じる。
特別な教育的ニーズと情報機器の活用 2 / 6 (水)PM	金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員) 土井 幸輝 (教育情報部・ 研究員)	情報化が進展する中、コミュニケーションの拡大、学習の補助や余暇活動の充実、また社会参加を促進する一助として特別なニーズのある子どもの情報機器の活用への関心が高まっている。本講義では、特別な教育的ニーズのある子どもの教育における情報化と支援について概説する。また、アシスティブ・テクノロジー(支援技術)を利用したコミュニケーション支援や情報教育の実践例を紹介する。
教育と福祉・医療・労働との連携 2 / 8 (金)AM	西牧 謙吾 (企画部・ 上席総括研究員)	児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応える教育を進めるためには、生涯を見通して、学校教育と医療・福祉・労働等の関係機関との連携協力が不可欠であると言われている。本講義では、教育的支援の観点から教育と医療・福祉・労働との連携の事例を提示し、連携の方策と教育的意義について言及する。その上で、自校の校内支援体制の充実に向けた取組と卒後の生涯教育の充実についても考えたい。
諸外国における障害のある子どもの教育 2 / 1 3 (水)PM	大内 進 (教育支援部・ 部長) 棟方 哲弥 (企画部・ 総括研究員) 滝川 国芳 (教育支援部・ 総括研究員) 横尾 俊 (教育支援部・ 主任研究員) 齊藤由美子 (企画部・ 主任研究員)	個々の子どものもつ教育的なニーズに重点を置くインクルーシブな教育制度をめざす施策を行う国々が増える中、我が国においても、「障害者の権利条約」の署名や批准に関わり、障害のある子どもの教育をあらためて考える契機を迎えている。本講義では、諸外国で行われている障害のある子どもの教育を紹介しながら、我が国における特別支援教育の今後の方向性についても言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
交流及び共同学習の意義と課題 2 / 19 (火)AM	藤本 裕人 (教育支援部・総括研究員)	障害者基本法 14 条や小・中学校等の学習指導要領では、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることが明記されている。これらの趣旨を踏まえて、各学校における交流及び共同学習の意義、教育課程上の位置づけ、実施上の配慮や工夫、実施の実際と課題等について概説する。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
筑波大学附属久里浜特別支援学校における指導の実際 1 / 15 (火)AM	筑波大学附属 久里浜特別支援学校	本研究所に隣接し連携協力関係にある筑波大学附属久里浜特別支援学校は、知的障害を伴う自閉症のある幼児児童に特化した実践を行っている。自閉症教育の中心的な役割を担っている同校での教育活動の見学を通して、自閉症をはじめとする発達障害のある子どもの教育の在り方について見識を深める機会とする。 学校の教育活動及び研究実践についての講話と各教室等の指導の状況を見学させていただく予定。 筑波大学附属久里浜特別支援学校 〒 239-0841 神奈川県横須賀市野比 5 - 1 - 2

○研究協議

題 目 等	内 容 等
研 究 協 議	研修員がテーマを設定し、そのテーマに沿って問題の解決や課題の実現に向けて主体的、自発的に協議を行うことを目的とした班別の「研究協議」の時間を 10 コマ設定している。 ①コースオリエンテーションと班別で自己紹介（1 コマ） ②事前レポートに基づいた問題意識の協議と整理、テーマ設定（計 2 コマ程度） ③決定したテーマに基づく班内での協議（計 5 コマ程度） ④協議の結果をポスターにまとめ、発表し、全体で協議する。 （準備 1 コマ、発表 1 コマ） 研修員個々の課題等に基づき班編制を行う。 研修員が円滑に協議を進めることができるように、関係研究職員が協議の進行に関わる相談や助言に当たる。 なお、研究協議は割り振られたコマ時間（10 コマ）の範囲で計画的に実施するように留意すること。

○課題研究

題 目 等	内 容 等
課 題 研 究	研修員それぞれの課題の解決に向け、図書館での資料収集等、研修員が主体的に計画を立てて取り組む研修の時間である。全体で10コマを設定している。所外での研修を行う場合は、所定の手続きによる。

2. 合同講義

①自閉症・情緒障害・発達障害教育専修プログラム合同

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
発達障害への医学的対応 1 / 2 5 (金)AM	市川 宏伸 (東京都立小児総合医療センター・ 理事)	発達障害のある子どもは、行動面や精神面に問題が生じやすい。本講義では、その特性の捉え方や支援のあり方等も含め、医学的な対応について解説する。また、児童・小児神経科で対応を必要とする疾患や使用される薬物について臨床における実際とその理論的背景について触れるとともに、医療と教育の連携の在り方について言及する。
自閉症教育における TEACCH の理論 1 / 2 8 (月)PM	安倍 陽子 (横浜市東部地域 療育センター・ 臨床心理士)	自閉症教育では、見通しをもちにくいために不安に陥りやすい自閉症の子どもへの特性に配慮する TEACCH プログラムの構造化等の指導方法が有効な手だてとして学校現場に定着しつつある。しかし、写真カードの提示といった形からの模倣が多いため、TEACCH プログラムの本質的なねらいや構造化の理論等が十分に理解されていない実態もある。本講義では、自閉症教育における総合的な支援の在り方について、TEACCH プログラムの理論と具体的な実践例について解説する。
【講義・演習】 特別支援学校におけるセン ターの機能の実際 2 / 6 (水)AM	川上 康則 (東京都立港特別 支援学校・ 主任教諭)	特別支援学校におけるセンター的な取り組みについて紹介するとともに、通常の学級に在籍する発達障害の児童あるいはその疑いがみられる児童について、その観察の視点を明確にしながら、特別支援学校の地域支援における具体的な取り組みの在り方について検討する。
特別支援学級設置校経営の 現状と課題 2 / 1 2 (火)PM	吉本 裕子 (東京都小平市立 鈴木小学校・ 校長)	特別支援学級設置校では、特別支援学級の学級経営上の課題の他、通常の学級との関係などにおいても課題がある。本講義では、学校長の立場から特別支援学級設置校経営の現状と課題について、学校経営的な視点、特別支援学級の学級経営からの視点で、その現状と課題について概説するとともに、特別支援学級における具体的な課題解決のあり方について言及する。
コミュニケーションの指導 2 / 1 4 (木)AM	竹田 契一 (大阪医科大学 LD センター・ 顧問)	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもは、聞くこと、話すことに直接的な障害はないが周囲との関わりの中で相互性のあるコミュニケーションをとることに課題がある場合が多い。本講義では、人との関わりという視点からコミュニケーションのつまずきと支援の在り方について考える。
わかる授業と学級経営の工 夫 2 / 1 4 (木)PM	笹森 洋樹 (企画部・ 総括研究員)	通常の学級で配慮を要する子どもに個別的な支援を行うためには、学級全体が落ち着いて学ぶことのできる学習環境が基盤となる。本講義では、授業改善や学級経営の視点から、通常の学級におけるわかる授業づくりや集団づくりの工夫について、また、集団指導と個別指導の在り方について解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
発達障害の思春期・青年期の課題 2 / 2 2 (金)AM	廣澤 郁子 (メンタル神田クリニック・院長)	発達障害のある子どもはその発達段階に応じて抱える課題が異なり、特に思春期・青年期の課題は大きい。本講義では、自閉症の子どもを含む発達障害の子どもたちの思春期・青年期の問題を整理したうえで、長期的な視野をもった指導の在り方について概説する。
学校コンサルテーションの実際 2 / 2 5 (月)AM	小澤 至賢 (教育支援部・主任研究員)	特別支援教育では教育的ニーズのある個々の事例に対して校内支援体制を構築し、学校全体で対応していくことが重要となる。本講義では、相談機関における学校コンサルテーションについて概説し、具体的な相談事例をもとに学校コンサルテーションの在り方やコーディネーターの役割について解説する。
特別支援学級及び通級指導教室の役割 2 / 2 6 (火)PM	梅田 真理 (教育情報部・総括研究員)	特別支援学級や通級指導教室の担当教員は、その専門性から校内の特別支援教育推進のキーパーソンであり、また特別支援教室（仮称）の構想に向けて特別支援学級及び通級指導教室には弾力的な運用が求められている。本講義では、今後の特別支援学級及び通級指導教室の役割等について概説する。
高等学校における発達障害のある生徒の指導と支援 2 / 2 8 (木)AM	中田 正敏 (明星大学・特任准教授)	文部科学省では平成19年度より、「高等学校における発達障害支援モデル事業」を実施している。特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議においても高等学校WGの報告がまとめられたところである。高等学校の段階にある発達障害等の生徒の課題と支援の在り方について解説する。
【講義・演習】 体と心のケア 3 / 4 (月)AM	池川 典子 (大阪府立泉北高等支援学校・指導養護教諭)	発達障害のある子どもは、自分の気持ちをうまく伝えられず、特に思春期には感情や行動のコントロールが困難になる場合が多い。本講義では、子どもたちの体と心のアンバランスさの捉え方と思春期等における対応の在り方について、性に関する問題となる行動への支援を通して具体例を交えて検討する。
発達障害のある子どもの二次的問題 3 / 4 (月)PM	齊藤万比古 (国立国際医療研究センター 国府台病院・部長)	発達障害のある子どもは、障害特性である一次障害に対する支援とともに、まわりの環境との相互作用の結果である反抗や不登校等の二次的問題に対する支援を組み合わせる必要がある。本講義では、二次的問題の捉え方とそれに対する支援の在り方について概説する。
【講義・協議】 特別支援学級における教育課程の在り方 3 / 5 (火)AM	廣瀬由美子 (教育情報部・上席総括研究員)	自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程編成は、通常の教育課程を基本としながら、特別支援学校の学習指導要領等を参考にして特別の教育課程の編成が可能となっている。本講義では、自閉症の児童生徒を指導する特別支援学校の教育課程編成の在り方について講義するとともに、特別支援学級における教育課程の編成の在り方について検討する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
ライフステージを通じた支援、保護者の立場から 3／6(水)PM	山岡 修 (日本発達障害 ネットワーク・ 副代表)	発達障害のある子どもの子育てをしてきた保護者がライフステージにおいて学校や地域からどのような支援を受けてきたかという事例から、発達障害のある子どものライフステージを通じた支援の在り方について考える。
発達障害に関わる福祉制度 3／7(木)PM	小林真理子 (厚生労働省・ 専門官)	発達障害者支援法、障害者自立支援法をはじめとして、発達障害者に対する法整備や支援施策など少しずつサービスの充実化が進められているが、就労支援や手帳の問題など課題もある。今後の福祉・就労等制度の方向性について概説する。
子どもの虐待の理解と対応 3／11(月)AM	玉井 邦夫 (大正大学・教授)	子どもの虐待は近年増加の一途をたどっており、今日最も深刻な問題の一つである。本講義では、子どもの虐待の基本的な理解と対応の在り方や考え方のポイントについて具体的に解説する。
発達障害のある人の社会参加 3／12(火)AM	島田 博祐 (明星大学・教授)	青年・成人期の発達障害のある人の状態像に触れながら、社会的自立における課題について概説する。なかでも、進路、さらには高等教育に焦点を当て、課題及び具体的な支援内容、わが国の現状と新たな取り組みについて解説する。
自閉症の診断と評価 3／12(火)PM	神尾 陽子 (国立精神・神経 医療研究センター 精神保健研究所・ 児童・思春期 精神保健部長)	教育現場で自閉症の子どもを指導する際、最新の医学情報は子どもへの理解や指導プログラムの作成において重要な手がかりとなる。特に現場では自閉的傾向といった言葉や概念が使われている一方で、スペクトラムの考え方が入ってきており混乱している教員もいる。本講義では、児童精神医学の観点から、事例を取り上げ自閉症の子どもの診断と評価について解説する。
【講義・演習】 関係性の障害とその対応 3／13(水)AM	植木田 潤 (教育支援部・ 研究員)	乳児は授乳を通じて、母親から身体の栄養を得ると同時に、肌の温もりや柔らかさから安心感や幸福感という心の栄養を得ている。この心理的な授乳に示唆される「成長に不可欠な何かを取り入れること」こそ、何かを「学ぶ」ということの原点になっていると言えるだろう。この学ぶことを巡って生ずる、成長に不可欠な関係性とはどのようなものか考えてみたい。
【講義・演習】 カウンセリングの理論と演習 3／13(水)PM	伊藤 由美 (教育研修・事業部・ 研究員)	発達障害のある子どもたちは、集団生活の中で自己効力感や自己肯定感を維持することが難しい。また、脆弱な対人関係の積み重ねが、二次的障害を生じさせる可能性も高くなる。こうした困難に対し、カウンセリングの知見を生かした対応が有効となることは少なくない。本講義では、カウンセリングの視点に基づく心理的な支援の在り方を概説すると共に、子どもや家族への対応について検討する。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
発達障害に対応する高等学校等、自閉症のある成人就労施設見学 2 / 1 5 (金) 終日	星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 横浜市立戸塚小学校 通級指導教室 西東京市立田無第二中学校 通級指導教室 社会福祉法人けやきの郷	実地研修は、充実した取り組みを行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。 今回は、星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス、横浜市立戸塚小学校通級指導教室、西東京市立田無第二中学校通級指導教室、社会福祉法人けやきの郷を訪問し、自閉症者の就労支援の実際について学ぶ機会とする。 星槎大学 星槎湘南大磯キャンパス 〒 259-0111 神奈川県中郡大磯町国府本郷 1805-2 Tel 0463-71-6048 横浜市立戸塚小学校通級指導教室 〒 220-0023 神奈川県横浜市西区平沼 2-11-36 Tel 045-321-7341 (通級指導教室) 西東京市立田無第二中学校通級指導教室 〒 188-0003 西東京市北原町二丁目 9 番 1 号 Tel 042-462-2812 社会福祉法人けやきの郷 〒 350-0813 埼玉県川越市平塚新田高田町 162 Tel 049-232-6363

②言語障害・発達障害教育専修プログラム合同

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
読み書き障害の指導 1 / 2 8 (月) AM	宇野 彰 (筑波大学・教授)	LD のある子どもの読み書きについてのつまずきを演習を通じて体験し、読み・書き障害の子どもの困難さを理解するとともに、つまずきの要因とそれに基づく具体的な指導の在り方について解説する。

①自閉症・情緒障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
情緒障害教育の実践① ー選択性かん黙等への指導 を中心にー 1 / 2 8 (月)AM	久田 信行 (群馬大学・教授)	心因性の情緒障害では場面かん黙（選択性かん黙）や神経性習癖、不登校等がある。本講義では、場面かん黙（選択性かん黙）や強迫神経症の症例などを紹介するとともにその指導について、多数の事例をもとに論述する
自閉症の認知発達を理解 1 / 3 1 (木)PM	染谷 利一 (特定非営利活動 法人银杏の会御茶 ノ水発達センター ・臨床心理士)	自閉症の認知発達については、学校現場で使われている「認知発達治療の実践マニュアル-自閉症のステージ別発達課題-(別称「自閉症の太田ステージ」)がある。本講義では、各ステージでいう認知発達段階を促す学習課題等を参考に太田ステージの解説と具体的な指導事例を紹介する。
自閉症のある児童生徒の家族支援 2 / 4 (月)AM	柳澤亜希子 (教育情報部・ 研究員)	自閉症児・者が示す特性への理解やそれへの対応の難しさ、社会の自閉症に対する誤った理解等により、自閉症児・者の家族は強いストレスを有しており、家族への支援の必要性は極めて高い。本講義では、心理社会的ならびに教育的側面から、自閉症のある子どもと生活する保護者及びきょうだいが直面している問題と支援の在り方について言及する。
【講義・演習】 支援ツール・教材教具の作成と活用 2 / 4 (月)PM	大村知佐子 (富山市立奥田小 学校・教諭)	知的障害のある自閉症や高機能自閉症等の子どもを念頭におき、特別支援学級や通級指導教室等で利用できる支援ツールを紹介し、実践事例の紹介をするとともに、その教材・教具と障害特性との関連について概説する。
【講義・演習】 自閉症のある子どものアセスメント① 2 / 5 (火)PM	小澤 至賢 (教育支援部・ 主任研究員)	自閉症・情緒障害特別支援学級に在籍する自閉症のある児童生徒の教科指導を進めるにあたり、学習の習得の状況を踏まえ、指導を進めることが必要である。本講義では、国語科の指導を進めるにあたり、学習評価シートを活用して自閉症のある児童生徒の個々の特徴を踏まえた上での指導の在り方について論述する。
自閉症・情緒障害教育の現状と課題 2 / 1 2 (火)AM	石塚 謙二 (文部科学省 初等中等教育局 特 別 支 援 教 育 課 ・特別支援教育調査官)	発達障害の位置づけである自閉症と心因性のかん黙等の教育課程や指導内容及び方法には大きな違いがあることから通級における指導では自閉症と情緒障害が区別された経緯がある。本講義では、特別支援教育行政から見た自閉症と情緒障害の現状や今後の展望について概説し、これからの特別支援教育の課題について言及する。
【講義・演習】 自閉症の子どものソーシャルスキル指導の実践 2 / 1 8 (月)終日	涌井 恵 (教育情報部・ 主任研究員)	自閉症の中核的な症状の一つである社会性の問題について、幅広く取り上げ、特に仲間関係の改善に焦点を当てた講義を行う。また、ソーシャルスキル指導の実践例を示すと共に、演習を通してアセスメント方法や指導方法の理解を深め、自閉症の子どもの社会性の指導のあり方について考える。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【演習】 自閉症のある児童生徒が在籍する学級での授業づくり ①② ① 2 / 2 0 (水) 終日 ② 2 / 2 1 (木) 終日	自閉症・情緒障害 教育専修プログラム 運営スタッフ	特別支援学級の授業は、在籍児童生徒が複数学年にまたがっていたり、実態が多様であるため授業づくりが難しいことがあげられる。自閉症のある児童生徒が在籍する特別支援学級においては、その特性を踏まえて授業づくりを行う必要がある。本演習では、自閉症のある児童生徒の在籍する学級での授業について、グループで協議を行う。
自閉症教育における応用行動分析の理論に基づいた指導の実際 2 / 2 2 (金) PM	加藤 哲文 (上越教育大学・教授)	行動療法から派生した行動分析あるいは応用行動分析は、子どもの行動に焦点を当てて自閉症を理解すると共に、特に行動問題における背景や行動を維持している要因を分析し、具体的な解決方法を見出す指導方法の1つである。本講義では、応用行動分析の全般について概説するとともに、特に行動問題の解決方法に関して具体的な事例を交えて解説する。
自閉症者における就労 2 / 2 5 (月) PM	菊地 一文 (教育情報部・主任研究員)	発達障害者支援法において、発達障害者の就労支援の体制整備及び特性に応じた就労支援の確保について示されている。自閉症者における就労支援の実情や自閉症者の特性に応じた就労支援の在り方及び学校教育段階からのキャリア発達支援の重要性について、具体例を交えて論述する。
幼児期における自閉症児の支援 2 / 2 6 (火) AM	神山 努 (企画部・研究員)	自閉症のある子どもの早期発見・早期支援は、重要課題である。本講義では、自閉症のある子どもの幼児期における具体的対応や支援の在り方について具体的な実践例などを交えて解説する。
自閉症教育における発達の理論に基づいた指導の実際 2 / 2 7 (水) AM	広瀬 宏之 (横須賀市療育相談センター・所長)	定型発達に認められる発達段階、個人差、関係性の3つの指標は、ASDにとっても同様に指標となる。本講義では、DIR(Developmental, Individual-Difference, Relationship-Based: 発達段階と個人差を考慮に入れた、関係性に基づいたアプローチ)における6つの発達段階について示し、ASDの子どもの発達段階について概説する。合わせて、floortimeに代表されるDIRの包括的なプログラムについて解説する。
情緒障害教育の実際② ー不登校への指導を中心にー 2 / 2 8 (木) PM	渡辺圭太郎 (西東京市立田無第二中学校・主幹教諭)	心因性の情緒障害では選択性かん黙や神経性習癖、不登校等がある。特に不登校児童生徒は増加傾向にある。本講義では、特に中学校における不登校生徒への理解と対応の実際を通して、自閉症・情緒障害特別支援学級や通級による指導(情緒障害対象)における具体的な指導内容及び指導方法を解説する。
【講義・演習】 行動上の問題のある子どもにおける指導・支援の考え方とその実際 3 / 1 (金) AM	岡本 邦広 (教育情報部・主任研究員)	発達障害のある児童生徒には、行動上の問題が起こりやすいことが指摘されている。行動上の問題の捉え方や考え方を整理し、それが起こる理由を検討する。また、事例を通して具体的な指導・支援について説明し、演習では各自が関わる児童生徒への対応方法を検討する。

①自閉症・情緒障害教育専修プログラム

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【講義・演習】 自閉症のある子どものアセスメント② 3 / 1 (金)PM	加藤 敦 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・幼稚部主事) 神部 守 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・小学部主事) 高尾 政代 (筑波大学附属久里浜特別支援学校・研究主任)	自閉症の子どもの指導・支援においては、実態把握を行うことが必要不可欠である。本講義では、自閉症の子どもへの理解と個別の指導計画の立案に向けた手だてとして CARS (小児自閉症評定尺度) と PEP-Ⅲ (心理教育プロフィール) を取り上げる。そして、これらの心理検査における査定項目、検査から得られた結果の解釈と実際の指導・支援への活用の在り方、アセスメントの実施にあたっての配慮事項等について概説する。
個別の指導計画の在り方と活用の工夫 3 / 7 (木)AM	岡本 邦広 (教育情報部・主任研究員)	個別の指導計画の意義や、その活用方法などにおける現状と課題を整理する。また、実際に個別の指導計画の活用を試みた事例を通して、成果や課題を整理する。さらに演習では、各自が関わる児童生徒に対する個別の指導計画の検討を行う。
小中学校における自閉症のある児童生徒の指導と支援 3 / 8 (金)AM	玉木 宗久 (企画部・主任研究員)	通常の学級に 0.8%程度在籍すると思われる高機能自閉症等や知的障害のある自閉症の子どもが、交流及び共同学習を行う際に、通常の学級担任は彼らをどのように理解し、具体的な指導・支援をどのようにすればよいのかについては、現場において大きな課題である。本講義では、自閉症の特性について概説し、アコモデーションの観点から通常の学級における支援や対応について検討する。

②言語障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【講義・協議】 言語障害教育における実践研究①② ① 1 / 2 5 (金)AM ② 3 / 1 3 (水)AM	久保山茂樹 (企画部・主任研究員) 松村 勘由 (教育研修・事業部・部長) 小林 倫代 (教育支援部・上席総括研究員) 牧野 泰美 (教育研修・事業部・主任研究員)	言語障害教育においては、言語に障害のある子どもへの指導・支援、ことばの教室等の経営、子どもを中心とした様々な連携等、多様な観点から実践を検討し、担当者の力量を高めていくことが必要である。ここでは、実践研究会、事例検討会等での言語障害教育に関する実践報告・研究の動向、在り方等について概観するとともに、受講者の所属する学校・教室等における実践の課題等について協議する。
言語障害教育における個別の指導計画と子どもや保護者のニーズへの対応①② ① 1 / 2 8 (月)PM ② 2 / 4 (月)PM	小林 倫代 (教育支援部・上席総括研究員)	言語障害教育の主たる指導の場であることばの教室においては、個々の子どもへの個別の指導とともに保護者への対応も求められている。ここでは、子どもと出会ってから指導計画を作成するまでにどのような情報を集めて整理するのか、どのようなことを考えて目標や課題を立てていくのか、また、保護者への対応をどのようにすすめていくのか等について全国調査の結果も紹介しながら考える。
コミュニケーション障害とその援助①② ① 1 / 3 1 (木)PM ② 2 / 4 (月)AM	松村 勘由 (教育研修・事業部・部長)	言語障害を子どもと周囲・他者とのコミュニケーションの障害と捉えることで、子どもへの支援の幅が大きく広がる。子どもを学校や家庭、地域の中で生活する主体として見つめ、子どもの暮らしの中で繰り広げられる周囲との関わり合いの中で捉えることを通して、子どものコミュニケーション上に生じる様々なつまづきに対して支援するという、子どもと周囲の関係を視点をおいた支援の在り方について言及する。
言語障害教育の現状と課題 2 / 5 (火)AM	久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	言語障害教育の現状や抱える課題を概観することは、児童生徒の指導・支援、教室経営に携わるにあたり不可欠なことである。「通級による指導」の意義と今日的な課題、特別支援教育における言語障害教育の在り方等について、本研究所がこれまで実施してきた全国調査の結果等から展望する。
言語発達の遅れの基礎 2 / 5 (火)PM	久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	言語障害教育の対象である言語の基礎的事項に遅れのある子どもは、ことばの教室に占める割合が多く、状態像も様々である。この講義では、乳幼児期からの言語・コミュニケーションの発達について、子どもの発達の全体像と関連させながら解説するとともに、言語に遅れや偏りがある子どもの見方、捉え方と、指導・支援を考えるうえでの基礎事項にふれる。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
構音障害の基礎 2 / 6 (水)AM	松村 勘由 (教育研修・事業部・部長)	構音とその障害に関する基礎的事項及び関連知識は、言語障害教育に携わるうえで必要不可欠なものである。この講義では、構音器官、日本語の語音、構音部位と構音様式、国際音声記号等、構音に関する基礎事項を解説するとともに、構音の発達や様々な構音障害について整理し、構音障害の評価や指導について考え実践していく上での基礎を培う。
言語機能とコミュニケーション 2 / 1 2 (火)終日	牧野 泰美 (教育研修・事業部・主任研究員)	言語指導に携わるうえで言語機能、言語機能の獲得と障害、コミュニケーションの成立や深まり等に関する知見を知っておくことは重要である。ここでは、人にとってのことば、ことばのもつ様々な側面・機能とその獲得、コミュニケーションの成立及び障害の本質・構造、等に関する知見を解説し、それらを踏まえて、コミュニケーションを深め広げるという観点から子どものことばを支える関わりについて考える。
吃音の基礎 2 / 1 4 (木)AM	牧野 泰美 (教育研修・事業部・主任研究員)	吃音については、現在までの科学、医学において解明されていない要素もあるが明らかになっていることも多い。吃音は言語障害教育の主たる対象の一つであり、吃音をめぐる基礎事項は重要である。この講義では、吃音の特徴、発吃、進展に関する諸理論等、吃音に関して踏まえておくべき事項を解説するとともに、実践の動向も概観し、吃音及び吃音への支援に関する様々な捉え方や考え方にふれる。
通級指導教室設置校経営の現状と課題 2 / 1 4 (木)PM	萩野三智子 (世田谷区立駒沢小学校・校長) 櫻澤 浩人 (世田谷区立駒沢小学校・教諭)	通級指導教室設置校では、通級指導教室の教室経営上の課題の他、通常の学級との関係など考慮すべき点も多い。本講義では、通級指導教室設置校経営の現状と課題について、学校長の立場からは主に学校経営的な視点で、通級指導教室担当者の立場からは主に教室経営的な視点で、その現状と課題について概説するとともに、通級指導教室における具体的な課題解決のあり方について言及する。
口蓋裂の医療 2 / 1 5 (金)AM	大久保文雄 (昭和大学・教授)	口蓋裂の指導には医療との連携が不可欠である。この講義では口蓋裂の医療を概説する。口蓋裂は先天性の比較的頻度の多い疾患であり、その治療には多数の構成メンバーによるチーム医療が必要とされている。その理解のために、ここでは口蓋の解剖、生理、発生、口蓋裂の病理、外科的治療について解説する。
言語障害教育の教育課程 2 / 1 5 (金)PM	大西 孝志 (文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課・特別支援教育調査官)	言語障害特別支援学級や通級指導教室において、児童生徒の指導に携わり、学級・教室経営を行っていくうえでは、言語障害教育の教育課程編成の基本的な考え方を踏まえることが重要である。この講義では、教育課程の基準である学習指導要領に基づいた言語障害特別支援学級や通級による指導の教育課程編成について解説する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
言語発達の遅れの指導 ー言語・コミュニケーションの指導を中心にー 2 / 1 8 (月)AM	久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	言語の基礎的事項の発達に遅れや偏りが見られる子ども、とりわけ音声言語、コミュニケーションに課題を抱える子どもに視点を当て、指導・支援の在り方を考える。ことばに遅れのある乳幼児との「早期出会いの場」である乳幼児検診、「早期からのかわり」の場である療育について、その内容を保護者の思いも含めて解説するとともに、ことばの教室での支援について考える。また、音声言語の育ちを支える様々な視点にもふれる。
言語発達の遅れの指導 ー読み・書きの指導を中心にー 2 / 1 8 (月)PM	斉藤 代一 (練馬区立南町小学校・主幹教諭)	近年、ことばの教室での指導・支援が増加傾向にある。言語の基礎的事項の発達に遅れや偏りが見られる子ども、とりわけ、読み・書きが困難な子どもに視点を当て指導・支援の在り方を考える。ここでは、読み・書きに困難を抱える子どもの見方や理解、アセスメントの視点、方法、そして指導・支援の考え方やその実際について解説する。
【講義・演習】 構音障害の指導の実践 2 / 2 0 (水)終日	西田 立郎 (埼玉県白岡市立篠津小学校・教諭)	構音障害のある子どもへの指導・支援に関して主にことばの教室での実践を取り上げ、報告、解説、演習するとともに協議する。特に構音指導の基本事項である音作り、歪み音(側音化構音、口蓋化構音)の指導について詳細にふれるとともに、実際の構音指導をいくつかの事例を通して述べる。また、様々な構音指導の教材も紹介し演習する。
吃音への指導・支援 2 / 2 2 (金)終日	小林 宏明 (金沢大学・准教授)	現時点において吃音の原因は解明されておらず、したがって吃音に関して原因論に基づいた指導法、治療法は確立されていない。しかし、吃音に関する生理学的、心理学的、社会学的研究は日々進歩しており、指導・支援方法の研究も進んでいる。ここでは最新の吃音に関する知見を踏まえながら、吃音臨床における問題は何か、どのような指導・支援が可能なのか、吃音症状の捉え方も含めて論じる。
構音障害の評価と指導 2 / 2 5 (月)終日	中澤 洋子 (長野県千曲市立屋代小学校・教諭)	構音を主訴とする子どもに対する指導・支援を行うにあたっての必要事項を取り上げる。ここでは、「構音障害の基礎」を踏まえながら、子どもの構音の問題をどのように捉えるか、構音発達の条件、構音の評価と子どもの評価、構音の検査、構音指導の原則及び指導法について解説するとともに、様々な子どもの状態・状況に応じてどのように考え実践したらよいかについても言及する。
言語発達の理論 2 / 2 6 (火)終日	浜田寿美男 (奈良女子大学・名誉教授)	子どもの言語を支えるうえで、言語発達に関する理論を踏まえて実践を行うことは重要である。ことばは人と人をつなぐが、ことばによって初めて人と人がつながるのではない。むしろ、人と人がつながるところにことばは生まれると考えられる。ここでは、ことばの発生の問題を考えるとともに、言語発達と自我形成の絡みについて論じる。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
ことばの教室と福祉機関の連携 2 / 27 (水)AM	清水 英子 (横浜市南部地域療育センター・ ソーシャルワーカー)	ことばの教室で対応される子どもの多くは、幼児期に福祉機関等で支援を受けている場合が多くみられる。子どもの指導をすすめていく上では、福祉等の関係機関と連携することは重要である。ここでは、療育の場における支援内容、制度、子どもや保護者への対応と関わりの実際等について概説する。さらに、療育の立場から教育の場に求められる連携の在り方や連携を図っていくうえでの課題等について考える。
言語障害と心理学 2 / 28 (木)終日	川合 紀宗 (広島大学大学院 ・准教授)	人はいかに言語を獲得し、人はいかに言語を利用するのか。人と言語に関するこのような事項についての知見は、言語指導を考えるうえでの基礎理論として重要である。ここでは、臨界期等の概念も含め、どのような時期にどのような事柄を習得するのかといった言語の生物学的基礎について論じる。さらに、機能主義的な観点から、言語指導に資する知見にもふれる。
【講義・演習】 吃音の指導の実践 3 / 1 (金)終日	瀧田 智子 (文京区立金富小学校・ 主任教諭)	吃音のある子どもへの指導・支援について、主にことばの教室における実際的な取り組みを報告するとともに、それをもとに協議する。吃音について知る、個々の吃音の特徴を知る、子ども、保護者、担当教師自身の吃音についての感じ方を捉える、話し方を変化させる等の実践を提示し、実際の指導について考え合うとともに演習も行う。
器質的構音障害(口蓋裂等)の指導 3 / 4 (月)終日	今富 摂子 (目白大学・准教授)	構音障害の子どもへの指導・支援においては、口蓋裂等の器質的構音障害に関する専門性も不可欠である。ここでは、口蓋裂及びその類似領域を取り上げ、構音の特徴、鼻咽腔閉鎖機能、構音の評価について解説する。さらに、指導法についても具体的に説明するとともに、口蓋裂の子どもの学齢期における留意点、医療との連携等についても言及する。
【講義・演習】 言語障害と聴覚機能①② ① 3 / 5 (火)AM ② 3 / 11 (月)AM	庄司美千代 (教育研修・事業部・ 主任研究員)	言語は聴覚機能と密接な関係がある。ことばの遅れを主訴とする相談等では、聴覚障害が疑われる場合も少なくない。したがって、言語障害教育に携わる場合、聴覚機能とその障害に関する知見は不可欠である。ここでは、聴覚機能について、生理学的心理学的に解説するとともに実践事例にも触れる。さらに、聴力検査について解説し、演習を行う。
吃音問題への支援と対応 3 / 6 (水)終日	伊藤 伸二 (日本吃音臨床研究会・ 会長)	吃音の問題は症状のみではない。吃音に起因して生じる様々な困難さを視野に入れ、また、生涯にわたり吃音症状が消失しない可能性も念頭において指導・支援を考える必要がある。では、症状の軽減・消失にとらわれない支援とはどのようなものなのか、子どもが自らの吃音と上手く向き合い、つきあっていくことを支えるために教育の場で何ができるのか、様々な実践、試みを通して提示する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
学校・地域におけることばの教室の役割 3 / 7 (木) 終日	今井 昭子 (葉山町立葉山小学校・ 総括教諭)	特別支援教育体制においてことばの教室はその機能・役割が注目されているところであり、地域の状況に応じた柔軟な運営が求められている。ここでは、ことばの教室担当者の実践から、校内や地域においてことばの教室（ことばの教室担当者）がどのような役割を果たせるのか、どのような教室経営が考えられるのか、力量を高めるために地域でどのように研修を積んでいくのか等について考える。
【講義・演習】 言語発達の遅れの指導の実践 3 / 1 2 (火) 終日	阿部 厚仁 (世田谷区立 烏山北小学校・ 主任教諭)	言語の基礎的事項に発達の遅れや偏りが見られる子どもの指導・支援について、主にことばの教室における実際的な取り組みを報告するとともに、それをもとに協議する。特に子どもをいかに理解するか、教材・教具の工夫と活用、ことば・コミュニケーションの基礎を育て広げる指導実践等について提示し、共に考える。また、ことばの育ちを支えるうえでのことばの教室の経営、教室担当者の役割等についても考える。

○実地研修

題 目 等	研 修 先	研 修 内 容
言語障害児の指導の実践 2 / 2 1 (木) 終日	大田区立志茂田小学校 言語障害通級指導教室	実地研修は、充実した取り組みを行っている関連機関を訪問・視察することを通して、環境整備の工夫や授業及び指導・支援の在り方等に関する知見を得ることを目的とする。 今回、言語障害通級指導教室において行われている教育実践と施設の見学を行う。 大田区立志茂田小学校 〒144-0056 東京都大田区西六郷1丁目4-2

③発達障害教育専修プログラム

※都合により一部変更する場合がある

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
ADHD 等のある子どもの特性と保護者への支援 1 / 3 1 (木)PM	高山 恵子 (NPO法人えじ そんくらぶ・代表)	ADHD 等の発達障害の子ども達は、様々な行動上の課題を抱えている。支援の在り方としてセルフコントロールの力を高めるとともに、本人が適応しやすい環境の調整もとても重要である。本講義では、ADHD 等の子どもの行動特性をどのように捉え、支援をどのように考えればよいのかについて解説する。
早期発見と早期支援 2 / 4 (月)AM	本田 秀夫 (山梨県立こころ の発達総合支援 センター・所長)	発達障害のある子どもの早期発見・早期支援を具現化することは、発達障害者支援法にも規定されている国の重要課題である。本講義では、発達障害の早期発見と早期からの支援の在り方の重要なポイントについて特別支援教育と医療との連携を踏まえて解説する。
【講義・協議】 学習のつまずきの把握とその対応①② ① 2 / 4 (月)PM ② 2 / 5 (火)AM	玉木 宗久 (企画部・ 主任研究員)	発達障害のある子どもは、学習面において何らかのつまずきを示す。学習面でのつまずきは、学校教育に留まらず社会生活にまで影響を及ぼすことも少なくない。そこで、こうしたつまずきへ早期に（予防的に）対応し、効果的指導を提供するために、どのようにアセスメントを行い、その結果を指導につなげていくかについて概説する。特に早期把握・早期支援の観点から通常の学級での支援についても取り上げる。
発達障害教育の現状と課題 2 / 5 (火)PM	樋口 一宗 (文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 ・特別支援教育調査官)	LD、ADHD、高機能自閉症等への教育の現状と課題及び特別支援教育推進体制の整備の状況等の教育施策について行政の立場から概説する。
【講義・演習】 教材・教具の作成と活用 2 / 1 8 (月)終日	棟方 哲弥 (企画部・ 総括研究員) 金森 克浩 (教育情報部・ 総括研究員)	発達障害のある子どもの指導を行ううえでは、その特性に応じた子どもにわかりやすいそして扱いやすい教材・教具を工夫することはとても重要である。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の特性に応じた具体的な教材・教具を紹介するとともに簡単な教材作りの演習を行う。
【講義・協議】 家族支援の実際 2 / 2 0 (水)AM	藤井 茂樹 (パームこどもク リニック・顧問)	発達障害のある子どものいる家庭では、本人のみならず、家族一人一人もまた、様々な困難や課題を抱えていることが多い。本講義では、保護者や同胞といった家族支援の在り方について実践例を交え解説する。
中学校における発達障害のある生徒の理解と対応 2 / 2 1 (木)PM	三富 貴子 (熊谷市立富士見 中学校・教諭)	思春期にある中学生という時期は、精神的にも身体的にも大きな変化を経験する。発達障害のある生徒も様々な不安と悩みを抱える時期である。対人関係や学習面等におけるちょっとしたつまずきがきっかけとなり、不登校などの二次的障害につながってしまう場合もある。本講義では、中学校期における発達障害のある生徒の理解と対応について実践の立場から言及する。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
発達障害者における就労の現状と課題 2 / 2 2 (金)PM	藤平 俊幸 (埼玉県発達障害者支援センター「まほろば」・センター長)	発達障害者支援法においては、発達障害者の就労支援の体制整備及び特性に応じた適切な就労支援の確保がうたわれている。また、LD等の発達障害者の進学等に関しても課題が山積みであることを踏まえたうえで、発達障害者の自立・社会参加について言及する。
通級による指導の実際 2 / 2 5 (月)PM	飯島 知子 (静岡県磐田市立磐田中部小学校・教諭)	平成18年の学校教育法施行規則の一部改正により通級による指導では情緒障害と自閉症が分類され、新たにLDとADHDが対象として加えられた。多様化、弾力化の図られた通級では、LD、ADHD、高機能自閉症等の指導がどのように行われているのか、指導の実例を通して解説する。
通常の学級における支援の実際 2 / 2 6 (火)AM	京極 澄子 (日野市立日野第三小学校・校長)	特別な配慮を要する子どもに対し適切な支援を行うためには、通常の学級においても子どもの特性を把握した上で個に応じた指導方法を検討することが重要である。本講義では、児童の認知処理様式を評価することにより、得意な認知スタイルを具体的な指導に活かす取組について紹介する。
幼児期における支援 2 / 2 7 (水)AM	久保山茂樹 (企画部・主任研究員)	発達障害のある子どもの早期発見・早期支援は、発達障害者支援法においても規定されている重要課題である。本講義では、発達障害等のある子どもの幼児期における具体的対応や支援の在り方について、幼稚園や保育所における具体的な実践例を交えて解説する。
保護者、地域との連携の在り方 2 / 2 8 (木)PM	梅田 真理 (教育情報部・総括研究員)	特別支援教育を進めるには保護者との共通理解の基に連携を図り、協働していくことがとても重要になる。本講義では、LD、ADHD、高機能自閉症等の発達障害のある子どもの保護者の悩みやニーズを概観し、教員、学校、専門機関、そして地域が支える連携の在り方について言及する。
【講義・協議】 ソーシャルスキルの指導 3 / 1 (金)終日	小貫 悟 (明星大学・准教授)	発達障害の子どもの中には場の雰囲気や暗黙のルールが読み取れない、人との関わりが一方的である等の社会性に困難さを抱えている子どもが多く見られる。本講義では、基本的な学習態勢、会話のルール、役割の遂行、仲間との協力等、発達障害のソーシャルスキル・トレーニングの指導について概説する。
算数障害の指導 3 / 6 (水)AM	熊谷 恵子 (筑波大学・教授)	算数障害のあるLDの子どもの困難を理解するとともに、算数(数学)の学習でつまずきやすい内容をLDのタイプと関連づけながら授業における指導の実際、生活における対応等について解説する。
ライフステージを通じた支援の在り方 3 / 7 (木)AM	柘植 雅義 (教育情報部・部長)	発達障害のある子どもの早期からの支援と就学、学年間・学校間のスムーズな移行、社会への移行など、ライフステージを通じた支援の在り方を、関連する研究や実践から論じる。その際に家族への支援も含めて論じる。

講義等題目	講 師	講 義 等 内 容
【講義・演習】 感覚・運動面の指導 3／8(金)終日	辻 薫 (大阪府作業療法士 会・理事)	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもの中には感覚刺激への過敏性や協調運動の拙さ、不器用さ等により学習面や行動面に様々な困難を抱えている場合がある。本講義では、LD 等に見られる感覚運動面の問題についての把握、分析の仕方、対応の基本を具体例を交えて解説する。

6 平成24年度研究成果発表一覧

平成24年度研究成果の発表

(単行本)

発表者	書名又は論文の標題	出版社等	発行年月
全国特別支援学校知的障害教育校長会編、石塚謙二、菊地一文他	一人一人の活動と参加を高める領域・教科を合わせた指導	明治図書	H24. 4
菊地一文	特別支援教育充実のためのキャリア教育ケースブック	ジアース教育新社	H24. 6
国立特別支援教育総合研究所編、徳永亜希雄、菊地一文他	特別支援教育におけるICFの活用Part. 3――	ジアース教育新社	H25. 1
菊地一文	キャリア教育、特別支援教育ハンドブック、追録第48号	第一法規	H25. 2
菊地一文監修	「働く」の教科書	中央法規出版	H25. 3
柳澤亜希子(分担翻訳)	第14章保護者と学校のトラブルを解決する[アメリカのIEP(個別の教育プログラム)：障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール、柘植雅義・緒方明子・佐藤克敏監訳]	中央法規出版、pp194-211	H24. 12
国立特別支援教育総合研究所	特別支援教育における ICFの活用 Part3 学びのニーズに応える確かな実践のために	ジアース教育新社	H25. 1
熊田華恵(翻訳分担)	付録C[アメリカのIEP(個別の教育プログラム)：障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール、柘植雅義・緒方明子・佐藤克敏監訳] P』)	中央法規出版	H24. 12
大崎 博史	重度・重複障害のある児童生徒や、病気の子どもたちにおけるキャリア教育の可能性	特別支援教育充実のためのキャリア教育ケースブック(菊地一文編著)、ジアース教育新社、pp198-204.	H24. 6
棟方哲弥	教育の場における支援テクノロジー	障害百科事典、日本特殊教育学会/ 訳編、丸善出版、第 I 分冊、pp367-340.	H25. 1
棟方哲弥	拡大・代替コミュニケーション	障害百科事典、日本特殊教育学会/ 訳編、丸善出版、第 I 分冊、pp237-239.	H25. 1
棟方哲弥	ファシリテイテッド・コミュニケーション	障害百科事典、日本特殊教育学会/ 訳編、丸善出版、第IV分冊、pp1445-1446.	H25. 1
棟方哲弥	第8章支援テクノロジー[アメリカのIEP(個別の教育プログラム)：障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール、柘植雅義・緒方明子・佐藤克敏監訳]	アメリカのIEP(個別の教育プログラム)―障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール、柘植雅義・緒方明子・佐藤克敏(監訳)、pp125-138、中央法規	H24. 12

笹森洋樹	高等学校の授業研究会の特色と進め方	教科教育と特別支援教育のコラボレーション 金子書房pp162-165	H24. 6
笹森洋樹	特別支援教育概論Ⅱ：特別支援教育のシステム	特別支援教育の理論と実践Ⅰ 金剛出版 pp35-49	H24. 4
笹森洋樹 他	特別支援教育士（S. E. N. S.）の実習	特別支援教育の理論と実践Ⅲ 金剛出版	H24. 4
上野一彦 宮本信也 柘植雅義編著	特別支援教育の理論と実践（第2版）第1巻：概論・アセスメント	金剛出版	H24. 4
柘植雅義 田中裕一 石橋由紀子 宮崎英憲編著	特別支援学校のセンター的機能－全国の特色ある30校の実践事例集－	ジアース教育新社	H24. 6
柘植雅義 堀江祐爾 清水静海編著	教科教育と特別支援教育のコラボレーション－授業研究会の新たな挑戦－	金子書房	H24. 6
柘植雅義	特別支援教育：「巡回相談（巡回指導）」「専門家チーム」「特別支援教育コーディネーター」：日本発達障害学会監修，発達障害支援ハンドブック，	金子書房	H24. 8
大塚晃 柘植雅義編	一般社団法人日本発達障害ネットワーク（JDDネット）編（2012）発達障害年鑑，Vol. 4.	明石書店	H24. 11
柘植雅義 緒方明子 佐藤克敏監訳	アメリカのIEP（個別の教育プログラム）－障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール．．（Wright, Wright, and O'Connor (2010) All about IEP's: Answers to Frequently Asked Questions about IEPs. Harbor House Law Press, Virginia, USA.）	中央法規出版	H24. 12
山岡修 柘植雅義編著	発達障害のある子への最適サポートツール2：個々のニーズに応じた指導と教材・教具－ソーシャルスキル・運動・行動－	明治図書	H25. 1
柘植雅義	特別支援教育の現状と課題（第Ⅲ部 第5章）．下 山晴彦・村瀬嘉代子編，発達障害支援 必携ガイドブック－問題の柔軟な理解と的確な支援のために－	金剛出版	H25. 3
齊藤由美子 （分担翻訳）	付録A「IDEA」・付録B「IEP規則」[アメリカのIEP(個別の教育プログラム)：障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール. 柘植雅義・緒方明子・佐藤克敏監訳]	中央法規出版	H24. 11
涌井恵 （分担翻訳）	第13章転校する場合の引き継ぎ[アメリカのIEP(個別の教育プログラム)：障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール. 柘植雅義・緒方明子・佐藤克敏監訳]	中央法規出版	H24. 12

藤本裕人	「4章 聴覚障害児・者の理解と心理的支援」、 新訂「障害児・障害者心理学特論」	NHK出版, 放送大学大学院教材, pp73-94	H25. 3
柘植雅義 田中良広 (分担翻訳) 他	第5章関連サービス、補助的エイドとサービス[アメリカのIEP(個別の教育プログラム): 障害のある子ども・親・学校・行政をつなぐツール. 柘植雅義・緒方明子・佐藤克敏監訳]	中央法規出版	H24. 12

(学術雑誌等)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
岡本邦広 井澤信三	行動問題を示す発達障害児をもつ家族との協働的アプローチにおけるメタ分析に基づいた効果的な協議の検討	発達障害研究, 第34巻3号, pp302-314.	H24. 8
菊地一文他	特別支援教育におけるキャリア教育(4)—キャリア教育の評価をどのように捉え、どのように進めていくか—	特殊教育学研究50(5), 日本特殊教育学会	H25. 3
久野建夫 菊地一文他	12年間の連続した学びを支えるキャリア教育	特殊教育学研究50(5), 日本特殊教育学会	H25. 3
徳永亜希雄 菊地一文他	本人参画によるキャリア発達支援を目指したICFの活用	特殊教育学研究50(5), 日本特殊教育学会	H25. 3
土井幸輝 他	高年齢者を対象とした凸バーと凸点のエッジの曲率半径がそれらの識別容易性に及ぼす影響の評価	日本生活支援工学会誌, Vol. 12, No. 2, pp33-41	H24. 11
土井幸輝 他	凸点の高さと先端部の曲率半径が携帯電話の操作性に及ぼす影響	日本機械学会論文集C編, Vol. 78, No. 794, pp165-173	H24. 10
土井幸輝 他	触知記号・浮き出し文字の識別特性	バイオメカニズム21, Vol. 21, pp81-92	H24. 8
土井幸輝 他	操作の仕方と凸点の高さが携帯電話の操作性に及ぼす影響の関係	バイオメカニズム21, Vol. 21, pp103-112	H24. 8
土井幸輝 他	高等教育機関において聴覚障害学生のノートテイカーを務める学生の目的意識と影響因に関する研究	日本生活支援工学会誌, Vol. 12, No. 1, pp19-26	H24. 5

長沼俊夫	研究紹介「肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導に関する研究」	肢体不自由教育, No. 206, pp58-59	H24. 9
長沼俊夫	「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の概要	肢体不自由教育, No. 207, pp64-65	H24. 11
長沼俊夫	肢体不自由特別支援学級の現状と課題ー全国調査の結果を踏まえてー	肢体不自由教育, No. 208, pp12-17	H25. 1
柳澤亜希子 (単著)	自閉症スペクトラム障害児・者の家族が抱える問題と支援の方向性	特殊教育学研究, 第50巻4号	H25. 3
徳永亜希雄	特別支援教育とICF	リハビリテーション・エンジニアリング Vol. 28 , NO. 1	H25. 2
徳永亜希雄 田中浩二	悉皆調査においてICF及びICF-CYを活用していないと回答した特別支援学校の意識に関する検討ー自由記述のテキストマイニングを通してー	育療 第53巻	H24. 5
大崎博史 猪狩恵美子	「訪問教育に関するアンケート調査ー訪問担当教員への質問ー」の調査結果報告	訪問教育研究2012, 全国訪問教育研究会, vol25, pp69-84.	H24. 12
大崎博史	国立特別支援教育総合研究所におけるスヌーズレンルームの紹介	スヌーズレン研究, 全日本スヌーズレン研究会, vol1.	H25. 3
大崎博史	関肢研 第3分科会「訪問教育」助言記録	平成23年度第48回関東・甲信越地肢体不自由教育研究協議会報告書, 別刷り.	H24. 8
棟方哲弥	ICF（国際生活機能分類）とアシスティブ・プロダクツ	リハビリテーション・エンジニアリング, 28(1), pp2-5	H25. 2
小林巖 金森克浩 他	「特別支援教育におけるICT活用」に関する大学の授業の実態調査ー特別支援教育教員養成課程等を対象としてー	日本教育工学会論文誌. Vol. 36 (Suppl.), pp25-28,	H24. 12
海津亜希子	読みの流暢性に関する発達の検討ーMultilayer Instruction Model-Progress Monitoring (MIM-PM) を用いてー.	LD研究, 21, pp238-250	H24. 5
柘植雅義 上野一彦	サミュエル・A. カークが主張した学習障害と精神遅滞の関係を巡る最近の一連の学術論文と日本への示唆	LD研究, 21(2), pp297-305	H24. 5
柘植雅義	日本LD学会のこれから. 特集: 日本LD学会設立20周年記念特集.	LD研究, 21(4), pp412-415.	H24. 11
久保山茂樹	支援の必要な幼児をみんなで見守り育むー行政支援や周囲とのつながりを活かしてー	教育と医学・第60巻5号, pp68-75	H24. 5

久保山茂樹	幼稚園教育の専門性で特別支援教育を再考する	幼稚園じほう(全国国公立幼稚園長会編), 第40巻第10号, pp5-11	H25. 1
久保山茂樹	一人ひとりかけがえのない子どもをともに見守り育む幼児ことばの教室	ことば(NPO法人全国ことばを育む会編), 267号・pp11-12	H25. 3
原田公人 廣田栄子	教育・療育期の人工内耳装用の聴覚補償とコミュニケーションと支援に関する検討	Audiology Japan, 第56巻, pp65-72	H25. 2

(大学等紀要等)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
松本敏治 崎原秀樹 菊地一文	自閉症スペクトラム障害児・者の方言不使用についての理論的検討	弘前大学教育学部紀要第109号, pp49-55.	H25. 3
熊田華恵 中川辰雄	先天性盲ろう乳幼児のコミュニケーション方法の形成過程	横浜国立大学教育科学研究紀要	H25. 3
原田公人	『アメリカの I E P』第9章学校卒業後の移行支援	中央法規出版, pp140-154 (分担翻訳)	2012年12月

(学会大会口頭発表等)

発表者	論文の標題	学会名・論文集名等	発行・発表年月
岡本邦広 井澤信三	行動問題を示す自閉症児に対する課題従事行動を高める方略の検討	日本発達障害第47回研究大会 (ポスター発表)	H24. 8
岡本邦広 井澤信三	自閉症児における御用学習による指示に従う行動の獲得—条件性弁別による「持って来て/行って」の成立—	日本特殊教育学会第50回研究大会 (ポスター発表)	H24. 9
岡本邦広	数学に苦手意識のある生徒への支援—外斜視、手指の巧緻性に課題のある生徒への計算や図形の指導—	日本LD学会第21回研究大会受賞者講演	H24. 10

菊地一文 松為信雄 杉中拓央	特別支援学校におけるキャリア教育の現状と課題に関する実態調査(1)ーキャリア教育の推進状況及び用語の認知度を中心にー	日本特殊教育学会・日本特殊教育学会第50回大会論文集USB, ポスター発表.	H24. 9
杉中拓央 菊地一文 松為信雄	特別支援学校におけるキャリア教育の現状と課題に関する実態調査(2)ーキャリア教育の取組の実際を中心にー	日本特殊教育学会・日本特殊教育学会第50回大会論文集USB, ポスター発表.	H24. 9
渡部英治 菊地一文	特別支援学校(肢体不自由)におけるキャリア教育の在り方に関する研究(2)ー児童生徒の「夢や希望」をとりいれた実践モデル(案)の検討ー	日本特殊教育学会・日本特殊教育学会第50回大会論文集USB, ポスター発表.	H24. 9
工藤傑史 菊地一文 他	特別支援学校(知的障害)高等部における軽度知的障害のある生徒に対する指導内容の検討	日本特殊教育学会・日本特殊教育学会第50回大会論文集USB, ポスター発表.	H24. 9
徳永亜希雄 松村勘由 菊地一文 他	特別支援教育におけるICF/ICF-CY活用を支援するツールの検討ー「特別支援教育においてICF又はICF-CYの活用を検討している学校等のための活用手順(試案)」を中心にー	日本特殊教育学会・日本特殊教育学会第50回大会論文集USB, ポスター発表.	H24. 9
柳澤亜希子 原田公人 菊地一文 他	特別支援学校に在籍する生徒の進路指導・職業教育の充実に向けた現状と課題(7)ー進路指導・職業教育支援プログラムの開発に向けてー	日本特殊教育学会・日本特殊教育学会第50回大会論文集USB, ポスター発表.	H24. 9
金森克浩 梅田真理 田中良広 菊地一文	アクセシビリティのあるデジタル教科書作成について	日本デジタル教科書学会設立記念全国大会(口頭発表)	H24. 8
神山 努	広汎性発達障害幼児に対する小集団指導の実践	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集(ポスター発表)	H24. 9
神山 努	自閉性障害児童への日常での実施を促す料理指導の検討	対人援助学会第4回大会発表論文集(ポスター発表)	H24. 12
(1)	アクセシブルデザインの理念に基づく墨字と併記可能な点字・触図の新規作成装置の開発	第8回日本感性工学会春季大会講演予稿集, pp172-173 (口頭発表)	H25. 3
土井幸輝 金森克浩 他	視覚障害児・者を対象とした筆記具の開発	第8回日本感性工学会春季大会講演予稿集, pp170-171 (口頭発表)	H25. 3
土井幸輝 他	白状を用いた対象の硬さ認知における打撃情報の測定	日本機械学会第25回バイオエンジニアリング講演会論文集, pp509-510 (口頭発表)	H25. 1
土井幸輝 他	触知図作成装置の開発とその応用	日本機械学会第25回バイオエンジニアリング講演会論文集, pp29-30 (口頭発表)	H25. 1
土井幸輝 他	凸バーに対する触知方向と識別容易性の関係ー加齢及び触知経験を考慮した識別しやすい寸法の評価ー	第38回感覚代行シンポジウム講演論文集, Vol. 38, pp35-38 (口頭発表)	H24. 12
土井幸輝 他	凸点の高さと先端部の曲率半径が携帯電話の操作性に及ぼす影響ー触知覚特性を考慮した適切な寸法の考察ー	日本人間工学会関東支部第42回大会講演集, pp136-137 (口頭発表)	H24. 12

土井幸輝 他	触知方向を考慮した識別しやすい凸バーの寸法-水平条件と垂直条件における評価-	生活生命支援医療福祉工学系学会連合大会論文集, pp1-2 (口頭発表)	H24. 11
土井幸輝 熊田華恵 他	先天性盲ろう乳幼児の保護者が養育時に抱える困難に関する研究	生活生命支援医療福祉工学系学会連合大会論文集, pp1-2 (口頭発表)	H24. 11
土井幸輝 他	新しいドットコードを用いた音声や動画を活用した取り組み	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集 (USBメモリ), 自主シンポジウム6 (口頭発表)	H24. 9
土井幸輝 金森克浩 他	視覚障がい児を対象とした触図筆ペンの開発と筆記し易さの評価	日本教育工学会第28回全国大会講演論文集, pp659-660 (ポスター発表)	H24. 9
(2)	アクセシブルデザインに基づく点字学習教材の作成技術の開発	日本教育工学会第28回全国大会講演論文集, pp269-270 (口頭発表)	H24. 9
土井幸輝 他	凸バーを長軸方向に触知する際の識別容易性	日本心理学会第76回大会発表論文集 (ポスター発表)	H24. 9
土井幸輝 他	白杖を用いたテクスチャー知覚における握り方の影響に関する実験的検討	ヒューマンインタフェースシンポジウム2012論文集, pp1542 (ポスター発表)	H24. 9
土井幸輝 他	聴覚障がい学生支援における一考察	第27回リハ工学カンファレンス講演論文集, pp121-122 (口頭発表)	H24. 8
土井幸輝 他	加齢及び触知経験を考慮した識別しやすい凸バーと凸点の寸法	第21回視覚障害リハビリテーション研究発表大会 (ポスター発表)	H24. 6
土井幸輝 他	白杖の接触音・打撃音聴取による対象の硬さ知覚に関する実験的検討	第21回視覚障害リハビリテーション研究発表大会論文集 (ポスター発表)	H24. 6
土井幸輝 他	Influence of the Weight of White Canes on Muscle Load of the Upper Limbs	IFMBE Proceedings 39, pp2019-2022 (ポスター発表)	H24. 5
(3)	Development of Fabrication Technique for Accesible Design Pamphlet for Visually Impaired and Sighted Persons	IFMBE Proceedings 39, pp2050-2053 (ポスター発表)	H24. 5
土井幸輝	教育情報部 教育支援機器担当 拡充した「iライブラリー」の紹介	教育と医学	H24. 6
(4)	肢体不自由のある児童生徒に対する言語活動を中心とした表現する力を育む指導に関する研究ー教科学習の充実を目指してー	第50回日本特殊教育学会発表論文集、P3-F-1、ポスター発表	H24. 9

尾崎美恵子 長沼俊夫	入門機の児童への表現する力を育む指導について ～「語彙を豊かにする」ための体験を生かした国語の実践～	第50回日本特殊教育学会発表論文集、P1-F-3、ポスター発表	H24. 9
小田亨 長沼俊夫	特別支援学校（肢体不自由）に在籍する重度・重複障害児の授業づくりについて－重度・重複障害児とのコミュニケーションを中心に－	第50回日本特殊教育学会発表論文集、P1-M-6、ポスター発表	H24. 9
長沼俊夫	肢体不自由教育における教員の専門性と授業力～自立活動の指導を生かした授業づくり～	第58回近畿地区特別支援学校肢体不自由教育研究協議会報告集、pp8-34、講演	H24. 10
田中良広 澤田真弓	「盲学校におけるセンター的機能に関する取組の実際と課題－訪問調査により明らかとなった各盲学校における取組の工夫と今後の課題を中心として－」	第51回日本特殊教育学会、論文発表集、口頭発表、	H24. 9
澤田真弓 田中良広	「特別支援学校（視覚障害）における学校全体として取り組む地域支援－地域の学校や関連する機関等との連携に焦点を当てて－」	第51回日本特殊教育学会、論文発表集、ポスター発表、	H24. 9
長沼俊夫 金森克浩 徳永亜希雄 齊藤由美子	特別支援学校（肢体不自由）におけるＡＴ（ＩＣＴを含む）の活用の現状－全国特別支援学校（肢体不自由）調査の結果から－	ATACカンファレンス東京2012発表論文集、pp75-76	H24. 12
齊藤由美子 熊田華恵	障害が重い子どもにとってわかりやすく活動しやすくコミュニケーションを生じやすい環境設定の工夫	日本特殊教育学会（ポスター発表）	H24. 9
熊田華恵	先天性盲ろう乳幼児の保護者が養育時に抱える困難の抽出	生活生命支援医療福祉工学系学会連合大会2012（口頭発表）	H24. 11
大崎博史	特別支援教育制度の下での訪問教育の現状と課題（１）－訪問教育に関する実態調査より－	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集・ポスター発表	H24. 9
(5)	重度重複障害の子どもの学習とは？－何のため、誰のための「学び」か？－本人の将来の生き方・在り方につながる「学び」の視点の重要性－	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集・自主シンポジウム13、話題提供者、	H24. 9
棟方哲弥	知的障害のある学習者のための新しい教科書アクセシビリティの提案	電子情報通信学会教育工学研究会（ET）2013年 1月12日（土）、於：東京農工大学	H25. 1
牧野泰美	ことばの広がり、深まりを支えるために	第36回九州地区難聴・言語障害教育研究会大分大会要項、39	H24. 7
(6)	特別支援教育を推進する学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方－特別支援学校長へのアンケート調査の結果から－	日本特殊教育学会第50回大会プログラム・発表論文集（USB）ポスター発表	H24. 9
(7)	難聴・言語障害特別支援学級及び通級指導教室の現状（１）－指導児の実態と通常の学級との連携－	日本特殊教育学会第50回大会プログラム・発表論文集（USB）ポスター発表	H24. 9

(8)	難聴・言語障害特別支援学級及び通級指導教室の現状(2) - 「幼児ことばの教室」など早期からの支援と特別支援教育体制で果たしている役割-	日本特殊教育学会第50回大会プログラム・発表論文集(USB)ポスター発表	H24. 9
太田容次 金森克浩 他	姿勢・運動の改善が必要な自閉症児を対象としたゲーム機による視覚的な支援を取り入れた教育実践(2)市販ゲーム機を活用した自立活動の実践の検討	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集, P1-H-10 (ポスター発表)	H24. 10
竹島久志 金森克浩 他	重度・重複障害児向け選択教材ソフトを簡単に作るためのFlash 用アクセシビリティ機能ライブラリの開発	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集, P2-M-10 (ポスター発表)	H24. 10
渡邊弘規 金森克浩	ICT を活用した文の構成の学習についての研究	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集, P4-G-10 (ポスター発表)	H24. 10
金森克浩 他	障害のある子どものためのデジタル教科書作成に関する研究 ～アクセシビリティに配慮したガイドラインの作成～	日本LD学会 第21回大会発表論文集, pp296-297 (ポスター発表)	H24. 10
佐藤滋 金森克浩 他	発達障害を対象とする姿勢保持練習ゲームの改良試作	日本LD学会 第21回大会発表論文集, pp378-379 (ポスター発表)	H24. 10
金森克浩 外山世志之	視線解析システムを用いた障害の重い子どもへの視線入力装置の評価	日本教育情報学会第28回年会, pp222-225 (口頭発表)	H24. 8
太田容次 金森克浩 他	特別支援教育における遠隔共同学習プロジェクト” チャレンジキッズ” による教育実践の研究	日本教育情報学会第28回年会, pp226-229 (口頭発表)	H24. 8
土井幸輝 金森克浩 他	視覚障がい児を対象とした触図筆ペンの開発と筆記し易さの評価	日本教育工学会第28回全国大会講演論文集, pp659-660 (ポスター発表)	H24. 9
金森克浩 竹島久志	アクセシブルな学習ソフトを作成するための指針に関する研究	日本教育工学会第28回全国大会講演論文集, pp. 685-686 (口頭発表)	H24. 9
梅田真理 田中真理 他	東日本大震災における特別支援学校の危機管理・防災体制に関する調査研究(1)～被災時の学校運営「そのとき学校はどう動いたか」～	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集, P3-N-10 (ポスター発表)	H24. 10
田中真理 梅田真理 他	東日本大震災における特別支援学校の危機管理・防災体制に関する調査研究(2)～震災による児童生徒への影響と、学校再開前後におけるストレス・マネジメントの観点から～	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集, P3-N-11 (ポスター発表)	H24. 10
佐藤滋 梅田真理 他	発達障害を対象とする姿勢保持練習ゲームの改良試作	日本LD学会 第21回大会発表論文集, pp378-379 (ポスター発表)	H24. 10
笹森洋樹 梅田真理 他	幼稚園、小学校における支援の工夫と連続性の課題～「発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究」から～	日本特殊教育学会第50回大会発表論文集, P2-P-8 (ポスター発表)	H24. 10
大内進 小松幸恵 牧野泰美 小澤至賢	特別支援教育を推進する学校マネジメントと校長のリーダーシップの在り方に関する研究の実際について	日本特殊教育学会第50回大会	H24. 9

伊藤由美 笹森洋樹 他	発達障害のある子どもの二次障害に関する研究 (1)ー自閉症・情緒障害特別支援学級における 現状と課題	日本LD学会第21回大会発表論文 集 pp610-611(ポスター発表)	H24. 10
伊藤由美 笹森洋樹 他	発達障害のある子どもの二次障害に関する研究 (2)ー保護者アンケート等から見る現状と課題	日本LD学会第21回大会発表論文 集 pp612-613(ポスター発表)	H24. 10
笹森洋樹 他	通級による指導を通常の学級の指導に活かす	日本LD学会	H24. 10
小林倫代 笹森洋樹 他	中学校通級指導教室の在り方を考えるⅣー通級指 導教室による学校支援を考える	日本LD学会	H24. 10
笹森洋樹 海津亜希子 玉木宗久 他	中学校における生徒の課題に対応したわかる授業 づくり	日本特殊教育学会	H24. 9
笹森洋樹 他	幼稚園、小学校における支援の工夫と連続性の課 題	日本特殊教育学会	H24. 10
熊谷健 笹森洋樹	特別支援連携協議会を活かした支援体制の構築	日本特殊教育学会	H24. 11
海津亜希子	基礎的な数的操作に困難を示す子どもへの早期把 握・早期支援をめざしたMIM-PM計算版の開発.	日本発達障害学会第47回大会, pp116.	H24. 8
尾崎朱 柘植雅義	幼稚園及び小学校におけるクラスワイドSSTの 効果と限界ー継続して行ってきた3つの研究から 見えてきたことー.	日本教育実践学会第15回研究大 会(兵庫教育大学神戸サテラ イト)論文集, pp74-75.	H24. 11
尾崎朱 柘植雅義	クラスワイドSSTの効果が期待しにくい児童へ の個別介入の効果ー落ち着かない学級に所属する 女児への放課後指導ー	日本LD学会第21回大会発表論 文集, pp548-549.	H24. 10
Tsuge Masayoshi	Study on development of process of new systems construction with paradigm change of education for children with disabilities in Japan of the early 21st century: Analysis of the National Survey from 2003 through 2011	IARLD(International Academy for Research in Learning Disabilities)'s 36th Annual International Conference. (ITALY), Poster Session	H24. 6
(9)	環境アセスメントとADHDー学校アセスメント とADHD児支援の検討ー	日本LD学会	H24. 9
植木田潤 滝川国芳 西牧謙吾	精神疾患等の心の病気のある児童生徒の教育情報 を共有するための事例記述と提示の在り方に関す る研究ー情報共有と発信が可能となるための事 例フォーマット(試案)の構築を目指してー	日本特殊教育学会	H24. 9
植木田潤	学校コンサルテーションに精神分析的な理解を持 ち込むことの意義	日本精神分析的な心理療法フォー ラム・分科会	H24. 12

久保山茂樹	基調講演講演録 連続性のある多様な学びの場を目指してー特別支援教育はつなげる教育ー	第39回北海道情緒障害教育研究大会研究集録, pp24ー41	H25. 3
齊藤由美子 熊田華恵	障害が重い子どもにとってわかりやすく活動しやすくコミュニケーションを生じやすい環境設定の工夫ー国立特別支援教育総合研究所の生活支援研究棟における活動	日本特殊教育学会第50回大会	H24. 9
柳澤亜希子 原田公人 他3名	特別支援学校に在籍する生徒の進路指導・職業教育の充実に向けた現状と課題（7）進路指導・職業教育支援プログラムの開発に向けて	日本特殊教育学会第50回大会論文集（ポスター発表）	H24. 9
原田公人・小田侯朗	軽度・中等度難聴児に対する指導と支援の現状と課題ー全国聴覚特別支援学校、全国難聴言語障害学級及び通級による指導教室、聴覚障害者情報提供施設調査を中心にー	日本特殊教育学会第50回大会論文集（ポスター発表）	H24. 9
原田公人	聴覚障害児教育における手話と人工内耳	日本特殊教育学会第50回大会論文集（学会企画シンポジウム話題提供者）	H24. 9
原田公人 廣田栄子	教育・療育期の人工内耳装用の聴覚補償とコミュニケーションと支援に関する検討	Audiology Japan、第56巻, pp65ー72	H25. 2
涌井恵	涌井恵（2012）通常教育に受け入れられる授業や学びのユニバーサルデザインとは？：子どもの主体的で自律的な学びを育む指導と支援.	日本LD学会（大会シンポジウム、話題提供、招待講演）、日本LD学会第21回大会発表論文集, p. 130.	H24. 10
(10)	幼稚園、小学校における支援の工夫と連続性の課題 ー「発達障害のある子どもへの学校教育における支援の在り方に関する実際研究」からー	日本特殊教育学会第50回大会（ポスター発表）、日本特殊教育学会第50回大会プログラム・発表論文集	H24. 9
藤本裕人 前新直志 國末和也	障害のある子どもの学習言語に関する基礎的研究ー授業で使用する教科書及び指導者が使用する言語の把握（その2）ー	日本特殊教育学会第50回大会、ポスター発表P1-L-4	H24. 9
前新直志 藤本裕人	発達障害と吃音のある学童への指導ー非流暢性への気づきと文章音読課題へのアプローチ	日本特殊教育学会第50回大会、ポスター発表P1-G-6	H24. 9
田中良広	盲学校におけるセンタ－的機能に関する取組の実際と課題	第50回日本特殊教育学会	H24. 10
玉木宗久	高機能ASD児の実行機能と学習のつまずきとの関連性	日本学校メンタルヘルス学会第16回研究大会	H25. 1
玉木宗久	BRIEFによるASD児の実行機能の測定の試みー定型発達児と学習困難児との比較ー	日本発達障害学会第47回研究大会	H24. 8

- (1) 土井幸輝・澤田真弓・田中良広・大内進・金子健・金森克浩・他
- (2) 土井幸輝・澤田真弓・田中良広・大内進・金子健・金森克浩・中村均・他
- (3) 土井幸輝・澤田真弓・田中良広・大内進・金子健・金森克浩・他
- (4) 長沼俊夫・徳永亜希雄・金森克浩・齊藤由美子・笹本健・小田亨
- (5) 大崎博史・樋口和彦・内藤貴司・川住隆一・川間健之介
- (6) 大内進・小松幸恵・牧野泰美・小澤至賢・齊藤由美子
- (7) 小林倫代・久保山茂樹・松村勘由・牧野泰美・小田侯朗・原田公人
- (8) 久保山茂樹・小林倫代・松村勘由・牧野泰美・小田侯朗・原田公人
- (9) 藤井茂樹・竹内義博・宇野正章・三浦朋子・小林倫代・植木田潤
- (10) 笹森 洋樹・久保山 茂樹・小林 倫代・小松 幸恵・廣瀬 由美子・藤井 茂樹・海津 亜希子・玉木宗久・伊
涌井 恵・梅田真理・ 柘植雅義・渥美義賢・大城政之・

(商業誌等における研究成果の発表状況)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	掲載・発表年月
菊地一文	キャリア教育の意義と授業づくり	肢体不自由教育第205号, 日本肢体不自由児協会, pp4-9.	H24. 5
菊地一文	現在と将来を「つなぐ」視点で「学び」の意味を問い直す	実践障害児教育vol. 470, 学研教育出版, pp48-53.	H24. 7
菊地一文	キャリア教育における教育課程のとらえ方と教科別の指導における指導	実践障害児教育vol. 474, 学研教育出版, pp2-3.	H24. 12
菊地一文	キャリア発達の視点をふまえた職業教育の充実を	実践障害児教育vol. 477, 学研教育出版, p62	H25. 3
菊地一文	キャリア教育における外部人材活用等に関する調査研究協力者会議報告書(解説)	特別支援教育の実践情報 No. 148, 明治図書出版, pp56-57.	H24. 5
菊地一文	平成23年度特別支援教育総合推進事業報告書について(解説)	特別支援教育の実践情報 No. 150, 明治図書出版, pp56-57.	H24. 9
菊地一文	教育振興基本計画部会(第22回)における特別支援教育に関する主な意見・資料の概要について(解説)	特別支援教育の実践情報 No. 152, 明治図書出版, pp56-57.	H25. 1
澤田真弓	教員の専門性を高める校内研修	月刊教職研修, 教育開発研究所, pp38-39	H24. 11
徳永亜希雄	研究最新情報「特別支援教育におけるICF-CYの活用に関する研究 - 活用のための方法試案の実証と普及を中心に - 」	特別支援教育 No. 47	H24. 10
徳永亜希雄	久里浜だより430 教育支援部特別支援学校担当の取り組みについて	教育と医学60巻10号	H24. 6
徳永亜希雄	特総研は今・・・特別支援教育におけるICF-CYの活用に関する研究	実践障害児教育 Vol. 469	H24. 5
徳永亜希雄	他職種との連携と肢体不自由教育の専門性	肢体不自由教育 209号	H25. 3
徳永亜希雄	特総研は今・・・教育支援部特別支援学校担当の取り組みについて	実践障害児教育 Vol. 476	H25. 1

棟方哲弥	学びのユニバーサルデザインの実現に向けた学校放送・デジタル教材の活用	教育テレビ & ICT活用で授業力アップ, NHK学校放送・デジタル教材パンフレット, p. 38	H25. 2
棟方哲弥	諸外国における障害のある子どもの教育について	教育と医学, pp. 76-77, 慶應義塾大学出版会	H25. 2
小林倫代	平成23年度 全国難聴・言語障害学級及び通級指導教室実態調査報告結果の概要	全難言協機関誌「きこえとことば」第31号, pp63-69.	H25.2
金森克浩	〔実践〕特別支援教育とA T（アシスティブテクノロジー） 第1集	明治図書出版	H24. 6
金森克浩	〔実践〕特別支援教育とA T（アシスティブテクノロジー） 第2集	明治図書出版	H25. 2
金森克浩	特別支援教育におけるICT活用の推進	季刊特別支援教育No. 47, pp40-43	H24. 9
梅田 真理	発達障害のある子ども一人一人の自立を目指して	千葉教育 H25年 No.614	H25.1
笹森洋樹	特別支援教育と生徒指導提要	月刊生徒指導 学事出版 pp38-39	H24. 1
笹森洋樹	これからの校内支援体制と通級による指導、特別支援学級の活用	実践障害児教育 学研 pp26-27	H24. 3
柘植雅義	特別支援教育と学級活動	NHKテキスト 学校放送 小学校1年, 67. (～6年, 137) (平成24年度1学期). NHK出版	H24. 4
柘植雅義	論説：特別支援学級に期待されていること、特集：特別支援学級への期待	特別支援教育研究, 5月号, pp2-5. 東洋館出版	H24. 5
柘植雅義	これからの特別支援教育に求められる視点：ニーズ、サイエンス、パートナーシップ	日本教育, 414, pp6-9	H24. 8
柘植雅義	通常学級における特別支援教育 (2) 行動が気になる子どもたち	指導と評価, 58, pp4-8. 図書文化.	H24. 11
柘植雅義	保幼小連携はなぜ必要で今後どうあるべきか？. 特集2：気になる子を支援する「保幼小連携」最前線レポート	総合教育技術, 2月号, pp54-55. 小学館.	H25. 2
齊藤由美子	<論説>見えにくさ・きこえにくさのある子どもの生活と学びを支える環境と支援	肢体不自由教育, 207, pp4-11	H24. 11月

涌井恵	「学び方を学ぶ」授業のススめー学び方は一人ひとり違っている！－〔連載講座：選べる！ユニバーサルデザインな授業づくり（１）〕	LD, ADHD & ASD・No. 41 4月号	H24. 4
涌井恵	「協同学習」のススめー子ども同士の学び合いの力でユニバーサルデザインな授業ができる－〔連載講座：選べる！ユニバーサルデザインな授業づくり（２）〕	LD, ADHD & ASD・No. 42 7月号	H24. 7
杉村徳子 三浦真子	「学び方を学ぶ」授業への取り組みー学びを支える土台の学習と自己理解－〔連載講座：選べる！ユニバーサルデザインな授業づくり（３）〕	LD, ADHD & ASD・No. 43 10月号	H24. 10
田中博司	「学び方を学ぶ」力を生かした漢字学習〔連載講座：選べる！ユニバーサルデザインな授業づくり（４）〕	LD, ADHD & ASD・No. 44 1月号	H25. 1
涌井恵	すべての子どもたちの「学びやすさ」を追求する協同的な学び合い：特別な教育的ニーズのある子どもたちも含めた可能性.	授業づくりネットワーク（特集：特別支援教育の発想でどの子も学びやすい授業を創る！），no. 6（通巻314号），pp18-23.	H24. 7
藤本裕人	特集：今後に向けて：インクルーシブな教育体制を視野に入れる。「通常学級における今後の展望」	「特別支援教育研究」No660 pp24-27、東洋館出版	H24. 8
藤本裕人	「交流及び共同学習」の今とこれから	「特別支援教育の実践情報」No151、pp8-10、明治図書	H24. 12
藤本裕人	久里浜だより 「教育支援部の取り組みについて」	教育と医学 No715 pp78-79	H25. 1
尾崎祐三	情報解説 合理的配慮等環境整備	特別支援教育研究2012年7月号 東洋館出版 pp54-55	H24. 6
尾崎祐三	職業自立を目指すということと作業学習	特別支援教育研究2012年10月号 東洋館出版	H24. 10
田中良広	特総研は今・・・ 「教育相談情報提供システム」のリニューアルについて	実践障害児教育	H25. 1

（研究所研究紀要）

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
菊地一文	特別支援教育におけるICFの活用によるキャリア発達支援の可能性	国立特別支援教育総合研究所研究紀要第40巻，pp23-35.	H25. 3

(1)	特別支援教育関連分野におけるICF及びICF-CY活用に関する検討―連携におけるICF及びICF-CYの活用のために―	国立特別支援教育総合研究所研究紀要 第40巻	H25. 3
堺裕 田中浩二 徳永亜希雄	幼稚園教育要領における「健康」の領域とICF-CYの適合性に関する検討―幼児教育におけるICF-CY活用のために―	国立特別支援教育総合研究所研究紀要 第40巻	H25. 3
棟方哲也 齊藤由美子 柘植雅義	『特殊教育学研究』に1964年から2011年までに掲載された諸外国の教育に関する研究についての調査資料	国立特別支援教育総合研究所 研究紀要, 40, pp109-124.	H25. 3
(2)	＜原著論文＞重複障害教育に携わる教員の専門性のあり方とその形成過程に関する一考察 - 複数の異なる障害種別学校を経験した教員へのインタビューを通して	国立特別支援教育総合研究所研究紀要, 40, pp67-80	H25. 3

(1) 徳永亜希雄・田中浩二・堺裕・春名由一郎・佐藤久夫

(2) 齊藤由美子・横尾俊・熊田華恵・大崎博史・松村勘由・笹本健

(特総研ジャーナル、NISE Bulletin)

発表者	論文の標題	発表誌・巻号等	発行年月
神山 努	日本特殊教育学会参加及び自主シンポジウム企画についての報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル 第2号 (印刷中)	H23. 3
樋口 一宗 徳永 亜希雄	ニュージーランドの特別支援教育―ウェリントン地区の現地視察から―	特総研ジャーナルVol. 2	H25. 3
大崎 博史	訪問教育に関する実態調査（都道府県・政令指定都市教育委員会対象）についての調査結果報告	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 第2号, pp7-13.	H25. 3
企画部国際担当 国別調査班	諸外国における障害のある子どもの教育	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 2,	H25. 3
棟方哲弥 田中良広	フランスにおける障害のある子どもの中等教育の現状と展望 ―権利擁護官(Le Défenseur des droits)によるアンケート調査結果を中心に―	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル, 2,	H25. 3
景山陽子 馬場信明 小林倫代	特別支援学校における幼稚園への支援―幼稚園教諭と協働で行う出張幼児教室の実践―	特総研ジャーナル・第2号	H25.3
久保山茂樹	幼稚園・保育所の特別支援教育コーディネーター養成研修 ―横須賀市発達支援コーディネーター研修3年間の成果―	国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第2号	H25. 3

齊藤由美子	講演会報告：諸外国における障害のある子どもの 教育政策の動向　－英国・米国を中心に－	特総研ジャーナル	H25. 3

7 平成24年講師派遣実績

1) 都道府県、指定都市からの依頼によるもの

	依頼先	人数
1	北海道教育委員会	1
2	青森県教育委員会	1
3	山形県教育庁	1
4	茨城県教育委員会	1
5	群馬県総合教育センター	1
6	群馬県教育委員会	1
7	埼玉県立総合教育センター	2
8	千葉県総合教育センター	1
9	千葉県千葉リハビリテーションセンター	1
10	東京都教職員研修センター	2
11	東京都教育委員会	7
12	相模原市立総合学習センター	1
13	川崎市教育委員会	1
14	神奈川県立総合教育センター	6
15	神奈川県教育委員会	2
16	神奈川県ライトセンター	1
17	横浜市教育委員会	5
18	横浜市中部地域療育センター	1
19	新潟県教育庁	2
20	福井県特別支援教育センター	1
21	福井県教育庁	1
22	長野県総合教育センター	1
23	三重県教育委員会	2
24	京都市総合教育センター	1
25	京都市教育委員会	1
26	兵庫県特別支援教育センター	1
27	兵庫県教育委員会	2
28	岡山県総合教育センター	2
29	高知県教育センター	2
30	北九州市立教育センター	1
31	大分県教育センター	1
延べ人数		54

2) 市町村からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	宇都宮市教育委員会	1 名
2	平塚市子ども教育相談センター	2 名
3	長野市教育センター	2 名
延べ人数		5 名

3) 大学等からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	山形県立新庄養護学校	1 名
2	筑波大学附属久里浜特別支援護学校	1 名
3	茨城大学	1 名
4	筑波大学附属桐が丘特別支援学校	1 名
5	筑波大学理療科教員養成施設	1 名
6	千葉大学教育学部付属特別支援学校	1 名
7	千葉県立袖ヶ浦特別支援学校	1 名
8	千葉県立千葉盲学校	1 名
9	放送大学	2 名
10	東京大学	1 名
11	横浜市立東俣野特別支援学校	1 名
12	横浜国立大学	9 名
13	神奈川県立平塚ろう学校	1 名
14	広島大学大学院	1 名
15	愛媛大学	1 名
16	高知県立高知北高等学校	1 名
17	佐賀大学	1 名
18	大分大学教育福祉科学部付属	1 名
19	宮崎県立都城さくら聴覚支援学校	1 名
	延べ人数	28 名

4) 研究会等からの依頼によるもの

	依頼元	人数
1	文部科学省	18 名
2	総務省	1 名
3	国立成育医療研究センター	1 名
4	国立障害者リハビリテーションセンター	1 名
5	国立教育政策研究所	4 名
6	厚生労働省	1 名
7	福島県特別支援教育研究会	1 名
8	日本弱視教育研究会	4 名
9	栃木県高等学校教育研究会	1 名
10	特定非営利活動法人 日本肢体不自由教育研究会	4 名
11	東京都特別支援教育放送教育研究会	1 名
12	全日本盲学校教育研究会	3 名
13	全日本特別支援教育研究連盟	3 名
14	全国病弱虚弱教育研究連盟	4 名
15	全国特別支援学校病弱教育校長会	1 名

16	全国特別支援学校知的障害教育校長会	5 名
17	全国特別支援学校肢体不自由教育校長会	2 名
18	埼玉県特別支援学校校長会	1 名
19	香港日本人学校小学部香港校	1 名
20	君津地方難聴・言語障害教育研究会	1 名
21	九州地区特別支援教育研究連盟	1 名
22	岩手県高等学校教育研究会	1 名
23	関東地区聾学校長会	1 名
24	関東甲信越地区視覚障害教育研究会	1 名
25	関東甲越地区肢体不自由教育研究協議会	4 名
26	茨城県特別支援学校教育研究会	1 名
27	NPO 法人 e-AT 利用促進協会	2 名
28	北海道情緒障害教育研究会	1 名
29	北海道自立活動教諭研究協議会	1 名
30	兵庫県高等学校進路指導研究会	1 名
31	東北聾教育研究会	2 名
32	東京都公立学校難聴・言語障害教育研究協議会	1 名
33	長崎県高等学校・特別支援学校教育研究会	1 名
34	第 35 回全国特別支援学校知的障害校長研究会	1 名
35	全国連合小学校長会	1 名
36	全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会	2 名
37	千葉県特別支援教育研究連盟	1 名
38	千葉県特別支援学校教育研究会	1 名
39	石川県立特別支援学校校長会	2 名
40	石川県特別支援学校情報教育連絡協議会	1 名
41	社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団	1 名
42	公益財団法人共用品推進機構	1 名
43	九州地区聴覚障害教育研究会	1 名
44	近畿地区特別支援学校肢体不自由教育研究会	1 名
45	茨城県教育研究会	1 名
46	東洋大学	1 名
47	フェリス女学院大学	1 名
48	学校法人 明星学苑	1 名
49	くらしき作陽大学	1 名
50	武庫川女子大学	1 名
51	学校法人 敬心学園 日本福祉教育専門学校	1 名
52	神奈川大学大学院	1 名
53	明治学院大学	1 名
54	札幌大学大学院	1 名
延べ人数		99名

8 平成24年度科学研究費による 研究の実施状況

平成 24 年度科学研究費による研究の実施状況)

研究種目	研 究 課 題 名	研究代表者	金 額 (千円)	研究期間 (年度)	備考
基盤研究 (B)	フランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態とインクルージョンの俯瞰図	棟方 哲弥	5,100	24～26	
基盤研究 (C)	弱視児童生徒の濁音・半濁音文字の視認性の検討と弱視用フォントの開発	田中 良広	700	22～24	
	特別支援教育におけるキャリア教育の充実を図るための研修パッケージ開発	菊地 一文	800	22～24	
	日本型人工内耳教育支援システムの構築に関する研究	原田 公人	500	22～25	
	教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究	植木田 潤	1,000	23～25	助成金
	発達障害児への災害時支援に関する研究ー東日本大震災の被災体験調査をふまえてー	梅田 真理	1,200	24～26	助成金
	2次元画像から3次元空間理解を促すための障害児教育用教材の開発と活用に関する研究	大内 進	1,700	24～26	助成金
挑戦的 萌芽研究	点字学習者のための点字触読支援具の製法提案	土井 幸輝	1,300	24～26	助成金
	知的障害のある学習者を支援する"アニメーター機能"と新しい教科書アクセシビリティ	棟方 哲弥	1,800	24～25	助成金
	発達障害のある子どもの東日本大震災における実態と必要な支援に関する研究	渥美 義賢	1,100	24～25	助成金
若手研究 (A)	通常の学級のLD等への科学的根拠のある指導提供をめざした多層指導モデル汎用化の構築	海津亜希子	3,600	22～24	
若手研究 (B)	自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究	柳澤亜希子	900	24～27	助成金
	発達障害児と共に学ぶ通常学級の学び方を学ぶ学習と協同学習を組合わせた指導の開発	涌井 恵	1,300	24～26	助成金
合 計	13 課題 (内 新規 8、継続 5)		21,000		

(研究課題名)

フランス通常教育の学業不振児課程への障害児統合の実態とインクルージョンの俯瞰図

(研究種目名)

基盤研究 (B)

(研究代表者)

棟方哲弥

(研究の概要)

フランスは 2008 年の教育法典の改正において「すべての障害のある子どもが居住地に最も近い通常学校に学籍を登録すること」として、2010 年 2 月 18 日に国連障害者権利条約を批准した。そして統計上、年々多くの児童生徒が通常学校へ通うようになった。しかし、中等教育段階では、フランス全体でインクルージョンされた障害の児童生徒の約 26%が全体としては 2 %程度のシェアしかない学業不振児のための教育部門に入学している。本研究では、この実態調査を中心として、法律や表面的な統計から明らかでない実態としてのフランスのインクルージョン教育の全体像（俯瞰図）を明らかにすることを目指している。

(本年度の研究実施状況)

本年度は、国内における基礎資料の収集と重要な資料の翻訳、聞き取りデータの分析のためのシステムの構築、現地への渡航による研究協力者との研究協議、資料収集を行った。国内での基礎資料は、現地での協議に利用するために我が国のインクルーシブ教育システムに向けた政策に関する資料の仏語訳、権利擁護官などが行っているインクルーシブな教育に関する資料の和訳資料の作成、親の会等が行ったアンケートや統計データを再分析するためのデータ入力を実施した。現地調査では、国立障害・適用教育高等研究所（INS-HEA）の名誉教授であり、フランス中等教育段階職業教育研究会研究誌の編集主幹を 1986 年から務めるアンドレ・フィリップ氏に協力を求めた。学習不振児の教育部門が障害のある子どもを受け入れるに至る歴史的な背景に踏み込んだ検討の必要性、訪問すべき機関、対象者の具体的な検討を行った。これに合わせて、現地の自閉症者の社会統合、学習障害・知的障害の教育に関するカンファレンスに参加して情報収集を実施した。

(本年度の研究成果)

棟方哲弥・田中良広（2013）フランスにおける障害のある子どもの中等教育の現状と展望

ー権利擁護官（Le Défenseur des droits）によるアンケート調査結果を中心にー，国立特別支援教育総合研究所ジャーナル第2号，pp.14-19.

（本年度の自己評価・課題）

本年度は、渡航回数が1回となり、訪問調査が十分とはいえない。その一方で、テキスト分析のシステム準備、関連資料の収集と重要資料の仏訳、和訳、データの入力を進めることができた。次年度は、協力者のフィリップ氏との協議で検討した訪問調査を着実に実施するスケジュール管理行う必要がある。

(研究課題名) 弱視児童生徒の濁音・半濁音文字の視認性の検討と弱視用フォントの開発

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 田中良広 (教育支援部)

(研究の概要)

本研究の目的と内容は以下の諸点である

1. 弱視児童生徒にとって視認性の高い文字の条件を先行研究のレビュー等を基にして整理するとともに、弱視児童生徒にとって視認性が低いとされる濁音文字と半濁音文字について、その区別のしにくさを実験により検証する。
2. 実験結果に基づき、弱視児童生徒にとって区別のしやすい濁音文字・半濁音文字のフォントを試作する。
3. 試作した弱視用フォントの有用性をモニタリングにより実証し、モニタリングを通して改良したフォントを特別支援学校 (視覚障害) や弱視特別支援学級等へ提供する。
4. また、国立特別支援教育総合研究所が運営するウェブサイト「視覚障害教育情報ネットワーク」上で一般に公開する。

(本年度の研究実施状況)

研究の最終年にあたる本年度は、昨年度に実施した清音文字と濁音文字を含むそれぞれの単語の読みに関する評価実験に基づき試作した弱視用フォントの作成とその有用性を検証するためのモニタリング実験を実施した。

1. 弱視用フォントの試作と実験素材の作成

(1) 弱視用フォントの試作

昨年度に実施した清音文字と濁音・半濁音文字の最小可読文字サイズの違いを検証する実験において、被験者の弱視児童生徒 (小学生と高校生) においては、清音文字と濁音・半濁音文字の最小可読文字サイズに平均して2ポイント程の差が認められた。つまり、清音文字よりも2ポイントほど大きな文字サイズでなければ濁音・半濁音文字を読むことができないことが確かめられた。

この結果を踏まえ、市販のフォントエディターを用いて濁点・半濁点部分をそれぞれ2倍程度 (面積比4倍程度) 大きくした弱視用フォントを試作した。

(2) 実験素材の作成

試作した弱視用フォントを用いて、その有用性を検証するためのモニタリング実験を行うための実験素材を作成した。

実験素材は昨年度に実施した清音文字と濁音・半濁音文字の比較実験で用いた5つのペアの単語 (「バス」と「パス」、「びかびか」と「ぴかぴか」、「ぶかぶか」と「ぷかぷか」、「ベンチ」と「ペンチ」、「ボール」と「ポール」) 及び通常のフォントと弱視用フォントを併記した濁音のひらがな・カタカナ文字カードである。

なお、昨年度の実験では3ポイントから40ポイントまでの文字サイズとしたが、被験者の最小可読文字サイズが40ポイントを超えていたことから、今回の実験では更に大きい46ポイント、50ポイント、55ポイント、60ポイントの文字サイズを加える事とした。

2. 試作した弱視用フォントの有用性を検証するためのモニタリング実験

以下に実施したモニタリング実験の概要を示す。

(1) 実験実施日

平成25年2月22日(金) 9:00～11:30

(2) 実施場所

北海道高等盲学校

(3) 実施対象者

北海道高等盲学校普通科2, 3年生の普通文字使用生徒 14名

(当初予定では昨年度と同様の16名であったが、当日、2名が体調不良から実験参加を見合わせた。)

(4) 実験実施者

教育支援部 田中良広、教育研修事業部 澤田真弓

(5) 実験に際しての留意事項

- ・被験者については、養護教諭等の実験当日の体調を見極めてもらい、実験に協力していただける生徒を対象とした。
- ・実験に際し、個人名や眼疾患、視力等のプライバシー情報は部外秘とすること、データの処理については個別には扱わないことと、実験データは暗証番号入力が必要なUSBメモリに納めるなどして厳重に保管する事等を文書にして事前に送付した。

(6) 実験手続き

- a. 試作した弱視用フォントを用いて印刷した濁音・半濁音が含まれた10個(濁音と半濁音がそれぞれ含まれた5つの単語のペア)の単語を音読してもらい、正誤を記録した。
- b. 次に、同様に通常のフォントによる濁音文字と弱視用フォントによる濁音文字とを並べて提示し、どちらの文字が認知しやすいかを口頭で答えてもらい、記録した。

(本年度の研究成果)

上記2.(6)aの結果、昨年度の正答率(4.9/10)よりも高い結果(7.9/10)が得られた。

また、同様に2.(6)bでは、弱視用フォントの方が見やすいと答えた者：6名、違いはないと答えた者：3名、通常のフォントの方が見やすいと答えた者：5名という結果となった。

これらの結果から、飛躍的に視認性が高くなるとまでは断言できないが、試作した弱視用フォントが一定の割合で評価されたことが認められたと考える。

(本年度の自己評価・課題)

上述したようにモニタリング実験により試作した弱視用フォントの一定の有用性を確かめることができたことは大きな成果であると考ええる。

しかしながら、当初予定よりも弱視用フォントの試作に手間取り、モニタリング実験を1度しか実施することができなかった。また、単語読みの実験では明らかに正答率が高くなったものの、フォントの視認性については評価が分かれたことも事実である。このことから、眼疾患（損傷部位）による見え方の違いがあるかなどの検証も必要であると考ええる。これらの課題については、今後の検討課題としたい。

また、本研究の目的の一つに試作した弱視用フォントを本研究所が運営する視覚障害教育情報ネットワークに掲載することを挙げていたが、試作したフォントの活用が営利を目的としたものではなく、あくまでも個人の使用に限定されることから、上記ネットワークに掲載することが適切であるか否かの検討が必要であると考ええる。したがって、このことについては慎重に判断を行い、場合によっては希望者に事前に使用に際しての留意事項を説明するなど別の普及方策が要であると考ええる。

(研究課題名) 特別支援教育におけるキャリア教育の充実を図るための研修パッケージ開発

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 菊地一文 (教育情報部)

(研究の概要)

本研究では、国立特別支援教育総合研究所(2008)が作成したキャリア発達段階・内容表(試案)を基にした①授業及び教育課程における指導内容の一貫性・系統性を見直し、改善を図るツール、②個別の教育支援計画の本人の願い欄をベースとした他機関との連携・協働を図るためのツール等(2010)等の活用を含む、キャリア教育に関する研修パッケージを開発することを目的とし、全国の特別支援学校教員及び関係機関との連携・協働のもと、研究を進めてきた。

(本年度の研究実施状況)

1. 特別支援学校(悉皆)を対象としたキャリア教育に関する認知度及び研修ニーズについての質問紙調査の分析
2. キャリア教育研修に関する情報収集及び収集した情報を掲載した書籍の刊行
3. 研修パッケージの評価
4. 第3回特別支援教育推進者研究協議会の開催

(本年度の研究成果)

1 について

698 件の有効回答を得た(回収率 63.8%)。キャリア教育の認知度については「新学習指導要領に位置付けられたこと」において、ほとんどの教員は知っている 180(26%)、多くの教員は知っている 255 (37%)、約半数の教員は知っている 124 (18%)、「キャリア教育の定義」において、ほとんどの教員は知っている 106(16%)、多くの教員は知っている 264 (38%)、約半数の教員は知っている 157 (22%) など、キャリア教育における基礎知識は広く浸透していることが明らかとなった。しかし、キャリア教育のコア概念である「コンピテンシー」に関して、ほとんどの教員は知っている 13(2%)、多くの教員は知っている 50 (7%)、約半数の教員は知っている 58 (8%)「ライフキャリア」が、ほとんどの教員は知っている 55(8%)、多くの教員は知っている 160 (23%)、約半数の教員は知っている 163 (23%) となる等、キャリア教育に関する知識の共有は過渡期にあることが窺われた。研修ニーズについては、最も重視していると回答されたのが、実践事例 231(33%)や具体的方策 245(31%)であり、意義と背景 168 (24%)、定義 157 (22%) に比べて、より実践的なノウハウが求められていることがわかった。これは前年度実施した教員個々を対象としたキャリア教育に関する研修ニーズについての質問紙調査とも一致するものであった。

2 について

1 の調査結果と後述の研究協議内容をふまえ、ニーズの高かったキャリア教育の実践事例と組織的取組例について、特別支援教育関係雑誌の連載及び特集等で紹介した。これらは

「特別支援教育充実のためのキャリア教育ケースブック」としてまとめた。

3 について

これまで実施した研究協議会に参加した教員及び研修講師として招聘を受けた学校の研修担当者に対して、研修パッケージに対する評価アンケートを実施した。キャリア概念を組織的に理解することの難しさを課題として挙げる者が多かったが、学校独自にツールを改変したり活用したりし、伝達型ではない演習型の研修を行うこと、教員個々による言語化と対話、組織的共有が有効であるという回答が多数挙げられた。

4 について

特別支援学校教員及び管理職、指導主事等、110名の参加を得た。参加者から、ツールの活用及び演習に関する意見・感想や、各地の推進状況に関する情報、今後の推進方策に関する知見を得た。二日間日程で、有識者によるパネルディスカッション、立教大学大学院特任教授の渡辺三枝子氏による講演、参加者が任意で発表できるポスターセッション、全参加者を問題意識ごとにグルーピングした研究協議を行い、推進上の課題の明確化や、具体的な解決方策を確認することができた。

参加者は自校の取組等を詳述したレポートを基にワークショップ型協議を行うことを通して、それぞれが高い意識で研究協議会に臨んでいた。事後アンケートの結果も、9割強の参加者が肯定的に評価し、「次も参加したい」と回答していた。

さらには、第3回研究協議会の終了後、本会を発展させる形で、キャリア発達支援研究会を発足させることを確認した。

(刊行物)

1. 特別支援学校におけるキャリア教育の現状と課題に関する実態調査(1)(2). 日本特殊教育学会第50回大会論文集(共著), 2012.
2. 特別支援教育における ICF の活用によるキャリア発達支援の可能性. 国立特別支援教育総合研究所研究紀要第四十巻, 国立特別支援教育総合研究所(単著), 2013.
3. 特別支援教育充実のためのキャリア教育ケースブック. ジアース教育新社, 2012.
4. 現在と将来を「つなぐ」視点で「学び」の意味を問い直す. 実践障害児教育 vol.470, 学研教育出版(単著), 2012.

(本年度の自己評価・課題)

本研究は概ね予定していた計画どおり遂行され、今年度で終了となった。今後の課題としては、教員、学校、地域を含めたキャリア教育の評価のあり方や、評価の活用による児童生徒のキャリア発達支援の可能性について検討する必要が挙げられた。

(研究課題名) 日本型人工内耳教育支援システムの構築に関する研究

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 原田公人

(研究の概要)

本研究は、以下の2点を目的としている。

①国内外の人工内耳装用児支援プログラムに関する調査及び保護者、担当教員に対する面接調査により、人工内耳装用児に対する教育支援活動の現状を明らかにする。

②日本型の人工内耳装用児に対する教育支援システム(校内組織、プログラム評価等)を提案し、その妥当性を明らかにする。

(本年度の研究実施状況)

1. 平成23年度に実施した人工内耳装用児を持つ保護者(206名)を対象として、現在の人工内耳装用による聞こえと言語理解状況や教育機関における適応、情報補償などの支援の実態について調査し、人工内耳装用児の教育・療育支援の在り方を明らかにすることを目的としたアンケート調査を分析した。
2. 平成23年度に実施した教育機関に在籍している人工内耳装用当事者(64名)を対象として、人工内耳装用による聞こえと理解、コミュニケーション法に関する実態と満足度、および学校への適応と課題について明らかにすることを目的として、アンケート調査を分析した。
3. 国内の聾学校を訪問(宮崎県立都城さくら聴覚支援学校、横須賀市立聾学校他)し、教育現場における人工内耳装用児の指導の現状と課題について情報収集した。
4. 特別支援学校(聴覚障害)担当教員5名を対象に面接調査を実施し、人工内耳装用児の支援に関する校内組織、人工内耳手術後の保護者への支援、必要な専門性に関する現状認識とあり方に関して校内事例を検討した。

(本年度の研究成果)

1. 上記保護者アンケートの分析結果を、聴覚医学会に投稿し、*Audiology Japan*, 56(2), 2013, 2に原著論文として掲載された。
2. 上記人工内耳当事者アンケート分析結果を、リハビリテーション連携科学会に投稿した。
3. 平成22年度からの人工内耳調査結果を、第50回日本特殊教育学会 学会企画シンポジウムで発表した。

(本年度の自己評価・課題)

本年度は、これまでの各種調査の分析結果を学会誌に投稿し、人工内耳装用児の教育的支援について関係者理解に努め、成果を得た。また、次年度の研究に向けての基礎的データを得た。今後は、**M-GTA**を用いて質的研究を実施するとともに、これまでの各種調査を整理し、体系化する中で、本研究の最終目的である日本型の人工内耳装用児に対する教育支援システムを提案する。

(研究課題名) 教職員の意識と行動の特性を踏まえた校内支援体制に関する研究

(研究種目名) 基盤研究 (C)

(研究代表者) 植木田 潤 (教育支援部)

(研究の概要)

本研究では、先行研究等の知見や学校コンサルテーションの実践から経験的に積み上げられてきた知見を基に、小中学校等の校内支援体制を充実する上では、児童生徒個々の実態把握だけでなく、教職員集団によって形成されている顕在的ではない「学校や地域を特徴付けている風土や雰囲気等を適切にアセスメントする」ことが特に重要であると考え、学校の風土や雰囲気を「①意識レベル」(潜在的であり、学校風土や雰囲気を形成している個々の教員の意識の総和として捉える)、「②行動レベル」(顕在的であり、教員間で実際にやり取りされている行動やコミュニケーションとして捉える)、意識や行動とは独立した「③環境レベル」(枠組みであり、学校内の組織や体制等として捉える)の3つの指標でアセスメントする手法を新たに開発し検証するとともに、本アセスメントの結果に基づいた効果的な研修の在り方や学校コンサルテーション等の支援の在り方を提示することが目的である。

(本年度の研究実施状況)

研究の二年目である本年度は、研究計画に基づき、以下のことに取り組んだ。

1. 学校コンサルテーションおよび教員集団のアセスメントに関わる、国内外の先行研究や文献および資料等を収集し精査した。
2. 初年度に作成した「校内の意識および行動アセスメント」調査用紙を、研究協力校8校において、学年の始まりと学年の終わりの2回で実施した。調査は郵送および実地調査の形態で行い、実地調査においてはアセスメント調査の有効性や利便性について、各研究協力校および特別支援教育コーディネーターに対する直接の聴き取り調査を行った。
3. 8校の研究協力校を、毎月のコンサルテーションと年間1～2回の研修を実施するグループ、年間1～2回程度の研修を実施するグループとに分けて、教職員の意識及び組織作りに対する介入を行った。年度末に実施したアンケート調査の結果を検証し、介入の効果とアンケート調査そのものの有効性を検証した。

(本年度の研究成果)

1. 研究協力校において「校内の意識および行動アセスメント」を実施し、その結果に基づいて年間の教職員研修やコンサルテーション、事例検討などの方向性を検討した。
2. 実際に、教職員に対する研修、コンサルテーション、事例検討などの介入を行い、教職員の意識や行動の変容を試みた。また、その結果に対する効果について、「校内の意識および行動アセスメント」を用いて検証した。
3. 数校の研究協力校を訪問して、実際に本アセスメントを実施した上で聴き取り調査を行い、本アセスメントの有効性や利便性の検討を行った。
4. 「担任」、「担任を持たない教員」、「管理職および養護教諭」の3種類で作成し、調査結果の入力から集計、分析、結果の提示までをPC等の電子機器上で簡易に行えるよう電子化したプログラムについて、その利便性や改善点について検討した。

(本年度の自己評価・課題)

本年度は、研究協力校8校においてアセスメント調査を行ったが、アセスメント調査の有効性や利便性を検証するための母数としては十分とは言えないものだった。そのため、次年度は研究計画に基づき、調査実施校を増やしてデータを収集し、アセスメント結果の妥当性および有効性の検討を行いたい。

また、次年度も引き続き、本アセスメント結果に基づいた研修やコンサルテーションの在り方を提案して、実際に各学校現場で取り組んだ後、教員集団の意識や行動がどのように変動したかを本アセスメントによって検証し、実際の変動を反映しているか検討したい。

(研究課題名) 発達障害児への災害時支援に関する研究―東日本大震災の被災体験調査を踏まえて―

(研究種目名) 基盤研究C

(研究代表者) 梅田 真理 (教育情報部)

(研究の概要)

本研究は、東日本大震災における発達障害児への支援について、震災発生後の詳細な実態や支援の状況を明らかにすると共に、発生から2～3年経過後の発達障害児の状況についても明らかにし、小中学校における震災時支援及び防災教育、ストレスマネジメントのあり方について検討することを目的とする。

特に、①発達障害児の小中学校における災害後の教育活動のあり方、②発達障害児の特性に配慮した防災体制のあり方について検討し、今後の災害時における発達障害児への学校での支援の柱を明らかにしたい。

(本年度の研究実施状況)

本年度は以下のことに取り組んだ。

1. 東日本大震災後に発行された防災教育や障害児支援に関する資料の収集
2. 親の会、NPO、教育委員会への聞き取り調査
3. 教員への聞き取り調査
4. 研究協力者会議の開催

1については、教育委員会が出された防災教育ハンドブック、小学校、特別支援学校等でまとめられた「災害時の記録」、自閉症協会等の被災者支援に関する報告書、宮城県教職員組合でまとめた教員の手記等を収集した。

2については、「NPO みやぎ発達障害サポートネット」代表理事 相馬潤子氏、「SAC (スペシャルアスリートクラブ)」保護者会 門間咲枝氏、仙台市教育委員会特別支援教育課 赤間宏課長から聞き取り調査を行った。

相馬氏からは、NPOで行った支援や、家族から聞き取った震災直後の子どもたちの様子等を聞き取ることができた。また、門間氏からはSACの保護者会が行った震災時やその後の状況についてのアンケート調査の結果について、また、震災時の情報保障の課題について聞き取ることができた。赤間氏からは、仙台市としてどのような対応を行ったか、また、学校再開へ向けての取り組み、再開後の支援の状況などについて聞き取ることができた。

3については、個人的に了解の得られた教員から、主に震災1年後の特別支援学級在籍児童生徒の様子について、主に変化の見られた点を聞き取ることができた。

4については、平成24年7月1日(日)午後5:30～7:30に第1回の研究協力者会議を東京都内で開催した。すでに協力者それぞれとは、内容等について情報共有していたが、改めてこの場で以下の3点について確認した。

- ① 研究の目的と概要
- ② 各々の分担も含めた研究計画
- ③ 親の会等へのアンケート調査の内容について

また、③のアンケートの内容と共に、聞き取り調査の内容についても項目等を検討した。

(本年度の研究成果)

本年度は、現在の発達障害児や学校が置かれている状況の確認が中心となった。発達障害児のみでなく、児童生徒の置かれている状況や仙台市内の学校施設の状況（内陸部でも被災のため使用不可能な校舎が数カ所あり）も確認した。多くの学校では、震災後、できるだけ早く日常を取り戻すことに向け、教育活動を展開していたことが改めて確認された。

(本年度の自己評価・課題)

上記のような状況を踏まえ、今後の調査については、震災直後を振り返ることに重点を置くのではなく、その後の教育活動をどのように展開してきたか、その中で発達障害児への支援の柱をどこに据えたか、また、その効果や課題を中心とした方がよいと考え、若干の計画変更が必要であることが明らかになった。

次年度は NPO を中心とした保護者へのアンケート調査と、学校再開後の発達障害児への支援についての聞き取り調査を行い、本研究の目的の一つである「発達障害児の小中学校における災害後の教育活動のあり方」について検討したい。

(研究課題名)

2次元画像から3次元空間理解を促すための障害児教育用教材の開発と活用に関する研究

(研究種目名)

学術研究助成基金助成金 基盤研究C

(研究代表者)

大内 進

(研究の概要)

視覚活用が困難であっても2次元画像を理解することは可能である。これまでに絵画を半立体的なレリーフに翻案するとともにレリーフを原盤とした真空成型法教材作成法や立版古法による簡便な3次元提示教材などの活用の可能性を提案した。これにより3次元形状の表現に制限はあるが、低コストで立体教材を作成することが可能となる。

点字教科書の図は、2次元的な触図が中心で、その表現力は限定的であることから、本研究では、真空成型法及び立版古法を用いた小中学校の検定教科書に掲載されている図版の半立体グラフィック教材の作成と活用法について考究する。そのためには半立体への翻案の原則を確立する必要がある。また、視覚活用可能な弱視者のための色彩情報も重要な課題である。

本研究では、これらについても開発を進め、その効果について検証する。また、触覚教材は発達障害教育への活用の可能性も示唆されており、合わせて実証的な検討を行う。

(本年度の研究実施状況)

平成24年度においては、基礎的な資料収集を中心に取り組んだ。

小・中学校段階の全盲児童生徒用の半立体教材作成という観点から、教科書に図版が多く掲載されている社会科、理科、算数における教材開発のために、以下の活動を行った。

(1) 半立体化翻案候補教材を選定するために、点字教科書の図版と原典教科書の図版を整理した。ニーズ調査の資料として活用する予定である。

(2) 半立体化にあたっての空間の層化及び圧縮の原理、人物像の表現法等の原則や規格の策定のための作業を開始した。

(3) 真空成型半立体母型作成の原則について検討した。

(4) 半立体触覚教材の原型の造形とのカラー真空成型教材作製法の検討を行う。具体的には、先行研究の成果を基に、触覚活用を踏まえた真空成型用原型の作成法や配慮点を検討し、合わせて真空成型法によるカラー化及び3D化方法論を検討する。

(5) 触覚教材開発状況調査 イタリアのミラノ盲人施設内の触覚教材開発部門等におけ

る半立体教材に関する最新の取組状況を調査した。

(本年度の研究成果)

上記(1)から(4)までの内容について、資料収集に努め内容を整理した。

- (1) については、点字教科書の図版と原典教科書の図版を対照できる資料を作成した。
- (2) については、継続して取り組んでいるところであり、25年度中に基本的なガイドラインを整理する予定である。
- (3) については、真空成型作業において型抜きに支障のある3次元形状の造型を行うための原型作成法について検討し、基本的な方針を整理した。
- (4) について、触覚活用を踏まえた真空成型用原型の作成法や配慮点については引き続き検討中である。カラー印刷可能な可塑性シートについては適切なシートを選定することができた。合わせて真空成型法による3次元造型におけるカラー化の課題点について検討した。
- (5) イタリアのミラノ盲人施設内の触覚教材開発部門を訪問し、半立体教材に関する最新の情報を入手し、当施設で作成している触覚教材を教科別に整理した資料を作成した。

(本年度の自己評価・課題)

第1年次に実施を予定していた内容については、概ね計画にしたがって取り組むことができ、真空成型による触覚教材作成の基礎資料として整理することができた。

教科としては社会科、理科、算数を中心に教材作成に取り組むこととしたが、視覚障害教育を担っている視覚障害特別支援学校においては対象児童数の減少が著しく、教科学習が可能な児童に協力を得ることが大きな課題となっている。25年度においては、協力依頼先の拡大に努めていくこととしている。

(研究課題名) 点字学習者のための点字触読支援具の製法提案

(研究種目名) 挑戦的萌芽研究

(研究代表者) 土井幸輝 (教育情報部)

(研究の概要)

スクリーン印刷方式を用いた無色透明な紫外線硬化樹脂インクによる点字 (UV 点字) は様々な素材への適用が可能であり、一般印刷物上の文字や図を損なわないため晴眼者と視覚障害者が同じ印刷物の情報を共有できる。それ故、現在、カレンダーや階段の手摺り等に採用され、急速に普及している。UV 点字は紙点字に比べて指先に伝わる刺激が強く、中途視覚障害者の点字習得には有効であるといわれ、点字学習本も UV 点字に置き換えられている。しかし、中途視覚障害者は、懸命に点字を触読しようとするあまり強く点字に触れてしまい、指先の精神性の発汗も伴って指と点字の印刷された素材との動摩擦が大きくなる。そのため、点字の刺激が指先から伝わり難く点字触読に支障をきたすことが問題視されている。そこで本研究では、点字学習者のための点字触読支援具を考案し、その効果を明らかにすると共に実用化に向けた製法や使用素材を検討することを目的とする。

(本年度の研究実施状況)

本研究では、UV 点字の触読性向上を目指し、点字触読支援具に用いる素材の検討を行うこととした。具体的には、「曲げ剛性」「摩擦抵抗 (動摩擦係数)」「表面粗さ」の3つの評価指標を用いて適切な素材を選定した。著者らの先行研究において、ポリエステル長繊維不織布で触読性は有意に向上することを示したが、実用化を想定した場合に素材の耐久性が懸念された。そのため、薄く柔らかいという基準に基づいて朱子織物と絹織物を用意し、これらの素材の硬さ (曲げ剛性) と滑り易さ (動摩擦係数、表面粗さ) を測定し、ポリエステル長繊維不織布と比較をしながら、点字触読支援具に用いる適切な素材の検討を行った。その結果、曲げ剛性で顕著な差はないが、平均摩擦係数と表面粗さで良い結果が得られ、主観的にも触感の良かった朱子織物を点字触読支援具の素材として用いることとした。なお、上述の結果を導くために用いた評価装置について、「摩擦抵抗」は市販品がないため独自に摩擦抵抗計測装置を製作した。さらに、経費削減のために著者が独自に製作した点字形状計測装置を用いて、点字を構成する凸点に対する素材の形状追随性を算出し、素材の硬さを評価する際に参考とした。「表面粗さ」「曲げ剛性」は、民間企業の装置を使用して計測した。

(本年度の研究成果)

3. 学会発表や原著論文の投稿

本年度は素材の選定等に工数をかけ、研究成果を次年度に発表するためにデータの分析を進めているところである。なお、点字触読支援具の活用が想定される感覚代行ツールに関連した研究で学会発表も行った。

【学会発表】

- ・西村崇宏, 土井幸輝, 田中隆, 栗田晃宜, 菅間敦, 畠山卓朗, 金森克浩: 視覚障害児・者を対象とした筆記具の開発, 第8回日本感性工学会春季大会講演予稿集, pp.170-171, 2013-03
- ・西村崇宏, 土井幸輝, 田中 隆, 菅間 敦, 金森克浩, 畠山卓朗: 視覚障がい児を対象とした触図筆ペンの開発と筆記し易さの評価, 日本教育工学会第28回全国大会講演論文集, pp.659-660,

2012-09

(本年度の自己評価・課題)

平成 24 年度は、点字触読支援具の素材の選定ができたことは意義深い。次年度は、触読性の評価等を行い、研究成果を着実に出していく予定である。

(研究課題名)

知的障害のある学習者を支援する“アニメーター機能”と新しい教科書アクセシビリティ

(研究種目名)

挑戦的萌芽研究

(研究代表者)

棟方哲弥

(研究の概要)

本研究は、知的障害のある学習者のための新しい教科書アクセシビリティの提案を行うものである。これは「教科書は学習者が能動的に使うもの」という従来のパラダイムから離れ「能動的に学習者に向かい合う教科書」という新たなコンセプトの提案を目指している。

(本年度の研究実施状況)

本研究は2カ年の計画であり、本年度はその初年度にあたる。まず、これまでに提案されたデジタル教科書のアクセシビリティの内容について精査を行った。その結果、これらはウェブコンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0 の「知覚可能」、「操作可能」、「理解可能」、「互換性・堅牢性」を枠組みに採用しているが、本研究が目指す「動機づけ」や「意欲を高める」機能を加える必要があると思われた。そこで改めて米国の CAST が提唱する「学びのユニバーサルデザイン」の「行動表出 (Action & Expression)」と「取組 (Engagement)」の原則の枠組みを援用し、知的障害教育分野における「動機づけ」や「意欲を高める」学習指導の先行例を参考にしながら、新しい教科書アクセシビリティの内容を検討し、これを「知的障害のある学習者のための新しい教科書アクセシビリティの提案」として電子情報通信学会教育工学研究会で報告した。また、これを実装するためのプラットフォームに、日本電気株式会社製パーソナルロボット PaPeRo R500 を採用した。このシステム開発については、本体機能、開発ソフトウェアの確認を行って、次年度の教科書・教材実装の準備段階に入っている。次年度は、教科書のコンテナとしてのパーソナルロボットの活用可能について実証を進める。

(本年度の研究成果)

棟方哲弥(2013) 知的障害のある学習者のための新しい教科書アクセシビリティの提案
電子情報通信学会技術研究報告 Vol.112, No.374, pp.45-50.

(本年度の自己評価・課題)

新しい教科書アクセシビリティの項目について提案を行うことができたこと、教科書のコ

ンテナとなる装置に既存のパーソナルロボットを導入することで、教育現場へ一定程度の汎用性が確保できたと考えている。教材の作り込み等が次年度の課題となるが、おおむね順調に進捗していると判断する。

(研究課題名)

発達障害のある子どもの東日本大震災における実態と必要な支援に関する研究

(研究種目名)

学術研究助成基金助成金 挑戦的萌芽研究

(研究代表者)

渥美 義賢

(研究の概要)

自閉症等の発達障害のある子どもの震災時及びその後の避難時の実態についての研究は非常に少ない。東日本大震災において、状況理解・受容の困難さによる不十分な危険回避行動があったとする話しや、その後の非日常的な状況による状態像の変化、これと関連して避難所に居られなくなること等の生活上の困難さが増強したとする報告が一部のマスコミ等でなされている。しかし、今後に備えた体制や対応方法を明確にするための、十分な量と質を持ったデータは得られてはいない。

本研究では、発達障害児の震災時とその後の実態、及び支援すべき機関等の震災とその後の実態を把握する。これに基づき、発達障害のある子どもが、防災訓練の方法等の災害前に準備すべきこと、震災時にできるだけ安全を確保できる方法、その後避難時等における適切な対応方法等につき、今後の震災への備えとして有効に機能する準備体制と対応方法を明らかにする。

(本年度の研究実施状況)

東日本大震災の際に、発達障害のある子ども達が、どのような状況下にあったのかを調べるため、津波による被害の大きかった岩手県の陸前高田市、宮古市を中心に情報の収集の聞き取り調査を行った。対象は発達障害のある子どもの保護者や担任している特別支援学級の教師、特別支援学校の教師等である。

また、本研究の基盤となる知識を集積するため、地震及び津波とそれらによる被害に関連する書籍、資料を広く収集して地震による様々な被害状況について一般的な知識を深めた。さらに東日本大震災における被害状況や発達障害の子どもの状況に関する情報を収集した。これらを整理し、地震災害時に発達障害等の障害のある子どもがどのような困難に直面する可能性が高いかを調べた。それに基づいて被害をできるだけ軽減する方策について検討を行った。

(本年度の研究成果)

これらにより、従来の地震・津波の被害の記録では発達障害のある子どもに関する記載はなかったが、発達障害のある子どもが地震・津波の直接的な被害を回避することが困難

であろうと推定される状況の多いことが分かった。

現在までの岩手県における聞き取り調査では、地震もしくは津波による直接的な被害が幼児期に高いこと、避難所にいることが困難なことが多いこと、避難所にいないと水や食料等の支援が得られにくいこと、等がわかった。また、福祉避難所は主に高齢者を対象としていた施設がほとんどで障害のある子どもの避難所としては十分に機能していなかったことが分かった。

県単位でのアンケート調査を計画していたが、被災地においてそのような調査への拒否的な感情が強いことが分かったため、これについては再検討を行っている。

(本年度の自己評価・課題)

関連する資料や文献等からの情報の収集と整理は概ね順調に進展しているが、実際の被災地における発達障害のある子どもの状況について情報を収集する手段として重視していた調査が困難である状況があり、そのため聞き取り調査を主としているので、調査対象の広がりが十分とはいえない状況にある。

昨年度までに様々な国や地方公共団体、各種団体等から震災に関する調査結果が報告されてきている。これを踏まえ、また被災地の人たちの負担をできるだけ軽減するためにも、既にある調査結果から発達障害のある子どもに関するものを探索して収集し、これらを整理する。同時に被災地において教師や保護者からの聞き取り調査を継続的に行い、行政機関からもできる限り情報の収集を行う。対象を限定し調査内容を絞った比較的小規模で被災地の人たちに負担が少ない形でのアンケート調査を検討し、可能であれば実施する。

これらの結果をまとめて検討し、発達障害のある子どもへ十分な対応ができる対策のあり方について提言を行っていく予定である。

(研究課題名) 通常学級のLD等へ科学的根拠のある指導提供をめざした多層指導モデル
汎用化の構築

(研究種目名) 若手研究 (A)

(研究代表者) 海津亜希子 (教育相談部)

(研究の概要)

過去3年間、科学研究費を受け、小学1, 2年生の読みに焦点を当てた通常の学級での多層指導モデルMIMを開発してきた。この研究では、一部の学年、教科において一定の効果が認められ、モデルの有用性は窺えたものの教育現場からのニーズも踏まえると課題も残った。そこで昨年度からの3年間で、多層指導モデルMIMについて“異学年・異教科における実施の可能性”, どのような条件下の学校でも(研究的サポートがなくても)実施できる“汎化体制の構築”, 先の研究で読みの力に効果がみられた児童が研究参加から数年を経て、その“効果が持続的なものか、フォローアップすることで真の効果を問うこと”を目的とし遂行している。

(本年度の研究実施状況)

1. 異学年・異教科における実施の可能性について

今年度は、研究協力者(現場の教員)とともに、“異教科・異単元におけるMIM”に関する実践研究を基に報告書を作成した。具体的には、「助詞(小学校1学年国語科)」「繰り上がり(小学校1学年算数科)」「九九(小学校2学年算数科)」「ローマ字(小学校3学年国語科および小学校6年生)」等である。報告書の作成に際しては、理論編(「アセスメント」および「指導方法」)とともに、それらを用いた実践報告を対にしてまとめた。科学的根拠を示しながら、教育の場における実践性(再現性)を高めることを意図したためであった。

2. MIMの汎用化の構築

この目的については、昨年度に引き続き、今年度も大きな成果を上げた。昨年度も福岡県飯塚市内の全小学校(22校)においてMIMを導入してきたが、今年度は2年目として、地域内のリソースを活用しながら、昨年度と比べて、より自立的に、地域内におけるMIMの実践を実現してきた。その他にも、東京都足立区や、他地域でMIMの導入を考えている自治体等に対して、知見の提供等の支援にあたった。

3. 海外研究者との共同研究

7月から8月にかけて、研究代表者が在外研究員として赴任したテキサス大学オースティン校からShruti Rane博士が本研究所を訪れた。主な目的は、共同研究の方向性についてのディスカッションであり、本研究課題とも関連する内容についての両国の現状と課題について整理することができた。

(本年度の研究成果)

1. 海津亜希子(2012): 読みの流暢性に関する発達の検討—Multilayer Instruction Model-Progress Monitoring(MIM-PM)を用いて—。LD研究, 21,238-250.

2. 海津亜希子(2012)基礎的な数的操作に困難を示す子どもへの早期把握・早期支援をめざした MIM-PM 計算版の開発. 日本発達障害学会第 47 回大会, 116. (神奈川) 2012 年 8 月

(本年度の自己評価・課題)

今年度は、昨年度から開始された地域全体における MIM の導入の 2 年目として、より地域内のリソースを活用した、地域の自立的な実践が実現したことは、大きな成果であると言える。これらの研究成果をもとに、どのような条件下であれ、一定の効果が得られるよう、MIM を汎化していく際のポイント、実践事例についても報告書としてまとめることができた。あわせて、この報告書には、以前からニーズの高かった「異教科、異単元、異学年における MIM」についても、未だ限られたテーマではあるがまとめることができた。こうした点は、研究成果を教育の場に還元していく観点から大きな成果といえよう。

さらに、異学年における MIM の活用についてまとめた論文は、学術雑誌においても原著論文として発表され、研究上の発展も臨める成果が得られた点も大きかった。

(研究課題名) 自閉症幼児の家族と教員との連携をめざしたパートナーシップの形成条件に関する研究

(研究種目) 若手研究 (B)

(研究代表者) 柳澤亜希子 (教育情報部)

(研究の概要)

自閉症のある子どもへのアプローチにおいては、家族への支援が重要な視点の1つに位置づけられている。特に診断を受けて間もない自閉症のある幼児を養育する家族は、見通しのつかないわが子の将来や日々の子育てに不安を抱えており、彼らへの支援の必要性は極めて高い。**National Research Council (2001)** は、家族の参加は自閉症のある子どもへの効果的な教育(療育)の要因であるとし、医療機関等といった非日常的な環境ではなく自閉症のある子どもと家族にとって自然な環境(家庭や幼稚園等)の中で教育(療育)を進めることを推奨している。このような取組は、家族と指導者(支援者)が相互に尊重し合えるパートナーシップを形成することにもつながると報告されている。他方、わが国では、2009年に改訂された新学習指導要領に家族との相互連携及び協力する旨が明記されている。わが国でも自閉症を含む障害のある人々の家族と指導者(支援者)の連携強化に向けて、パートナーシップを視野に入れた取組がなされていくことが求められる。本研究では、自閉症のある幼児の家族と教員とのパートナーシップの形成に関わる条件と、それを促すための方策を検討する。また、幼児期の自閉症のある子どもと暮らす家族(保護者)と教員が連携を行ううえでの指針となる手引きを作成することを目的とする。

(本年度の研究実施状況)

初年度は本研究の準備段階として位置づけ、関連文献のレビュー、自閉症のある子どもが在籍する特別支援学校(知的障害)幼稚部のある研究協力機関3校(筑波大学附属久里浜特別支援学校、香川県立香川中部養護学校、沖縄県立西崎特別支援学校)において、具体的には各校幼稚部の教育活動や家族(保護者)を対象にした親子教室の活動の参与観察、各幼稚部の担当教員への聞き取りや協議を行い、情報を整理した。また、その内容としては、各幼稚部が幼児期の教育(特に自閉症のある幼児に対して)で重視していること、各校で実施している家族(保護者)への支援、家族(保護者)と教員との連携を目的とした活動や支援の実際及び連携上の課題についてであった。さらに、研究協議会を開催し上記内容について意見交換、協議し、自閉症のある幼児の家族(保護者)と教員との連携における課題を共有し、次年度からの各幼稚部での取組の方向性を確認した。さらに、本年度は、日本自閉症スペクトラム学会において筑波大学附属久里浜特別支援学校幼稚部と自主シンポジウムを行い、幼稚部の役割と意義について啓発した。

(本年度の研究成果)

柳澤亜希子(2013) 自閉症スペクトラム障害児・者の家族が抱える問題と支援の方向性. 特殊教育学研究, 第50巻, 4号(印刷中).

柳澤亜希子・加藤敦・白沢さつき・鈴木希世佳・古谷郁子・岩田信子(2012) 自主シンポジウム 知的障害を有する自閉症のある子どもの幼児期の教育で大切にすべきこと. 日本自閉症スペクトラム学会第11回記念研究大会論文集, p46.

(本年度の自己評価・課題)

本研究の推進にあたっては、計3校の特別支援学校(知的障害)幼稚部の協力を得ることができ、研究協力機関として参画してもらえたこととなった。次年度は、各幼稚部での家族(保護者)との連携に関わる取組の充実と改善に向けて協働的に研究を進めていく予定である。

(研究課題名)

「発達障害児と共に学ぶ通常学級の学び方を学ぶ学習と協同学習を組合わせた指導の開発」

(研究種目名) 若手研究 (B)

(研究代表者) 涌井 恵

(研究の概要)

発達障害児の多くは、学習の困難と共に二次的に派生する仲間とのトラブルなど社会性の問題も抱えているが、個別的な対応に関する研究と比較して、彼らの生活場面となる通常学級における支援方法に関する研究は遅れている。これに対し、先行研究〔科研：若手(B)〕では「学び方を学ぶ」授業と協同学習を組み合わせて行った漢字学習の実践により一定の効果が示された。しかし、年齢段階別の「学び方を学ぶ」授業の教師・子ども向けの手引きの作成や、他の教科・学習活動における展開が課題として残された。そこで、本研究では、「学び方を学ぶ」授業と協同学習の組み合わせによる指導プログラムの開発を行い、最終的には教師向け及び子ども向けガイドブックの作成を行うことを目的としている。

(本年度の研究実施状況)

先行研究で課題として残された、年齢段階別の「学び方を学ぶ」授業の教師・子ども向け手引きの作成や、国語以外の教科・学習活動における授業の展開について、重点的に取り組む予定である。本年度は研究目的の達成のため、以下の3点について研究を進めた。

1. 年齢段階別の「学び方を学ぶ授業」カリキュラムの開発：研究協力者の学級(通常学級)において試行的な実践を行い、データを収集した。授業を参観した教員を対象に、「学び方を学ぶ授業」に関するアンケートも行った。パーソナルポートフォリオに関するワークショップを開催し、研究協力者とパーソナルポートフォリオを「学び方を学ぶ」授業と協同学習を組み合わせた授業実践(愛称：スイミーとふろしき忍者・先生プログラム、以下、スイミー風呂プログラムと略す。)に取り入れていくアイデアについて検討した。

2. 「学び方を学ぶ授業」と協同学習を組み合わせた指導プログラムの開発：公開研究会や学会等により、協同学習に関する授業実践の資料収集を行った。また、協同学習に関する文献研究を行い、レビュー論文を現在執筆中である。また、LD学会研究協力者と研究協議会を開催し、「学び方を学ぶ」授業や協同学習を組み合わせた授業実践に関する指導案について、通常の学級等の教員に作成してもらった。

3. 教員向けガイドブックの開発：公開研究会や自治体の教員研修会において、スイミー風呂プログラムの概略についての説明と共に、体験的なワークを行った。受講生からのアンケートやワーク課題のシート等から、どのようにすれば教員の理解を深め、授業実践へとつなげられるかについて貴重な資料を得た。

(本年度の研究成果)

涌井恵(2012) 通常教育に受け入れられる授業や学びのユニバーサルデザインとは? : 子どもの主体的で自律的な学びを育む指導と支援. 日本LD学会(招待講演), 2012年10

月 7 日，仙台国際センター（宮城県）。

涌井恵（2012）すべての子どもたちの「学びやすさ」を追求する協同的な学び合い：特別な教育的ニーズのある子どもたちも含めた可能性．授業づくりネットワーク（特集：特別支援教育の発想でどの子も学びやすい授業を創る！），no.6（通巻 314 号），p. 18-23.

涌井恵（2012）特別支援教育における児童生徒が主体的に分かって動いて参加できる授業づくり(6)・児童生徒が学び合い、育ち合う「協同学習」を通じた「教科別の指導」の展開―（自主シンポジウム 24，指定討論），日本特殊教育学会第 50 回大会プログラム・発表論文集，発表年月日：2012.09.28-30.つくば国際会議場・つくばカピオ.

（本年度の自己評価・課題）

年齢段階別の「学び方を学ぶ授業」カリキュラムの開発については、研究協力者の学級(通常学級)において試行的な実践を行い、データを収集することができた。先行研究との比較から、年齢段階というよりは、学級の雰囲気、集団の関係性が子ども達の反応に影響しているのではないかという感触もあったが、データ数が少ないため、断定はできない。ただ、研究協力者等との議論から、「学び方を学ぶ」授業について、現場の教員としては学年段階別の取り扱う内容の指針が欲しいというニーズが高いことがわかった。次年度以降、学校全体として取り組んでもらえる研究協力校もみつかったので、この点に関しての検討をすることが可能となった。当初の研究計画に沿って、順調に進展している。今後は、未だ公表していない成果について、論文や学会で報告していく予定である。

8 組織規則・会計規程・会計細則 会計細則

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所組織規則

（平成１６年　３月３０日）
制　　　　　　　　定

平成１７年　５月３１日改正

平成１８年　４月　１日改正

平成１８年　５月　１日改正

平成１９年　３月３０日改正

平成２０年　４月　１日改正

平成２０年　７月１５日改正

平成２１年　４月　１日改正

平成２２年　７月２０日改正

平成２３年　４月　１日改正

平成２５年　３月２９日改正

（趣旨）

第１条 この規則は、独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成１１年法律第１６５号）に定めるもののほか、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の組織、職制及び事務の分掌を定めるものとする。

（事務所）

第２条 研究所の事務所は、神奈川県横須賀市に置く。

（組織）

第３条 研究所に次の５部を置く。

- 一 企画部
- 二 総務部
- 三 教育支援部
- 四 教育研修・事業部
- 五 教育情報部

２ 前項第五号の教育情報部に発達障害教育情報センターを置く。

３ 研究所に監査・コンプライアンス室を置く。

（企画部の所掌事務）

第４条 企画部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所の業務に係る調査及び研究に関する総合的な企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 研究基本計画及び研究の実施計画に関すること。
- 三 特別支援教育政策に係る情報収集、関係省庁との連携・連絡調整に関すること。
- 四 研究課題設定の助言及び調整に関すること。
- 五 特別支援教育に関する研究動向及び大学等関係機関との研究協力にかかる調整に関すること。
- 六 筑波大学附属久里浜特別支援学校との研究協力に関すること。

- 七 特別支援教育に関する関係法制及び行財政施策に関する調査・分析に関すること。
- 八 研究所の業務に係る評価に関する企画及び立案に関すること。
- 九 特別支援教育に関する調査の計画立案及び実施に関し、研究所全体の調整を図ること。
- 十 外国の特別支援教育に関する調査・分析並びに国内の特別支援教育情報の諸外国への提供に関すること
- 十一 外国の研究機関、大学等の連携協力及び研究者との国際交流に関すること。
- 十二 企画部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

(総務部)

第5条 総務部に次の3課を置く。

- 一 総務企画課
- 二 財務課
- 三 研修情報課

(総務企画課の所掌事務)

第6条 総務企画課は、次の事務をつかさどる。

- 一 職員の人事に関すること。
- 二 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 研究所印及び理事長印の保管に関すること。
- 四 文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 五 公文書管理並びに個人情報保護に関すること。
- 六 研究所の研究活動の推進に関すること。(企画部の所掌に係るものを除く。)
- 七 研究所の中期計画及び年度計画に関すること。
- 八 研究所の諸評価の事務に関すること。
- 九 研究所規則等の制定及び改廃に関すること。
- 十 情報の公開及び広報に関すること。
- 十一 科学研究費等外部研究資金に係る申請及び調整に関すること。
- 十二 研究所の所掌事務に関する連絡調整に関すること。
- 十三 運営委員会、役員会の運営に関すること。
- 十四 企画部、教育支援部、教育研修・事業部及び教育情報部の業務の支援に関すること。
- 十五 研究業務の支援に関すること。
- 十六 前各号に掲げるもののほか、研究所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(財務課の所掌事務)

第7条 財務課は次の事務をつかさどる。

- 一 予算及び決算に関すること。
- 二 収入及び支出に関すること。
- 三 財産及び物品の管理に関すること。
- 四 建物及び設備の維持及び管理に関すること。
- 五 研究所内の管理に関すること。

(研修情報課の所掌事務)

第8条 研修情報課は、次の事務をつかさどる。

- 一 教育研修・事業部の企画・立案する研修事業の実施に関すること。
- 二 障害者の教育に関する図書その他の資料及び情報を収集し、整理し、保存し、及び提供す

ること。

三 情報システムの管理及び利用に関すること。

(教育支援部の所掌事務)

第9条 教育支援部は次の事務をつかさどる。

- 一 特別支援教育の理解啓発及び関連事業の実施に関すること。
- 二 地方自治体等が実施する特別支援教育推進事業及び教員の資質向上事業への支援にかかる所内の調整に関すること。
- 三 各種学校長会、学会その他関係機関との情報交換及び連携協力に関すること。
- 四 特別支援学校への支援及び連携協力に関すること。
- 五 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校への支援及び連携協力に関すること。
- 六 都道府県特別支援教育センター等への支援及び連携協力に関すること。
- 七 地方公共団体等の行う教育相談を支援するための教育相談情報提供システムの整備に関すること。
- 八 地方公共団体等と連携した専門的かつ総合的な教育相談並びに学校コンサルテーションに関すること。
- 九 在外日本人学校等及び在外邦人に係る特別支援教育に関する教育相談及び支援並びに企業等への理解啓発に関すること。
- 十 教育支援部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

(教育研修・事業部の所掌事務)

第10条 教育研修・事業部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所の行う研修事業の企画及び立案に関すること。
- 二 研究所の行う研修の受講者のフォローアップに関すること。
- 三 地方公共団体の行う研修等の調査及び支援に関すること。
- 四 インターネットによる配信講義等の開発・提供に関すること。
- 五 国立特別支援教育総合研究所セミナーの企画立案及び実施並びに研究所が実施するその他のセミナー計画等の調整に関すること。
- 六 医療・労働・福祉等にかかる関係機関との情報交換及び連携協力に関すること。
- 七 教育研修・事業部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

(教育情報部の所掌事務)

第11条 教育情報部は次の事務をつかさどる。

- 一 研究所ホームページからの特別支援教育情報の提供に関すること。
- 二 特別支援教育に関する教材及び教育支援機器に関する情報・資料の収集・提供に関すること。
- 三 特別支援教育関係教職員等に対する情報提供システムの構築に関すること。
- 四 情報手段活用及び教育支援機器の評価・活用及び関係者に対する支援に関すること。
- 五 発達障害教育情報センター(Webサイトを含む。)に関すること。
- 六 発達障害教育情報の収集・提供に関すること。
- 七 発達障害に関する理解啓発及び関係者への支援に関すること。
- 八 発達障害関係諸機関との連携及び調整に関すること。
- 九 世界自閉症啓発デー関連行事に関すること。
- 十 教育情報部の所掌事務にかかる調査及び研究に関すること。

(監査・コンプライアンス室の所掌事務)

第12条 監査・コンプライアンス室は次の事務をつかさどる。

- 一 監事との情報交換に関すること。
- 二 監事との協力関係の維持に関すること。
- 三 研究所の業務及び会計の監査に関すること。
- 四 研究所のコンプライアンスの推進に関すること。
- 五 コンプライアンス委員会の事務局に関すること。

(職制)

第13条 第3条第一項に規定する部に部長を、同条第二項に規定するセンターに、センター長を、同条第三項に規定する室に室長を置く。

- 2 第5条に規定する課に課長を置く。
- 3 部長、センター長、室長及び課長は、上司の命を受け、当該部、課及び室の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
- 4 部（総務部を除く。以下同じ。）に別に理事長が定める数の上席総括研究員を置く。
- 5 部長及びセンター長は当該部の上席総括研究員をもって充て、監査・コンプライアンス室長は企画部長をもって充てる。
- 6 上席総括研究員（部長を除く。）は、当該部の部長を補佐し、特定の分野の事務を総括する。
- 7 部に別に理事長が定める数の総括研究員を置く。
- 8 総括研究員は、当該部の特定の分野の事務を整理する。
- 9 部に主任研究員及び研究員を置くことができる。
- 10 監査・コンプライアンス室に室員を置くことができる。
- 11 室員は室長の命を受け、当該室の事務を処理する。

第14条 研究職員は研究所の業務達成のための調査、研究及び所属する部の所掌事務を行うとともに次に掲げる研究、研修、教育相談及び情報普及等を行う。

- 一 基幹研究等への参画・実施
- 二 研修、講習会等への参画・実施
- 三 教育相談活動への参画・実施
- 四 研究所の主催するセミナーへの参画・実施
- 五 関係機関との連携協力
- 六 広報活動等への協力

第15条 課（第5条に規定する課をいう。以下同じ。）に係を置く。

- 2 係に、係長を置く。
- 3 課に課長補佐、専門員及び専門職員を、係に主任及び係員を置くことができる。
- 4 課に属する係及び課長補佐、専門員、専門職員の事務分掌については、理事長が別に定める。

(研究班)

第16条 第14条第1号にかかる基幹研究等への参画・実施のため、研究班を置く。

- 2 研究班の組織その他については、別に定める。

(客員研究員)

第17条 研究所に客員研究員を置くことができる。

- 2 客員研究員は、命を受けて研究所において行う研究に参画する。

- 3 客員研究員は、非常勤とする。

(運営委員)

第18条 研究所に運営委員21人以内を置く。

- 2 運営委員は、研究所の管理及び運営に関する重要事項に関し、理事長に助言する。
- 3 運営委員は、非常勤とする。

(役員会)

第19条 研究所に役員会を置く。

- 2 役員会は、研究所における業務運営に関する重要事項を審議する。
- 3 役員会の組織及び運営については、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

第1条 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「総合研究官」を「上席総括研究員」に、「総括主任研究官」を「総括研究員」に、「主任研究官」を「主任研究員」に改める。

- 一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則
- 二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所評価委員会規程
- 三 国立特殊教育総合研究所・筑波大学附属久里浜養護学校連絡会議に関する要項
- 四 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則第8条第3項に定めるワーキンググループに関する要項
- 五 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の採用、昇任の基準及び定年に関する規程
- 六 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究職員の選考に関する規則
- 七 研究職員候補者の審査手続き及び審査基準
- 八 勤務成績の評定の手続き及び記録に関する細則
- 九 独立行政法人国立特殊教育総合研究所職員給与規程
- 十 独立行政法人国立特殊教育総合研究所免許法認定講習規程
- 十一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所研究紀要規程
- 十二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所英文紀要規程
- 十三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所教育相談センター規程

附 則

第1条 この規則は、平成18年5月1日から施行する。

第2条 次に掲げる規則中「教育相談センター」を「教育相談部」に、「教育相談センター長」を「教育相談部長」に改める。

- 一 独立行政法人国立特殊教育総合研究所総合調整会議、運営企画会議及び各種委員会等に関する規則
- 二 独立行政法人国立特殊教育総合研究所Webサイト運営要項
- 三 独立行政法人国立特殊教育総合研究所法人文書管理規程

附 則

この規則は、平成１９年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２０年７月１５日から施行する。

附 則

この規則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この規則は、平成２２年７月２０日から施行する。

附 則

（施行期日）

１ この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

（教育相談部に関する特例）

２ 平成２３年４月１日から平成２４年３月３１日までの間は、第３条第一項により置かれる５部に加えて教育相談部を置き、第９条第七号から第九号まで及び第十号の教育相談に係る部分の事務を教育相談部の所掌とする。また、この場合、第６条第九号中「教育支援部、」とあるのは「教育支援部、教育相談部、」と読み替えるものとする。

附 則

第１条 この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

第２条 次に掲げる規則中「企画調整課」を「総務企画課」に、「総務課」を「財務課」に改める。

一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所役員会規程（平成１４年４月１日制定）

二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所運営委員規程（平成１３年４月２日制定）

三 国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議に関する要項（平成１６年７月９日制定）

四 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所総合調整会議等に関する規則第８条第３項に定めるワーキンググループに関する要項（平成１８年３月７日制定）

五 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所内規則の基準及び制定手続きに関する規則（平成１３年４月２日制定）

六 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所閲覧窓口の設置及び閲覧事務の処理に関する規程（平成１３年４月２日制定）

七 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所電気工作物保安規程（平成１３年４月２日制定）

八 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所グリーン調達連絡会議の設置について（平成２０年８月６日制定）

九 日本学術振興会特別研究員（PD）申請者に関する要項（平成２１年１２月１５日制定）

十 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所発明規則（平成１３年４月２日制定）

十一 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所セミナーの実施に関する要項（平成１３年４月２日制定）

十二 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所研究成果普及リーフレット作成要項（平成１９年１月１５日制定）

十三 特別支援教育助成事業推薦要項

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程

〔平成13年4月2日〕
制 定

平成15年 2月26日改正

平成15年 3月31日改正

平成18年 4月 1日改正

平成19年 3月30日改正

平成20年12月 1日改正

平成22年 3月31日改正

平成23年12月 1日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第6条）
- 第2章 会計職員（第7条～第14条）
- 第3章 資産管理（第15条～第26条）
- 第4章 予算（第27条～第28条）
- 第5章 取引及び出納（第29条～第50条）
- 第6章 契約（第51条～第64条）
- 第7章 決算（第65条～第69条）
- 第8章 監査（第70条～第71条）
- 第9章 雑則（第72条～第73条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、経理の適正を期するとともに、経理の統一的処理を通じて財政状態及び経営成績を把握し、もって業務の能率的かつ適正な運営を期することを目的とする。

（準拠規定）

第2条 研究所の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号。以下「個別法」という。）独立行政法人通則法等の施行に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令（平成12年政令第326号。以下「政令」という。）独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に関する省令（平成13年省令第28号。以下「省令」という。）その他の関係法令等に定めるところによるほか、この規程の定めるところによる。

（会計の原則）

第3条 研究所の会計は、次の各号の原則に適合するものでなければならない。

- 一 真実性の原則（研究所の財政状態及び運営状況に関して真実な報告を提供するものでなけ

ればならない。)

- 二 正規の簿記の原則 (すべての取引について、複式簿記の原則に従って正確な会計帳簿を作成しなければならない。)
- 三 明瞭性の原則 (財務諸表には、必要な会計情報を明瞭に表示しなければならない。)
- 四 重要性の原則 (取引及び事象の金額的側面及び質的側面の両面からの重要性を勘案して、適切な記録、計算及び表示を行わなければならない。)
- 五 資本取引・損益取引区分の原則 (資本取引と損益取引を明瞭に区別しなければならない。)
- 六 継続性の原則 (会計処理方法及び手続きを毎年継続して適用し、みだりにこれを変更してはならない。正当な理由によって変更を加えたときは、これを財務諸表に注記しなければならない。)
- 七 保守主義の原則 (研究所の財政に将来不利な影響を及ぼす危険がある場合は、慎重な判断に基づく健全な会計処理をしなければならない。)

(財務諸表)

第4条 通則法第38条に規定する財務諸表は、次の各号に定めるところにより、別記第1～6号様式により作成するものとする。

- 一 貸借対照表は、研究所の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び資本を記載しなければならない
- 二 損益計算書は、研究所の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する研究所のすべての費用とそれに対応するすべての収益とを記載し当期純利益を表示するとともに、通則法第44条に規定する利益又は損失を確定するため、当期純利益に必要な項目を加減して、当期総利益を表示しなければならない。
- 三 キャッシュ・フロー計算書は、研究所の一会計期間におけるキャッシュ・フローの状況を報告するため、業務活動、投資活動、財務活動の区分を設けてキャッシュ・フローを表示しなければならない
- 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類においては、研究所の当期末処分利益の処分又は当期末処理損失の処理の内容を明らかにしなければならない
- 五 行政サービス実施コスト計算書においては、一会計期間に属する研究所の業務運営に関し、国民が負担するコストを集約し表示しなければならない
- 六 附属明細書は、貸借対照表及び損益計算書の内容を補足するために作成しなければならない
- 七 前項に定める附属明細書に示した事項以外の主な資産、負債、費用及び収益の明細についても開示することが適当であると理事長が判断した場合には、これを作成するものとする。

(勘定区分及び勘定科目)

第5条 研究所の経理は、貸借対照表は資産、負債及び資本に、損益計算書は費用及び収益にそれぞれ区分して、取引の整理を行うものとする。

2 前項の各区分に属する勘定科目は、別に定める。

(年度所属区分)

第6条 研究所は、資産、負債、又は資本の増減異動並びに収益及び費用について、その原因となった事実の発生した日(その日を決定しがたいときは、その原因となった事実を確認した日)を基準として年度所属を区分する。

第2章 会計職員

(理事長)

第7条 理事長は、研究所のすべての資産を管理する。

- 2 契約その他、収入又は支出の原因となる行為は、契約担当役である理事長又は第3項に規定する契約担当役代理（以下「契約担当役等」という。）でなければこれを行うことができない。
- 3 理事長は、必要があるときは、研究所所属の職員に契約事務を代理させることができる。
- 4 理事長は、必要があるときは、職員のうちから契約担当役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

(出納命令役)

第8条 理事長は、役員または職員のうちから出納命令役1人を任命し、取引の命令に関する事務をつかさどらせるものとする。

(出納専門役)

第9条 理事長は、職員のうちから出納専門役1人を任命し、出納命令役の命令に基づく取引の遂行、第20条第1号及び第2号に掲げる資産の出納保管及び帳簿その他の証拠書類の保存に関する事務をつかさどらせるものとする。

- 2 理事長は、必要があるときは、職員のうちから出納専門役の補助者を、その責任を明らかにして命ずることができる。

(指定資産管理者)

第10条 理事長は、研究所の資産のうち、第20条第四号に掲げる資産（以下「指定資産」という。）の維持・管理を図るため、指定資産管理者を任命し、その事務をつかさどらせるものとする。

- 2 指定資産の維持・管理に関してはこの規程に定めるところによるほか、指定資産管理規程（平成13年4月2日制定）の定めるところによる。

(物品管理者)

第11条 理事長は、研究所の資産のうち第20条第3号に掲げる動産（以下「物品」という。）の適正かつ効率的な供用その他良好な管理を図るため物品管理者を任命し、その事務をつかさどらせるものとする。

- 2 物品の管理に関しては、この規程の定めるところによるほか、物品管理規程（平成13年4月2日制定）の定めるところによる。

(代理)

第12条 理事長は、必要と認める場合には、職員のうちから出納命令役、出納専門役、指定資産管理者、物品管理者の代理を命ずることができる。

(会計職員として指定する職)

第13条 第7条から第12条に規定する会計職員に関し、その指定する職、事務の範囲については、別に定める。

(会計職員の兼職の禁止)

第14条 出納命令役（出納命令役代理を含む。以下同じ。）は、出納専門役（出納専門役代理を含む。以下同じ。）を相兼ねることはできない。

第3章 資産管理

(資産管理責任)

第15条 第2章に規定する会計職員は、研究所の資産の管理並びに業務の経理について善良な管理者の注意を払わなければならない。

- 2 前項に規定する職員が、故意又は重大な過失により、研究所に損害を与えたとき、又は善良なる管理者の注意を怠り、その保管に係る資産を亡失し又は損傷したときは、弁償の責に任ずるものとする。
- 3 第1項に規定する以外の役員及び職員が、故意又は重大な過失により、資産を亡失し又は損傷しその他研究所に損害を与えたときは、弁償の責に任ずるものとする。

(資産の価額)

第16条 資産の価額は原則として当該資産の取得価額によるものとする。

- 2 無償で取得した資産については、公正な評価額をもって取得価額とする。
- 3 政府から現物出資として受け入れた固定資産については、個別法第5条第3項に規定する評価委員会が決定した価額を取得価額とする。
- 4 たな卸資産については、原則として購入代価に、先入先出法を適用して算定した取得価額をもって貸借対照表価額とする。ただし、時価が取得価額より下落した場合には時価によるものとする。

(固定資産の計上基準)

第17条 研究所が、所有し、かつ加工や売却を予定していない財貨のうち、耐用年数が1年以上で、1個または1組の取得価額が50万円以上の財貨は、貸借対照表上固定資産として計上する。

- 2 前項の規定により、一旦固定資産として計上した資産については、償却完了後においても当該資産が除却されるまでの間は、残存価額により貸借対照表に計上しなければならない。
- 3 非償却資産については、金額にかかわらず固定資産に計上しなければならない。

(建設仮勘定)

第18条 有形固定資産の建設または製作の目的をもってする支出は、建設仮勘定により整理するものとする。

- 2 前項の規定により整理した支出は、当該固定資産が使用開始の状態に至ったときは、遅滞なく該当科目に振替えなければならない。

(資本的支出)

第19条 固定資産の取得後に行われる改良又は修繕に係わる支出で、当該固定資産の価値を高めるもの、又は耐用年数を延長させるものについては、資本的支出として固定資産の価額に算

入する。

（資産の保管）

第20条 資産の保管は次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 現金（小切手を含む）、預金若しくは貯金の通帳又は信託証書、預り証書その他これらに準ずる証書は、厳重な鍵のかかる容器に保管しなければならない
- 二 国債その他文部科学大臣の指定する有価証券は、銀行、信託会社又は証券会社に保護預けをしなければならない。
- 三 前各号に掲げる動産及び次号に掲げる動産以外の動産の保管は別に定めるところによる。
- 四 土地及びその定着物、建物（建物附属設備を含む）、構築物、特許権、借地権、著作権、その他これらに準ずる権利に関する維持管理については別に定めるところによる。

（資産の処分等の制限）

第21条 研究所は、文部科学省令で定める研究所の権利に係る土地並びに施設及び設備を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

- 2 ただし、中期計画に定めた場合であつて、その計画に従つて当該財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。

（資産の貸付け及び譲渡）

第22条 研究所は、その保有する資産を正当な対価なく貸付け又は譲渡してはならない。この場合賃貸料は前納させなければならない。ただし国若しくは地方公共団体に貸付ける場合又は賃貸期間が六ヶ月以上にわたる場合には定期的に納付させることができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に研究所の業務の遂行に必要があると認めるときは、理事長の承認を得て無償で貸し付け又は譲渡することができる。

（固定資産の売却、除却、交換、譲渡、改築等）

第23条 固定資産の売却、除却、交換、譲渡、改築等の手続きについては、別に定めるところによる。

- 2 固定資産は、次の場合に除却することができる。
 - 一 災害又は盗難等により滅失したとき
 - 二 著しく減耗し、使用に耐えないとき
 - 三 陳腐化しあるいは不適用化して使用を停止したとき
 - 四 譲渡するとき

（有形固定資産の減価償却）

第24条 有形固定資産のうち償却資産については、毎事業年度末において、資産の種類ごとに定額法により減価償却をしなければならない。

- 2 前項の規定により減価償却する場合における耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の定めるところによる。ただし資産の使用状況、環境の変化等により実態とかけ離れたものであるときは耐用年数を変更することができる。
- 3 耐用年数が変更されたときは、軽微な場合を除き、変更の旨、変更の内容及び財務諸表に及ぼす影響について財務諸表に注記しなければならない。

(無形固定資産の減価償却)

第25条 無形固定資産は、毎事業年度末において、当該資産の取得のために支出した金額を基礎とし、残存価格を零として、当該資産の有効期間、期間の定めがないものは理事長が別に定める期間により定額法によって減価償却しなければならない。

(事故報告)

第26条 第8条から第12条に規定する会計職員は、その保管に係る資産又は帳簿を亡失したときは遅滞なくその事実を調査し理事長に報告しなければならない。

第4章 予算

(予算の作成)

第27条 通則法第30条第2項第3号に規定する中期計画事項の予算、収支計画及び資金計画は、別記第7～10号様式により作成し、予算積算の根拠を明らかにした書類を添付するものとする。

(予算の執行)

第28条 理事長は、国からの予算措置に基づいて、その実行計画を定め、業務の合理的かつ能率的な運営を図るものとする。

第5章 取引及び出納

(取引金融機関の指定等)

第29条 理事長は、取引金融機関を指定しなければならない。

(登録印鑑)

第30条 取引金融機関に登録する印鑑は、公印規程第3条に規定する銀行取引印としなければならない。

(余裕金の運用)

第31条 理事長は、余裕金の運用に当たっては、通則法第47条に規定する方法により業務の執行に支障のない範囲内でこれを効率的に行うものとする。

(取引命令)

第32条 取引は、すべて、出納命令役の命ずるところにより出納専門役が行うものとする。ただし、出納命令役の不在その他の事故のある場合において、法令又は契約書の定めるところにより収納または支払をしなければならないとき、その他緊急止むを得ない理由があるときは、出納専門役は、出納命令役の命令によらないで収納又は支払いをすることができる。

2 出納専門役は、前項ただし書の規定により収納又は支払をしたときは、その理由を明らかにして、遅滞なく出納命令役に報告しなければならない。

(手形等による取引の制限)

第33条 出納専門役及びその補助者は、手形その他の商業証券(研究所が振出す小切手を除く。)

をもって取引をしてはならない。ただし、止むをえない理由がある場合において、他人が振り出した手形その他商業証券で確実なものを、担保として受領するときは、この限りでない。

（預金の払戻命令）

第34条 出納命令役は、預金を現金によって払い戻すことを命ずることができない。ただし、第29条に規定する預金口座相互間に資金を異動する場合、及び第45条に規定する口座振込みによる支払いをする場合においてはこの限りでない。

（出納の締切）

第35条 出納命令役は、毎月の出納締切時刻を定めておかなければならない。

2 出納専門役は、出納締切時刻後速やかに帳簿と現金（小切手その他現金に準ずるものを含む。以下「現金等」という。）の在高とを照合しなければならない。

（伝票）

第36条 取引は、すべて、別記11号書式による伝票によって処理しなければならない。

2 伝票は、収入伝票、支出伝票、振替伝票とする。

（帳簿）

第37条 出納専門役は、別記第12号様式による仕訳帳、別記第13号様式による総勘定元帳及び補助簿を備え、すべての取引を記入しなければならない。ただし仕訳帳は、前条に規定する伝票をもってこれに代えることができる。

2 補助簿は、現金出納簿、その他必要と認める帳簿とする。

（予算差引簿）

第38条 出納専門役は、前条で規定する複式簿記による帳簿の他、予算差引簿を備えなければならない。

（照合の責任）

第39条 出納専門役は、毎月末日、元帳口座の金額について関係帳簿等と照合して記入の正確を確認し、その証として確認印を押印するものとする。

（収納手続）

第40条 出納専門役は、研究所の収入となるべき金額を収納しようとするときは、原則として、債務者に対して書面により債務の請求を行うものとする。

2 収納は現金の受入、銀行振込通知書等により確認するものとする。

3 収納を確認したときは、領収証書を納入者に交付し、当該取引に係る伝票に領収日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

4 収納金を領収したときは、現金領収の日又はその翌日において銀行に預け入れなければならない。ただし、領収金額が20万円に達するまでは、40日分までの金額を取りまとめて銀行に預け入れることができる。

（督促）

第41条 出納専門役は、納入期限までに払込みをしない債務者に対してその払込みを督促し収

入の確保を図らなければならない。

（支払手続）

第42条 出納専門役は、支払をする場合には、必ず債権者から領収証書を徴し、当該取引に係る伝票に支払日付印及び認印を押し、当該取引を整理しなければならない。

（支払方法）

第43条 出納専門役は、支払をしようとする場合には、支払を受ける者を受取人とする小切手を振り出して交付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、小切手による支払にかえ、現金をもって支払をすることができる。

- 一 研究所の役員及び職員に支払をするとき
- 二 受取人が小切手による受領を拒んだとき
- 三 常用の雑費の支払いで一件の取引金額が10万円を超えないとき
- 四 前3号に掲げる場合のほか、特に必要があり、あらかじめ理事長が承認したとき

2 出納専門役は、前項の規定により現金をもって支払をするため預金の払戻しを受けようとするときは原則として自己を受取人とする小切手を振出すものとする。

3 第一項の現金は、収納した現金をもって充ててはならない。

（小切手事務の取扱）

第44条 小切手帳の保管及び小切手の作成は、出納専門役又はその補助者でなければ行うことができない。

2 小切手は、出納命令役が印を押した当該取引に係る伝票に基づかなければ振り出すことができない。

3 小切手の振出年月日の記入及び押印は当該小切手を受取人に交付するときにしなければならない。

（口座振替の方法による支払）

第45条 出納専門役は、債権者の預金口座または貯金口座への振込みの方法により支払をする場合は、第43条の規定にかかわらず、必要な資金を取引金融機関に交付して、当該金融機関に支払いをさせることができる。

2 出納専門役は、前項の規定により必要な資金を金融機関に交付した場合には、その旨を支払を受ける者に通知しなければならない。

3 第1項の規定により支払をしたときは、第42条に規定する領収証書は、取引銀行の発行する領収証書等をもって支払いの相手方の領収証書にかえることができる。

（前金払）

第46条 出納専門役は、次の各号に掲げる経費を除くほか、前金払をすることができない。

- 一 外国から購入する物品の代価（購入契約に係る物品を当該契約の相手方が外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）
- 二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に対して支払う受信料
- 三 土地、建物その他の財産の賃借料及び保険料
- 四 運賃
- 五 研究又は調査の受託者に支払う経費

- 六 諸謝金
- 七 電話、電気、ガス及び水道料金
- 八 官公署に対して支払う経費
- 九 負担金
- 十 工事請負契約における代価
- 十一 その他特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

(概算払)

第47条 出納専門役は、次に掲げる経費を除くほか、概算払をすることができない。

- 一 旅費
- 二 外国人招聘時における滞在費
- 三 官公署に対して支払う経費
- 四 負担金
- 五 その他特に必要があり、あらかじめ理事長が承認した経費

(立替払)

第48条 有料道路の通行料、テキスト代等軽微なもの、又は通常立替払しなければ研究等の業務に支障を生じる場合において、経費の立替払を行おうとするときは、出納専門役の承認を得てこれを行うことができる。

(部分払)

第49条 契約により、工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物品の買入契約に係る既納部分に対し、その完済前又は完納前に代価の一部を支払う必要がある場合における当該支払い金額は、工事又は製造その他についての請負契約にあってはその既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入契約にあってはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし性質上可分の工事又は製造その他についての請負契約に係る完済部分にあっては、その代価の金額まで支払うことができる。

(寄附金)

第50条 理事長は、寄附金の申請があった場合において、その内容が適当であると認めるときは、寄附金として受け入れることができる。

第6章 契約

(契約の方式)

第51条 契約担当役等は、売買、賃貸借、請負その他の契約をする場合においては、第52条及び第53条に規定する場合を除き、不特定多数のものに申込みをさせることにより競争入札（以下「一般競争」という）に付し、申込みに係る者のうち研究所にとって最も有利な条件をもって申込みをした者と契約しなければならない。

(指名競争)

第52条 契約担当役等は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は指名競争に付することができる。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合。
 - 二 一般競争に付することが不利と認められる場合
 - 三 予定価格が500万円を超えない工事又は製造をさせるとき
 - 四 予定価格が300万円を超えない財産を買い入れるとき
 - 五 予定賃借料の年額又は総額が160万円を超えない物件を借り入れるとき
 - 六 予定価格が100万円を超えない財産を売り払うとき
 - 七 予定賃貸料の年額又は総額が50万円を超えない物件を貸し付けるとき
 - 八 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が200万円を超えないものをするとき
- 2 指名競争に付そうとするときは、なるべく5人以上の入札者を指名しなければならない。

(随意契約)

第53条 契約担当役等は、第51条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は随意契約によることができる。

- 一 契約の性質または目的が競争を許さないとき
 - 二 緊急の必要により競争に付することができないとき
 - 三 競争に付することが不利と認められるとき
 - 四 予定価格が250万円を超えない工事又は製造をさせるとき
 - 五 予定価格が160万円を超えない財産を買い入れるとき
 - 六 予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件を借り入れるとき
 - 七 予定価格が50万円を超えない財産を売り払うとき
 - 八 予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えない物件を貸し付けるとき
 - 九 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものをするとき
 - 十 運送又は保管をさせるとき
 - 十一 国、地方公共団体その他の公法人与契約するとき
 - 十二 外国で契約するとき
 - 十三 競争に付しても入札者がいないとき、若しくは再度の入札に付しても落札者がいないとき
 - 十四 落札者が契約を結ばないとき
- 2 前項第13号に規定する随意契約においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。
- 3 第1項第14号に規定する随意契約においては、その落札金額の制限内であること、及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。

(入札保証金)

- 第54条 契約担当役等は、競争に付そうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。ただし、入札に参加するものが資力信用があり、経営状態が良く、受注能力等があり落札した後に契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるときは、その納付を免除することができる。
- 2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(入札に関する事項)

第55条 競争入札に付そうとする場合の競争に参加する者に必要な資格、入札の公告、入札説明書及びその他競争入札に必要な事項については別に定めるところによる。

（予定価格の作成）

第56条 契約担当役等は、契約をする場合には、あらかじめ契約をしようとする事項の仕様書、設計書等によってその予定価格を書面により作成しなければならない。ただし次に掲げる場合は予定価格調書の作成を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格が定められていることその他特別の事由があることにより、特定の取引価格によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるものに係る随意契約
- 二 予定価格が100万円を超えない随意契約で契約担当役等が予定価格調書その他の書面による予定価格の積算を省略しても支障がないと認められるもの。

（落札の方式）

第57条 契約担当役等は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし支払の原因となる契約について、相手方となるべき者の申込価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは予定価格の範囲内で申込みをした他の者のうち最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。

- 2 契約担当役等は、交換契約その他その性質又は目的から前項の規定により難い契約については、同項の規定にかかわらず、価格その他の条件が研究所にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができる。
- 3 第1項若しくは第2項に規定するところによる場合は、入札公告又は入札説明書において明記のうえ申込みをさせなければならない。

（契約書の作成）

第58条 契約担当役等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限、契約保証金に関する事項その他必要な事項を記載した契約書を作成し、契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければならない。ただし、次に掲げる事項に該当する場合においては、これを省略することができる。

- 一 契約金額が150万円を超えないものをするとき
 - 二 せり売りに付するとき
 - 三 物件を売り払う場合において、買請人が代金を即納してその物件を引取るとき
 - 四 第1号に規定するもの以外の随意契約について、契約担当役等が契約書を作成する必要がないと認めるとき
- 2 契約担当役等は、第1項の規定により契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

（契約保証金）

第59条 契約担当役等は、研究所と契約を結ぶ者をして、契約金額の100分の10以上の契

約保証金を納めさせなければならない。ただし、契約の相手方が、保険会社との間に研究所を被保険者とする履行保証契約を結んだとき、前条第1項第1号から第3号に該当する場合、その他その必要がないと認める場合においては、その全部または一部を納めさせないことができる。

2 前項の保証金の納付は、確実な担保の提供をもってこれに代えることができる。

(監督)

第60条 契約担当役等は、契約を締結した場合において、自らまたは補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するために必要な監督をしなければならない。

(検査)

第61条 契約担当役等は、自ら又は補助者に命じて、契約の履行完了についての検査をしなければならない。

(監督及び検査の委託)

第62条 契約担当役等は、特に必要があると認めるときは、監督及び検査を研究所の職員以外の者に委託して行わせることができる。

(兼職の禁止)

第63条 契約担当役等から検査を命ぜられた補助者及び前条の規定により検査を委託された者は、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者及び前条の規定により監督を委託された者の職務と兼ねることができない。

(検査調書の作成)

第64条 第61条及び第62条に規定する検査を行った者は、検査を完了した場合においては、別に定める場合を除き検査調書を作成しなければならない。

2 前項の規定により検査調書を作成する場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができない。

第7章 決算

(月次報告)

第65条 出納専門役は、毎月末に合計残高試算表を作成し、出納命令役の証明を受けた後、理事長に提出しなければならない。

(年度末決算報告書の作成)

第66条 出納専門役は、毎事業年度末日において決算整理し、元帳を締め切り予算の区分に従い決算報告書を作成しなければならない。

(財務諸表等の提出)

第67条 出納専門役は、第4条の規定により作成した財務諸表及び前条の決算報告書を、出納命令役の証明を受けた後、監事の監査を受け、その意見を付して、理事長に提出しなければならない。

(たな卸し)

第68条 出納専門役は、毎事業年度末日（当該末日が休日に当たるときは、その翌日を当該末日とみなす。以下同じ。）において、たな卸し資産のたな卸を行い、それに基づいて、たな卸し資産の明細表を作成しなければならない。ただし重要性の乏しいものは全額費用処理することができる。

2 前項の規定によりたな卸しをする場合には、あらかじめ職員のうちから理事長の指名する者がこれに立ち会い、その者が確認の証として、たな卸表に記名捺印しなければならない。

(決算整理)

第69条 減価償却等の決算整理については、別に定めるところによる。

第8章 監査

(監査)

第70条 監事は、自ら又は監査を行う職員に命じて、毎事業年度末日及び出納専門役等の異動があったときその他必要と認めるときにおいて、資産及び会計の監査を行わなければならない。

(監査の立会い)

第71条 前条に規定する監査の際には、出納専門役、指定資産管理者及び物品管理者は立ち会わなければならない。

2 監査に関する事項については、この規程に定めるところによるほか、別に定めるところによる。

第9章 雑則

(関係書類の保存)

第72条 研究所の会計に関する財務諸表、帳簿及び伝票等の関係書類の保存期間は別に定める。

(その他)

第73条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項については、別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年2月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成２０年１２月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この規程は、平成２３年１２月１日から施行する。ただし、改正後の第５条の規程は、平成２３年度の経理から適用する。

貸借対照表
(平成〇〇年3月31日)

(単位：千円)

資産の部

I 流動資産

現金及び預金	-	
有価証券	-	
受取手形	-	
貸倒引当金	-	-
売掛金	-	
貸倒引当金	-	-
たな卸資産		-
前渡金		-
前払費用		-
未収収益		-
未収金		-
固定資産使用料	-	
その他の未収金	-	-
仮払金		
概算払旅費	-	
労災保険料	-	
雇用保険料	-	
その他の仮払金	-	-
その他の流動資産		-
流動資産合計		-

II 固定資産

1 有形固定資産		
建物	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	-
構築物	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	-
機械装置	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	-
車両運搬具	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	-
工具機具備品	-	
減価償却累計額	-	
減損損失累計額	-	-
土地		-
建設仮勘定		-
その他の有形固定資産		-
有形固定資産合計		-
2 無形固定資産		
特許権	-	
借地権	-	
ソフトウェア	-	
電話加入権	-	
著作権	-	
その他の無形固定資産	-	-
無形固定資産合計		-
3 投資その他の資産		
投資有価証券	-	
長期前払費用	-	
長期性預金	-	
その他の長期資産	-	-
計	-	
固定資産合計		-
資産合計		-

負債の部

I 流動負債

運 営 費 交 付 金 債 務	-	
預 り 施 設 費	-	
預 り 補 助 金	-	
預 り 寄 附 金	-	
短 期 借 入 金	-	
買 掛 金	-	
未 払 金	-	
未 払 費 用	-	
前 受 り 金	-	
預 り 金	-	
前 受 収 益	-	
引 当 金	-	
仮 受 金	-	
そ の 他 の 流 動 負 債	-	
流 動 負 債 合 計	-	-

II 固定負債

資 産 見 返 負 債		
資 産 見 返 運 営 費 交 付 金	-	
資 産 見 返 寄 附 金	-	
資 産 見 返 物 品 受 贈 額	-	
建 設 仮 勘 定 見 返 施 設 費	-	-
長 期 預 り 寄 附 金	-	
長 期 借 入 金	-	
引 当 金	-	
長 期 未 払 金	-	
そ の 他 の 固 定 負 債	-	
固 定 負 債 合 計	-	-

負 債 合 計 -

資本の部

I 資本金

政 府 出 資 金	-	
資 本 金 合 計	-	-

II 資本剰余金

資 本 剰 余 金		
施 設 費	-	
目 的 積 立 剰 余 金	-	
運 営 費 交 付 金	-	
寄 付 金	-	
譲 与	-	-
損益外減価償却累計額（一）	-	
損益外減損損失累計額（一）	-	
資本剰余金合計	-	-

III 利益剰余金（又は繰越欠損金）

前中期目標期間繰越積立金	-	
目 的 積 立 金	-	
積 立 金	-	
当 期 未 処 分 利 益	-	
（又は当期末処理損失）	-	
（内当期総利益（又は当期総損失） 千円）	-	
利益剰余金（又は繰越欠損金）合計	-	-

資 本 合 計 -

負 債 資 本 合 計 -

（注記事項）

運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積り額は

千円

損 益 計 算 書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

(単位：千円)

経常費用			
業務経費			
人件費	-		
減価償却費	-		
一般研究経費	-		
特別研究経費	-		
研修・講習事業経費	-		
情報・普及事業経費	-		
教育相談事業経費	-		
国際協力研究経費	-	-	
一般管理費			
人件費	-		
減価償却費	-		
管理経費	-	-	
財務費用			
支払利息	-		
その他	-	-	
雑損		-	
経常費用合計			-
経常収益			
運営費交付金収益		-	
資産貸付収入		-	
文献複写料収入		-	
国からの受託収入		-	
国以外からの受託収入		-	
補助金収益		-	
寄附金収益		-	
施設費収益		-	
資産見返負債戻入		-	
資産見返運営費交付金戻入	-		
資産見返寄付金戻入	-		
資産見返物品受贈額戻入	-	-	
物品受贈益		-	
財務収益			
受取利息	-		
その他	-	-	
雑益		-	
経常収益合計			-
経常利益			-
臨時損失			
固定資産除却損		-	
災害損失		-	
過年度消耗品費			
減損損失		-	-
臨時利益			
還付消費税等		-	
固定資産売却益		-	
過年度物品受贈益			
その他の		-	-
当期純利益			-
目的積立金取崩額			-
当期総利益			-

別記第3号様式

キャッシュ・フロー計算書

(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

(単位：千円)

I 業務活動によるキャッシュ・フロー		
原材料、商品又はサービスの購入による支出		-XXX
人件費支出		-XXX
その他の業務支出		-XXX
運営費交付金収入		XXX
国以外からの受託収入		XXX
寄付金収入		XXX
補助金収入		XXX
資産貸付収入		XXX
文献複写料収入		XXX
その他の業務収入		XXX
小 計		XXX
利息の受取額		XXX
利息の支払額		-XXX
国庫納付金の支払額		-XXX
業務活動によるキャッシュ・フロー		XXX
II 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		-XXX
有価証券の売却による収入		XXX
有形固定資産の取得による支出		-XXX
有形固定資産の売却による収入		XXX
施設費による収入		XXX
施設費の清算による返還金の支出		-XXX
投資活動によるキャッシュ・フロー		XXX
III 財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の返済による支出		-XXX
短期借入れによる収入		XXX
金銭出資の受入による収入		XXX
財務活動によるキャッシュ・フロー		XXX
IV 資金に係る換算差額		XXX
V 資金増加額		XXX
VI 資金期首残高		XXX
VII 資金期末残高		XXX

(注記事項)

- (1) 資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳
現金及び預金勘定 xxx 千円
- (2) 重要な非資金取引
現物出資等の受入による資産の取得
- | | |
|-----|--------|
| 土地 | xxx 千円 |
| 建物 | xxx 千円 |
| その他 | xxx 千円 |

別記第4号様式

利益の処分に関する書類

(平成〇〇年〇月〇日)

(単位：千円)

I	当期未処分利益				-
	当期総利益		-		
	前期繰越欠損金	-			
II	利益処分数額				
	積立金		-		
	独立行政法人通則法 第44条第3項により 主務大臣の承認を受けた額				
	A 目的積立金	-			
	B 目的積立金	-	-		-

損失の処理に関する書類

(平成〇〇年〇月〇日)

(単位：千円)

I	当期未処理損失				-
	当期総損失 (当期総利益)	-		-	
	前期繰越欠損金	-			
II	損失処理額				
	目的積立金取崩額	-			
	積立金取崩額	-			-
III	次期繰越欠損金				-

別記第5号様式

行政サービス実施コスト計算書
(平成〇〇年4月1日～平成〇〇年3月31日)

(単位：千円)

I	業務費用			-
	業務経費	-		
	一般管理費	-		
	財務費用	-		
	固定資産売却損	-		
	雑損	-	-	
	(控除)			
	国からの受託収入	-		
	寄付金収益	-		
	財務収益	-		
	資産貸付収入	-		
	文献複写料収入	-		
	資産見返寄付金戻入	-		
	その他の収入	-	-	
II	損益外減価償却相当額			-
III	損益外減損損失相当額			-
IV	引当外退職手当増加見積額			-
V	機会費用			
	国有財産無償使用の機会費用	-		
	政府出資等の機会費用	-		-
VI	(控除)			
	国庫納付額			-
VII	行政サービス実施コスト			-

(注記事項)
機会費用の計算方法
政府出資等の機会費用の計算利率については、国債の利回り及び昨今の市場情勢を勘案し、 %としている。

別記第6号様式

その 1

固定資産の取得及び処分並びに減価償却費（「第86特定の償却資産の減価に係る会計処理」による損益外減価償却相当額も含む）の明細

(単位：千円)

[illegible]

その 2

たな卸資産の明細

(単位：千円)

種 類	期首 残高	当期増加額		当期減少額		期末残高	摘要
		当期購入・ 製造・振替	そ の 他	払 出 ・ 振 替	そ の 他		

その 3

有価証券の明細

①流動資産として計上された有価証券

(単位：千円)

売買目的 有価証券	銘柄	取得価格	時価	貸借対照 表計上額	当期損益に含 まれた評価損益	摘 要
	計					
満期保有目的 債券	種類及び銘柄	取得価格	券面総額	貸借対照 表計上額	当期費用に含 まれた評価差額	摘 要
	計					
貸借対照表 計上額合計						

その 4

②投資その他の資産として計上された有価証券

(単位：千円)

満期保有目的 債券	種類及び 銘柄	取得価格	券面総額	貸借対照 表計上額	当期費用に含 まれた評価差額	摘 要	
	計						
関係株式会社	銘柄	取得価格	純資産に持 分割合を乗 じた価格	貸借対照 表計上額	当期費用に含 まれた評価差額	摘 要	
	計						
その他有価証券	種類及び 銘柄	取得価格	時価	貸借対照 表計上額	当期費用に含 まれた評価差額	その他有価 証券評価差 額	摘要
	計						
貸借対照表 計上額合計							

その 5

資本金及び資本剰余金の明細及び増減

(単位：千円)

区 分		期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
資 本 金	政府出資金					
	計					
資 本 剰 余 金	無償譲与					
	施設費					
	その他					
	計					
	損益外減価償却 累計額					
	損益外減損損失 累計額					
	差引計					

その 6

積立金等の明細及び目的積立金の取崩し額の明細

①積立金の明細

(単位：千円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	摘 要
通則法 4 4 条 1 項積立金					
通則法 4 4 条 3 項積立金					

②目的積立金の取崩し額の明細

(単位：千円)

区 分		金 額	摘 要
目 的 積 立 金 取 崩 額			
	計		
そ の 他			
	計		

その7

運営費交付金債務及び当期振替額等の明細

(1) 運営費交付金債務

(単位：千円)

交付年度	期首残高	交付金当期額	当期振替額				期末残高
			運営費交付金収益	資産見返運営費交付金	資本剰余金	小計	
〇〇年度							
合 計							

(2) 運営費交付金債務の当期振替額の明細

(単位：千円)

区分		金額	内訳
成果進行基準による振替額	運営費交付金収益		
	資産見返運営費交付金		
	資本剰余金		
	計		
期間進行基準による振替額	運営費交付金収益		
	資産見返運営費交付金		
	資本剰余金		
	計		
費用進行基準による振替額	運営費交付金収益		
	資産見返運営費交付金		
	資本剰余金		
	計		
会計基準第80第3項による振替額			
合 計			

(3) 運営費交付金債務残高の明細

(単位：千円)

交付年度	運営費交付金債務残高	内訳
〇〇年度	成果進行基準を採用した業務に係る分	
	期間進行基準を採用した業務に係る分	
	費用進行基準を採用した業務に係る分	
	計	

その 8

国等からの財源措置の明細

①施設費の明細

(単位：千円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳			摘 要
		建設仮勘定 見返施設費	資本剰余金	その他	
計					

②補助金等の明細

(単位：千円)

区 分	当期交付額	左の会計処理内訳					摘 要
		建設仮勘定 補助金等	資産見返 補助金等	資本剰余金	長期預り 補助金等	収益計上	
計							

その 9

役員及び職員の給与費の明細

区 分	報酬又は給与		退職給付	
	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員
役 員	千円 ()	名 ()	千円 ()	名 ()
職 員	千円 ()	名 ()	千円 ()	名 ()
合 計	千円 ()	名 ()	千円 ()	名 ()

別記第 7 号様式

○中期計画予算

(単位：百万円)	
区 分	金 額
収 入	
計	
支 出	
計	

[運営費交付金の算定ルール]

[注記]

別記第 8 号様式

施 設 ・ 設 備 に 関 す る 計 画

施設・設備の内容	予定額（千円）	財 源

別記第9号様式

平成 年度～平成 年度収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
経常費用	
財務費用	
臨時損失	
収益の部	
運営費交付金収益	
資産見返負債戻入	
臨時利益	
純利益	
目的積立金取崩額	
総利益	

別記第 1 0 号様式

平成 年度～平成 年度資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	
投資活動による支出	
財務活動による支出	
翌年度への繰越金	
資金収入	
業務活動による収入	
投資活動による収入	
施設費による収入	
その他の収入	
財務活動による収入	
前年度よりの繰越金	

別記第11号様式

收入（支出・振替）伝票

會計区分：

プロジェクト:

伝 票 NO

起 票	年 月 日	収入（支出・振替） 確印	契約担当役	出納命令役	出納専門役	監査員	起 票
完了年月日	年 月 日						
※収入（支出・確認）	年 月 日						
小切手（請求書）番号							

(単位：円)

借方科目	借方金額	貸方科目	貸方金額	摘 要
借方合計		貸方合計		

※欄は、収入伝票にあっては、収入年月日、支出伝票にあっては支出年月日、振替伝票にあっては確認年月日を記載するものとし、出納専門役の認印を押す。

別記第12号様式

仕 訳 帳

(単位：円)

[illegible]

帳 元 定 勘 総

勘定科目名

(単位：円)

[illegible]

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計細則

平成13年4月2日
制 定

平成15年 2月14日改正
平成16年 3月31日改正
平成18年 4月 1日改正
平成18年10月 1日改正
平成19年 2月 1日改正
平成19年 3月30日改正
平成20年 2月29日改正
平成20年 7月30日改正
平成20年12月 1日改正
平成21年 3月31日改正
平成21年11月 1日改正
平成22年 3月31日改正
平成23年 4月 1日改正
平成24年 3月30日改正
平成25年 3月29日改正

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 会計職員（第3条～第7条）
- 第3章 資産保管金庫の管守（第8条～第11条）
- 第4章 予算（第12条）
- 第5章 取引及び出納（第13条～第22条）
- 第6章 寄附金（第23条～第27条）
- 第7章 契約
 - 第1節 総則（第28条～第30条）
 - 第2節 競争参加者の資格（第31条～第34条）
 - 第3節 公告及び競争（第35条～第52条）
 - 第4節 落札者の決定（第53条～第56条）
 - 第5節 随意契約（第57条・第58条）
 - 第6節 契約の締結（第59条～第66条）
 - 第7節 監督及び検査（第67条～第71条）
 - 第8節 代価の納入及び支払（第72条～第77条）
 - 第9節 物品の機種選定（第78条～第82条）
 - 第10節 仕様の策定（第83条～第85条）
 - 第11節 技術審査（第86条～第88条）
- 第8章 決算（第89条～第92条）
- 第9章 監査（第93条～第97条）
- 第10章 雑則（第98条・第99条）
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所会計規程（平成13年4月2日制定。以下「会計規程」という。）の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(収入支出の年度所属区分)

第2条 会計規程第6条に規定する「その原因となる事実の発生した日を決定し難い場合」は、次の日を基準として年度所属を区分する。

- 一 電話料、後納郵便料、電気料、ガス料及び水道料について、その利用期間が明らかでない場合には、その支払いの請求のあった日の属する年度とする。
- 二 前号に該当しないもので、事業年度末をもって債権、債務の額の確定が困難なものについては、支払をした日の属する年度又は収納した日の属する年度とする。

第2章 会計職員

(契約担当役代理)

第3条 会計規程第7条第3項の規定により契約事務を代理させることができるのは、理事長に事故がある場合に限るものとし、契約担当役代理として指定する職は理事とする。

(会計職員及び代理)

第4条 会計規程第8条から第11条に規定する会計職員及び同規程第12条に規定する会計職員の代理に関する事務を別表第1から第4に定めるとおり任命し又は代理させる。

(契約担当役の補助者)

第5条 会計規程第7条第4項の規定により契約担当役補助者を別表第5に定めるとおり任命する。

(出納専門役の補助者)

第6条 会計規程第9条第2項の規定により出納専門役の補助者に関する事務を別表6に定めるとおり任命する。

(事務引継ぎ)

第7条 会計職員の事務を担当する者が交替したときは、前任者は速やかに、後任者に事務の引継ぎを行わなければならない。

- 2 前項の事務の引継ぎを行う場合には、前任者異動の前日をもって帳簿を締切り、引継ぐべき帳簿及び関係書類の名称、件数、引継日その他必要な事項を記載した引継書を2部作成し、後任者とともに記名捺印し、うち、1部を当該引継物件に添えて後任者に引継ぐものとする。ただし、前任者に事故があつて引継ぎの事務ができないときは、後任者のみで引継ぎの事務を行うことができる。
- 3 出納専門役は前項の規定によるほか、帳簿の締切りをした日における現金・預金残高調書、有価証券残高調書、取引金融機関の預金現在高証明書及び金融機関又は証券会社の有価証券残高証明書を引継書に添付し、帳簿との照合・確認をしたときは、それぞれの末尾余白に引継年

月日を記入し、記名捺印しなければならない。

- 4 事務の引継ぎを終ったときは、後任者は事務引継ぎ報告書を理事長に提出しなければならない。

第3章 資産保管金庫の管守

（金庫の管守）

第8条 会計規程第20条に規定する、嚴重な鍵のかかる容器（以下「金庫」という。）を、安全かつ確実に管守するために、金庫の管守を行うべき者（以下「管守責任者」という。）及び管守責任者に事故ある場合の管守責任者代理について、別表7のとおり定める。

- 2 管守責任者（代理を含む。以下同じ。）は金庫の内部を整理、整頓し、常に安全確実に、善良な管理者の注意をもって管守しなければならない。

（鍵の保管）

第9条 金庫の鍵は、管守責任者が保管し、開閉は管守責任者が自ら行わなければならない。

（交替時の引継ぎ）

第10条 管守責任者が交替するときは、前任管守責任者はその保管に係る金庫の鍵・記号等を、後任の管守責任者に引き継ぐものとする。

（事故発見時の措置）

第11条 管守責任者は、その管守に係る金庫又は金庫に保管中のものに異常又は事故あることを発見したときは、現状をそのままに維持して直ちに出納命令役を経由して理事長に報告し、その指示に従わなければならない。

第4章 予算

（実行予算の配分）

第12条 出納専門役は、毎事業年度当初に、当該年度の実行予算配分案を作成し、出納命令役の意見を添えて理事長の承認を受けなければならない。

第5章 取引及び出納

（預金口座）

第13条 金融機関との取引を開始又は廃止しようとするときは、その事由並びに金融機関店名、口座種別及び口座名義を明記して、理事長の決裁を受けなければならない。

（残高照合）

第14条 出納専門役は、現金現在高について毎日出納を終了したときに現金出納簿の残高と照合し、また預金現在高については、毎年度末に取引金融機関から預金残高証明書等を徴するなどして、元帳の残高と照合しなければならない。

- 2 前項の預金現在高の照合にあたって不突合があるときは、その理由及び金額等を明らかにしなければならない。

(支払方法)

第15条 出納専門役は、法令・契約等に定めのある場合を除き、特定の日を支払日と定めることができる。

(小切手の振出)

第16条 出納専門役は、小切手で支払いを行うときは取引金融機関の当座預金残高を調査のうえ、次の各号に掲げるところにより、預金残高の範囲内で、当該小切手を振出して交付するものとする。

- 一 小切手は、原則として横線引きとすること。ただし、受領者が希望し、かつ、業務上支障がないと認められるときは、持参人払式とすることができる。
 - 二 小切手帳は、1冊あて番号順に使用すること。
 - 三 小切手の券面金額は、印字機を用いて、アラビア数字により表示すること。
 - 四 小切手の券面額は訂正してはならないこと。
 - 五 小切手の券面額以外の記載事項を訂正するには、その訂正を要する部分に＝線を引き、その上部または、右側に正書し、かつ、当該訂正箇所の上方の余白に訂正した旨、及び訂正した文字の数を記載して出納専門役の印を押さなければならないこと。
 - 六 小切手の振出年月日の記載、押印及び切り離しは、当該小切手を受領者に交付するときに行うこと。
 - 七 書損等により小切手を廃棄するときは、当該小切手に斜線を朱書したうえ「廃棄」と記載し、そのまま小切手帳に残しておくこと。
 - 八 使用済小切手帳は一連番号を付して、5年間保存すること。
- 2 出納専門役は、使用小切手帳が不用になったときは、当該小切手帳の未使用用紙を速やかに取引金融機関に返還して領収証書を受け取り、原符とともに保存しておくものとする。

(期限経過後の小切手)

第17条 出納専門役は、振り出した小切手が振り出した日から起算して1年を経過後で未払のもの（以下「期限経過小切手」という。）があるときは、支払銀行に支払委託の取消しを依頼しなければならない。

- 2 出納専門役は、期限経過小切手について、その振出年月日、小切手番号、券面金額、受領者、支払銀行その他必要な事項を記載した書類を作成し、出納命令役に通知しなければならない。
- 3 出納命令役は、前項の通知があったときは、預り金として整理しなければならない。
- 4 出納専門役は、期限経過小切手について当該小切手の受領者から小切手法（昭和8年法律第57号）第72条に定める利得償還の請求があったときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。
 - 一 利得償還請求書
 - 二 期限経過小切手
 - 三 その他必要な書類

(事故小切手の処理)

第18条 出納専門役は、振り出した小切手について紛失、盗難等のため小切手の受領者から支払停止手続の要請があったときは、直ちに支払銀行に対して支払の停止を依頼しなければならない。

- 2 出納専門役は、事故小切手についてその振出年月日、小切手番号、受領者、支払銀行その他必要な事項を記載した書類を作成し、出納命令役に通知しなければならない。
- 3 出納命令役は、前項の通知があったときは、前条第3項の規定に準じて処理するものとする。
- 4 出納専門役は、第1項の支払停止手続の要請があったときは、速やかに小切手の受領者に事故届及び当該事故について警察署に届け出たことを証する書類を提出させなければならない。
- 5 出納専門役は、事故小切手について、当該事故小切手の受領者から利得償還の請求があったときは、次の各号に掲げる書類を提出させなければならない。
 - 一 利得償還請求書
 - 二 除権判決の正本
 - 三 その他必要な書類

(利得の償還)

第19条 出納命令役は、利得償還を行うときは、期限経過小切手及び事故小切手の振出しが前事業年度以前の支出に係るものは、当該事業年度の支出金の支出として整理するものとする。

(証拠書)

第20条 証拠書とは、伝票、契約書（請書）、請求書、領収証書、検収書その他取引の事実を立証するに足るものをいう。

(証拠書の取扱い)

第21条 証拠書の取扱いについては、特に次の事項に留意しなければならない。

- 一 領収証書の金額、摘要及び日付の確認を行うこと。
 - 二 領収証書の住所、氏名及び印鑑を請求書と照合し確認を行うこと。ただし、受領者が外国人であるときは、受領者の署名をもって押印に代えることができる。
 - 三 証拠書は金額数字は、訂正しないこと。ただし、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所旅費規程（平成13年4月2日制定）第5条別紙様式の旅行命令・依頼書及び同規程第12条別紙旅費計算・精算書については、同条第5項の規定により訂正できるものとする。また、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所交通費支給基準（平成13年4月2日制定）第5条別紙様式交通費命令簿及び交通費請求書についても、同基準第5条第2項により訂正できるものとする。
 - 四 伝票は、契約書、請求書、その他の関係書類に基づいて作成し、勘定科目、金額その他取引の内容を明らかにした事項及び予算科目を明瞭に記載のうえ、合計欄の金額の頭にその国の通貨の呼称単位を記入すること。
 - 五 証拠書は原本に限ること。ただし、原本によりがたいときは、証明責任者が原本と相違ない旨を証明した謄本をとってこれにかえることができる。
 - 六 外国文で記載した証拠書及びその付属書類には訳文を添付すること。
 - 七 外国通貨を基礎とし、又は外国通貨で収支したものは、換算に関する書類を証拠書に添付すること。
- 2 伝票の誤記を訂正するときは、次の各号に掲げるところによる。
- 一 決裁済の勘定科目及び勘定科目相互間の金額の訂正は、振替伝票を発行して行うものとし、摘要欄に訂正の理由、訂正すべき伝票の日付及び番号等を記載しなければならない。
 - 二 前号以外の記載事項の訂正を行うときは、＝線をもって抹消し、作成者が押印をした上、その上方に正当な字句又は数字を記載しなければならない。

(証拠書の保管)

第22条 証拠書は、日付順、番号順に編さんして出納専門役が保管しなければならない。ただし、別に指定するものについては、この限りでない。

第6章 寄附金

(寄附金の受入)

第23条 理事長は、次に掲げる寄附金については、これを受け入れるものとする。

- 一 研究所の中期計画に定める業務に要する経費
 - 二 その他特別支援教育の振興を図ることに要する経費
- 2 理事長は、寄附金を受け入れようとする場合には、別紙第1号様式による寄附申出書により、その申し出でを受けるものとする。
- 3 理事長は、前項の申出について適当であると認めたときは、別紙第2号様式による寄附受入書を、当該申出者に送付するものとする。

(寄附金受入の制限)

第24条 理事長は、次に掲げる条件が付されているものは、受け入れることができない。

- 一 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
- 二 寄附金による研究の結果得られた特許権、実用新案権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、または使用させること。
- 三 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこととされていること。
- 四 その他、理事長が特に支障があると認める条件。

(研究助成金等)

第25条 研究関係公益法人等から研究所の研究者個人に助成金等が供与された場合、助成等の趣旨が当該研究者の職務上の教育、研究を援助しようとするものであれば、原則として当該研究者が改めて研究所に用途特定寄附金として寄附するものとする。

(寄附金の使途およびその変更)

第26条 寄附金は、寄附の目的に従い使用しなければならない。ただし、寄附目的が達せられ、その残額が1千円未満の少額である場合には、第23条に規定する他の目的に使用することができる。

(寄附金の経理)

第27条 寄附金の経理は、この細則に定めるもののほか、会計規程、その他研究所の関係規程により、適切に経理しなければならない。

- 2 寄附金は、寄附金別受払簿を備え、寄附金毎に所要の事項を記載して整理しなければならない。

第7章 契約

第1節 総則

(WTO 政府調達協定)

第 28 条 産品及びサービスの調達に際しては、WTO 政府調達の協定の手続に則って行うものとする。

2 前項の協定に基づく義務を確保するために、同協定に適合した実施基準を別に定める。

第 29 条 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「研究所」という。）の契約に関しては、会計規程及びこの細則に定めるところに抵触しない限りにおいて、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成 13 年文部科学省訓令第 22 号）を準用するものとする。

(契約伺の作成)

第 30 条 会計規程第 51 条又は第 52 条により競争契約に付そうとするとき、又は契約書の作成を省略しないで契約を締結する場合には、契約伺（別紙第 3 号様式）を作成し契約担当役の承認を得るものとする。

第 2 節 競争参加者の資格

(競争に参加させることができない者)

第 31 条 契約担当役及び契約担当役代理（以下「契約担当役等」という。）は、売買、賃借、請負その他の契約につき会計規程第 51 条及び第 52 条に規定する競争に付するときは特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 前項に規定する特別の理由がある場合とは、被保佐人、被補助人及び未成年者で必要な同意を得ている場合、又は特に軽微な契約（民法第 9 条但し書きに規定する行為）である場合とする。

(競争に参加させないことができる者)

第 32 条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げたとき。

五 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。

六 この項（この号を除く）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(競争参加者の資格)

第33条 契約担当役等は、契約の種類ごとに、その金額に応じて、会計規程第51条に規程する一般競争及び同規程第52条に規定する指名競争に参加する者に必要な資格を定めることができる。

2 契約担当役は、前項の規定により資格を定めた場合においては、その定めるところにより、定期に又は随時に、一般競争又は指名競争に参加しようとする者の申請をまって、その者が当該資格を有するかどうかを審査しなければならない。

3 契約担当役は、第1項の規定により資格を定めた場合においては、その資格を有する者の名簿を作成するものとする。

(指名の基準)

第34条 契約担当役等が、前条に規定する有資格者のうちから競争に参加する者を指名する場合の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ契約の履行がなされない恐れがないと認められる者であること。

二 当該指名競争に付する契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定により官公署等の許可又は認可等を必要とするものにあつては、当該許可又は認可等を受けている者であること。

三 特殊な工事等の契約を指名競争に付する場合において、その工事等の施行又は供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。

四 指名競争に付する工事等の履行期限又は履行場所等により当該工事等に原材料、労務、その他を容易に調達して施行しうる者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付することが契約上有利と認める場合において、当該調達をして施行することが可能な者又は当該一定地域にある者であること。

五 工事等の契約について、その性質上特殊な技術、機械器具又は生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては当該技術、機械器具又は生産設備等を有する者であること。

六 輸入に係る物品の購入契約において当該物品等に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。

第3節 公告及び競争

(入札の公告)

第35条 契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

(入札について公告する事項)

第36条 前条の規定による公告は、次に掲げる事項についてするものとする。

一 競争入札に付する事項

二 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

三 入札説明日時及び契約条項を示す場所

四 競争執行の場所及び日時

五 入札保証金及び契約保証金に関する事項

六 入札の無効に関する事項

- 七 契約書の作成の要否
- 八 その他必要と認める事項

(入札の無効)

第37条 契約担当役等は、第35条の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

(指名競争参加者への指名通知)

第38条 契約担当役等は、指名競争に付するときは、第36条第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項をその指名する者に書面をもって通知しなければならない。

2 前条の規定は、前項の指名通知の場合に準用する。

(入札説明書)

第39条 契約担当役等は、入札の方法により競争に付そうとするときは、次に掲げる事項を記載した入札説明書を作成し競争に参加する者に対して交付するものとする。

- 一 契約担当役等名
 - 二 調達件名
 - 三 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - 四 競争参加資格に関する事項
 - 五 会計規程第57条に規定する事項
 - 六 第40条、第43条から第45条、第48条から第54条規定する事項に関すること。
 - 七 その他契約担当役等が必要と認める事項
- 2 前項の入札説明書には、仕様書、図面、契約書（案）、入札書（別紙第4号様式）、委任状の書式例、その他必要と認めるものを添付するものとする。

(入札説明会等)

第40条 入札公告、指名通知及び入札説明書等で示した契約の内容、入札条件等で書面に記載することが難しい事項、錯誤の生じるおそれのある事項等について、補足説明をする必要があると認める場合には、入札説明会若しくは現場説明会を開催することができる。

2 契約担当役等は、建設工事の場合において、現場説明会に参加しない者については、適正な契約の履行を確保するため入札に参加させないことができる。

(入札前の確認等)

第41条 契約担当役等は、入札を執行するにあたり、事前に、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 競争参加者の資格の有無
- 二 代理人による入札のときは、委任状を提出させ代理の事実を確認する。
- 三 入札保証金の納付又は代納担保の提供を条件としているときは、これを証する保管書又は受領書

(入札の執行)

第42条 契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、競争参加者又はその代理人（以

下「競争参加者等」という。)より別紙様式4による入札書を提出させなければならない。

(入札書の引き換え等の禁止)

第43条 入札を行う場合において、競争参加者等をして、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをさせてはならない。

(入札書の訂正)

第44条 契約担当役等は、あらかじめ入札説明書において、競争参加者等に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争参加者等が押印しておかなければならないことを周知させておかなければならない。

(代理人による入札)

第45条 契約担当役等は、代理人が入札するときは、あらかじめ競争参加者等から代理委任状を提出させなければならない。

(予定価格調書)

第46条 会計規程第56条に規定する予定価格調書は、封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。

2 予定価格は、公共工事に係るもの以外は契約の相手方が決定した後においても原則として公表しない。

(予定価格の決定)

第47条 予定価格は競争に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価をもってその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需要の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

(開札)

第48条 契約担当役等は、公告に示した競争執行の場所及び日時に、競争参加者等を立ち会わせて開札しなければならない。この場合において、競争参加者等が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員を立ち会わせなければならない。

(入札場の入退場の制限)

第49条 契約担当役等は、競争参加者等、入札執行事務に関係ある職員（以下「入札関係職員」という。）及び前条に規定する立会い職員以外の者を、入札場に入場させてはならない。

2 契約担当役等は、入札開始時刻以後においては、競争参加者等を入札場に入場させてはならない。

3 契約担当役等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、いったん入場した者の退場を許してはならない。

(入札の取り止め等)

第50条 契約担当役等は、競争参加者等が相連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、

入札を公正に執行することが認められないときは、当該競争参加者等を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

（無効の入札書）

第51条 契約担当役等は、次の各号の一に該当する入札書は、これを無効なものとして処理しなければならない。

- 一 入札公告及び入札説明書に示した競争に参加する資格のない者の提出した入札書
- 二 調達件名及び入札金額のないもの
- 三 競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- 四 代理人が入札する場合は、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く）
- 五 調達件名に重大な誤りがあるもの
- 六 入札金額の記載が不明確のもの
- 七 入札金額の記載を訂正したもので、その訂正について印の押していないもの
- 八 入札公告及び入札説明書に示した競争参加者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- 九 その他入札に関する条件に違反した入札書

（再度入札）

第52条 契約担当役等は、開札をした場合において、競争参加者等の入札のうち予定価格の範囲内での入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができる。

第4節 落札者の決定等

（落札者の決定）

第53条 契約担当役等は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該競争参加者等にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 前項の場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせることができる。

（最低価格の入札者の調査）

第54条 予定価格が1,000万円以上の工事契約については、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格が、契約担当役が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下回る入札価格であった場合は、落札決定を留保し、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについて調査しなければならない。

（入札保証金の処理）

第55条 入札保証金は落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし落札者の納付に係るものは契約締結後に返還するものとする。

- 2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出でによりこれを契約保証金に充てることができる。
- 3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは研究所に帰属させるものとし、契約担当役等は、その旨を公告等をもってあらかじめ定めておかなければならない。

(再度公告入札の公告期間)

第56条 契約担当役等は、競争参加者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第35条の公告の期間を5日までに短縮することができる。

第5節 随意契約

(分割契約)

第57条 契約担当役等は、会計規程第53条第1項第13号及び第14号に定めるところにより随意契約によろうとする場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約をすることができる。

(見積書の徴取)

第58条 契約担当役等は、随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

第6節 契約の締結

(契約書の記載事項)

第59条 会計規程第58条に規定する契約書には、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。

- 一 契約履行の場所
- 二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- 三 再委託の禁止
- 四 監督及び検査
- 五 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- 六 危険負担
- 七 かし担保責任
- 八 契約に関する紛争の解決方法
- 九 その他必要な事項

2 前項第3号に該当する契約は、随意契約による試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等の委託契約（予定価格が100万円を超えないものを除く）とし、次の各号に定める措置を講じなければならない。

- 一 委託契約の相手方が契約を履行するに当たって、委託契約の全部を一括して第三者に委託することを禁止しなければならない。
- 二 委託契約の相手方が再委託する必要がある場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記

載した書面を契約の相手方に提出させ、再委託を行う合理的理由、再委託の相手方が再委託される業務を履行する能力、その他必要と認められる事項について審査し、適当と認められる場合に承認を行うものとする。また、再委託に関する書面に記載された事項について、変更がある場合には、委託契約の相手方に遅滞なく変更の届出を提出させ、同様に審査及び承認を行うものとする。

三 再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した書面を委託契約の相手方に提出させることにより、委託契約に係る履行体制の把握に努めるものとする。また、委託契約の適正な確保のために必要があると認めるときは、委託契約の相手方に対し、報告を求める等必要な措置を講じるものとする。

3 競争契約による再委託の措置については、契約締結後に契約の相手方が再委託しようとする場合には、事前に再委託の相手方等について書面により提出させ、審査及び承認を行うものとする。

（請書の記載事項）

第60条 会計規程第58条第2項に規定する請書は、別紙第5号様式によるものとする。

（請書等の徴収の省略）

第61条 会計規程第58条第2項に規定する「特に軽微な契約」とは、次の各号に定めるものとし、この契約に関しては請書等の徴収を省略することができる。ただし、契約担当役等が契約の適正な履行を確保するために、請書等の徴収が必要と判断するものについては、この限りではない。

- 一 物品供給契約
- 二 物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の相手方に継続的、反復的給付を求める契約で100万円を超えない契約

（契約保証金の処理）

第62条 契約保証金は、これを納付したものが契約上の義務を履行しないときは、研究所に帰属するものとする。

2 契約担当役等は、契約の相手方が契約を履行した後に契約保証金を返還するものとする。

（工事請負契約における契約保証金）

第63条 工事請負契約における契約保証金は、請負代金額が1,000万円以上の場合に納めさせるものとする。

2 会計規程第59条に規定する契約保証金に、1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

（リース契約）

第64条 リース契約期間が、中期計画期間を超える場合には、中期計画において明らかにされていなければならない。

（複数年契約）

第65条 契約担当役等は、継続して行う財産の買い入れ及びその他の契約について、経済性を

総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、必要に応じて契約期間が複数の年度にわたる契約をすることができる。

（契約内容の公表）

第66条 会計規程第51条に規定する一般競争及び会計規程第52条に規定する指名競争、又は、会計規程第53条第1項に規定する随意契約で契約金額が各号の基準額を超える契約については、契約書作成後、次に掲げる事項を研究所ホームページ上に掲載し公表するものとする。ただし、工事契約に係る公表については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及びこれに基づく政令等によるものとし、公表は文部科学省のインターネット公表システムを利用するものとする。

- 一 契約に係る工事・物品・役務等の名称及び数量
- 二 契約担当役の氏名及び履行場所
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 契約金額
- 六 契約条項
- 七 会計規程第53条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する随意契約の場合はその理由
- 八 その他必要な事項

第7節 監督及び検査

（監督職員の一般的職務）

第67条 契約担当役等、契約担当役等から監督を命ぜられた補助者又は監督を委託された者（以下「監督職員」という。）は、必要があるときは、工事製造その他についての請負契約に係る仕様書及び設計書に基き当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 監督職員は、必要があるときは、請負契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をするものとする。
- 3 監督職員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。

（監督職員の報告）

第68条 監督職員は、契約担当役等と緊密に連絡するとともに、契約担当役等の要求に基き又は随時に、監督の実施についての報告をしなければならない。

（検査職員の一般的職務）

第69条 契約担当役等、契約担当役等から検査を命ぜられた補助者又は検査を委託された者（以下「検査職員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基き、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査職員は請負契約以外の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書

類に基き、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。

- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 4 検査職員は前3項の検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載して契約担当役等に提出するものとする。

(検査の時期)

第70条 検査の時期は、契約担当役等が相手方から給付を終了した旨の通知を受けた日から14日以内にしなければならない。

(検査調書の省略)

第71条 会計規程第64条に規定する検査調書の作成を省略できる場合は、請負契約又は物件の買入その他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものとする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

第8節 代価の納入及び支払

(代価の納入)

- 第72条 契約担当役等は物件を売却し、貸付又は使用させようとする場合において徴収すべき代価があるときは、当該物件の引き渡し前又は使用開始前にその代価を納入させることを約定しなければならない。ただしやむを得ない事情があるときは、相当の期間を定め分割して納入させることを約定することができる。
- 2 契約担当役等は契約の性質上前項の規定により難しいときは、物件の引渡し後又は使用開始後にその代価を納入させることを約定することができる。

(代価の支払)

- 第73条 契約担当役等は、検査を完了し、契約の適正な履行及び完了を確認した後に契約の相手方から適正な請求書を受理した日から40日以内に支払うものとする。
- 2 契約担当役等は契約の性質上前項の期間内に代価を支払うことが不相当と認められるときは、別に支払い期間を約定することができる。

(工事請負契約の前払金)

- 第74条 工事請負契約締結時にあらかじめ特約した場合における工事請負者は、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とし、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年6月12日法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を契約担当役に寄託して、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを工事請負代金前払金請求書により契約担当役に請求することができる。
- 2 前項の規定する前払金の特約ができるのは、請負代金額が300万円以上で、工期が3ヶ月以上の工事とする。

(中間前払金)

第75条 工事請負契約の代金額が1,000万円以上で、かつ、工期が150日以上の場合において、前条第1項の規定により前払金の支払を受けた工事請負者は、同項に定める保証契約を中間前払金について締結し、その保証証書を契約担当役に寄託して、請負代金額の10分の2以内の前払金の支払いを工事請負代金前払金請求書により契約担当役に請求することができる。

2 中間前払金をする際の支払の条件は、次の各号に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- 一 工期の2分の1を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき工事が行われていること。
- 二 工事の進捗額が当該契約額の2分の1以上であること。

(工事請負契約の部分払基準)

第76条 工事請負契約において、部分払を特約する場合の回数の基準は、次の各号に掲げるところによる。

- 一 請負代金額が1億円未満の場合は1回（前払金を除き、最終払いを含む。以下同じ。）
- 二 1億円以上3億円未満の場合は2回
- 三 3億円以上の場合は3回

(遅延利息)

第77条 研究所は、天災地変その他やむを得ない理由による場合を除き、前条の定めにより約定した支払期間を経過して代価を支払うときにおいては、その期間満了の翌日から支払いをする日までの遅滞日数に応じ、その支払金額に対し政府契約の支払遅延の防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）で定める割合で計算した金額を遅延利息として契約の相手方に支払わなければならない。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第9節 物品の機種選定

(機種選定委員会)

第78条 研究所において、購入又は賃借する物品（以下「物品」という。）に関し機種の選定を行う必要がある場合には、選定を適正に行うため、機種選定委員会を置くものとする。

- 2 機種選定委員会の委員は、理事長が委嘱する。
- 3 機種選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長は委員の互選により選出する。
- 4 委員長は委員会を招集し、議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 6 機種選定委員会の庶務は、財務課契約第一係が行う。

(委員会の構成)

第79条 機種選定委員会は、次に掲げる者で3名以上の委員をもって構成する。

- 一 研究所の各部（総務部にあっては各課）（以下「各部等」という。）が共同で使用する物品を選定するときは、当該物品の使用者が所属する各部等の長のうち、理事長が指名する者、

当該物品の使用者で、その所属する各部等の長の推薦により、理事長が指名する者及び使用者の属する各部等の長の推薦による者で、理事長が必要と認めた者で構成する。

- 二 各部等が主に単独で使用する物品を選定するときは、当該物品の使用者が属する各部等の長、当該物品の使用者及び各部等の長からの推薦による者で、理事長が必要と認めた者で構成する。

（委員会の任務）

第80条 委員会は、理事長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査検討し、物品の機種選定を行うものとする。

- 一 物品の仕様、規格及び性能等に関すること。
- 二 類似機器との比較に関すること。
- 三 研究及び事務目的と選定機種との関連に関すること。
- 四 その他必要と認める事項に関すること。

（機種選定の対象）

第81条 機種選定委員会の審議対象は、原則として価格が160万円以上の物品とする。ただし、価格が500万円未満の物品であつて、理事長が委員会に諮問する必要がないと認めた場合は、使用者を含む複数の機種選定者を委嘱し、機種の選定を行わせることができるものとする。

（報告）

第82条 機種選定委員会（前条ただし書きによる場合も含む。）は、物品の機種選定を終了したときは、直ちに機種選定報告書を理事長に提出するものとする。

第10節 仕様の策定

（仕様策定委員会）

第83条 研究所において、大型設備の調達（予定価格が一千万円以上の設備の調達）を行う場合には、その都度、調達しようとする設備（以下「設備」という。）の仕様の策定を行うための組織（以下「仕様策定委員会」という。）を設けるものとする。

- 2 仕様策定委員会の委員は、原則として5名以上の者とする。
- 3 理事長が必要と認めた場合は、他大学等の職員を委員に委嘱することができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得るものとする。
- 4 仕様策定委員会の委員は、理事長が書面により委嘱するものとする。
- 5 仕様策定委員会に、委員の互選により委員長を置く。
- 6 委員長は、仕様策定委員会を招集し、議長となる。
- 7 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が議長となる。
- 8 仕様策定委員会の庶務は、財務課契約第一係が行う。

（仕様策定委員会の任務）

第84条 仕様策定委員会は、仕様の策定にあたり次に掲げる事項について、専門的観点から調査・検討するものとする。

- 一 設備の機能及び性能に関すること。

二 設備に関する関係資料等の収集に関すること。

三 その他仕様の策定に関し必要と認める事項

- 2 仕様策定委員会は、関係資料等の収集に当たって可能な限り多数の供給者から幅広く、かつ公平に行うものとする。
- 3 仕様内容は、研究上の必要性に配慮しつつも可能な限り必要最小限のものとし、競争性が確保されるような仕様を策定するものとする。
- 4 仕様策定委員会により策定された仕様内容原案は、可能な限り多数の供給者に対して、公平に説明会を開くなどにより説明を行い、供給者からの意見を聴取した上で仕様内容を決定するものとする。
- 5 仕様策定委員会は、仕様の策定過程において、研究上の必要性により機種が特定されることが想定される場合には、仕様内容の決定前に、理事長の承認を得るものとする。
- 6 仕様策定委員会は、開催の都度、審議内容についての議事要旨を作成するものとする。

(報 告)

第85条 仕様策定委員会は、仕様を策定したときは、前条第6項の議事要旨を添付して理事長に報告するものとする。

第11節 技術審査

(技術審査職員)

- 第86条 契約担当役等は必要と認める場合には、仕様書により性能、機能、技術等を示して契約の申込みをさせる場合にあたり、その提案に係る仕様が、研究所の要求要件をすべて満たしているか否かの審査を行うため、第5条に規定する者以外の者を技術審査職員に命ずることができるものとする。この場合においては、処理すべき事務の範囲を明らかにした書面を交付するものとする。
- 2 前項の技術審査職員は、会計規程第7条第4項に規定する契約担当役等の補助者とする。
 - 3 契約担当役等が必要と認めた場合は、他大学等の職員に技術審査職員の委任をすることができる。この場合においては、あらかじめ他大学等の長の同意を得るものとする。
 - 4 技術審査を行う者は、第5条に規定する者及び技術審査職員のうち、複数の者とする。
 - 5 技術審査を行う者は仕様策定委員を相兼ねることはできない。

(技術審査を行う者の任務)

- 第87条 技術審査に当たっては、応礼者の説明を十分に聴取して行うものとする。
- 2 技術審査を行う者は、提案仕様の一覧表及び技術審査結果を記録するための技術審査表を作成するものとする。ただし、提案仕様の内容について容易に技術審査できる場合には、一覧表の作成及び技術審査表の作成を省略し、応礼者の提出した回答表をもってかえることができるものとする。
 - 3 技術審査を行う者は、技術審査の結果について報告書を作成し、前項の提案仕様の一覧表を添付の上、契約担当役等に報告するものとする。

(技術審査結果の通知)

第88条 契約担当役等は、技術審査の結果不合格となった応礼者に対しては、理由を付した書面で通知するものとする。

第8章 決算

（減価償却費の処理）

第89条 施設費により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、預り施設費から資本剰余金に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、損益計算上の費用には計上せず、損益外減価償却累計額とし、資本剰余金を減額することによって処理するものとする。

2 運営費交付金により償却固定資産を取得した場合には、当該固定資産の取得費に相当する額を、運営費交付金債務から資産見返運営費交付金債務に振替えることとし、毎事業年度末に減価償却費を計上する際には、減価償却相当額を資産見返運営費交付金債務より取り崩し、資産見返運営費交付金戻入として損益計算上の収益として計上するものとする。

（引当金の処理）

第90条 法令、中期計画等に照らして客観的に財源が措置されていると明らかに見込まれる将来の支出については、引当金は計上しない。

2 退職手当については、中期計画をもとに交付される運営費交付金を財源とするものは、引当金を計上せず、その見積額を貸借対照表の注記において表示するものとする。

（預り金処理）

第91条 受取人の所在不明その他の理由により振込不能となったもの又は振出した小切手でその呈示期間を経過し、なお取引金融機関に呈示のないものは、当該事業年度末日において預り金として処理しなければならない。

（減損の処理）

第92条 固定資産の減損会計基準にかかる処理については別に定める。

第9章 監査

（会計監査員）

第93条 監事は、会計規程第70条に規定する監査を行う職員（以下「会計監査員」という。）を任命する場合には、書面により命ずるものとする。

（監査の実施通知）

第94条 監事は、監査を実施しようとするときは、あらかじめ会計規程第71条に規定する立会人に対し、その期日、会計監査員の職、氏名その他必要な事項について書面をもって通知しなければならない。

（会計監査員の報告義務）

第95条 会計監査員は、監査が終了した場合には、速やかに諸表、決算報告書を添えて監査報告書を監事に提出しなければならない。

（監事の報告義務）

第96条 監事は、自ら監査を実施した場合若しくは、前条に規定する報告をうけた場合においては、速やかに財務諸表、決算報告書に関する意見を添えて理事長に報告しなければならない。

(是正改善等の措置)

第97条 監事は、監査の結果会計経理に関し、是正改善の必要があると認めたときは、直ちに必要な措置をとることを求めるとともに、期間を定めてその結果を報告させなければならない。

第10章 雑則

(計算証明書類の様式及び提出期限)

第98条 会計検査院に提出する計算証明書類の様式及び提出期限については、会計検査院の定めるところによる。

(委員会の設置)

第99条 第78条及び第83条で規定する委員会以外で、契約に関する事項を実施するため、必要がある場合には、委員会を置くことができるものとする。

2 委員は、理事長が書面により委嘱するものとする。

3 委員会の任務及び構成その他必要な事項は、その都度、別に定めるものとする。

附 則

1. この細則は、平成13年4月1日から適用する。

2. 第27条に規定する競争参加者の資格については、文部科学省が定めた一般競争参加者の資格(平成13年文部科学大臣決定)、一般競争参加資格者の資格制限(平成13年文部科学大臣決定)、指名競争参加者の資格(平成13年文部科学大臣決定)、特別の事情がある場合における指名競争参加者の資格(平成13年文部科学大臣決定)、指名基準(平成13年文部科学大臣決定)を、会計規程及びこの細則に抵触しない限りにおいて準用するものとする。

3. 当分の間、国の機関の統一資格及び文部科学省文教施設部が定めた建設工事の競争参加資格を有している者を、研究所の競争参加資格とする。

附 則

この細則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成２０年３月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２０年７月３０日から施行する。

附 則

この細則は、平成２０年１２月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２１年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２１年１１月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この細則は、平成２５年４月１日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

出納命令役及び出納命令役代理

出納命令役として 指 定 す る 職	出納命令役代理とし て 指 定 す る 職	事 務 の 範 囲
総務部長	理事	研究所における取引の命令及び取引金融機関に登録し た理事長の印鑑並びに契約担当役印の保管に関する事 務

別表第 2（第 4 条関係）

出納専門役及び出納専門役代理

出納専門役として 指 定 す る 職	出納専門役代理とし て 指 定 す る 職	事 務 の 範 囲
財務課長	財務課課長補佐 又は 財務課専門員	出納命令役の命令に基づく取引の遂行、会計規程第 2 0 条第 1 号及び第 2 号に掲げる資産の出納保管並びに 同規程第 3 6 条から第 3 8 条に規定する伝票及び帳 簿、その他の証拠書類の保存に関する事務

別表第 3（第 4 条関係）

指定資産管理者及びその代理

指 定 資 産 管 理 者 として 指 定 す る 職	指定資産管理者代理 として 指 定 す る 職	事 務 の 範 囲
総務部長	財務課長	会計規程第 2 0 条第 4 号に掲げる資産の維持、管理に 関する事務

別表第 4（第 4 条関係）

物品管理者及びその代理

物 品 管 理 者 として 指 定 す る 職	物品管理者代理とし て 指 定 す る 職	事 務 の 範 囲
財務課長	総務部長	会計規程第 2 0 条第 3 号に規定する動産の維持管理に 関する事務

別表第 5（第 5 条関係）

契約担当役の補助者

補助者として指定する職	事務の範囲
財務課長	予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が 500 万円を超えるもの） 指名競争における業者の指名に関すること。 業者の選定に関すること（予定価格が 500 万円を超えるもの）。 入札の執行に関すること。 検査及び検査調書の作成に関すること（予定価格が 300 万円を超えるもの）。
財務課課長補佐又は財務課専門員	業者の選定に関すること（予定価格が 500 万円以下のもの）。 検査及び検査調書の作成に関すること（予定価格が 300 万円以下のもの）。
財務係長	入札の立会いに関すること。 技術審査に関すること。
契約第一係長	契約第一係所掌の 予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が 500 万円以下のもの）。 入札公告に関すること。 仕様説明に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 契約書案の作成に関すること。 発注の連絡に関すること。 監督に関すること。
契約第二係長	契約第二係所掌の 予定価格調書案の作成に関すること（予定価格が 500 万円以下のもの）。 入札公告に関すること。 仕様説明に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 契約書案の作成に関すること。 発注の連絡に関すること。 監督に関すること。
財務課専門員	財務課課長補佐、財務係長、契約第一係長、契約第二係長に事故ある時又は欠員が生じたときにその代行を行うこと。
情報サービス係長	情報サービス係所掌（図書に限る）の 仕様作成に関すること。 技術審査に関すること。 見積書の徴収に関すること。 発注の連絡に関すること。 納品・検収に関すること。

別表第 6（第 6 条関係）

出納専門役の補助者

補助者として指定する職	事務の範囲
財務課課長補佐	出納専門役印の保管及び押印に関すること。
財務係長	研究所における収入金の収納に関すること。 収入伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。 人件費、旅費及び謝金の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。 小切手の保管及び小切手の作成に関すること。 支払に関すること。
契約第一係長	契約第一係所掌の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。
契約第二係長	契約第二係所掌の伝票の起票及び関係書類の整備に関すること。
財務課専門員	財務課課長補佐、財務係長、契約第一係長、契約第二係長に事故ある時又は欠員が生じたときにその代行を行うこと。

別表第 7（第 8 条関係）

金庫管守責任者及びその代理

区 分	管 守 責 任 者	代 理 者
研 究 所 固 定 金 庫	財務課長	財務係長
出 納 命 令 役 用 手 提 金 庫	総務部長	財務係長
出 納 専 門 役 用 手 提 金 庫	財務課長	財務係長
小 切 手 帳 用 手 提 金 庫	財務課長	財務係長
科 学 研 究 費 用 手 提 金 庫	財務課長	財務係長
文 部 科 学 省 共 済 組 合 用 固 定 金 庫	財務課長	契約第一係長
文 部 科 学 省 共 済 組 合 用 手 提 金 庫	財務課長	契約第一係長